意　匠　審　査　基　準

特　許　庁

意匠審査基準について

意匠審査基準は、意匠審査における意匠法の統一的な条文解釈及びその運用を図るためのものであり、古くは昭和５年頃に「意匠審査取極」として既に存在し、その後昭和３４年改正意匠法に対応すべく昭和４３年６月に公表された「意匠審査基準」が数度の若干の追加修正等を経つつも約３０年以上に渡り活用されてきた。

その後、平成１０年に大幅な意匠法の改正が行われ、更に平成１１年においても一部の条文について改正が行われ、その改正条文の解釈及びその運用に関し、「平成１０年改正意匠法　意匠審査の運用基準」、「平成１１年改正意匠法　意匠審査の運用基準」において統一的な運用を図ってきたが、審査実務においては、それらに加え既存の「意匠審査基準」をも併せ読む必要があった。

このような状況を踏まえ、意匠審査基準室では既存の「意匠審査基準」、「平成１０年改正意匠法　意匠審査の運用基準」、「平成１１年改正意匠法　意匠審査の運用基準」に基づき、意匠の審査実務に関わる条文ごとに「意匠審査基準」を再編集し、公表することとした。

平成１４年１月
特許庁審査業務部意匠課
意 匠 審 査 基 準 室

意匠審査基準（平成１８年改正意匠法対応）について

「意匠法等の一部を改正する法律」（平成１８年法律第５５号）が平成１８年６月７日に公布され、意匠法の主たる改正項目につきましては平成１９年４月１日から施行されることになりました。これに伴って、これまで公表してきた意匠審査基準のうち、次の部分を改正しました。また、各章の関連条文についても併せて修正しました。

この意匠審査基準は、平成１９年４月１日以降の意匠登録出願について適用します。（なお、第３部「新規性の喪失の例外」は、平成１８年９月１日以降の意匠登録出願について適用します。）

◎　第２部　第２章　「意匠の類否判断」
◎　第２部　第４章　「先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外」
◎　第３部　「新規性の喪失の例外」
◎　第６部　「先願」
◎　第７部　第１章　「部分意匠」
◎　第７部　第３章　「関連意匠」
◎　第７部　第４章　「意匠法第２条第２項に規定する画像を含む意匠」

平成１９年４月
特許庁審査業務部意匠課
意 匠 審 査 基 準 室

意匠審査基準の一部改正について

この度、既存の「意匠審査基準」のうち、第７部第４章「意匠法第２条第２項に規定する画像を含む意匠」及び第１０部「パリ条約による優先権等の主張の手続」を改正しました。なお、改正部分については、平成２０年７月に行われた産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会（以下、意匠制度小委員会という。）第１回意匠審査基準ワーキンググループにおいて検討され、その後、平成２０年９月から１０月にかけて特許庁内外の意見聴取を行い、それを踏まえて必要な修正を行い、平成２０年１０月に開催された意匠制度小委員会第２回意匠審査基準ワーキンググループにおいて承認されたものです。

この意匠審査基準第７部第４章及び同第１０部については、平成２０年１０月３１日以降に審査される出願に適用します。

◎　第７部　第４章　「意匠法第２条第２項に規定する画像を含む意匠」
◎　第１０部　「パリ条約による優先権等の主張の手続」

平成２０年１０月
特許庁審査業務部意匠課
意 匠 審 査 基 準 室

意匠審査基準の一部改訂について

この度、「特許法等の一部を改正する法律」（平成 20 年 4 月 18 日法律第 16 号）による意匠法の改正に伴い、意匠審査基準の以下の項目において「３０日」を「３月」に修正する改訂を行いました。

「第８部第２章　補正の却下」及び「第９部第４章　補正後の意匠についての新出願」の改訂内容は、平成２１年４月１日以降に却下の決定の謄本が送達された出願に適用され、「第９部第２章　出願の変更」の改訂内容は、平成２１年４月１日以降にもとの特許出願について拒絶すべき旨の最初の査定の謄本が送達された出願に適用されます。

◎ 第８部　第２章　「補正の却下」
◎ 第９部　第２章　「出願の変更」
◎ 第９部　第４章　「補正後の意匠についての新出願」

平成２１年７月
特許庁審査業務部意匠課
意 匠 審 査 基 準 室

意匠審査基準の一部改訂について

この度、新たに 第１１部「審査の進め方」を追加致しました。この「審査の進め方」は、意匠の実体審査の進め方の概要を示したもので、平成２１年度に開催された産業構造審議会 知的財産政策部会 意匠制度小委員会（以下単に「意匠制度小委員会」という。）第３回 意匠審査基準ワーキンググループ（平成２１年１１月開催）及び 意匠制度小委員会 第４回 意匠審査基準ワーキンググループ（平成２２年１月開催）においてその内容が検討され、その後、平成２２年２月に特許庁内外の意見聴取を行い、それを踏まえて必要な修正を行い、意匠制度小委員会意匠審査基準ワーキンググループにおいて承認されたものです。

また、第１１部に「審査の進め方」を追加したことに伴い、従来の 第１１部「その他」を繰り下げて 第１２部「その他」と致しました。

この意匠審査基準については、平成２２年４月１日以降に審査される出願に適用します。

◎ 第１１部　「審査の進め方」
◎ 第１２部　「その他」

平成２２年４月
特許庁審査業務部意匠課
意 匠 審 査 基 準 室

意匠審査基準の一部改訂について

この度、既存の「意匠審査基準」のうち、第２部第１章「工業上利用することができる意匠」、第７部第１章「部分意匠」、第７部第４章「画像を含む意匠」を改正しました。なお、改正部分については、産業構造審議会 知的財産政策部会 意匠制度小委員会（以下「意匠制度小委員会」という。）第５回意匠審査基準ワーキンググループ（平成２３年３月開催）、及び 意匠制度小委員会 第６回意匠審査基準ワーキンググループ（平成２３年５月開催）においてその内容が検討され、その後、平成２３年５月から６月にかけて特許庁内外の意見聴取を行い、それを踏まえて必要な修正を行い、意匠制度小委員会 意匠審査基準ワーキンググループにおいて承認されたものです。

この意匠審査基準第２部第１章、第７部第１章、第７部第４章については、平成２３年８月１日以降の意匠登録出願について適用します。

平成２３年７月
特許庁審査業務部意匠課
意 匠 審 査 基 準 室

意匠審査基準の一部改訂について

この度、新たに第１１部「国際意匠登録出願」を追加するとともに、第２部第４章「先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外」、第６部「先願」、第７部第３章「関連意匠」、第９部第１章「意匠登録出願の分割」、第１０部「パリ条約による優先権等の主張の手続」、第１２部「審査の進め方」を修正致しました。今般の改訂は、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定に対応したもので、産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会第１回意匠審査基準ワーキンググループ（平成２６年１０月開催）及び、同第２回意匠審査基準ワーキンググループ（平成２６年１０月開催）においてその内容が検討され、その後、平成２６年１０月から１１月にかけて特許庁内外の意見聴取を行い、それを踏まえて必要な修正を行った後、同第３回意匠審査基準ワーキンググループ（平成２６年１２月開催）において承認されたものです。

また、第１１部に「国際意匠登録出願」を追加したことに伴い、従来の第１１部「審査の進め方」、及び第１２部「その他」を繰り下げて、それぞれ、第１２部「審査の進め方」、第１３部「その他」と致しました。

この意匠審査基準については、平成２７年５月１３日以降に審査される出願に適用します。

◎ 第２部　第４章　「先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外」
◎ 第６部　「先願」
◎ 第７部　第３章　「関連意匠」
◎ 第９部　第１章　「意匠登録出願の分割」
◎ 第１０部　「パリ条約による優先権等の主張の手続」
◎ 第１１部　「国際意匠登録出願」
◎ 第１２部　「審査の進め方」
◎ 第１３部　「その他」

平成２７年４月
特許庁審査第一部意匠課
意 匠 審 査 基 準 室

意匠審査基準の一部改訂について

この度、第７部第４章「画像を含む意匠」の項を改訂しました。今般の改訂は、産業構造審議会 知的財産分科会 意匠制度小委員会（以下「意匠制度小委員会」という。）報告書「創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援について」（平成２６年１月）を受け、意匠制度小委員会意匠審査基準ワーキンググループにおいて内容が検討され（平成２７年３月から１１月）、その後、意匠制度小委員会における確認及び意見募集手続を経て承認されたものです（平成２８年１月）。

この改訂意匠審査基準第７部第４章は、「74.4.3 創作非容易性」については平成２８年４月１日以降に審査される意匠登録出願に、「74.4.3 創作非容易性」を除く部分については同日以降の意匠登録出願に、それぞれ適用します。

◎ 第７部　　第４章　「画像を含む意匠」

平成２８年３月
特許庁審査第一部意匠課
意 匠 審 査 基 準 室

意匠審査基準の一部改訂について

この度、第１部第２章「意匠登録出願に係る意匠の認定」、第２部第１章「工業上利用することができる意匠」、及び第３部「新規性の喪失の例外」の項を改訂しました。

今般の改訂は、産業構造審議会 知的財産分科会 意匠制度小委員会 意匠審査基準ワーキンググループにおいて内容が検討され（平成２８年１２月から平成２９年２月）、その後、意見募集を行い（平成２９年２月から３月）、それを踏まえて必要な修正を行ったものです。

この改訂意匠審査基準は、平成２９年４月１日以降に審査される意匠登録出願に適用します。

◎ 第１部　　第２章　「意匠登録出願に係る意匠の認定」
◎ 第２部　　第１章　「工業上利用することができる意匠」
◎ 第３部　　「新規性の喪失の例外」

平成２９年３月
特許庁審査第一部意匠課
意 匠 審 査 基 準 室

意匠審査基準の一部改訂について

この度、意匠審査基準の「第２部 第１章 工業上利用することができる意匠」、「第７部 第１章 部分意匠」、及び「第１１部 第８章 部分意匠の国際意匠登録出願」の項を改訂しました。今般の改訂は、産業構造審議会 知的財産分科会 意匠制度小委員会 意匠審査基準ワーキンググループにおいて内容が検討され（平成３０年２月）、その後、意見募集を行い（平成３０年３月から４月）、それを踏まえて必要な修正を行ったものです。

この改訂意匠審査基準は、平成３０年５月１日以降に審査される意匠登録出願に適用します。

◎ 第２部　　第１章　「工業上利用することができる意匠」
◎ 第７部　　第１章　「部分意匠」
◎ 第１１部　第８章　「部分意匠の国際意匠登録出願」

平成３０年４月
特許庁審査第一部意匠課
意 匠 審 査 基 準 室

意匠審査基準の一部改訂について

この度、「不正競争防止法等の一部を改正する法律」（平成３０年５月３０日法律第３３号）による意匠法の改正に伴い、意匠審査基準の第３部「新規性の喪失の例外」の項において、「６月」を「１年」に修正する改訂を行いました。

改訂後の審査基準は、平成２９年１２月９日以降に公開された意匠について、平成３０年６月９日以降に出願された場合の審査に適用されます。

◎ 第３部　　「新規性の喪失の例外」

平成３０年６月
特許庁審査第一部意匠課
意 匠 審 査 基 準 室

意匠審査基準の一部改訂について

この度、意匠審査基準の「第５部 一意匠一出願」、「第７部第２章　組物の意匠」及び「第１３部別添　組物の構成物品表」について改訂を行いました。

今般の改訂は、産業構造審議会 知的財産分科会 意匠制度小委員会 意匠審査基準ワーキンググループにおいて内容が検討され（平成３０年９月から１０月）、その後、意見募集を行い（平成３０年１１月から１２月）、それを踏まえて必要な修正を行ったものです。

この改訂意匠審査基準は、平成３１年１月１０日以降に審査される意匠登録出願に適用します。

◎ 第５部　　「一意匠一出願」
◎ 第７部　　第２章　「組物の意匠」
◎ 第１３部　別添　　「組物の構成物品の例」

平成３１年１月
特許庁審査第一部意匠課
意 匠 審 査 基 準 室

意匠審査基準の一部改訂について

この度、意匠審査基準の「第１部 願書・図面」、「第２部第１章　工業上利用することができる意匠」、「第６部　先願」、「第７部第１章　部分意匠」、「第７部第３章　関連意匠」、「第７部第４章　画像を含む意匠」、「第８部第２章　補正の却下」、「第１０部　パリ条約による優先権等の主張の手続」、「第１１部第８章　部分意匠の国際意匠登録出願」、及び「第１２部　第２章各論」について改訂を行いました。

今般の改訂は、産業構造審議会 知的財産分科会 意匠制度小委員会 意匠審査基準ワーキンググループにおいて内容が検討され（平成３０年９月から１０月）、その後行った意見募集（平成３０年１１月から１２月）、及び平成３１年４月に公布された意匠法施行規則の改訂を踏まえて必要な修正を行ったものです。

この改訂意匠審査基準は、本年５月１日以降の意匠登録出願に適用します。

◎ 第１部　　「願書・図面」
◎ 第２部　　第１章　「工業上利用することができる意匠」
◎ 第６部　　「先願」
◎ 第７部　　第１章　「部分意匠」、第３章「関連意匠」、 第４章「画像を含む意匠」
◎ 第８部　　第２章　「補正の却下」
◎ 第１０部　　「パリ条約による優先権等の主張の手続」
◎ 第１１部　第８章　「部分意匠の国際意匠登録出願」
◎ 第１２部　第２章　　審査の進め方「各論」

平成３１年４月
特許庁審査第一部意匠課
意 匠 審 査 基 準 室

意匠審査基準　沿革

昭和４３年　６月１２日
昭和６０年　６月２７日一部追加
昭和６０年　６月２７日一部改正
昭和６０年１２月１１日一部修正
昭和６２年　３月　５日一部追加
昭和６３年　３月１５日一部追加
平成　元年　３月２３日一部追加
平成　５年　４月２３日一部修正
平成　５年１１月　８日一部修正
平成　６年　６月１６日一部修正
平成１４年　１月３１日一部追加
平成１４年　１月３１日一部修正
平成１９年　４月　１日一部追加
平成１９年　４月　１日一部修正
平成２０年１０月３１日一部修正
平成２１年　７月　１日一部修正
平成２２年　４月　１日一部追加
平成２３年　８月　１日一部修正
平成２７年　４月１０日一部追加
平成２７年　４月１０日一部修正
平成２８年　３月１１日一部修正
平成２９年　３月３１日一部修正
平成３０年　４月２７日一部修正
平成３０年　６月　６日一部修正
平成３１年　１月　９日一部修正
平成３１年　４月２６日一部修正

目次

第１部　願書・図面 1

第１章　意匠登録出願 1

11　関連条文 1

11.1　意匠法第６条の規定 2
11.2　願書及び図面の意義 2

第２章　意匠登録出願に係る意匠の認定 3

第２部　意匠登録の要件 4

第１章　工業上利用することができる意匠 5

21　関連条文 5

21.1 意匠法第３条第１項柱書の規定 7
21.1.1　意匠を構成するものであること 7
21.1.1.1　物品と認められるものであること 7
21.1.1.2　物品自体の形態であること 9
21.1.1.3　視覚に訴えるものであること 9
21.1.1.4　視覚を通じて美感を起こさせるものであること 10
21.1.2　意匠が具体的なものであること 10
21.1.3　工業上利用することができるものであること 20

第２章　新規性 22

22　関連条文 22

22.1　意匠法第３条第１項各号の規定 22
22.1.1　意匠法第３条第１項第１号 22
22.1.1.1　意匠登録出願前について 22
22.1.1.2　公然知られた意匠について 23
22.1.1.3　公然知られた意匠として取り扱わない意匠 23
22.1.1.4　公然知られた意匠に該当する場合の取扱い 23
22.1.2　意匠法第３条第１項第２号 23
22.1.2.1　意匠登録出願前について 23
22.1.2.2　頒布について 24
22.1.2.3　刊行物について 24
22.1.2.4　刊行物の頒布された時期の取扱い 24
22.1.2.5　意匠登録出願の時と刊行物の頒布された時期の判断について 25
22.1.2.6　刊行物に記載された意匠について 25

22.1.2.7　電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠について 25
22.1.2.8　インターネットを通じて得られる意匠情報の審査上の取扱い 26
22.1.2.8.1　意匠登録出願前に、引用する電子的意匠情報が公衆に利用可能な情報であること 27
22.1.2.8.2　意匠登録出願前に、引用する電子的意匠情報がその内容のとおり掲載されていたこと 28
22.1.2.9　電子的意匠情報としてインターネットにのせられた意匠について 30
22.1.3　意匠法第３条第１項第３号 30
22.1.3.1　意匠の類否判断 30
22.1.3.1.1　判断主体 30
22.1.3.1.2　意匠の類否判断の手法 31

第３章　創作非容易性 39

23 関連条文 39

23.1　意匠登録出願前について 39
23.2　その意匠の属する分野における通常の知識を有する者について 39
23.3　公然知られたについて 39
23.4　創作非容易性の判断の基礎となる資料 39
23.4.1　公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合 40
23.4.2　広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合 40
23.4.3　公然知られた意匠又は広く知られた意匠 40
23.5　容易に創作することができる意匠と認められるものの例 41
23.5.1　置換の意匠 41
23.5.2　寄せ集めの意匠 46
23.5.3　配置の変更による意匠 49
23.5.4　構成比率の変更又は連続する単位の数の増減による意匠 50
23.5.5　公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合をほとんどそのまま表したにすぎない意匠 52
23.5.5.1　公然知られた形状や模様に基づく意匠 52
23.5.5.2　自然物並びに公然知られた著作物及び建造物等に基づく意匠 53
23.5.6　商慣行上の転用による意匠 54
23.6　創作非容易性の判断の基礎となる資料の提示 56
23.7　当業者にとってありふれた手法であることの提示 56
23.8　意匠法第３条第１項各号との適用関係 56

第４章　先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外 57

24　関連条文 57

24.1　意匠法第３条の２の規定 57
24.1.1　意匠法第３条の２本文の規定の適用の基礎となる意匠公報について 57
24.1.2　願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠について 57
24.1.3　先願に係る意匠として開示された意匠を特定するための図 58
24.1.3.1　全体意匠の意匠登録出願の場合 58

24.1.3.2　部分意匠の意匠登録出願の場合 58
24.1.3.3　組物の意匠の意匠登録出願の場合 59
24.1.4　意匠の一部について 59
24.1.5　先願に係る意匠として開示された意匠の一部と後願の全体意匠との類否判断... 59
24.1.6　意匠法第３条の２ただし書の規定の適用の判断 60
24.1.6.1　意匠登録出願の出願人と先の意匠登録出願の出願人とが同一の者であること 60
24.1.6.2　第２０条第３項の規定により先の意匠登録出願が掲載された意匠公報（同条第４項の規定により同条第３項第４号に掲げる事項が掲載されたものを除く。）の発行の日前に当該意匠登録出願があったこと 60
24.1.7　意匠法第３条の２の規定の適用に関する時期的要件 60
24.1.7.1　意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての新出願の意匠法第３条の２の規定の判断の基準日 61
24.1.7.2　パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願の意匠法第３条の２の規定の判断の基準日 61
24.1.7.3　意匠法第３条の２の規定により拒絶の理由を通知する時期 61
24.1.7.4　国際意匠登録出願の意匠法第３条の２の規定の判断の基準日 61
24.2　意匠法第３条の２の規定に該当する全体意匠の意匠登録出願の例 62

第３部　新規性の喪失の例外 67

31　関連条文 67

31.1　意匠法第４条第１項及び第２項の規定 67
31.1.1　意匠法第４条第２項の規定を適用するための要件 67
31.1.1.1　証明する書面に記載された公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者 68
31.1.1.2　証明する書面に記載された公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して、当該公開意匠が公開された事実... 68
31.1.2　意匠法第４条第２項の規定の適用を受けるための具体的な手続 69
31.1.3　「証明する書面」に基づく意匠法第４条第２項の規定の適用についての判断手順69
31.1.3.1　以下に示す書式に従って作成された「証明する書面」が提出されている場合69
31.1.3.2　31.1.3.1 に示す書式と異なる書式による「証明する書面」が提出されている場合 70
31.1.3.3　意匠法第４条第２項の規定の適用を認めずに拒絶理由を通知した後の判断手順 71
31.1.4　意匠法第４条第２項の規定の適用についての判断に係る留意事項 71
31.1.4.1　同一の意匠が複数回公開された場合における先の意匠法第４条第２項の「該当するに至った日」と意匠登録出願の間になされた公開行為についての取扱い 71
31.1.4.2　出願された意匠と異なる意匠が公開された場合等における意匠法第４条第２項の規定の適用についての取扱い 72
31.1.4.2.1　相互に類似する意匠Ａ及び意匠Ａ’が意匠登録出願前に公開され、意匠法第４条第２項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願Ａの「証明する書面」には公開意匠Ａのみが記載された場合の取扱い 73
31.1.4.2.2　本意匠である意匠登録出願Ａについては、意匠法第４条第２項の規定の適用を受けようとして「証明する書面」にその意匠登録出願前に公開された公開意匠Ａを記載したが、その後関連意匠として出願した意匠登録出願Ａ’

については、意匠法第４条第２項の規定の適用を受けるための所要の手続をしなかった場合における、意匠登録出願Ａ’についての公開意匠Ａの取扱い 74
31.1.4.2.3 相互に類似する意匠Ａ及び意匠Ａ’が意匠登録出願前に公開され、意匠法第４条第２項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願Ａ及び意匠登録出願Ａ’がなされたが、それぞれの「証明する書面」には出願の意匠と同一の公開意匠しか記載されていない場合の取扱い 75
31.1.5 意匠法第４条第１項の規定を適用するための要件 76
31.1.5.1 公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者 76
31.1.5.2 意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公開された事実 76
31.1.6 意匠法第４条第１項の規定の適用を受けるための手続 76
31.1.7 意匠法第４条第１項の規定の適用についての判断 77

第４部　意匠登録を受けることができない意匠 78

41 関連条文 78

41.1 意匠法第５条の規定 78
41.1.1 公の秩序を害するおそれがある意匠について 78
41.1.2 善良の風俗を害するおそれがある意匠について 78
41.1.3 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠について 78
41.1.4 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠について 79
41.1.4.1 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠と認められるものの類型 79
41.1.4.1.1 標準化された規格に該当する規格の例 80

第５部　一意匠一出願 81

51 関連条文 81

51.1 意匠法第７条の規定 81
51.1.1 経済産業省令で定める物品の区分 81
51.1.2 意匠法第７条に規定する要件を満たさないものの例 82
51.1.2.1 物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例 82
51.1.2.2 意匠ごとに出願されていないものの例 82
51.1.2.2.1 二以上の物品を表したものであるか否かの判断 83
51.1.2.3 部分意匠についての取扱い 87

第６部　先願 88

61 関連条文 88

61.1 意匠法第９条の規定 88
61.1.1 意匠法第９条第１項又は第２項の規定の適用の対象となる意匠登録出願 88
61.1.2 先願として取り扱われる意匠登録出願の類型 89
61.1.3 先願又は同日の出願として取り扱われない意匠登録出願の類型 89
61.1.4 全体意匠と全体意匠との類否判断 89

61.1.5　部分意匠と部分意匠との類否判断 90
61.1.6　全体意匠と部分意匠との類否判断 90
61.1.7　同一の意匠について異なった日にされた意匠登録出願 90
61.1.8　類似の意匠について異なった日にされた意匠登録出願 90
61.1.9　同一の意匠について同日にされた意匠登録出願 91
61.1.10 類似の意匠について同日にされた意匠登録出願 91
61.1.11 同一の意匠について異なった日にされた意匠登録出願の取扱い 91
61.1.12 類似の意匠について異なった日にされた意匠登録出願の取扱い 91
61.1.13 同一又は類似の意匠について同日にされた意匠登録出願の取扱い 92
61.1.13.1 複数の協議指令に対する届出の内容が相互に矛盾すると認められるものの例 93
61.1.13.2 協議指令に対する届出を伴わず、そのうちの一部の意匠登録出願にのみ出願取下げ又は出願放棄あるいは補正の手続が行われた場合の取扱い 94
61.1.14 意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての新出願の意匠法第９条第１項又は第２項の規定の判断の基準日 94
61.1.15 パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願の意匠法第９条第１項又は第２項の規定の判断の基準日 95
61.1.16 国際意匠登録出願の意匠法第９条第１項又は第２項の規定の判断の基準日 95

第７部　個別の意匠登録出願 96

第１章　部分意匠 96

71　関連条文 96

71.1　部分意匠とは 97
71.2　部分意匠の意匠登録出願における願書・図面 97
71.2.1　部分意匠の意匠登録出願における願書の記載事項 97
71.2.2　部分意匠の意匠登録出願における図面等の記載 98
71.3　部分意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定 99
71.4　部分意匠に関する意匠登録の要件 100
71.4.1　工業上利用することができる意匠 101
71.4.1.1　意匠を構成するものであること 101
71.4.1.1.1　物品と認められるものであること 101
71.4.1.1.2　物品自体の形態であること 102
71.4.1.1.3　視覚に訴えるものであること 102
71.4.1.1.4　視覚を通じて美感を起こさせるものであること 102
71.4.1.1.5　一定の範囲を占める部分であること 102
71.4.1.1.6　他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分であること 103
71.4.1.2　意匠が具体的なものであること 104
71.4.1.3　工業上利用することができるものであること 110
71.4.2　新規性 110
71.4.2.1　意匠法第３条第１項第１号及び第２号 110
71.4.2.2　意匠法第３条第１項第３号 111
71.4.2.2.1　公知の意匠と部分意匠との類否判断 111
71.4.2.2.2　意匠法第３条第１項第３号の規定に該当する部分意匠の意匠登録出願の例 113

71.4.3　創作非容易性 115
71.4.4　先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠 115
71.4.4.1　先願に係る意匠として開示された意匠の一部と後願の部分意匠との類否判断 116
71.4.4.2　意匠法第３条の２の規定に該当する部分意匠の意匠登録出願の例 116
71.5　部分意匠の意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外 116
71.6　部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第５条の規定 117
71.7　部分意匠の意匠登録出願に関する一意匠一出願 117
71.7.1　意匠法第７条に規定する要件を満たさないものの例 117
71.7.1.1　物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例 117
71.7.1.2　意匠ごとに出願されていないものの例 117
71.7.1.2.1　物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものであっても一意匠と取り扱うものの類型 117
71.8　組物の意匠に係る部分意匠 120
71.9　部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第９条及び第１０条の規定 120
71.9.1　部分意匠と部分意匠との類否判断 120
71.9.1.1　意匠法第９条第１項において類似するものと認められる部分意匠の意匠登録出願の例 121
71.9.1.2　意匠法第９条第２項又は第１０条において類似するものと認められる部分意匠の意匠登録出願の例 122
71.9.2 全体意匠と部分意匠との類否判断 122
71.9.2.1 意匠法第９条第１項において類似するものと認められる全体意匠と部分意匠の意匠登録出願の例 124
71.10　部分意匠の意匠登録出願に関する要旨の変更 125
71.10.1　部分意匠の意匠の要旨 125
71.10.2　要旨を変更するものとなる補正の類型 125
71.10.3　願書の記載についてした補正の具体的な取扱い 125
71.10.4　願書に添付した図面等についてした補正の具体的な取扱い 126
71.11　部分意匠の意匠登録出願に関する分割 127
71.11.1　意匠ごとに出願されていない部分意匠の分割 127
71.11.2　意匠ごとに出願された意匠登録出願の一部を一又は二以上の部分意匠の意匠登録出願とする分割 127
71.12　特許出願又は実用新案登録出願から部分意匠の意匠登録出願への出願の変更 128
71.13　パリ条約による優先権等の主張を伴う部分意匠の意匠登録出願 128

第２章　組物の意匠 129

72　関連条文 129

72.1　組物の意匠とは 129
72.1.1　組物の意匠と認められる要件 129
72.1.1.1　願書の「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものであること 129
72.1.1.2　構成物品が適当であること 130
72.1.1.3　組物全体として統一があること 130
72.1.1.3.1　組物全体として統一があると認められるものの類型 130

72.1.1.3.1.1　構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が、同じような造形処理で表されていることによって、組物全体として統一があると認められる場合の例 130
72.1.1.3.1.2 構成物品が全体として一つのまとまった形状又は模様を表すことによって、組物全体として統一があると認められる場合の例 133
72.1.1.3.1.3 各構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合によって、物語性など観念的に関連がある印象を与えることにより組物全体として統一があると認められる場合の例 134
72.1.2　組物の意匠に係る部分意匠 134
72.1.3　組物の意匠に関する意匠登録の要件等の判断 135
72.1.4　組物の意匠の意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外 135
72.1.5　組物の意匠の意匠登録出願に関する要旨の変更 135
72.1.5.1　組物の意匠の意匠の要旨 135
72.1.5.2　要旨を変更するものとなる補正の類型 136
72.1.5.3　願書の記載についてした補正の具体的な取扱い 136
72.1.5.4　願書に添付した図面等についてした補正の具体的な取扱い 137
72.1.6　組物の意匠の意匠登録出願に関する分割 137
72.1.6.1　組物の意匠と認められる意匠登録出願の分割 137
72.1.6.2　組物の意匠と認められない意匠登録出願の分割 138
72.1.7　パリ条約による優先権等の主張を伴う組物の意匠の意匠登録出願 138

第３章　関連意匠 139

73　関連条文 139

73.1　関連意匠とは 140
73.1.1　関連意匠として意匠登録を受けることができる意匠 140
73.1.1.1　本意匠と同一の意匠登録出願人による意匠登録出願であること 140
73.1.1.2　本意匠に類似する意匠に係る意匠登録出願であること 141
73.1.1.3　本意匠の意匠登録出願の日以後であって、本意匠に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。）の発行の日前に出願された意匠登録出願であること 141
73.1.1.3.1　意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての新出願の意匠法第１０条第１項の規定の判断の基準日 141
73.1.1.3.2　パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願の意匠法第１０条第１項の規定の判断の基準日 142
73.1.1.3.3　国際意匠登録出願の意匠法第１０条第１項の規定の判断の基準日 142
73.1.2　本意匠の意匠権について専用実施権が設定されている場合の取扱い 142
73.1.3　関連意匠にのみ類似する意匠の取扱い 143
73.1.4　本意匠に係る二以上の関連意匠同士が類似する場合の取扱い 143

第４章　画像を含む意匠 146

74　関連条文 146

74.1 意匠を構成する画像 147

74.1.1　電子計算機の画像 147
74.2　画像を含む意匠の意匠登録出願における願書・図面 147
74.2.1　画像を含む意匠の意匠登録出願における願書の記載事項 147
74.3　画像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定 150
74.4　画像を含む意匠の登録要件 151
74.4.1　工業上利用することができる意匠 151
74.4.1.1　意匠を構成するものであること 151
74.4.1.1.1　画像が意匠を構成するものであること 151
74.4.1.1.1.1　物品の表示部に表示される画像が、意匠法第２条第１項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められるものであること 151
74.4.1.1.1.1.1　物品の表示部に表示される画像が、その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であること 152
74.4.1.1.1.1.2　物品の表示部に表示される画像が、その物品に記録された画像であること 154
74.4.1.1.1.2　意匠に含まれる画像が、意匠法第２条第２項において規定する画像を構成するものであること 154
74.4.1.1.1.2.1　物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像であること 155
74.4.1.1.1.2.2　当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示される画像であること 156
74.4.1.1.1.2.3　その物品に記録された画像であること 158
74.4.1.1.1.3　電子計算機に関する画像 158
74.4.1.1.1.3.1　電子計算機の画像 158
74.4.1.1.1.3.2　付加機能を有する電子計算機の画像 159
74.4.1.1.2　意匠を構成する画像に該当しないもの 161
74.4.1.2　意匠が具体的なものであること 164
74.4.1.3　工業上利用することができるものであること 165
74.4.2　新規性 166
74.4.2.1　意匠法第３条第１項第１号及び第２号 166
74.4.2.2　意匠法第３条第１項第３号 166
74.4.2.2.1　公知意匠と画像を含む意匠の類否判断 166
74.4.2.2.1.1　対比する両意匠の意匠に係る物品に関する類否判断 167
74.4.2.2.1.2　類似する意匠と認められるものの例 170
74.4.3　創作非容易性 174
74.4.3.1　その意匠の属する分野における通常の知識を有する者について 174
74.4.3.2　当該分野においてよく見られる改変とありふれた手法の例 174
74.4.3.3　変化する画像について 175
74.4.3.4　当業者の立場からみた意匠の着想や独創性について 175
74.4.3.5　容易に創作することができる意匠と認められるものの例 176
74.4.4 画像を含む先願意匠の一部と同一又は類似の画像を含む後願意匠 191
74.5　画像を含む意匠の意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外 193
74.6　画像を含む意匠の意匠登録出願に関する意匠法第５条の規定 193
74.7　画像を含む意匠の意匠登録出願に関する一意匠一出願 193
74.7.1　意匠法第７条に規定する要件を満たさないものの例 193
74.7.1.1　物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例 193
74.7.1.2　意匠ごとに出願されていないものの例 194
74.7.1.3　画像を含む意匠において、画像が変化する場合 196

74.7.1.4　複数の画像が一意匠として認められるもの 196
74.7.1.4.1 物品の同一機能のための画像 196
74.7.1.4.2　形態的な関連性が認められるものであること 198
74.7.1.4.2.1　形態的な関連性が認められる代表例 198
74.7.1.5　複数の画像が一意匠として認められないもの 204
74.7.1.5.1　物品の異なる機能のための複数の画像 204
74.7.1.5.2　形態的な関連性がない複数の画像 205
74.8　画像を含む組物の意匠 207
74.9　画像を含む意匠の意匠登録出願に関する意匠法第９条及び第１０条の規定 207
74.10　画像を含む意匠の意匠登録出願に関する要旨の変更 207
74.11　画像を含む意匠に関する分割 207
74.12　特許出願又は実用新案登録出願から画像を含む意匠登録出願への出願の変更 207
74.13　パリ条約による優先権等の主張を伴う画像を含む意匠の意匠登録出願 207

第８部　願書・図面等の記載の補正 208

第１章　補正 208

81　関連条文 208

81.1　補正とは 208
81.1.1　補正の内容的制限 209
81.1.2　補正の時間的制限 209

第２章　補正の却下 210

82　関連条文 210

82.1　補正の却下とは 210
82.1.1　意匠の要旨と意匠の要旨の認定 210
82.1.2　要旨の変更 210
82.1.2.1　要旨を変更するものとなる補正の類型 210
82.1.2.1.1　その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものと認められる場合 210
82.1.2.1.2　出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものと認められる場合 211
82.1.2.1.3　意匠登録を受けようとする範囲を変更する場合 211
82.1.2.2　要旨を変更するものとはならない補正の類型 211
82.1.2.2.1　その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲のものに訂正する場合 212
82.1.2.2.2　意匠の要旨の認定に影響を及ぼさない程度の微細な部分の記載不備を不備のない記載に訂正する場合 212

第９部　特殊な意匠登録出願 213

第１章　意匠登録出願の分割 213

91　関連条文 213

91.1　意匠法第１０条の２の規定 213
91.1.1　意匠登録出願の分割の要件 213
91.1.2　適法な意匠登録出願の分割の手続とは認められない場合の例 214
91.1.3　分割の要件を満たさない新たな意匠登録出願の取扱い 214
91.1.4　分割による新たな意匠登録出願について意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合、又はパリ条約による優先権等を主張しようとする場合の提出書面について 214

第２章　出願の変更 216

92　関連条文 216

92.1　意匠法第１３条の規定 216
92.1.1　意匠登録出願への変更の要件 216
92.1.2　適法な意匠登録出願への変更の手続とは認められない場合の例 217
92.1.3　変更の要件を満たさない新たな意匠登録出願の取扱い 217
92.1.4　変更による新たな意匠登録出願について意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合、又はパリ条約による優先権等を主張しようとする場合の提出書面について 217

第３章　特許協力条約に基づく国際出願に係る出願の変更の特例 218

93　関連条文 218

93.1　特許協力条約に基づく国際出願に係る出願の変更の特例の取扱い 218

第４章　補正後の意匠についての新出願 219

94　関連条文 219

94.1　意匠法第１７条の３の規定 219
94.1.1　補正の却下の決定があった補正後の意匠についての新たな意匠登録出願の要件 219

第１０部　パリ条約による優先権等の主張の手続 220

101　関連条文 220

101.1　パリ条約による優先権等の主張の効果 221
101.1.1　パリ条約による優先権等を主張するための手続 222
101.1.2　パリ条約による優先権等を主張する場合の優先期間 222
101.2　パリ条約による優先権等の主張の効果が認められるための要件 222
101.3　パリ条約による優先権主張の認否における「意匠の同一」の基本的な考え方 223
101.3.1　意匠に係る物品の欄の記載について 224

101.3.1.1　優先権証明書記載の意匠について、優先権証明書の記載全体から総合的に判断してその意匠に係る物品の用途、機能が明らかな場合 224
101.3.1.2　優先権証明書記載の意匠の意匠に係る物品の名称等が総括名称であって、用途、機能に対応する物品の区分が複数ある場合 225
101.3.2　一出願に含まれる意匠数について 225
101.3.2.1 優先権証明書に複数の意匠が記載されている場合に、そのうちの一の意匠を我が国への意匠登録出願の意匠とした場合は、優先権の認否において同一と認められる。 225
101.3.2.2 優先権証明書に複数の意匠が記載されている場合に、全部又はその一部の構成物品について組物（意匠法第８条に規定する経済産業省令で定める別表第二に掲げる組物）の意匠として我が国への意匠登録出願の意匠とした場合は、優先権の認否において同一と認められる。 225
101.3.2.3 優先権証明書に記載された意匠と、優先権証明書に記載されていない意匠とを合わせて、組物の意匠として我が国への意匠登録出願の意匠とした場合は、同一と認められない。 225
101.3.2.4 複数の優先権主張に基づく意匠を組み合わせた意匠について、我が国への意匠登録出願に係る意匠とした場合は、同一と認められない。 225
101.3.3　優先権証明書の添付図面において意匠登録を受けようとする意匠の物品全体の形態が表されていない場合について 226
101.3.3.1　物品全体の形態が表された意匠を我が国への意匠登録出願の意匠とした場合 226
101.3.3.2　我が国への意匠登録出願に係る意匠を優先権証明書記載の意匠において具体的形態が表されていた部分について意匠登録を受けようとする部分とし、表されていない部分をそれ以外の部分とする部分意匠の出願とした場合 . 226
101.3.4　意匠を構成する部品の組合せ、分離について 229
101.3.4.1 我が国への意匠登録出願に係る意匠が、優先権証明書に記載されている部品の意匠と、優先権証明書に記載されていない他の部品の意匠とを組み合わせた完成品の意匠である場合 229
101.3.4.2 優先権証明書に記載されている意匠が完成品の意匠である場合に、その完成品を構成する一の部品について、我が国への意匠登録出願に係る意匠とした場合 229
101.3.4.3 優先権証明書に記載されている意匠が複数の取り替え可能な部品を組み合わせて完成品とするものであって、優先権証明書にはない組合せについて、我が国への意匠登録出願に係る意匠とした場合 229
101.3.5　意匠の構成要素（形状、模様、色彩）が異なる場合について 230
101.3.6　優先権の基礎となる出願が意匠登録出願及び実用新案登録出願でない場合 .. 232
101.3.6.1 優先権の基礎となる出願が、特許出願である場合 232
101.3.6.2 優先権の基礎となる出願が、商標登録出願である場合 232
101.3.7 パリ条約による優先権等の主張を伴う個別の意匠登録出願の意匠の同一の考え方 232

第１１部　国際意匠登録出願 233

第１章　意匠登録出願とみなされる国際出願 233

111　関連条文 233

111.1　意匠法第６０条の６の規定 233

第２章　国際意匠登録出願に係る意匠の認定 235

112　関連条文 235

112.1 国際登録簿に記録された事項と意匠登録出願の願書又は図面に記載すべき事項との対応関係 235
112.2 国際意匠登録出願に係る意匠の認定 236

第３章　国際意匠登録出願に関する意匠登録の要件 238

113 関連条文 238

113.1　工業上利用することができる意匠 238
113.1.1　意匠を構成するものであること 238
113.1.2　意匠が具体的なものであること 239
113.1.3　工業上利用することができるものであること 239
113.2　新規性 239
113.2.1　意匠法第３条第１項第１号 239
113.2.1.1　意匠登録出願前について 239
113.2.2　意匠法第３条第１項第２号 240
113.2.2.1　意匠登録出願前について 240
113.2.3　意匠法第３条第１項第３号 241
113.3　創作非容易性 241
113.3.1　意匠登録出願前について 241
113.4　先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外 241
113.4.1　意匠法第３条の２の規定の適用に関する時期的要件 241

第４章　国際意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外 242

114 関連条文 242

114.1　意匠法第６０条の７の規定 242
114.1.1　国際意匠登録出願の場合における意匠法第４条第２項の規定の適用を受けるための具体的な手続 242

第５章　国際意匠登録出願に関する意匠法第５条の規定 243

第６章　国際意匠登録出願に関する一意匠一出願 244

116　関連条文 244

116.1　意匠法第６０条の６第２項の規定 244
116.1.1　経済産業省令で定める物品の区分 244
116.1.2　意匠法第７条に規定する要件を満たさない国際意匠登録出願の例 244

116.1.2.1　物品の区分によらない「意匠に係る物品」の欄の記載の例.....244
116.1.2.2　意匠ごとに出願されていないものの例.....244
116.1.2.3　部分意匠についての取扱い.....245

第７章　国際意匠登録出願に関する意匠法第９条の規定.....246

第８章　部分意匠の国際意匠登録出願.....247

118　関連条文.....247

118.1　国際意匠登録出願における部分意匠の取扱い.....247
118.1.1　部分意匠の国際意匠登録出願に係る願書及び図面の記載.....247
118.1.1.1　部分意匠の国際意匠登録出願に係る願書の記載.....247
118.1.1.2　部分意匠の国際意匠登録出願に係る図面の記載.....248
118.1.2　部分意匠の国際意匠登録出願に係る意匠の認定.....248
118.1.3　部分意匠に関する意匠登録の要件.....248
118.1.3.1　工業上利用することができる意匠.....248
118.1.3.1.1　意匠を構成するものであること.....249
118.1.3.1.2　意匠が具体的なものであること.....249
118.1.3.1.3　工業上利用することができるものであること.....251
118.1.3.2　新規性.....251
118.1.3.3　創作非容易性.....251
118.1.3.4　先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠.....251
118.1.4　部分意匠の国際意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外.....251
118.1.5　部分意匠の国際意匠登録出願に関する意匠法第５条の規定.....251
118.1.6　部分意匠の国際意匠登録出願に関する一意匠一出願.....251
118.1.7　組物の意匠に係る部分意匠.....252
118.1.8　部分意匠の国際意匠登録出願に関する意匠法第９条及び第１０条の規定.....252
118.1.9　部分意匠の国際意匠登録出願に関する要旨の変更.....252
118.1.9.1　部分意匠の意匠の要旨.....252
118.1.9.2　要旨を変更するものとなる補正の類型.....252
118.1.9.3　国際意匠登録出願に係る願書の記載についてした補正の具体的な取扱い252
118.1.9.4　国際意匠登録出願に係る図面の記載についてした補正の具体的な取扱い253
118.1.10　部分意匠の国際意匠登録出願の場合の分割による新たな意匠登録出願.....255
118.1.11　パリ条約による優先権等の主張を伴う部分意匠の国際意匠登録出願.....255

第９章　国際意匠登録出願における組物の意匠.....256

119　関連条文.....256

119.1　組物の意匠とは.....256
119.1.1　組物の意匠と認められる要件.....256
119.1.1.1　「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものであること.....256

第１０章　国際意匠登録出願に関する意匠法第１０条の規定.....257

第１１章　国際意匠登録出願における画像を含む意匠 258

1111　関連条文 258

1111.1　画像を含む意匠の国際意匠登録出願に係る願書及び図面の記載 258
1111.1.1　画像を含む国際意匠登録出願における願書の記載事項 258

第１２章　国際意匠登録出願に係る願書及び図面の記載の補正 259

1112　関連条文 259

1112.1　補正 259
1112.2　補正の却下 259
1112.2.1　補正の却下とは 259
1112.2.1.1　意匠の要旨と意匠の要旨の認定 259
1112.2.1.2　要旨の変更 259
1112.2.1.2.1　要旨を変更するものとなる補正の類型 259
1112.2.1.2.2　要旨を変更するものとはならない補正の類型 259

第１３章　国際意匠登録出願に関する特殊な意匠登録出願 261

第１４章　国際意匠登録出願に関するパリ条約による優先権等の主張の手続 262

1114　関連条文 262

1114.1　意匠法第６０条の１０の規定 262
1114.1.1　パリ条約による優先権等の主張の効果 262
1114.1.1.1　パリ条約による優先権等を主張するための手続 262
1114.1.2　パリ条約による優先権等の主張の効果が認められるための要件 262

第１２部　審査の進め方 264

第１章　概論 264

121 審査手続に関連する主な条文 264

121.1 審査の基本方針 264
121.2 審査手順の概要 264

第２章　各論 266

122.1　意匠登録出願に係る意匠の認定 266
122.2　先行意匠調査 267
122.3　新規性、創作非容易性等の検討 270
122.4　拒絶理由の通知 272
122.4.1　拒絶理由の通知を行う際の留意事項 272

122.4.2　出願人との意思疎通の確保 274
122.5　国際意匠登録出願の場合の拒絶の通報 274
122.5.1　拒絶の通報 274
122.6　意見書又は手続補正書が提出されたとき 275
122.7　査定 276
122.7.1　登録査定 276
122.7.2 拒絶査定 276
【図】審査の主な流れ 277

第１３部　その他 278

第１章　特徴記載書 278

131　関連条文 278

131.1　特徴記載書とは 278
131.1.1　提出手続 278
131.1.2　意匠公報への掲載 278

別添　　組物の構成物品の例 279

凡　例

１．全体において使用される省略記載

「願書に添付した図面等」　＝ 願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本
「公知の意匠」　＝ 意匠法第３条第１項第１号又は第２号の意匠
「公開意匠」　＝ 公知の意匠に該当するに至った意匠
「電子的意匠情報」　＝ インターネットを通じて得られる意匠情報
「当業者」　＝ その意匠の属する分野における通常の知識を有する者
「先願に係る意匠として開示された意匠」　＝ 先願の意匠登録出願人によって、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する物品の形態として開示された意匠
「一組の図面」　＝ 立体的なものの場合は、正投影図法により同一縮尺で作成された正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図、又はそれらと置き換え可能な図。平面的なものの場合は、同一縮尺で作成された表面図及び裏面図
「その他必要な図」　＝ 一組の図面だけでは意匠登録出願に係る意匠を十分表現できないときに加える、展開図、断面図、切断部端面図、拡大図、斜視図その他必要な図
「別表第一」　＝ 意匠法施行規則別表第一
「別表第二」　＝ 意匠法施行規則別表第二
「本意匠」　＝ 自己の意匠登録出願に係る意匠のうちから選択した一の意匠
「構成物品」　＝ 組物を構成する物品
「定められた構成物品」　＝ 「構成物品表」に定められた構成物品
「ジュネーブ改正協定」　＝ 意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定
「指定締約国」　＝ ハーグ協定のジュネーブ改正協定第１条(xix)に規定する指定締約国
「国際出願」　＝ ジュネーブ改正協定第１条(vii)に規定する国際出願
「国際公表」　＝ ジュネーブ改正協定第１０条(3)(a)の規定による公表
「国際登録の日」　＝ ジュネーブ改正協定第１０条(2)に規定する国際登録の日
「国際登録」　＝ ジュネーブ改正協定第１条(vi)に規定する国際登録
「国際意匠登録出願」　＝ 意匠法第６０条の６第１項及び同条第２項の規定により意匠登録出願とみなされた国際出願
「国際登録簿」　＝ ジュネーブ改正協定第１条(viii)に規定する国際登録簿
「国際意匠登録出願に係る願書の記載」　＝ 国際意匠登録出願において、意匠法第６条第１項等の規定により提出した願書に記載されたと認められるもの
「国際意匠登録出願に係る図面の記載」　＝ 国際意匠登録出願において、意匠法第６条第１項の規定により提出した図面に記載されたと認められるもの
「国際意匠分類」　＝ 千九百七十九年九月二十八日に修正された千九百六十八年十月八日にロカルノで署名された意匠の国際分類を定めるロカルノ協定が定める意匠の国際分類

２．一部において使用される省略記載

「形態」　＝ 形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合

ただし、「創作非容易性」に関する項目においては「形態」とはいわない。これは、意匠法第２条第１項に規定される「形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」は意匠の構成要件として物品と混然一体となるものであるのに対し、意匠法第３条第２項に規定される「形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」とは、物品を離れた形状のみあるいは模様のみといった独立した要素又はこれら独立した要素の結合をも意味することから、両者の違いを明確にするためである。

具体的には、第２部「意匠登録の要件」第３章「創作非容易性」及び第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」71.4.3「創作非容易性」においては「形態」とはいわない。

また、第７部「個別の意匠登録出願」第２章「組物の意匠」72.1.1.3「組物全体として統一があること」及び72.1.1.3.1「組物全体として統一があると認められるものの類型」においても、組物全体として統一があるか否かの判断が、物品を離れた形状のみあるいは模様のみといった独立した要素又はこれら独立した要素の結合に基づいても行われることから、同様に「形態」とはいわない。

第１部　願書・図面

第１章　意匠登録出願

11　関連条文

意匠法

第六条　意匠登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面を添付して特許庁長官に提出しなければならない。

一　意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

二　意匠の創作をした者の氏名及び住所又は居所

三　意匠に係る物品

２　経済産業省令で定める場合は、前項の図面に代えて、意匠登録を受けようとする意匠を現わした写真、ひな形又は見本を提出することができる。この場合は、写真、ひな形又は見本の別を願書に記載しなければならない。

３　第一項第三号の意匠に係る物品の記載又は願書に添付した図面、写真若しくはひな形によつてはその意匠の属する分野における通常の知識を有する者がその意匠に係る物品の材質又は大きさを理解することができないためその意匠を認識することができないときは、その意匠に係る物品の材質又は大きさを願書に記載しなければならない。

４　意匠に係る物品の形状、模様又は色彩がその物品の有する機能に基づいて変化する場合において、その変化の前後にわたるその物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合について意匠登録を受けようとするときは、その旨及びその物品の当該機能の説明を願書に記載しなければならない。

５　第一項又は第二項の規定により提出する図面、写真又はひな形にその意匠の色彩を付するときは、白色又は黒色のうち一色については、彩色を省略することができる。

６　前項の規定により彩色を省略するときは、その旨を願書に記載しなければならない。

７　第一項の規定により提出する図面に意匠を記載し、又は第二項の規定により提出する写真若しくはひな形に意匠を現す場合において、その意匠に係る物品の全部又は一部が透明であるときは、その旨を願書に記載しなければならない。

意匠法施行規則

第四条　意匠法第六条第二項の規定により同条第一項の図面に代えて写真を提出することができる場合は、写真により意匠が明瞭に現される場合とする。

２　写真を提出するときは、様式第七によらなければならない。

第五条　意匠法第六条第二項の規定により同条第一項の図面に代えてひな形又は見本を提出することができる場合は、そのひな形又は見本が次の各号に該当するものである場合とする。

一　こわれにくいもの又は容易に変形し若しくは変質しないもの

二　取扱い又は保存に不便でないもの

三　次項の規定により袋に納めた場合において、その厚さが七ミリメートル以下のもの

四　その大きさが縦二十六センチメートル、横十九センチメートル以下のもの。ただし、薄い布地又は紙地を用いるときは、縦横それぞれ一メートル以下の大きさのものとすることを妨げない。

２　ひな形又は見本を提出するときは、丈夫な袋に納め、様式第八により作成した用紙をその袋にはり付けなければならない。この場合において、前項第四号ただし書の規定によりひな形又は見本を提出するときは、その布地又は紙地を七ミリメートル以下の厚さに折りたたんで袋に納めなければならない。

様式第２［備考］

39　別表第一の下欄に掲げる物品の区分のいずれにも属さない物品について意匠登録出願をするときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明を記載する。

11.1　意匠法第６条の規定

意匠法第６条は、意匠登録出願の際に提出すべき書類及びその書類に記載すべき事項について規定したものである。

第１項は、意匠登録出願の際に特許庁長官へ提出すべき書類として願書及び図面を定めるとともに、そこに必ず記載すべき事項を規定している。なお、意匠に係る物品については、第５部「一意匠一出願」を参照されたい。

第２項は、出願人の図面作成への便宜を図るために、図面に代えて提出できるものを規定している。

第３項から第７項は、図面の記載によっては意匠を十分に表現できない場合を想定し、願書に補足的に説明を記載して意匠を十分に表現すべき旨を規定している。

ただし、これらの規定による願書又は、願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本（以下「願書に添付した図面等」という。）への記載は、出願人の責任においてなされるべきことであるため、いったん出願人が必要十分として記載した事項について、「当該事項は不要である。」あるいは「さらに必要な事項がある。」等の判断を審査官は行わない。

11.2　願書及び図面の意義

意匠登録を受けようとする者が特許庁長官に提出した願書及び願書に添付した図面等は、創作者が創作した意匠、すなわち意匠登録を受けようとする意匠の内容を表したものである。

そのため、登録意匠の範囲は、願書の記載及び願書に添付した図面等により表された意匠に基づき定めなければならない旨規定されている。（意匠法第２４条）

したがって、願書及び願書に添付した図面等は、創作者並びに意匠登録出願人を特定すると共に登録意匠の範囲を定める権利書としての機能を有するものといえる。

第２章　意匠登録出願に係る意匠の認定

意匠登録出願に係る意匠の認定は、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、どのような機能及び用途を有する物品に対しどのような形態（注）の創作がなされたか、ということをその意匠の属する分野における通常の知識に基づき行う。

これは、意匠登録を受けようとする者が意匠登録出願をする際には、願書に必要な事項を記載し、意匠登録を受けようとする意匠を願書に添付した図面等により表して特許庁長官に提出しなければならない（意匠法第６条）とされており、また、登録意匠の範囲を定める際は、願書の記載及び願書に添付した図面等により表された意匠に基づいて行われなければならない（意匠法第２４条）とされているからである。

したがって、どのような意匠について意匠登録を受けようとするのかは、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容から定められるものであって、開示されていない範囲の形態（他の図と同一又は対称の説明記載により図示省略された形態を除く。）については、意匠登録を受けようとする部分の形態として取り扱わない。なお、願書に添付した図面等において、「参考図」として表された図における、一組の図面及びその他必要な図に表されたものと異なる形状、模様又は色彩は出願の意匠の形態に係る認定において考慮しない。

また、願書又は願書に添付した図面等に該当しない書類、例えば、特徴記載書、優先権証明書、意匠法第４条第２項の規定の適用を受けるための証明書等は、意匠登録出願に係る意匠の認定の基礎となる資料とはしない。

（注）

第２部「意匠登録の要件」第３章「創作非容易性」、第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」71.4.3「創作非容易性」、第７部第２章「組物の意匠」72.1.1.3「組物全体として統一があること」及び72.1.1.3.1「組物全体として統一があると認められるものの類型」を除き、以下「形態」という。

第２部　意匠登録の要件

意匠登録出願されたもの（注）が意匠登録を受けるためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

（注）
意匠登録出願されたものとは、意匠法第２条第１項において定義されている意匠に該当するか否かの判断が審査官によって未だされていないものを指す。

（１）工業上利用することができる意匠であること　（→第２部第１章）
（２）新規性を有すること　（→第２部第２章）
（３）創作非容易性を有すること　（→第２部第３章）
（４）先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠でないこと　（→第２部第４章）

（注）
上記の要件を満たしている意匠であっても、意匠登録出願が以下のいずれかに該当するときは、意匠登録を受けることができない。

（１）その意匠登録出願が下記の規定により意匠登録をすることができないものであるとき。
①意匠法第５条（意匠登録を受けることができない意匠）
②意匠法第８条（組物の意匠）
③意匠法第９条第１項又は第２項（先願）
④意匠法第１０条第１項から第３項（関連意匠）
⑤意匠法第１５条第１項において準用する特許法第３８条（共同出願）
⑥意匠法第６８条第３項において準用する特許法第２５条（外国人の権利の享有）

（２）その意匠登録出願に係る意匠が条約の規定により意匠登録をすることができないものであるとき。

（３）その意匠登録出願が意匠法第７条に規定する要件を満たしていないとき。

（４）その意匠登録出願人が意匠の創作をした者でない場合において、その意匠について意匠登録を受ける権利を承継していないとき。

第１章　工業上利用することができる意匠

21　関連条文

意匠法

第二条　この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

２　前項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。

（第３項及び第４項略）

第三条　工業上利用することができる意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録を受けることができる。

一　意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠

二　意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた意匠

三　前二号に掲げる意匠に類似する意匠

（第２項略）

意匠法施行規則

様式第６［備考］

７　図形（参考図の図形を除く。）の中には、中心線、基線、水平線、影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又は文字を記入してはならない。ただし、意匠登録を受けようとする意匠に係る形状を特定するための線、点その他のものは記載することができる。この場合は、その旨及びいずれの記載によりその形状が特定されるのかを願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

８　立体を表す図面は、意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な数の図をもつて記載する。記載した図と同一又は対称である図は、当該図が他のいずれの図と同一又は対称であるかを願書の「【意匠の説明】」の欄に記載することをもつて当該図の記載に代えることができる。

９　等角投影図法により作成した図又は斜投影図法により作成した図（キャビネット図（幅対高さ対奥行きの比率が１対１対２分の１のもの）又はカバリエ図（当該比率が１対１対１のもの）に限る。）であつて、次の表の左の欄に掲げるものは、その右の欄に掲げる図の全部又は一部に代えることができる。この場合において、斜投影図法により作成したときは、キャビネット図又はカバリエ図の別及び傾角を各図ごとに願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

正面、平面及び右側面を表す図	正面図、平面図又は右側面図
背面、底面及び左側面を表す図	背面図、底面図又は左側面図
正面、左側面及び平面を表す図	正面図、左側面図又は平面図
背面、右側面及び底面を表す図	背面図、右側面図又は底面図
正面、右側面及び底面を表す図	正面図、右側面図又は底面図
背面、左側面及び平面を表す図	背面図、左側面図又は平面図
正面、底面及び左側面を表す図	正面図、底面図又は左側面図
背面、平面及び右側面を表す図	背面図、平面図又は右側面図

10　平面的なものを表す図面は、同一縮尺により作成した表面図及び裏面図のうち意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な数の図をもつて記載する。ただし、表面図と裏面図が同一若しくは対称の場合又は裏面が無模様の場合には、その旨を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載することをもつて表面図を裏面図に代えることができる。

12　棒材、線材、板材、管材等であつて形状が連続するもの又は地ものであつて模様が繰り返し連続するものを表す図面は、その連続し、又は繰り返し連続する状態が明らかにわかる部分だけについて作成してもよく、地のものであつて模様が一方向にのみ繰り返し連続するものについては、その旨を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

13　ラジオ受信機のコードの中間部分のように物品の一部分の図示を省略しても意匠を明確に表すことができる場合であつて、作図上やむを得ないときは、その部分の記載を省略することができる。この場合において、その省略個所は、２本の平行な１点鎖線で切断したように示す等により明らかにするものとし、図面の記載のみでは意匠を明確に表すことができないときは、物品の一部分の図示を省略した旨又は省略個所の図面上の寸法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

14　８から 10 までの図面だけでは、その意匠を十分表現することができないときは、展開図、断面図、切断部端面図、拡大図、斜視図、画像図その他の必要な図を加え、そのほか意匠の理解を助けるため必要があるときは、使用の状態を示した図その他の参考図を加える。

15　断面図又は切断部端面図の切断面には平行斜線を引き、その切断個所を他の図に鎖線で示す。この鎖線は、図形の中に記入してはならない。その鎖線の両端には符号を付け、かつ、矢印で切断面を描いた方向を示す。

16　部分拡大図を描くときは、その拡大個所を当該部分拡大図のもとの図に鎖線で示す。この鎖線は、図形の中に記入してはならない。その鎖線の両端には符号を付け、かつ、矢印で部分拡大図を描いた方向を示す。

18　ふたと本体、さらとわんのように分離することができる物品であつて、その組み合わされたままではその意匠を十分表現することができないものについては、組み合わされた状態における図のほかに、その物品のそれぞれの構成部分について８から 10 までの図面及び 14 の図を加える。

19　積み木のようにその構成各片の図面だけでは使用の状態を十分表現することができないものについてはその出来上がり又は収納の状態を表す斜視図を、組木のように組んだり分解したりするもので組んだ状態の図面だけでは分解した状態を十分表現することができないものについてはその構成各片の斜視図を加える。

20　動くもの、開くもの等の意匠であつて、その動き、開き等の意匠の変化の前後の状態の図面を描かなければその意匠を十分表現することができないものについては、その動き、開き等の意匠の変化の前後の状態が分かるような図面を作成する。

21　衣服又は装身具等の意匠であつて、意匠登録を受けようとする意匠以外のものに着用等した状態で図示しなければその意匠を十分表現することができないものについては、次に掲げる方法の少なくともいずれか一方により意匠登録を受けようとする意匠を特定することができるときは、意匠登録を受けようとする意匠以外のものを図示することができる。

イ　願書の「【意匠の説明】」の欄に意匠登録を受けようとする意匠を特定する方法を記載する。

ロ　願書に添付した図面において、意匠登録を受けようとする意匠を実線で描き、その他のものを破線で描く等する。

25　物品の全部又は一部が透明である意匠の図面は、次の要領により作成する。

イ　外周が無色かつ無模様の場合は、透けて見える部分はそのまま表す。

ロ　外周の外面、内面又は肉厚内のいずれか一に模様又は色彩が表れている場合は、後面又は下面の模様又は色彩を表さないで、前面又は上面の模様又は色彩だけを表す。

ハ　外周の外面、内面若しくは肉厚内又は外周に囲まれている内部のいずれか２以上に形状、模様又は色彩が表れている場合は、それぞれの形状、模様又は色彩を表す。

21.1 意匠法第３条第１項柱書の規定

意匠法第３条第１項柱書は、意匠登録出願されたものが、意匠法第３条第１項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当しなければ、意匠登録を受けることができない旨規定したものである。

意匠登録出願されたものが、意匠法第３条第１項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当するためには、以下のすべての要件を満たさなければならず、以下のいずれかの要件を満たしていないものは、意匠法第３条第１項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当しないため、意匠登録を受けることができない。

（１）意匠を構成するものであること　(→21.1.1)
（２）意匠が具体的なものであること　(→21.1.2)
（３）工業上利用することができるものであること　(→21.1.3)

21.1.1　意匠を構成するものであること

意匠法は意匠の創作を保護するための法律であり、意匠とは、物品の形態であって、視覚を通じて美感を起こさせるものである。

よって、意匠登録出願されたものが、意匠を構成するためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

（１）物品と認められるものであること　(→21.1.1.1)
（２）物品自体の形態であること　(→21.1.1.2)
（３）視覚に訴えるものであること　(→21.1.1.3)
（４）視覚を通じて美感を起こさせるものであること　(→21.1.1.4)

21.1.1.1　物品と認められるものであること

意匠登録出願されたものが意匠として成立するためには、物品の形態についての創作でなければならず、物品と形態とは一体不可分であることから、物品を離れた形態のみの創作、例えば、模様又は色彩のみの創作は、意匠とは認められない。

（１）意匠法の対象とする物品について

意匠法の対象とする物品とは、有体物のうち、市場で流通する動産をいう。

（２）物品と認められないものの例

①原則として動産でないもの

土地及びその定着物であるいわゆる不動産は、物品とは認められない。ただし、使用時には不動産となるものであっても、

工業的に量産され、販売時に動産として取り扱われるもの、例えば、門、組立てバンガローは、物品と認められる。

②固体以外のもの

電気、光、熱などの無体物は物品と認められず、有体物であっても、気体、液体など、そのもの固有の形態を有していないものは、物品と認められない。

なお、点灯部を有する物品（注）であって、当該物品の点灯部を点灯させることにより、当該物品自体に模様又は色彩が表れる場合は、当該模様や色彩についても、出願に係る意匠の形態を構成する要素として取り扱う。

（注）　例えば屋内外の照明器具、自動車用の灯火器等の周囲を明るく照らすための物品や、物品の一部に警告表示や電源表示のためのランプ部を有する物品等。

【事例】自動車用尾灯

【正面図】

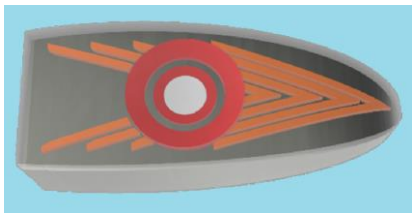

【消灯状態を示す正面図】

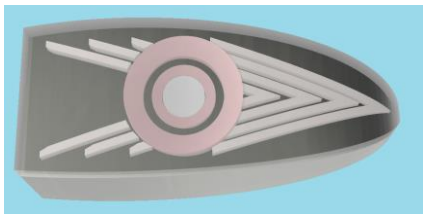

※説明の都合上、その他の図は省略した。

（本事例においては、事例の明確化のために「消灯状態を示す正面図」も記載しているが、同図の記載がなくても、点灯部の形態の特定には支障が無いものと認められる。）

③粉状物及び粒状物の集合しているもの

粉状物、粒状物などは、構成する個々のものは固体であって一定の形態を有していても、その集合体としては特定の形態を有さないものであることから、物品とは認められない。ただし、構成する個々の物が粉状物又は粒状物であっても、その集合したものが固定した形態を有するもの、例えば、角砂糖は、物品と認められる。

④物品の一部であるもの

その物品を破壊することなしには分離できないもの、例えば、「靴下」の一部である「靴下のかかと」は、それのみで通常の取引状態において独立の製品として取り引きされるものではないことから、物品とは認められない。ただし、完成品の中の一部を構成する部品（部分品）は、それが互換性を有しており、かつ通常の取引状態において独立の製品として取り引きされている場合には、物品と認められる。

【事例】

「靴下のかかと」　　「靴下」

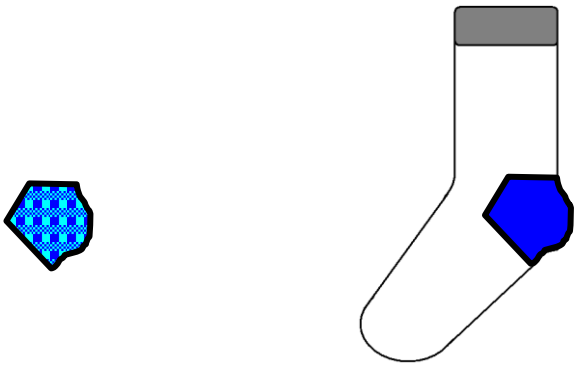

21.1.1.2　物品自体の形態であること

意匠は、物品の形態であることから、物品自体の形態と認められないものは、意匠とは認められない。

（１）物品自体の形態について

物品自体の形態とは、物品そのものが有する特徴又は性質から生じる形態をいう。

（２）物品自体の形態と認められないものの例

①販売展示効果を目的としたもの

例えば、物品がハンカチの場合、販売展示効果を目的としてハンカチを結んでできた花の形態は、ハンカチという物品自体の形態とは認められない。ただし、折り畳んだハンカチを別の物品の形に模して置物にしたような場合は、置物という物品自体の形態と認められる。

21.1.1.3　視覚に訴えるものであること

意匠法第２条の定義より、意匠とは視覚を通じて美感を起こさせるものをいうことから、視覚に訴えないものは、意匠とは認められない。

（１）視覚に訴えるものについて

視覚に訴えるものとは、意匠登録出願されたものの全体の形態が、肉眼によって認識することができるものをいう。

（２）視覚に訴えるものと認められないものの例

①粉状物又は粒状物の一単位

その一単位が、微細であるために肉眼によってはその形態を認識できないものは、視覚に訴えるものとは認められない。

21.1.1.4　視覚を通じて美感を起こさせるものであること

意匠法第２条の定義より、意匠とは視覚を通じて美感を起こさせるものをいうことから、美感を起こさせないものは、意匠とは認められない。

美感は、音楽のように聴覚を通じて起こる場合もあるが、意匠については、視覚を通じて起こる場合に限られる。

（１）美感について

意匠法第２条第１項に規定する美感は、美術品のように高尚な美を要求するものではなく、何らかの美感を起こすものであれば足りる。

（２）視覚を通じて美感を起こさせるものと認められないものの例

①機能、作用効果を主目的としたもので、美感をほとんど起こさせないもの

②意匠としてまとまりがなく、煩雑な感じを与えるだけで美感をほとんど起こさせないもの

21.1.2　意匠が具体的なものであること

意匠権の客体となる意匠登録を受けようとする意匠は、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から具体的な一の意匠の内容、すなわち、以下の①及び②についての具体的な内容が、直接的に導き出されなくてはならない。

①意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能

②意匠の形態

意匠として保護されるのは、願書の記載及び願書に添付した図面等を通じて把握される無体の財産としての物品に関する美的創作であるので、願書の記載及び願書に添付した図面等から、出願された意匠の内容について、具体的に導き出すことができればよく、願書に添付した図面等についてみれば、意匠の創作の内容を特定する上で必要なものが含まれていれば十分であり、また、必ずしも製品設計図面のように意匠の全体について均しく高度な正確性をもって記載されていることが必要となるものではない。

意匠に係る物品全体の形態が図面に表されていない場合は、図面において開示されていない範囲の形態（規則に従い省略した場合を除く）については意匠登録を受けようとする部分として取り扱わず、図面において表された部分についての部分意匠として取り扱う（具体的な取り扱いについては第７部第１章参照）。また、願書又は願書に添付した図面等に誤記や不明瞭な記載などの記載不備を有していても、それが以下のいずれかに該当する場合は、具体的な意匠と認められる。

①その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて総合的に判断（注）した場合に合理的に善解し得る場合

②いずれが正しいか未決定のまま保留しても意匠の要旨の認定（第８部「願書・図面等の記載の補正」第２章「補正の却下」82.1.1「意匠の要旨と意匠の要旨の認定」参照）に影響を及ぼさない程度の微細な部分についての記載不備である場合

（注）総合的に判断とは、願書又は願書に添付した図面等に記載不備を有している場合に、当該記載不備に対して合理的に善解し得るか否かの判断をも含むものであり、以下同様である。
　また、以下単に、総合的に判断と記載されている場合には、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて行うことを前提としている。

（１）意匠が具体的なものと認められない場合の例
　願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断したとしても、以下のように具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せない場合、意匠が具体的なものとは認められない。

①意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等が不明な場合
②図が相互に一致せず、意匠の内容を特定できない場合
③図面、写真などが不鮮明な場合
（ｉ）図面、写真などが不鮮明であることなどにより、正確に意匠の内容を知ることができない場合
（ⅱ）背景、ハイライト、陰影などがあらわされたものであるか否かが判断できず、正確に意匠の内容を特定できない場合

　例えば、下の例のように、図全体が出願の意匠の形態を表しているのか､図中に背景の彩色が含まれているのかが不明である場合には、意匠が具体的なものと認められない。

背景の彩色についての説明が必要なものの例
意匠に係る物品「装飾用シール」

【表面図】

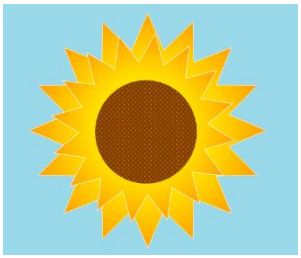

出願に係る意匠が、ひまわり模様部のみであるのか、水色の外縁部も含めた図形全体であるのか不明

※説明の都合上、その他の図は省略した。

（ⅲ）点灯部を有する意匠について、点灯した状態を表したことによ

り、意匠の形態が不明確となる場合ただし、点灯した状態のみを表していても、意匠の形態の特定に支障が無い場合、又は消灯した状態の図若しくは断面図等の提出がなされており、意匠の形態が特定できる場合は、意匠が具体的なものと認める。

点灯した状態のみを表しており、形態が特定できないものの例

意匠に係る物品「天井じか付け灯」

【平面図】　【正面図】　【底面図】

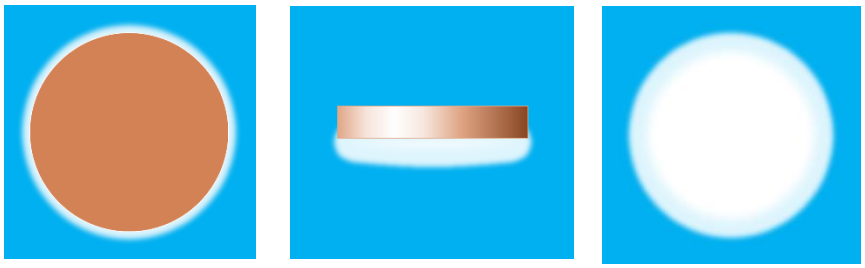

※説明の都合上、その他の図は省略した。

④意匠が抽象的に説明されている場合

願書又は図面中に文字、符号などを用いて、形状、模様及び色彩に関して抽象的に説明した場合

⑤材質又は大きさの説明が必要な場合にその記載がない場合

（意匠法第６条第３項）

⑥変化する状態の図面を必要とする場合にその図面及び説明の記載がない場合

動くもの、開くものなどの意匠であって、その動き、開きなどの意匠の変化の状態の図面がなければその意匠を十分表現することができない場合において、その図面及びその旨の説明が願書の「意匠の説明」の欄に記載されていない場合　（意匠法第６条第４項）（意匠法施行規則様式第６備考２０）

⑦着色した図面において一部に着色していない部分がある場合

ただし、願書の「意匠の説明」の欄に、無着色の部分が白色又は黒色である旨の説明を記載した場合を除く。　（意匠法第６条第６項）

⑧図面から物品の全部又は一部が透明であると認められるものについて、その旨の説明が願書の「意匠の説明」の欄に記載されていない場合（意匠法第６条第７項）（意匠施行規則様式第６備考２５）

⑨図形の中に、中心線、基線、水平線、影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又は文字が表されたことにより、意匠が特定できない場合。

意匠が特定できないものの例

意匠に係る物品「消しゴム」

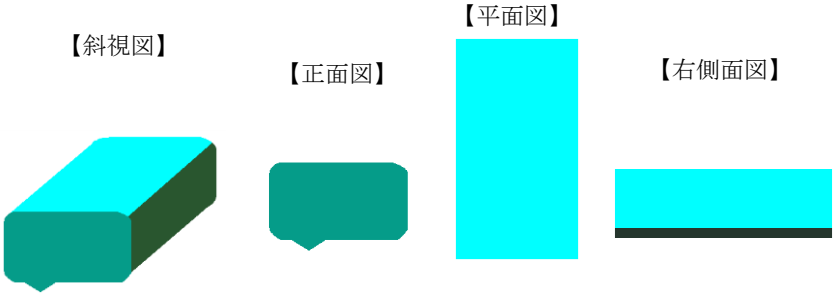

※説明がないと、面ごとに異なる色彩である創作なのか、単色の創作で光の当たり方による陰の濃さの変化により色彩に違いが出ているのか明確でない。

ただし、形状を特定するための線、点その他のものを記載した場合であって、願書の「意匠の説明」の欄にその旨及びいずれの記載によりその形状が特定されているのかを記載した場合（意匠法施行規則様式第６備考７）、並びに、意匠に係る物品の性質や各部の用途及び機能に照らし、当該説明の記載がなくても形状を特定するための線、点等であることが明らかな場合を除く

説明の記載がなくとも形状を特定するための線、点等であることが明らかと認められるものの例

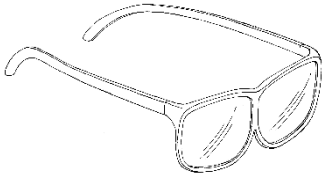

意匠に係る物品「眼鏡」

「眼鏡」の物品の性質上、レンズ中央に線模様等を表すことは一般的ではない。

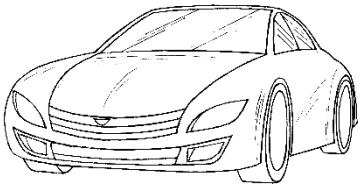

意匠に係る物品「乗用自動車」

「乗用自動車」の物品の性質上、車体部や窓部に線模様を表すことは一般的でない。

説明の記載がなくても明度変化が「陰」であることが明らかなものの例

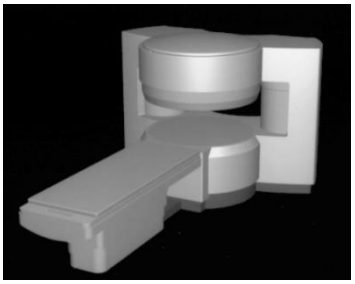

意匠に係る物品「医療用画像撮影機」

意匠に係る物品「電子計算機用マウス」

物品に表された文字、標識は、専ら情報伝達のためだけに使用されているものを除き、意匠を構成するものとして扱う。

専ら情報伝達のためだけに使用されている文字等の例

a　新聞、書籍の文章部分

b　成分表示、使用説明などを普通の態様で表した文字

⑩立体を表す図面が下記に該当する場合

（ｉ）図が正投影図法、等角投影図法又は斜投影図法（キャビネット図（幅対高さ対奥行きの比率が１対１対２分の１のもの）又はカバリエ図（当該比率が１対１対１のもの）に限る。）等により明確に作成されておらず、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、意匠登録を受けようとする意匠の内容が特定できない場合。

※願書に添付された図面において意匠に係る物品全体の形態が表されておらず、図を省略する旨の記載のない場合は、部分意匠として取り扱う。（部分意匠の場合における、「意匠が具体的なものであること」との要件については、71.4.1.2 に従い判断する。）

なお、他の図と同一又は対称である図は、いずれの図と同一又は対称なのかを願書の「【意匠の説明】」の欄に記載することで、図示を省略してもよい。

また、等角投影図法により作成した図又は斜投影図法により作成した図（キャビネット図（幅対高さ対奥行きの比率が１対１対２分の１のもの）又はカバリエ図（当該比率が１対１対１のもの）に限る。）であって、次の表の左の欄に掲げるものは、その右の欄に掲げる図に代えて記載してもよい。

この場合において、斜投影図法により作成したときは、キャビネット図又はカバリエ図の別及び傾角を図ごとに願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

正面、平面及び右側面を表す図	正面図、平面図又は右側面図
背面、底面及び左側面を表す図	背面図、底面図又は左側面図
正面、左側面及び平面を表す図	正面図、左側面図又は平面図
背面、右側面及び底面を表す図	背面図、右側面図又は底面図
正面、右側面及び底面を表す図	正面図、右側面図又は底面図
背面、左側面及び平面を表す図	背面図、左側面図又は平面図
正面、底面及び左側面を表す図	正面図、底面図又は左側面図
背面、平面及び右側面を表す図	背面図、平面図又は右側面図

（ⅱ）各図の縮尺が相違し、一の意匠が特定できない場合
ただし、各図の縮尺が相違したとしても、具体的な一の意匠を導き出すことができる場合は除く。

（ⅲ）斜投影図法により図を作成したときに、図ごとにキャビネット図又はカバリエ図の別及び傾角を願書の「意匠の説明」の欄に記載していないことにより、具体的な一の意匠の内容を特定することができない場合（意匠法施行規則様式第６備考９）

⑪平面的なものを表す図面が下記に該当する場合

（ⅰ）図が表面図及び裏面図等により明確に作成されておらず、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、一の意匠が特定できない場合。
※願書に添付された図面において意匠に係る物品全体の形態が表されておらず、省略する旨の記載のない場合は、部分意匠として取り扱う。（部分意匠の場合における、「意匠が具体的なものであること」との要件については、71.4.1.2 に従い判断する。）
なお、表面図と裏面図が同一若しくは対称の場合又は裏面が無模様の場合には裏面図の図示を省略してもよい。この場合は、その旨を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

（ⅱ）各図の縮尺が相違し、一の意匠を特定することができない場合。
ただし、各図の縮尺が相違したとしても、具体的な一の意匠を導き出すことができる場合は除く。

（注）平面的なものとは、包装紙、ビニール地、織物地など薄手のものをいう。ただし、包装用袋のように重合部があり使用時において立体的なもの、植毛ビニール地のように厚手のものなどは立体的なものとして扱う。

⑫形状又は模様が連続し、又は繰り返し連続するものを表す図面において、その連続状態が明らかに分からない場合（意匠法施行規則様式第６備考１２）

以下の各例については連続状態が明らかであると判断する。

連続状態が明らかに分かるものの例①

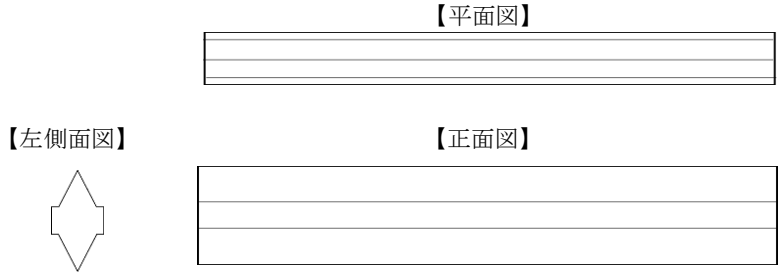

意匠に係る物品：「針金」
意匠に係る物品の説明：なし
意匠の説明：背面図は正面図と、右側面図は左側面図と、底面図は平面図と同一につき、省略する。この意匠は、正面図において左右にのみ連続するものである。

連続状態が明らかに分かるものの例②

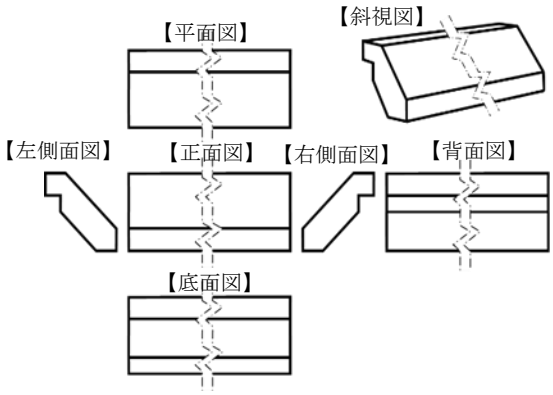

意匠に係る物品：「窓枠材」
意匠に係る物品の説明：なし
意匠の説明：なし

図面の記載及び「窓枠材」という物品の性質上、意匠の説明の欄の記載がなくても、連続状態が明らかである。

なお、意匠に係る物品の欄の記載を「〇〇材」とするものであって、図面の記載が、同じ形状または模様が一方向にのみ連続または繰り返し連続するもの（以下、「長尺物」という）のように描かれており、かつ、意匠の説明の欄において長さについての特段の記載が無い場合は、長尺物として認定する。

連続状態が明らかに分かるものの例③

【正面図】

【右側面図】

意匠に係る物品：「排気管材」
意匠に係る物品の説明：なし
意匠の説明：左側面図は右側面図と、背面図、平面図、底面図は正面図と同一につき、省略する。

図面の記載及び「排気管材」という物品の性質上、意匠の説明の欄の記載がなくても、連続状態が明らかである。

なお、意匠に係る物品の欄の記載を「○○材」とするものであって、図面の記載が長尺物のように描かれており、かつ、意匠の説明の欄において長さについての特段の記載が無い場合は、長尺物として認定する。

⑬意匠法施行規則様式第６備考１３によるコードなどの中間省略をした図面において下記に該当する場合

（ｉ）何れの部位を省略しているのか不明確である場合

（ⅱ）省略箇所が不適切であったり、省略箇所が図面上何 cm 省略されているかの説明の記載がないこと等から、意匠登録を受けようとする意匠全体の構成比率が特定できず、位置・大きさ・範囲を特定できない場合

意匠全体の構成比率が特定できず、位置・大きさ・範囲が不明なものの例

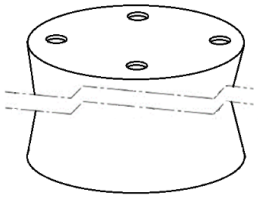

意匠に係る物品：「護岸ブロック」
意匠に係る物品の説明：なし
意匠の説明：なし

※説明の都合上、その他の図は省略した。

ただし、省略箇所の説明がない場合であっても、省略箇所の長さが物品の性質上特定できる場合や、省略箇所が電源コードの中間部分のように、種々の長さのバリエーションがあるものであって、当該長さが意匠の特徴とはなり得ないものである場合は、省略箇所についての説明がなくても、開示がなされた部分についての意匠の内容が特定できるものと判断する。

省略箇所の説明がなくても意匠の内容が特定できるものの例

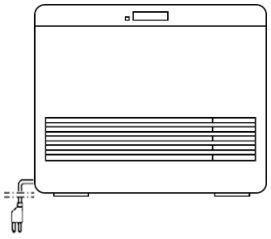

意匠に係る物品：
「温風暖房機」
意匠に係る物品の説明：なし
意匠の説明：なし

※説明の都合上、その他の図は省略した。

⑭６面図又は２面図だけでは意匠が十分表現されない場合において、下記の図面がない場合

（ｉ）意匠法施行規則様式第６備考１４に規定する展開図、断面図、拡大図など

（ⅱ）積み木、組木にあっては意匠法施行規則様式第６備考１９に規定する斜視図

⑮断面図などの切断面および切断箇所の表示が下記に該当する場合

（ｉ）切断面に平行斜線が不完全又はない場合

（ⅱ）切断箇所が表示（切断鎖線、符号及び矢印）によって明確に示されていない場合

ただし、何面図中央縦断面図、何面図中央横断面図と記載することにより、切断箇所を明示した場合を除く。（意匠法施行規則様式第６備考１５）

⑯部分拡大図について、その拡大箇所の表示（切断鎖線、符号、矢印）がない場合（意匠法施行規則様式第６備考１６）

⑰分離できる物品が下記に該当する場合

ふたと本体のように分離することができる物品であって、組み合わせたままでは十分意匠を表現することができない場合に、組み合わせた図とそれぞれの構成部分についての図面がない場合　（意匠法施行規則様式第６備考１８）

⑱透明な意匠の図面が意匠法施行規則様式第６備考２５の規定によって作成されていない場合

（注）　備考25に規定する「外周」について

コップの縦断面図による例示

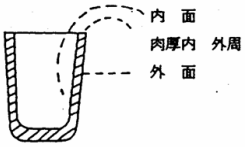

（ｉ）電球のように、透けて見える部分をそのまま表さなくては、その意匠を十分表現できないものは、備考２５イの要領で表す。ただし、肉厚は表さない。

（ⅱ）その他のものは不透明体のように表し、形状、模様が重合する場合は備考２５ロ、ハの要領で表す。

なお、鳥かごのように後面が透けて見えるもので、その形状、模様が重合する場合も同様とする。（意匠法第６条第７項）　（上記⑧参照）

⑲図面中（参考図を除く）に意匠登録を受けようとする意匠以外のものが表されている場合

図面中（参考図を除く）には、意匠登録を受けようとする意匠のみを表す。ただし、意匠の説明において、当該意匠登録を受けようとする意匠以外のものについての説明がある場合や、図面等において描き分けがあることにより、意匠登録を受けようとする意匠とそれ以外のものを明確に認識できる場合を除く。

意匠登録を受けようとする意匠とその他のものが明確に特定できるものの例

【事例】「首飾り」

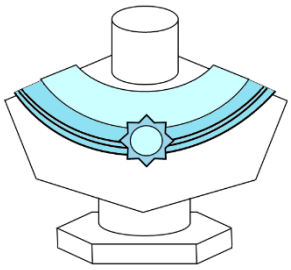

【意匠の説明】
白色で表したトルソは、意匠登録を受けようとする意匠以外の物品である。

※説明の都合上、その他の図は省略した。

意匠登録を受けようとする意匠とその他のものは特定できるが、意匠登録を受けようとする意匠の形態が不明であり、意匠が具体的でないものの例

【事例】「マフラー」

【意匠の説明】
写真中、黒い針金で形成した展示具及びテーブルクロスは、意匠登録を受けようとする意匠以外の物品である。

※説明の都合上、その他の図は省略した。

⑳出願に係る意匠の意匠に係る物品が不明である場合

【事例】Part of Iron

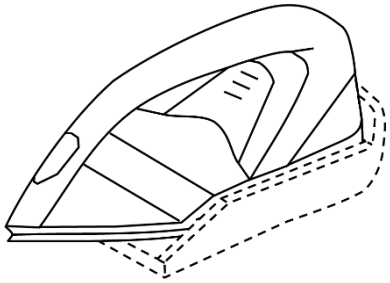

【意匠の説明】
なし

※説明の都合上、その他の図は省略した。

意匠に係る物品の欄の記載が不適切であり、かつ、意匠の説明の欄の記載もなく、図面の記載をみても、意匠に係る物品が、アイロン本体と充電台を含めたものであって、そのアイロン本体を部分意匠として出願しているのか、意匠に係る物品が充電台を除くアイロン本体部品のみであって、充電台はそれとともに用いる物品を表しているにすぎないのかが不明であり、具体的な意匠と認められない。

21.1.3　工業上利用することができるものであること

意匠法で保護される意匠は、特許法、実用新案法にいう産業上利用することができる発明又は考案とは異なり、工業的方法により量産可能なものに限られる。例えば、農具は農業に使用されるものであるが、農具そのものは工業的方法により量産されるものであるから、その意匠は工業上利用することができるものに該当する。

（１）工業上利用することができることについて

工業上利用することができるとは、工業的技術を利用して同一物を反復して多量に生産し得るということであり、現実に工業上利用されていることを要せず、その可能性を有していれば足りる。

（２）工業上利用することができるものと認められないものの例

以下に該当するものは、工業上利用することができるものと認められず、意匠法第３条第１項柱書の規定により意匠登録を受けることができない。

①自然物を意匠の主たる要素として使用したもので量産できないもの

自然石をそのまま使用した置物のように、ほとんど加工を施さない自然物をそのままの形状で使用するもの、すなわち自然が生み出した造形美というべきものを意匠の主たる要素としたものであって、工業的技術を利用して同一物を反復して多量に生産し得るものでないことから、工

業上利用することができるものに該当しない。

②土地建物などの不動産

工業的技術を利用して同一物を反復して多量に生産し得るものでないことから、工業上利用することができるものに該当しない。（上記21.1.1.1(2)「物品と認められないものの例」参照）

③純粋美術の分野に属する著作物

このような著作物は、工業的技術を利用して同一物を反復して多量に生産することを目的として製作されたものではないため、工業上利用することができるものに該当しない。

第２章　新規性

22　関連条文

意匠法

第三条　工業上利用することができる意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録を受けることができる。

一　意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠

二　意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた意匠

三　前二号に掲げる意匠に類似する意匠

（第２項略）

22.1　意匠法第３条第１項各号の規定

意匠登録出願されたものが工業上利用することができる意匠であっても、意匠法第３条第１項第１号又は第２号の意匠（以下「公知の意匠」という。）に該当するもの、又は公知の意匠に類似する意匠に該当するものは、新規性を有さないものであり、意匠登録を受けることができない。

すなわち、意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠、又は意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠は、それが自己の創作した意匠で自らが公開したものであっても新規性を喪失したものとなり、その意匠と同一又は類似の意匠に該当するものについて意匠登録出願をしても、意匠登録を受けることができない。

22.1.1　意匠法第３条第１項第１号

意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠

22.1.1.1　意匠登録出願前について

意匠登録出願前とは、日単位で判断する意匠登録出願の日（意匠法第９条、意匠法第１０条等）とは異なり、意匠登録出願の時分（注）を考慮するものである。

したがって、例えば、午前中に日本国内又は外国において公然知られるものとなった意匠について、その日の午後に意匠登録出願がされたときは、その意匠登録出願に係る意匠は意匠登録出願前に公然知られた意匠に該当する。

（注）

「外国において公然知られた意匠」の場合には、当該意匠が、その国又は地域において公然知られた時間を、日本時間に換算して判断する。

22.1.1.2　公然知られた意匠について

公然知られた意匠とは、不特定の者に秘密でないものとして現実にその内容が知られた意匠のことをいう。

22.1.1.3　公然知られた意匠として取り扱わない意匠

（１）登録意匠公報の発行日前の登録意匠

登録意匠公報の発行日前の登録意匠については、意匠権の設定登録がされていても、一般に公然知られた意匠として、意匠法第３条第１項第１号の規定の適用の基礎となる資料とすることには疑義が認められるため、公然知られた意匠としては取り扱わない。

22.1.1.4　公然知られた意匠に該当する場合の取扱い

公然知られた意匠に該当する場合は、以下のすべてについて具体的に出願人に提示しなければならない。

（１）公然知られた意匠に係る物品及びその形態
（２）上記意匠が不特定の者に秘密でないものとして現実に知られた事実

22.1.2　意匠法第３条第１項第２号

意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠

22.1.2.1　意匠登録出願前について

意匠登録出願前とは、日単位で判断する意匠登録出願の日（意匠法第９条、意匠法第１０条等）とは異なり、意匠登録出願の時分（注）を考慮するものである。

したがって、例えば、午前中に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠について、その日の午後に意匠登録出願がされたときは、その意匠登録出願に係る意匠は意匠登録出願前に頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠に該当する。

（注）

「外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠」の場合には、その国又は地域において、当該意匠が記載された刊行物が頒布された時間、又は当該意匠が電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった時間を、日本時間に換算して判断する。

22.1.2.2　頒布について

頒布とは、刊行物が不特定の者が見得るような状態におかれることをいい、現実に誰かがその刊行物を見たという事実を必要としない。

22.1.2.3　刊行物について

刊行物とは、公衆に対し頒布により公開することを目的として複製された文書、図面その他これに類する情報伝達媒体（ＣＤ－ＲＯＭ意匠公報、書籍、雑誌、新聞、カタログ、パンフレットなど）をいう。

22.1.2.4　刊行物の頒布された時期の取扱い

（１）刊行物に発行時期の記載又は受入印（注）がある場合

①受入印がなく、発行の年月日が記載されているときは、その年月日を採用する。

なお、当該発行の年月日の記載が

（ｉ）年のみの場合は、その年の末日

（ⅱ）年月のみの場合は、その年月の末日

と推定する。

②発行の年月日及び受入印があるときは、どちらか早い方の年月日を採用する。

③発行の年月日の記載がなく、受入印があるときは、その年月日を採用する。

（注）

受入印とは、刊行物を受け入れた組織（特許庁意匠課、特許庁意匠課旧資料係、独立行政法人工業所有権情報・研修館、旧独立行政法人工業所有権総合情報館、旧工業所有権総合情報館、旧万国工業所有権資料館）が受入事実の特定のために、刊行物の表紙等に押した受入組織及び受入日付を明記した印である。

（２）刊行物に発行時期の記載及び受入印がない場合

①当該刊行物について、書評、抜粋、カタログなどを掲載した刊行物があるときは、その発行時期から、当該刊行物の頒布された時期を推定する。

②当該刊行物について、重版又は再版などがあり、これに初版の発行時期が記載されているときは、それを頒布された時期と推定する。

③その他適当な手がかりがあるときは、それから頒布された時期を推定又は認定する。

22.1.2.5　意匠登録出願の時と刊行物の頒布された時期の判断について

（１）意匠登録出願の日と刊行物の頒布された時期として採用される日が異なる場合

それぞれの年月日によって前後関係を判断すれば十分であり、それ以上の時分まで認定、あるいは推定して前後関係を判断する必要はない。

（２）意匠登録出願の日と刊行物の頒布された時期として採用される日が同日の場合

意匠登録出願の時が刊行物の頒布された時よりも後であることが明らかな場合のほかは、刊行物の頒布された時期が意匠登録出願の前であるとはしない。

22.1.2.6　刊行物に記載された意匠について

刊行物に記載された意匠は、意匠登録出願に係る意匠が当該刊行物に記載された意匠に該当するか否か、あるいは当該意匠に類似する意匠に該当するか否かについての判断を行う際に、対比可能な程度に十分表されていれば、新規性の判断の基礎となる資料とすることができる。

（１）新規性の判断の基礎となる資料とすることができると認められるものの例

①刊行物に記載された意匠が、いわゆる斜視図により表されていることにより、その背面、底面等の形態が表れていない場合、あるいは、刊行物に記載された意匠の一部が表れていない場合であっても、当該意匠の全体の形態が物品の特性等によってほぼ定形化されている等の理由により、不明な部分の具体的な形態を推定できるもの

②刊行物に記載された物品に係る意匠はもちろん、その物品の中に含まれるその物品とは非類似の物品に係る意匠（例えば、部品に係る意匠）であっても、当該意匠自体の具体的な形態を識別できるもの

③意匠公報に掲載された部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」以外の「その他の部分」において意匠に係る物品の具体的な形態を識別できるもの

22.1.2.7　電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠について

（１）回線について

回線とは、一般に往復の通信路で構成された、双方向に通信可能な伝送路を意味する。一方向にしか情報を送信できない放送（双方向からの通信を伝送するケーブルテレビ等は除く。）は、回線には含まれない。

（２）公衆について

公衆とは、社会一般の不特定の者を指す。

（３）公衆に利用可能について

公衆に利用可能とは、社会一般の不特定の者が見得るような状態におかれていることを指し、現実に誰かがアクセスしたという事実は必要としない。例えば、インターネットにおいて、リンクが張られ、サーチエンジン（注１）に登録され、又はアドレス（注２）が公衆への情報伝達手段（例えば、広く一般に知られている新聞、雑誌等）にのっており、かつ公衆からのアクセス制限がなされていない場合には、公衆に利用可能である。

（注１）

検索エンジンとも呼ばれ、インターネット上で目的とするサイトを探すためにデータベース的な役割を果たすサイトを指す。

（注２）

ＵＲＬ（Uniform Resource Locator）という表記方法で表記されたインターネットのサービスの所在地を指す。一般に、http://xxx.or.jp のように表記される。

（４）公衆に利用可能となった意匠の時期について

当該意匠登録出願前に、電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった事実が認められれば足りる。

22.1.2.8　インターネットを通じて得られる意匠情報の審査上の取扱い

インターネットを通じて得られる意匠情報（以下「電子的意匠情報」という。）を、電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠として引用するためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

（１）意匠登録出願前に、引用する電子的意匠情報が公衆に利用可能な情報であること　（→22.1.2.8.1）

（２）意匠登録出願前に、引用する電子的意匠情報がその内容のとおり掲載されていたこと　（→22.1.2.8.2）

22.1.2.8.1　意匠登録出願前に、引用する電子的意匠情報が公衆に利用可能な情報であること

インターネットにのせられた情報は、不特定の者がアクセス可能な情報であり、頒布された刊行物に記載された情報と同様の情報伝播力を有するので、通常、公衆に利用可能な情報である。

ホームページへのアクセスにパスワードが必要であったり、アクセスが有料である場合でも、その情報がインターネットにのせられており、その情報の存在及び存在場所を公衆が知ることができ、かつ不特定の者がアクセス可能であれば、公衆に利用可能な情報であるといえる。

（１）電子的意匠情報が公衆に利用可能な情報と認められるものの例

①サーチエンジンに登録されており検索可能であるもの又はその情報の存在及び存在場所を公衆が知ることができる状態にあるもの（例えば、関連ある学術団体やニュース等からリンクされている場合又はアドレスが新聞や雑誌等の公衆への情報伝達手段にのっているもの）

②パスワードが必要なものにおいては、パスワードを入力することのみで不特定の者がアクセス可能であるもの（この場合には、パスワードを手に入れることが有料かどうかは問わず、誰でも何らかの手続きを踏むことで差別無くパスワードを手に入れてアクセスできるようになるホームページであれば公衆に利用可能な情報である。）

③有料のホームページにおいては、料金を支払うことのみで不特定の者がアクセス可能であるもの（この場合には、誰でも料金を支払うことのみで差別無くアクセスできるようになるホームページであれば公衆に利用可能な情報である。）

（２）電子的意匠情報が公衆に利用可能な情報と認められないものの例

インターネットにのせられていても、以下に該当するものは公衆利用可能性があるとは言い難い。

①インターネットにのせられてはいるが、アドレスが公開されていないために、偶然を除いてはアクセスでき

ないもの

②情報にアクセス可能な者が特定の団体・企業の構成員等に制限されており、かつ部外秘の情報の扱いとなっているもの（例えば、社員のみが利用可能な社内システム等）

③情報の内容に通常解読できない暗号化がされているもの（有料、無料を問わず、何らかの手段により誰でも暗号解読のためのツールを入手できる場合を除く。）

④公衆が情報を見るのに充分なだけの間公開されていないもの（例えば、短時間だけインターネット上で公開されたもの）

22.1.2.8.2　意匠登録出願前に、引用する電子的意匠情報がその内容のとおり掲載されていたこと

（１）引用する電子的意匠情報の掲載日時（注）及びその内容の改変の問題

インターネットにのせられた情報は改変が容易であることから、引用しようとする電子的意匠情報が、表示されている掲載日時にその内容のとおりに掲載されていたかどうかが常に問われることとなる。

審査官が電子的意匠情報を発見した時点では、引用しようとする電子的意匠情報の掲載日時の表示が意匠登録出願前であったとしても、その表示自体が改変されている可能性を完全に排除することはできない。

（注）

掲載日時の表示については、インターネットの情報がそのホームページにのせられた国又は地域の時間を、日本時間に換算して判断する。

（２）引用する電子的意匠情報の掲載日時及びその内容の改変の問題への対応

引用しようとする電子的意匠情報が、表示されている掲載日時にその内容のとおりに掲載されていたことについての疑義が極めて低いと考えられるホームページについては、審査官がアクセスした時にのせられている内容が、ホームページで示されている掲載日時の表示の時点にのせられていたものと推認して引用する。

引用しようとする電子的意匠情報が、表示されている

掲載日時にその内容のとおりに掲載されていたことについての疑義がある場合には、引用することができるか否かを調査する。

引用しようとする電子的意匠情報が、表示されている掲載日時にその内容のとおりに掲載されていたことについての疑義を解消する可能性が少ないホームページにのせられている情報は引用しない。

（３）引用しようとする電子的意匠情報が、表示されている掲載日時にその内容のとおりに掲載されていたことについての疑義が極めて低いと考えられるホームページの例

以下のホームページに掲載されている電子的意匠情報は、通常、問い合わせ先が明らかであり、当該疑義も極めて低いと考えられる。

①刊行物等を長年出版している出版社のホームページ（新聞、雑誌等の電子情報をのせているホームページ）

②学術機関のホームページ（学会、大学等のホームページ）

③国際機関のホームページ（標準化機関等の団体のホームページ）

④公的機関のホームページ（省庁のホームページ）

ただし、このようなホームページであっても、掲載日時の表示がない場合は原則的には引用しないが、掲載された電子的意匠情報に関してその掲載、保全等に権限及び責任を有する者によって、ホームページへの掲載日時及び内容についての証明が得られれば引用することができる。

（４）引用しようとする電子的意匠情報が、表示されている掲載日時にその内容のとおりに掲載されていたことについての疑義がある場合の対応

審査官は、引用しようとする電子的意匠情報の当該疑義があると判断した場合には、問い合わせ先等として表示されている連絡先に、改変されているか否かの照会をして、当該疑義について検討する。

検討の結果、疑義が解消しないものに関しては引用しない。

（５）引用しようとする電子的意匠情報が、表示されている

掲載日時にその内容のとおりに掲載されていたことについての疑義を解消する可能性が少ないホームページの取扱い

問い合わせ先が明らかでないもので、かつ掲載日時の表示が示されていないホームページは、当該疑義を解消する可能性が少ないので引用しない。

22.1.2.9　電子的意匠情報としてインターネットにのせられた意匠について

刊行物に記載された意匠と同様に、電子的意匠情報としてインターネットにのせられた意匠は、意匠登録出願に係る意匠が当該意匠に該当するか否か、あるいは、当該意匠に類似する意匠に該当するか否かについての判断を行う際に、対比可能な程度に十分表されていれば、新規性の判断の基礎となる資料とすることができる。（前記22.1.2.6「刊行物に記載された意匠について」参照）

22.1.3　意匠法第３条第１項第３号

前二号に掲げる意匠に類似する意匠

22.1.3.1　意匠の類否判断

意匠の類否判断とは、意匠が類似するか否かの判断であって、需要者（取引者を含む）（判断主体に関しては 22.1.3.1.1 を参照。）の立場からみた美感の類否についての判断をいう。

以下に説明する類否判断の手法は、意匠審査における客観的な類否判断を担保するために必要な意匠的特徴、すなわち、意匠の美感を形成する要素の抽出方法と、その対比方法に関する基本的な考え方を示したものである。

22.1.3.1.1　判断主体

意匠の類否判断において、判断主体は、需要者（取引者を含む）（意匠法第２４条第２項。同規定でいう「需要者」とは、取引者を含む概念であることから、ここでは「需要者（取引者を含む）」とする。）であり、物品の取引、流通の実態に応じた適切な者とする。

新規性の判断時における意匠の類否の判断主体については、条文上は明確に規定されていないが、登録意匠の範囲を規定している意匠法第２４条第２項において「登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとする。」と規定されていることから、新規性の判断における意匠の類否

の判断主体も、同様に需要者（取引者を含む）とする。

意匠の類否判断は、もとより人間の感覚的な部分によるところが大きいが、その判断を行う際には、意匠創作に係る創作者の主観的な視点を排し、需要者（取引者を含む）が観察した場合の客観的な印象をもって判断する。

22.1.3.1.2　意匠の類否判断の手法

（１）　意匠の類否判断の観点

意匠審査において、類否判断は次の（ア）～（オ）の観点によって行われる。

（ア）対比する両意匠の意匠に係る物品の認定及び類否判断
（イ）対比する両意匠の形態の認定
（ウ）形態の共通点及び差異点の認定
（エ）形態の共通点及び差異点の個別評価
（オ）意匠全体としての類否判断

（２）　対比する両意匠の意匠に係る物品の認定及び類否判断

意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等に基づき、両意匠の、意匠に係る物品の用途及び機能を認定する。

意匠とは物品の形態であることから、意匠の類似は、対比する意匠同士の意匠に係る物品の用途及び機能が同一又は類似であることを前提とするが、この場合にいう「意匠に係る物品の用途及び機能が同一又は類似であること」とは、物品の詳細な用途及び機能を比較した上でその類否を決するまでの必要はなく、具体的な物品に表された形態の価値を評価する範囲において、用途（使用目的、使用状態等）及び機能に共通性がある物品であれば、物品の用途及び機能に類似性があると判断するに十分である。

意匠に係る物品の用途（使用目的、使用状態等）及び機能に共通性がない場合には、意匠は類似しない。

なお、経済産業省令で定める意匠法施行規則別表第一（下欄）に表された「物品の区分」は、願書に記載すべき物品の区分の具体例を示しているに過ぎず、物品の類否を直接に規定しているものではない。

（３）　対比する両意匠の形態の認定及び形態における共通点・差異点の認定

（ｉ）　肉眼による観察

観察は、肉眼による視覚観察を基本とする（ただし、肉眼によって認識できないものであっても、取引の際、拡大観察することが通常である場合には、肉眼によって認識できるものと同様に扱う。）。これは、通常、物品は肉眼によって観察され、肉眼によって認識することのできる形態全体からなる美感が、その意匠に係る物品の選択・購入を左右するからである。なお、意匠に係る物品全体の形態は肉眼によって認識することができるが、一部の形態は微細なために肉眼によっては認識できない場合には、肉眼によって認識できる形態のみを意匠の形態として認定し、類否判断を行う。

（ⅱ）　観察方法

意匠の類否判断は、意匠に係る物品を観察する際に通常用いられる観察方法により行う。

例えば、購入の際にも使用時にも実際に手に持って視覚観察する筆記具の意匠の場合は、意匠全体を同じ比重で観察するが、通常の設置状態では背面及び底面を見ることのないテレビ受像機の意匠の場合は、主に正面、側面、平面方向に比重を置いて観察する。

（ⅲ）　形態の認定

意匠に係る物品全体の形態（意匠を大づかみに捉えた際の骨格的形態、基本的構成態様ともいう。）及び各部の形態を認定する。

（ⅳ）形態における共通点及び差異点の認定

両意匠の、意匠に係る物品全体の形態（基本的構成態様）及び各部の形態における共通点及び差異点を認定する。

（４）　形態の共通点及び差異点の個別評価

各共通点及び差異点における形態に関し、以下の（ｉ）その形態を対比観察した場合に注意を引く部分か否かの認定及びその注意を引く程度の評価と、（ⅱ）先行意匠群との対比に基づく注意を引く程度の評価を行う。

各共通点及び差異点における形態が（ｉ）及び（ⅱ）の観点

からみてどの程度注意を引くものなのかを検討することにより、各共通点及び差異点が意匠全体の美感に与える影響の大きさを判断する。

（ｉ）　対比観察した場合に注意を引く部分か否かの認定及び評価

各共通点及び差異点における形態が、対比観察した場合に注意を引く部分か否か及びその注意を引く程度は、

- その部分が意匠全体の中で占める割合の大小、
- その部分が意匠に係る物品の特性からみて、視覚的印象に大きな影響を及ぼす部分か、

により認定・評価する。

なお、具体的な評価方法及び評価結果は個別の意匠ごとに異なるものであるが、一般的には以下のようにいえる。

(a) 意匠全体に占める割合についての評価

出願意匠と引用意匠の共通点あるいは差異点に係る部分について、その大きさが意匠に係る物品全体に占める割合が大きい場合には、小さい場合と比較して、その部分が注意を引く程度は大きい。

意匠に係る物品全体の形態（基本的構成態様）は、意匠の骨格ともいえるものなので、視覚的印象に与える影響は、通常最も大きい。

(b) 物品の大きさの違いについての評価

両意匠の意匠に係る物品自体の大きさ（説明の記載がない場合に認定する通常の大きさの範囲を含む。）が違っていたとしても、それが物品の用途及び機能の認定に影響を及ぼさない限り、その違いは、強く注意を引くものとはならない。

(c) 物品の特性に基づき観察されやすい部分か否かの評価

意匠には、視覚観察を行う場合に観察されやすい部分、観察されにくい部分が存在する。共通点及び差異点における形態が観察されやすい部分の形態であれば、注意を引きやすいといえる。

観察されやすい部分は、意匠に係る物品の用途（使用目的、使用状態等）及び機能、その大きさ等に基づいて、（１）意匠に係る物品が選択・購入される際に見えやすい部位か否か、（２）需要者（取引者を含む）が関心を持って観察す

る部位か否かを認定することにより抽出する。

ただし、このようにして抽出される部分であったとしても、その形態が機能的必然性のみに基づくものであった場合には、意匠的特徴としては考慮しない。

(d) 物品の内部形態の評価

意匠は、意匠に係る物品を観察する際に目に付きやすい部位の形態を中心に比較されるべきであるから、類否判断は、意匠に係る物品の外観について行い、使用時に目にすることのない内部形態は、意匠の特徴として考慮しない。

内部形態を観察することができるものは、使用時に目に付きやすい形態が注意を引きやすい部分となる。

例えば、冷蔵庫の意匠の場合、扉を開けた状態も使用時の形態である一方、冷蔵庫の用途及び機能は、扉を閉めた状態で内部に食品等を冷却保管するものであるから、通常は、扉を閉めた状態で視覚観察されるものであるといえる。よって、このような場合は閉じた状態の外観が注意を引く程度は内部形態のそれよりも大きい。一方、人間が内部に入って使用することを主体とする浴室の意匠等の場合には、内部形態が注意を引く部分となる。

(e) 物品の流通時にのみ視覚観察される形態の評価

使用時・設置時にはその一部が目に触れないような物品（例えば、一部が土に埋まるフェンスや、壁や天井に一部が埋め込まれる照明器具等。）の場合、物品の流通時にのみ視覚観察される部位が注意を引く程度は、原則として、その他の部位よりも小さい。

ただし、その他の部位における形態が、ありふれた形態など意匠全体の美感に与える影響が小さいような場合には、相対的に、物品の流通時にのみ視覚観察される部位の意匠全体の中での重要度が上がり、意匠全体での最終的な判断の際に類否を左右する場合もある。

（ⅱ）　先行意匠群との対比に基づく評価

出願意匠と引用意匠の各共通点及び差異点における形態が、先行意匠群と対比した場合に、注意を引きやすい形態か否かを評価する。形態が注意を引きやすいものか否かは、同じ形態を持つ公知意匠の数や、他の一般的に見られる形態とどの程度異

なった形態であるか、又その形態の創作的価値の高さによって変わる。

(a) 先行意匠調査を前提とする共通点の評価

出願の意匠と引用意匠の各共通点における形態が、他の先行意匠においてごく普通に見られるありふれた態様であった場合には、その形態は特徴的な形態とはいえない。したがって、他の先行意匠においても見られる形態ではあるが、ごく普通に見られるありふれた態様とはいえない場合と比べて、その形態が注意を引く程度は小さい。

いずれの場合も、ありふれた形態や、公然知られた形態を単純に除外することはしない。

(b) 先行意匠調査を前提とする差異点の評価

出願の意匠と引用意匠との対比によって認定される各差異点における形態が、他の先行意匠には見られない新規な形態であって、創作的価値が高いと認められる場合、その形態は、過去のものとは異なっているという強い印象を与え、強く注意を引くものである。各差異点における形態が、他の先行意匠においてごく普通に見られるありふれた態様である場合は、その形態は、強く注意を引くものとはなり得ない。ただし、ありふれた形態や公知形態の組合せによっては、その組合せの態様が、注意を引く場合もある。

(ⅲ) 機能的意味を持つ形態及び材質に由来する形態の取扱い

機能的意味を持つ形態及び材質に由来する形態について、一般的には以下のように扱う。

(a) 機能的形状の評価

機能的な要求の実現に造形的な自由度があり、その形状でなければならない必然性がない場合の形状については、その造形的な特徴を考慮する。ただし、物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠は、意匠法が本来保護を予定しない技術的思想の創作に対して排他的独占権を付与することになるため、保護しない（意匠法第５条第３号）。

また、視覚に大きな影響のない僅かな形状の相違について、その相違が機能に大きく関わっていても、ことさら重要視しない。

(b) 物品の機能面からの要求を加味して構成された模様の評価

単に装飾を目的とする模様（例えば、食卓用皿の表面に付される模様。）に加え、近年、シートキーやタッチパネルなど、物品表面の入力・操作部の態様が凹凸の立体形状を伴わない平面的な図形等として構成される例が多くなってきている。このような意匠に係る物品との関係において一定の機能を有する模様についての意匠的な特徴の評価は、その模様が有する意味、すなわち、何を意図した模様なのか、物品の用途・機能との関係においてどのような機能を担う模様なのか、という点を理解した上で行うものであり、形状の場合と同様に評価する。

(c) 材質から生じる模様・色彩の評価

意匠の構成要素として真に考慮すべき模様・色彩は、意匠創作者の創作行為に基づいて表された模様・色彩であるが、願書に添付した図面等に表された意匠が、意匠に係る物品を製造する際に通常用いられる材質そのままの模様・色彩をもって表されていると認められる場合、その模様・色彩はその物品分野においてはありふれたものであるから、その模様・色彩が意匠全体の美感に与える影響は極めて小さい。

（５）　意匠全体としての類否判断

両意匠の形態における各共通点及び差異点についての個別評価に基づき、意匠全体として両意匠の全ての共通点及び差異点を総合的に観察した場合に、需要者（取引者を含む）に対して異なる美感を起こさせるか否かを判断する。

意匠は、全体が有機的なつながりを持って結合されたものであるから、各共通点及び差異点を個別に評価するだけでは、類否を判断することはできず、各形態の組合せにも注意しつつ共通点及び差異点を総合的に検討した場合に、それら共通点及び差異点が意匠全体の美感の類否に対し、どのような影響を与えているかを評価しなければならない。

基本的な考え方は以下の通り。

（ｉ）　共通点及び差異点についての総合判断

ある共通点又は差異点が類否判断をする上で最も重要な要素となるか否かは、他の共通点及び差異点との相対的な関係で決まる。ある共通点又は差異点が類否判断に与える影響

の大きさを考えるとき、他の共通点及び差異点が意匠全体の美感に与える影響が小さければ、その共通点又は差異点が類否判断に与える影響は相対的に大きいものとなる。他方、意匠全体の美感に与える影響が同程度あるいはより大きな共通点又は差異点が他にある場合には、その共通点又は差異点が類否判断に与える影響の大きさは、相対的に小さくなる。

（ⅱ）　意匠に係る物品全体の形態（基本的構成態様）

意匠に係る物品全体の形態（基本的構成態様）は、意匠の骨格ともいえるものであって、視覚を通じて起こさせる美感への影響が最も大きいことから、意匠が類似するためには、原則として、意匠に係る物品全体の形態（基本的構成態様）が共通することが必要である。

ただし、出願意匠と引用意匠の意匠に係る物品全体の形態（基本的構成態様）に差異点があったとしても、いずれもありふれた形態であって、かつ、各部の形態における共通点が顕著であるような場合には、意匠に係る物品全体の形態（基本的構成態様）における差異を超えて両意匠が類似する場合もある。

例えば、模様付きの直方体型包装用箱において、箱全体の縦、横、高さの比率が異なる２つの意匠があった場合、いずれも包装用箱の比率としてはありふれていて注意を引くものではなく、かつ、共通する模様が特徴的で強く注意を引くものと認められるならば、意匠に係る物品全体の形態（基本的構成態様）における差異（箱全体の縦、横、高さの比率）を超えて、両意匠は類似することがある。

各部の形態における差異点についても類否判断に与える影響の大きさが小さい場合には、共通する意匠に係る物品全体の形態（基本的構成態様）がありふれたものであっても、なお、その意匠の中で最も類否判断に与える影響が大きいものとなり、両意匠が類似する場合もある。

また、公知又は周知の形態を寄せ集めた意匠であったとしても、その組合せの態様が新規であって、意匠に係る物品全体の形態（基本的構成態様）として新規である場合には、その組合せによる意匠に係る物品全体の形態（基本的構成態様）が新規な形態として評価される。

（ⅲ）　出願に係る意匠中に用いられた公知の形態

出願意匠中に用いられた公知の形態が類否判断に与える影響の大きさは、新規な形態に比べて一般的に小さくなるが、意匠は全体が有機的な結合によって成立するものであるから、共通点又は差異点における形態が公知の形態であったとしても、その共通点又は差異点を単純除外して、その他の共通点及び差異点のみについて判断することはしない。

公知形態の組合せが新規である場合は、その組合せに係る態様を評価する。

（ⅳ）　意匠の構成要素間の関係

意匠の構成要素である形状、模様、色彩のうち、どの構成要素が類否判断に大きな影響を与えるかは、一概には言えず、先行する公知意匠群との関係において、最も特徴が大きく注意を引くものが類否判断に与える影響が大きいといえる。

しかしながら、形状及び模様は、人知に基づく創作を必要とする場合が多いのに比し、色彩はそれが模様を構成しない限り、創作というよりも選択と形容するのが適当であって、色彩のみを変更した多数の製品バリエーションが通常用意されていることから、色彩は形状及び模様よりも注意を引きにくいといえる。したがって、一般的に色彩は、形状及び模様よりも類否判断に与える影響が小さい。

（ｖ）　同一物品分野における既存の類否判断事例との関係

一般に、対比する２つの意匠の共通点及び差異点が意匠全体の美感に与える影響の大きさについての評価が、同一物品分野の既存の判断事例と同様の場合には、既存の類否判断事例と同様な結果となる。

しかし、意匠の類否判断は、その他の部分を含む意匠全体について行うものであるため、対比する２つの意匠が、既存の判断事例と同様の共通点あるいは差異点を有していたとしても、それらが物品特性等からみて、意匠全体の中で注意を引く部分における共通点又は差異点なのか否かの認定及びその注意を引く程度についての評価は、常に同じというわけではない。また、先行公知意匠は日々累積されるものであるので、当該先行公知意匠群との対比に基づく評価は常に同じというわけではない。

このように、同様の共通点・差異点を有していても、それらが類否判断に与える影響の大きさについての評価は常に同じとは限らないことから、同一物品分野における既存の類否判断事例であっても、その結論のみを別の事例に単純には適用しない。

第３章　創作非容易性

23 関連条文

意匠法

第三条

（第１項略）

２　意匠登録出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が日本国内又は外国において公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて容易に意匠の創作をすることができたときは、その意匠（前項各号に掲げるものを除く。）については、前項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

23.1　意匠登録出願前について

意匠登録出願前とは、意匠法第３条第１項第１号又は第２号に規定する意匠登録出願前と同様に、出願の時分を考慮するものであって、日単位で判断する意匠登録出願の日（意匠法第９条、意匠法第１０条等）とは異なる。また、その意匠の属する分野における通常の知識を有する者が容易に意匠の創作をすることができたか否かの判断の基準時も、意匠登録出願前である。

23.2　その意匠の属する分野における通常の知識を有する者について

その意匠の属する分野における通常の知識を有する者（以下「当業者」という。）は、創作非容易性を判断する主体である。当業者とは、その意匠に係る物品を製造したり販売したりする業界において、当該意匠登録出願の時に、その業界の意匠に関して、通常の知識を有する者をいう。

23.3　公然知られたについて

公然知られたとは、意匠法第３条第１項第１号に規定する公然知られたと同義である。すなわち、不特定の者に秘密でないものとして現実にその内容が知られたことをいう。

そして、公然知られたのうち、その名称をいえば、証拠を出すまでもなく思い浮かべることができる状態を特に、広く知られたという。

なお、外国において広く知られたとは、当該国において広く知られたことは必要であるが、必ずしも複数の国において広く知られたことを要しない。また、当該国で広く知られていれば、日本国内において広く知られていることを要しない。

23.4　創作非容易性の判断の基礎となる資料

以下に該当するものは、いずれも創作非容易性の判断の基礎となる資料とすることができる。

（１）公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（→23.4.1）

（２）広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（→23.4.2）

（３）公然知られた意匠又は広く知られた意匠　　（→23.4.3）

23.4.1　公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合

以下に該当するものは、いずれも公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に該当する。

（１）日本国内又は外国において公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合

（２）日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合

ただし、刊行物は頒布されただけでなく、公然知られた状態にあるものでなければならない。

また、刊行物に記載される場合には、一般に、形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合がそれ自体単独で公然知られたものとなることはほとんどなく、刊行物に記載された公然知られた意匠に係る物品と一体不可分な状態で表されているものが大多数である。このような場合においても、当該物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が、それ自体として具体的な態様を識別できるものであれば、創作非容易性の判断の基礎となる資料とすることができる。

なお、上記の場合、刊行物に記載された公然知られた意匠に係る物品と意匠登録出願された意匠に係る物品との類否は問わない。

23.4.2　広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合

日本国内又は外国において広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、それ自体単独で広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合はもちろん、広く知られた意匠に表された形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合についても、広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合として創作非容易性の判断の基礎となる資料とすることができる。

23.4.3　公然知られた意匠又は広く知られた意匠

公然知られた意匠又は広く知られた意匠も、創作非容易性の判断の基礎となる資料とすることができる。

23.5　容易に創作することができる意匠と認められるものの例

23.5.1　置換の意匠

置換とは、意匠の構成要素の一部を他の意匠に置き換えることをいう。

公然知られた意匠（広く知られた意匠に基づく場合も同様とする。以下同じ。）の特定の構成要素を当業者にとってありふれた手法により他の公然知られた意匠に置き換えて構成したにすぎない意匠。

このような意匠は、公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することのできた意匠と認められる。

【事例１】

その意匠の属する分野において、ボンベを変更することは、燃料使用時間に応じて一つの機種で数種のボンベを用意していることが一般に行われている点を考慮すれば、当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

「ガスストーブ兼用こんろ」

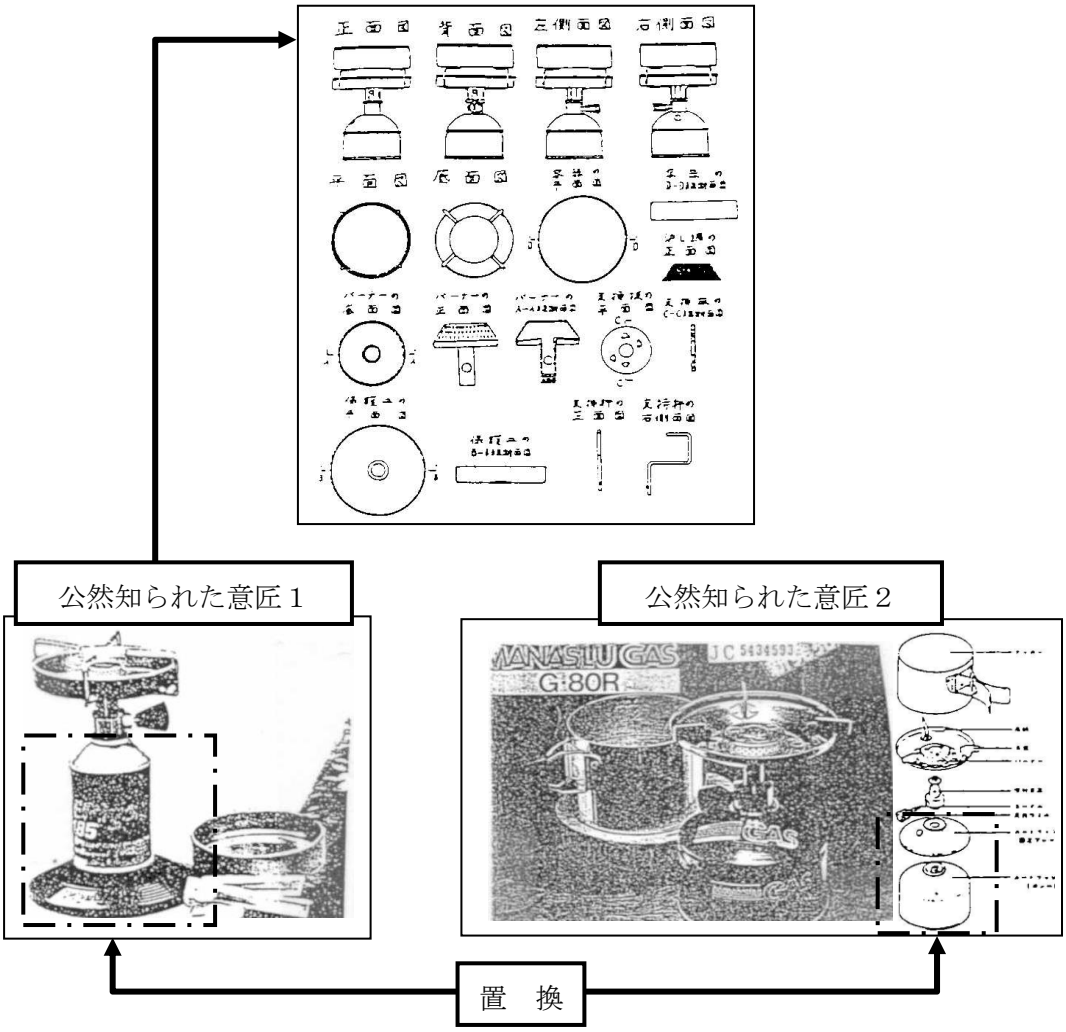

【事例２】

その意匠の属する分野において、公然知られた意匠の装飾板部分を単に他の装飾板に置き換えて構成することは当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

「道路用柵」

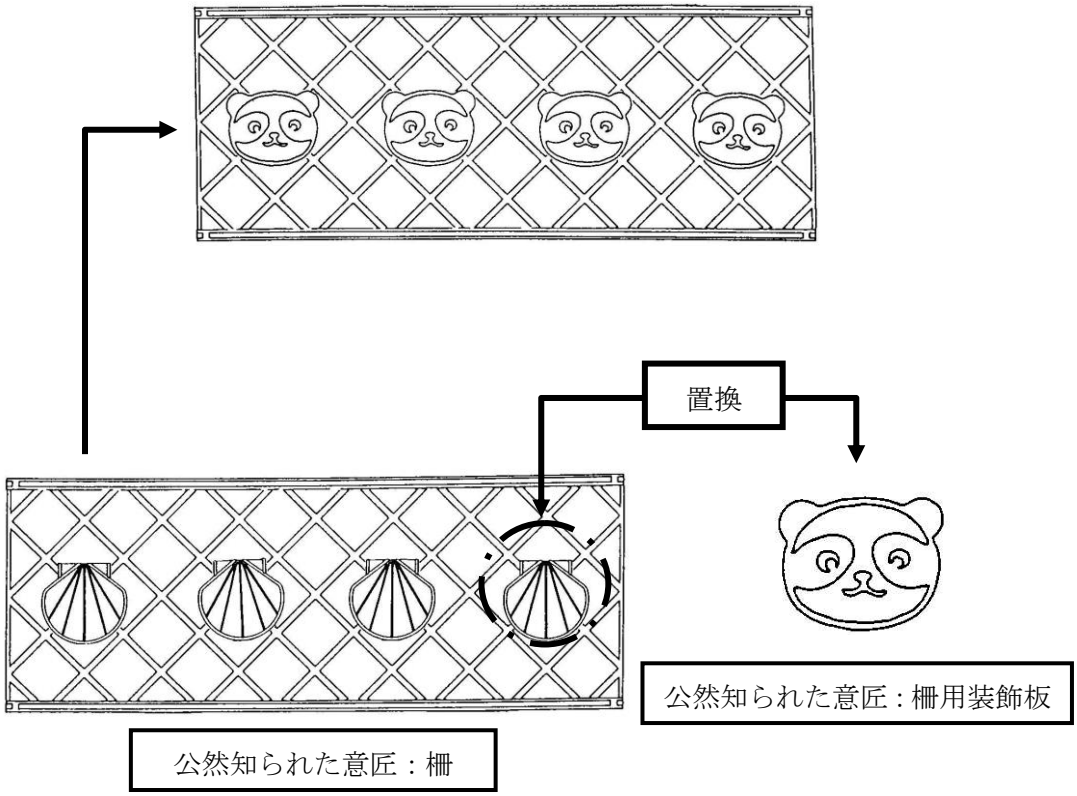

【事例３】

その意匠の属する分野において、分離可能な部品（テレビカメラ）の形状等を他の部品（テレビカメラ）の形状等に置き換えることは当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

「ビデオテープレコーダー付ビデオカメラ」

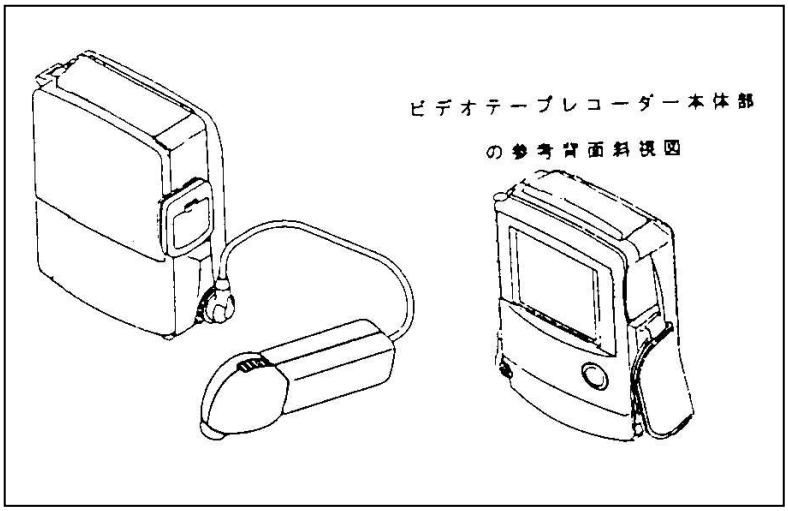

公然知られた意匠：テレビカメラ

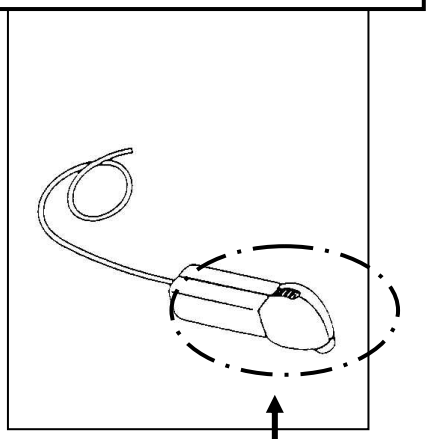

公然知られた意匠：ビデオテープレコーダー付ビデオカメラ

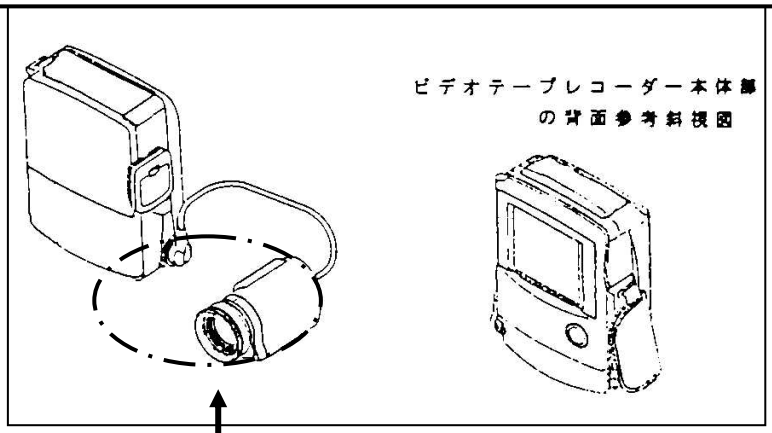

置換

【事例４】

その意匠の属する分野において、音域毎に各種のスピーカーを積み重ねて、一体のスピーカーボックスとすることは、当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

「スピーカーボックス」

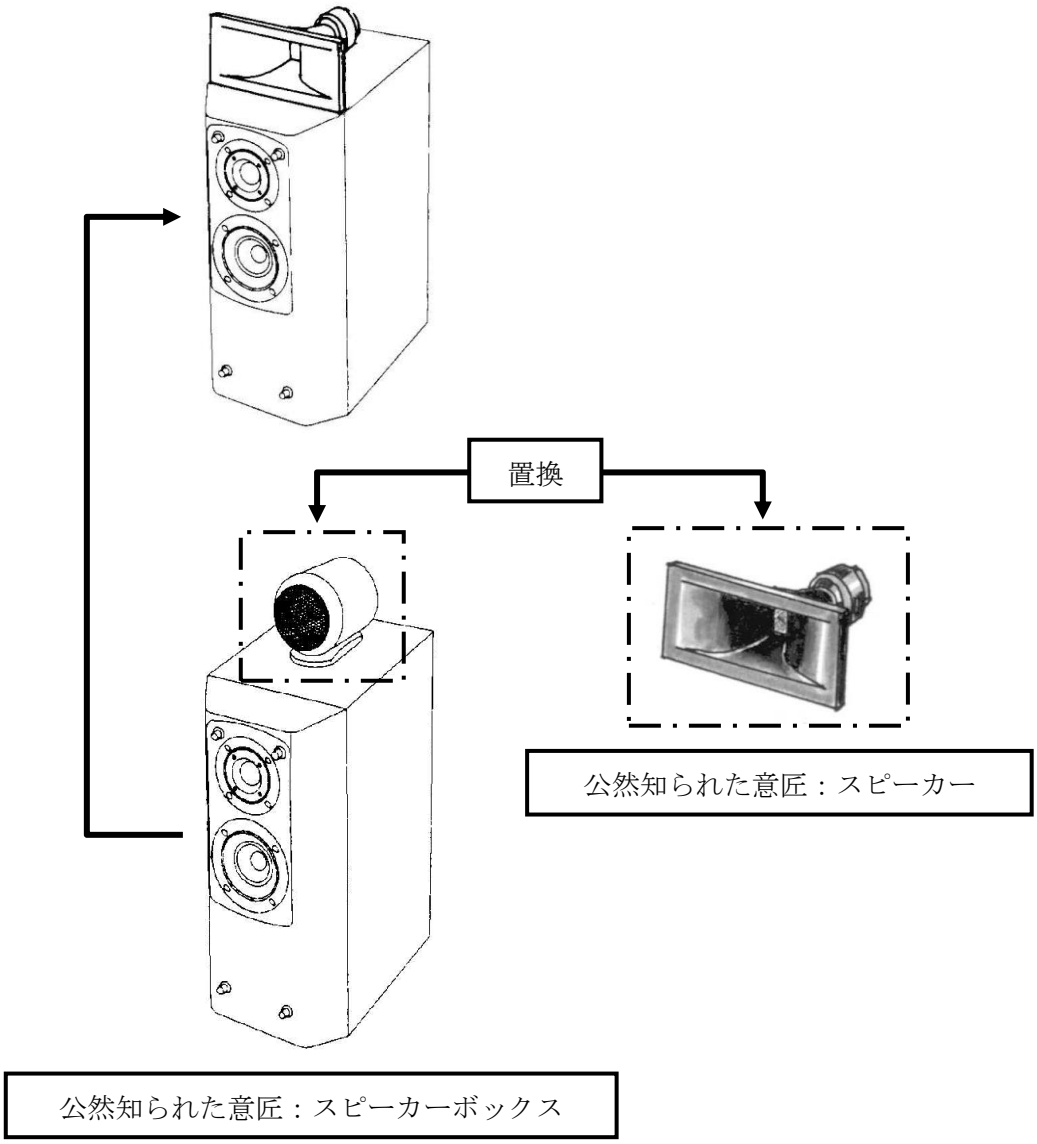

【事例５】

その意匠の属する分野において、電子計算機の蓋部上面に模様を付することは当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

「電子計算機」

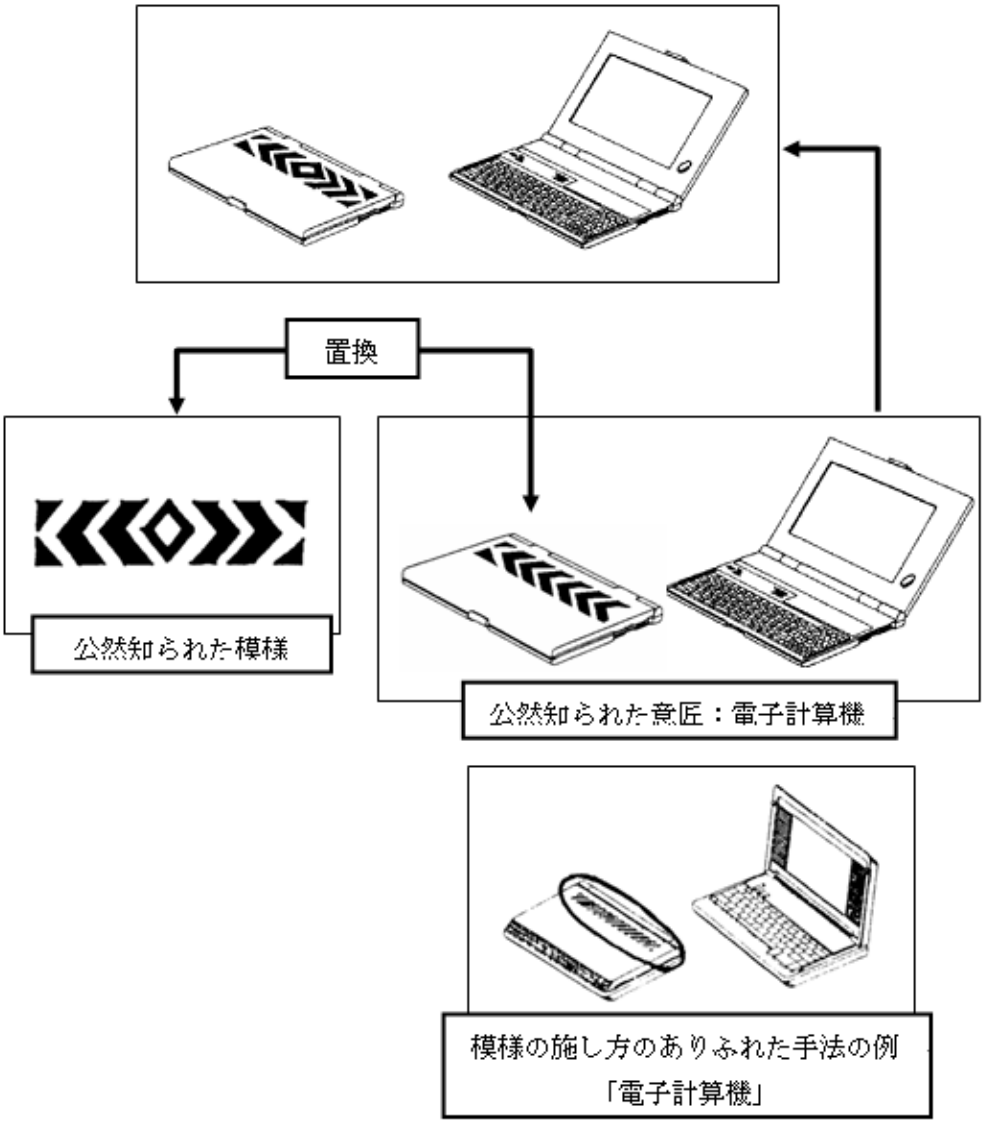

23.5.2　寄せ集めの意匠

寄せ集めとは、複数の意匠を組み合わせて一の意匠を構成することをいう。

複数の公然知られた意匠を当業者にとってありふれた手法により寄せ集めたにすぎない意匠。

このような意匠は、公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することのできた意匠と認められる。

【事例１】

その意匠の属する分野において、音域毎に各種のスピーカーを積み重ねて、一体のスピーカーボックスとすることは、当業者にとってありふれた手法である。

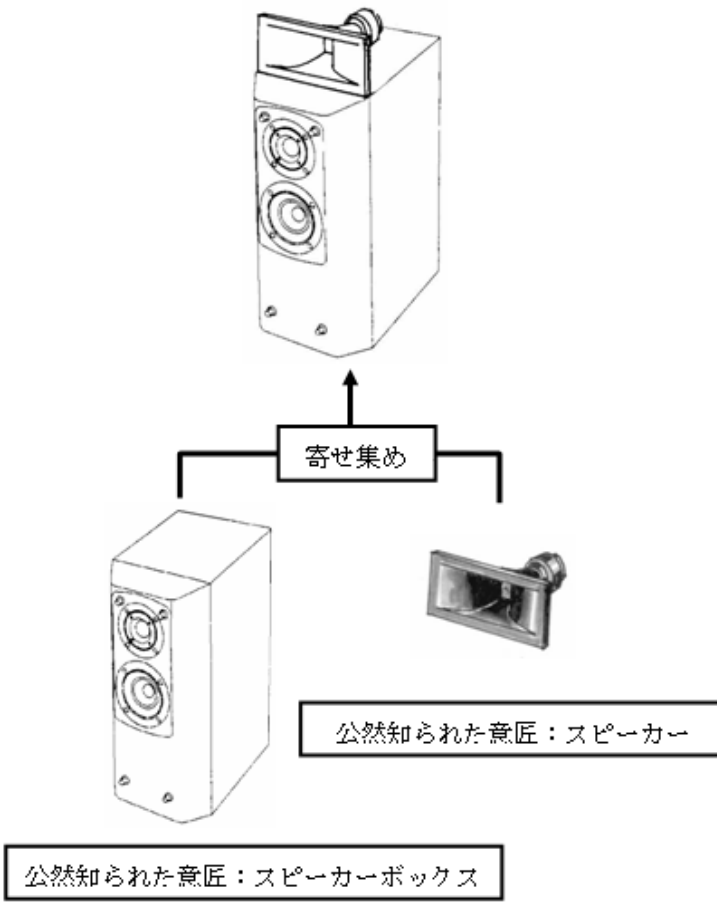

【 左下の公然知られた意匠を当業者にとってありふれた手法により寄せ集めたものとは認められない事例 】

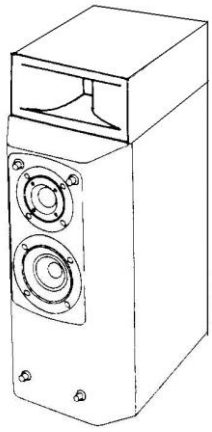

「スピーカーボックス」

【事例２】

その意匠の属する分野において、電子計算機の蓋部上面に模様を付することは当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

「電子計算機」

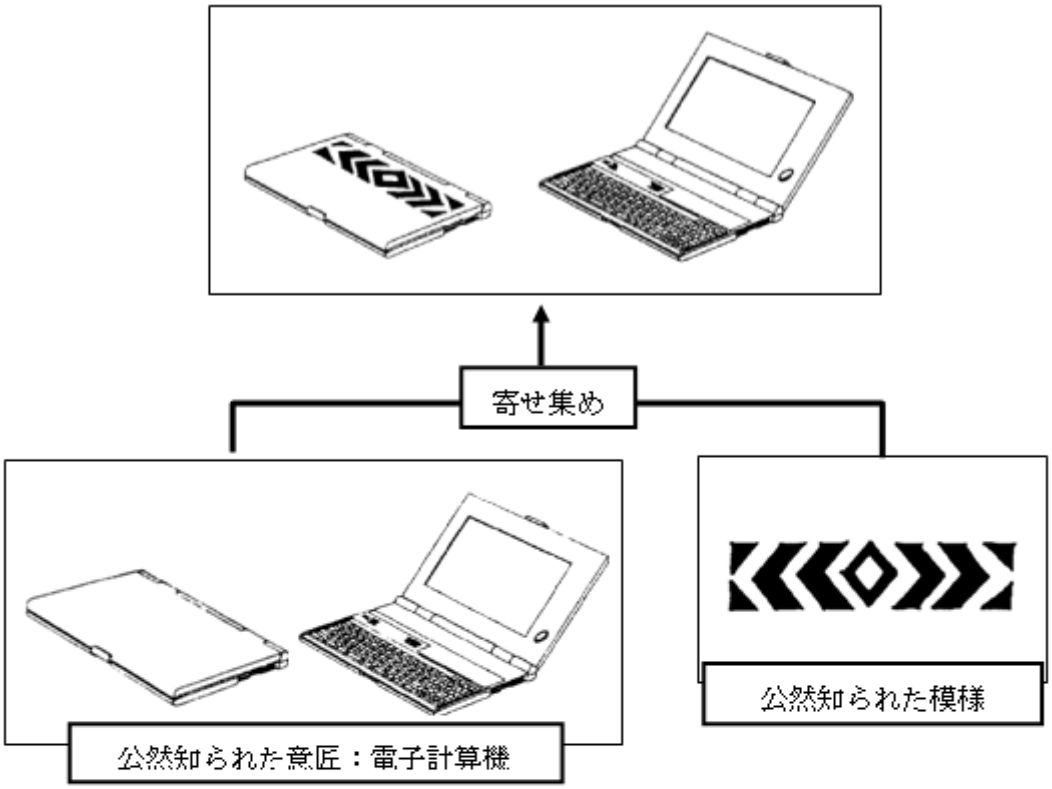

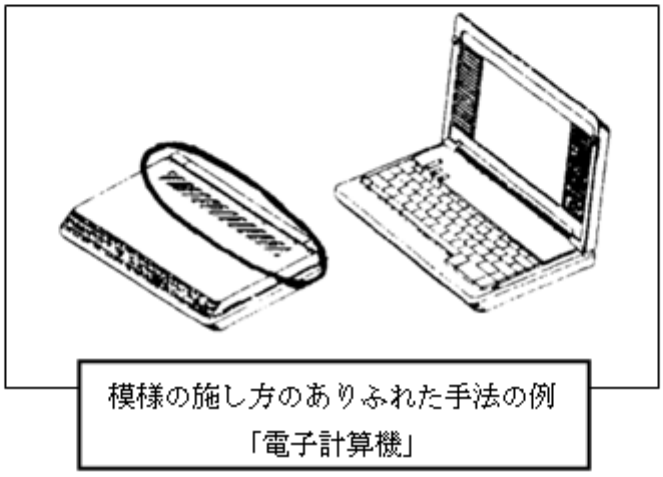

【事例３】

その意匠の属する分野において、様々な具体物等をベースとしてその一部に時計をはめ込むこと、及び略円板状ベース部分の中心に時計をはめ込むことは当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

「時計」

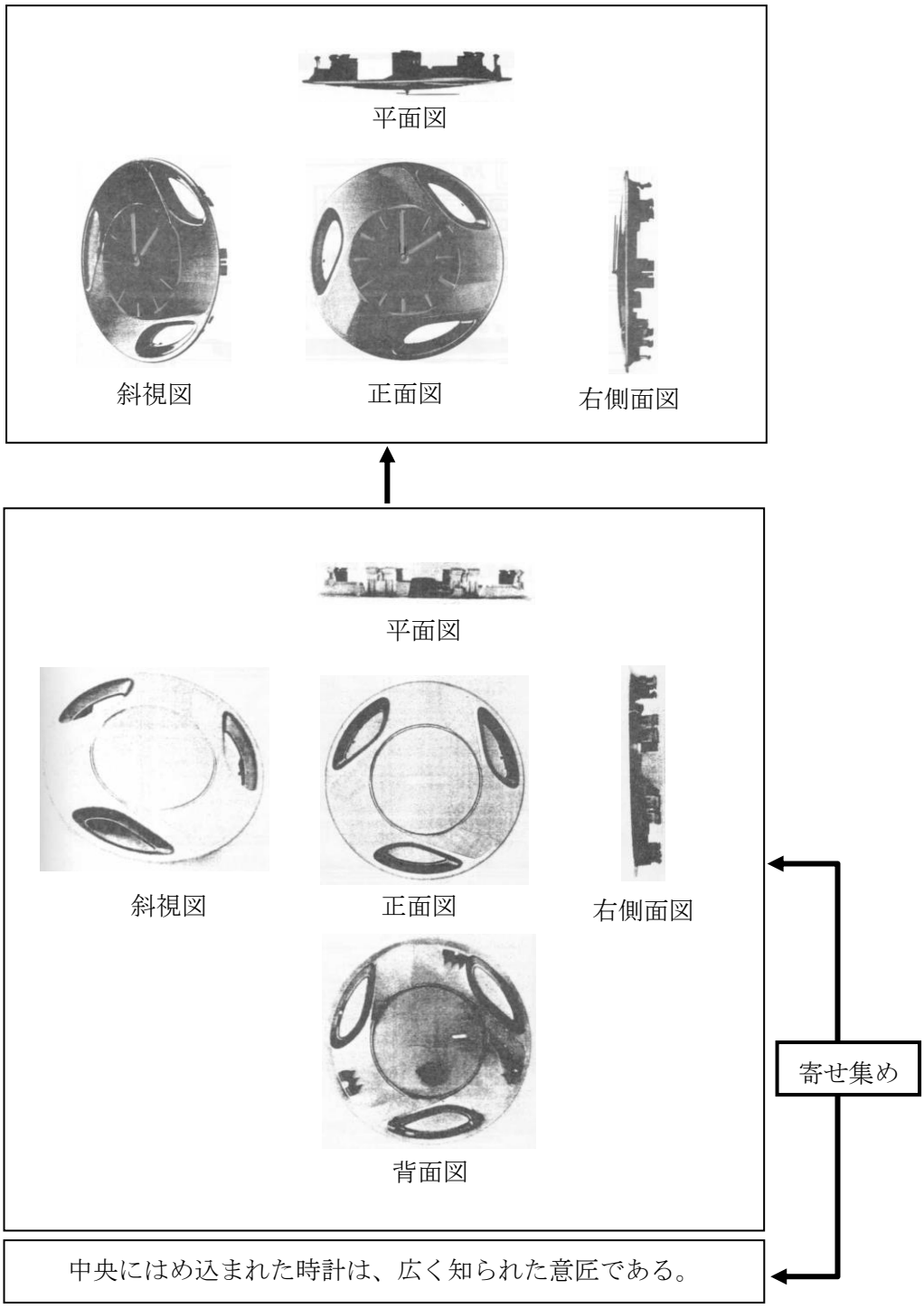

23.5.3　配置の変更による意匠

公然知られた意匠の構成要素の配置を当業者にとってありふれた手法により変更したにすぎない意匠。

このような意匠は、公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することのできた意匠と認められる。

【事例】

その意匠の属する分野において、公然知られた意匠の通常使用状態においてイコライザー用表示部と増幅器用操作部の配置を変更することは当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

「イコライザー付増幅器」

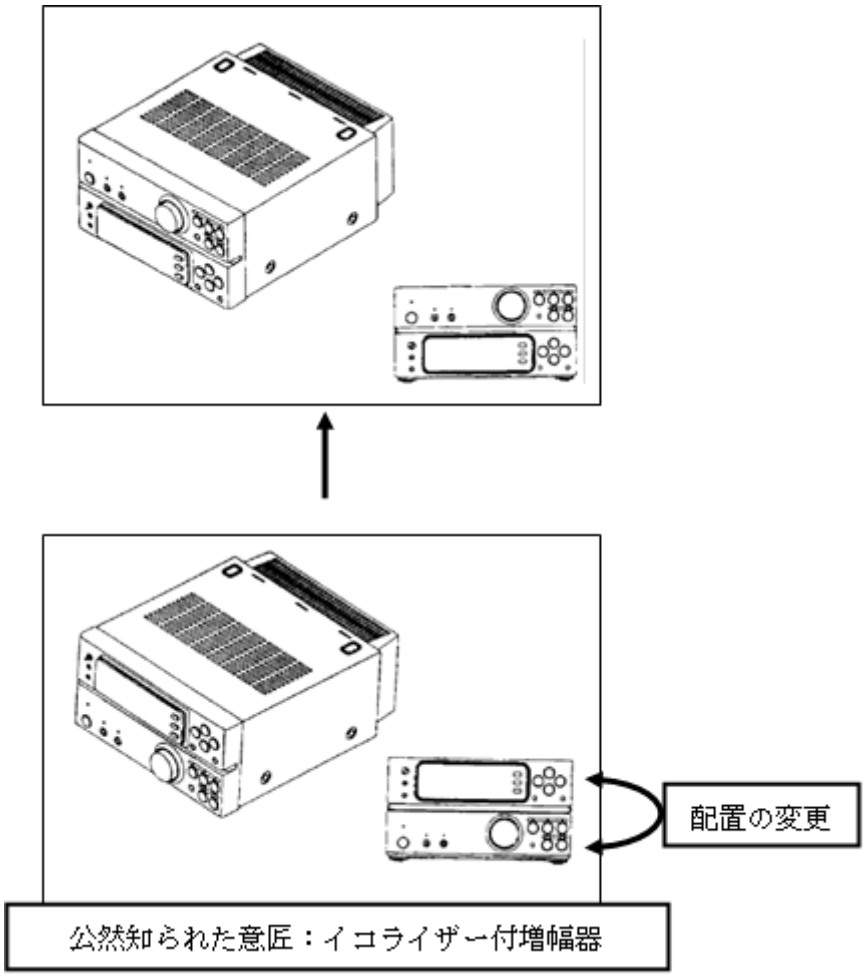

23.5.4　構成比率の変更又は連続する単位の数の増減による意匠

公然知られた意匠の全部又は一部の構成比率又は公然知られた意匠の繰り返し連続する構成要素の単位の数を当業者にとってありふれた手法により変更したにすぎない意匠。

このような意匠は、公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することのできた意匠と認められる。

【事例１】

同じ断面形状を持つ押し出し成形材や繰り返し連続する側面形状を有する側溝ブロック等の分野において、公然知られた意匠の繰り返し連続する構成要素の単位の数を適宜増減させることは当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

「側溝用ブロック」

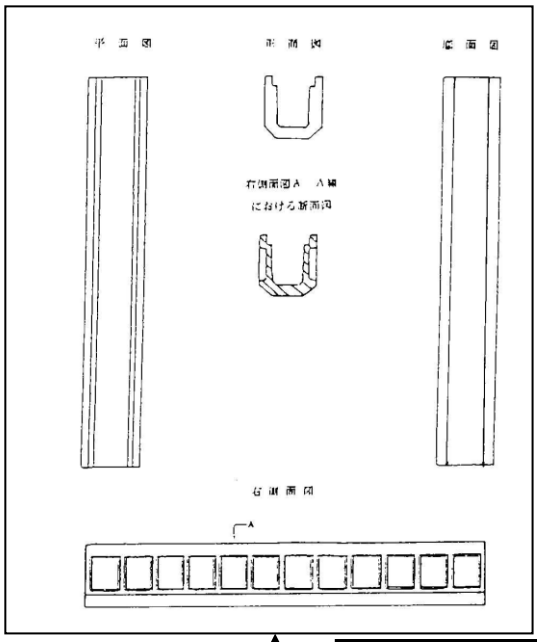

繰り返し連続する構成要素の単位数を増加

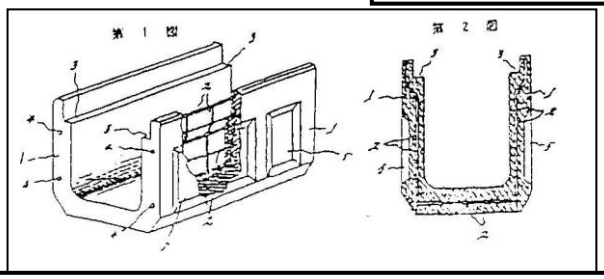

公然知られた意匠：コンクリート製排水側溝

【事例２】

その意匠の属する分野において、警告灯単位体の積み重ねの数を適宜増減させることは当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

「回転警告灯」の警告灯単位体の積み重ねの数は二段である。

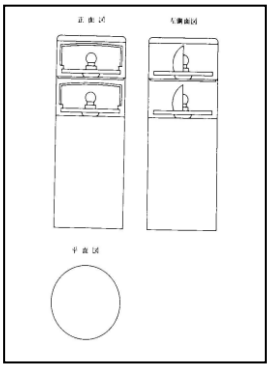

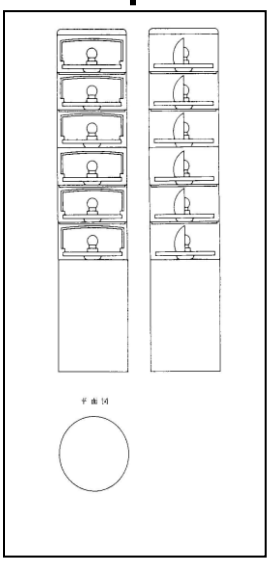

繰り返し連続する構成要素の単位数を減少

公然知られた意匠：回転警告灯

警告灯単位体の積み重ねの数は六段である。

23.5.5　公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合をほとんどそのまま表したにすぎない意匠

公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づく場合も同様とする。以下同じ。）をほとんどそのまま物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に表したという当業者にとってありふれた手法により創作された意匠。

このような意匠は、公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することのできた意匠と認められる。

23.5.5.1　公然知られた形状や模様に基づく意匠

公然知られた形状や模様をほとんどそのまま物品に表したにすぎない意匠。

【事例】

その意匠の属する分野において、その先端を様々な幾何的形状とすることは通常行われている手法である。

出願の意匠

「レーザー照射機用先端部」（部分意匠）

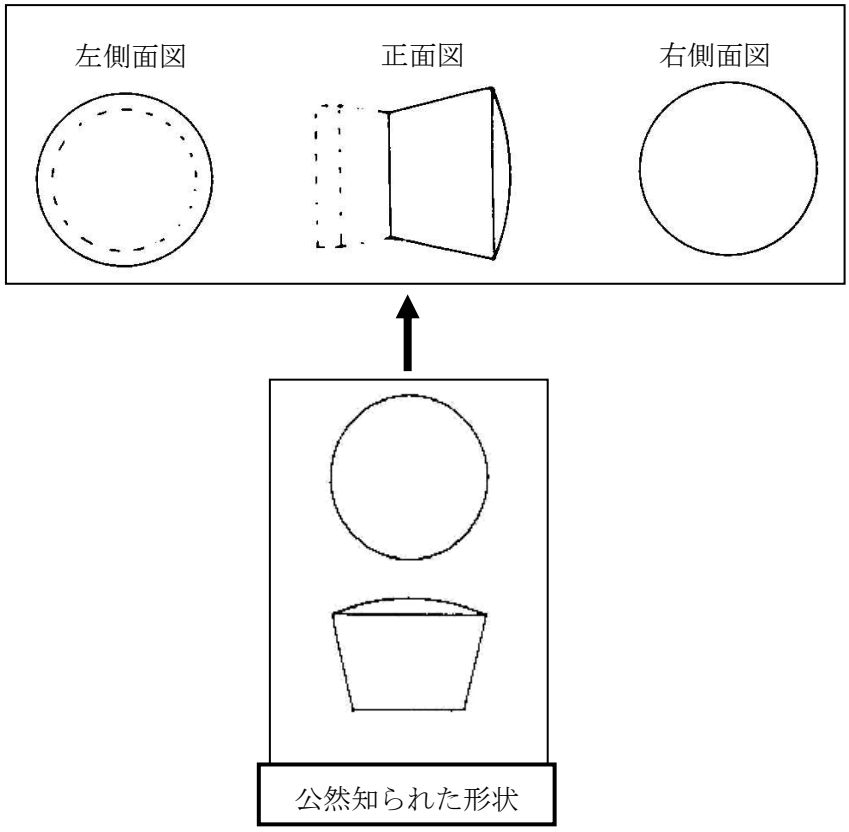

23.5.5.2　自然物並びに公然知られた著作物及び建造物等に基づく意匠

自然物（動物、植物又は鉱物）並びに公然知られた著作物及び建造物などの全部又は一部の形状、模様等をほとんどそのまま物品に表したにすぎない意匠。

【事例】

その意匠の属する分野において、文鎮等の形状を植物等の形状に模することは通常行われている手法である。

出願の意匠

「ペーパーウエイト」

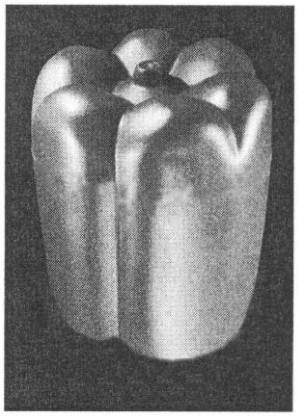

【容易に創作できたものとはいえない事例】

以下の「培養土用容器」の意匠は、ピーマンの形状をほとんどそのまま表したものとはいえず、当業者であっても容易に創作することのできたものとはいえない。

出願の意匠

「培養土用容器」

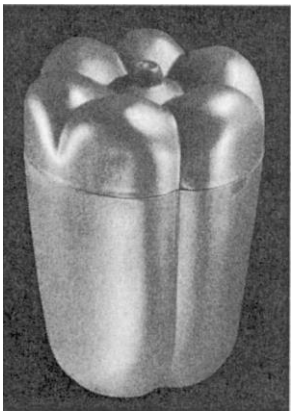

斜視図

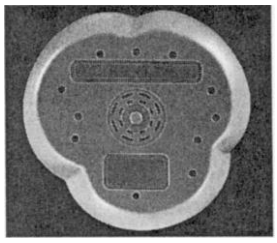

底面図

23.5.6　商慣行上の転用による意匠

非類似の物品の間に当業者にとって転用の商慣行というありふれた手法がある場合において、転用された意匠。

このような意匠は、当該転用の基礎となった公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することのできた意匠と認められる。

転用とは、ある物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合をそれとは非類似の物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合として表すことだけでなく、公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて意匠を創作する過程において、技術的又は経済的要因からやむなく行われる形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合の変更であって、当業者であれば誰でも加えるであろう程度にすぎない変形や、そうした変形がその意匠の属する分野において常態化している変形を加えたものをも含む。

【事例１】

その意匠の属する分野において、製造食品の形状を器物又は動植物等の形状に模することは当業者にとって商慣行上行われている。

出願の意匠

「チョコレート」

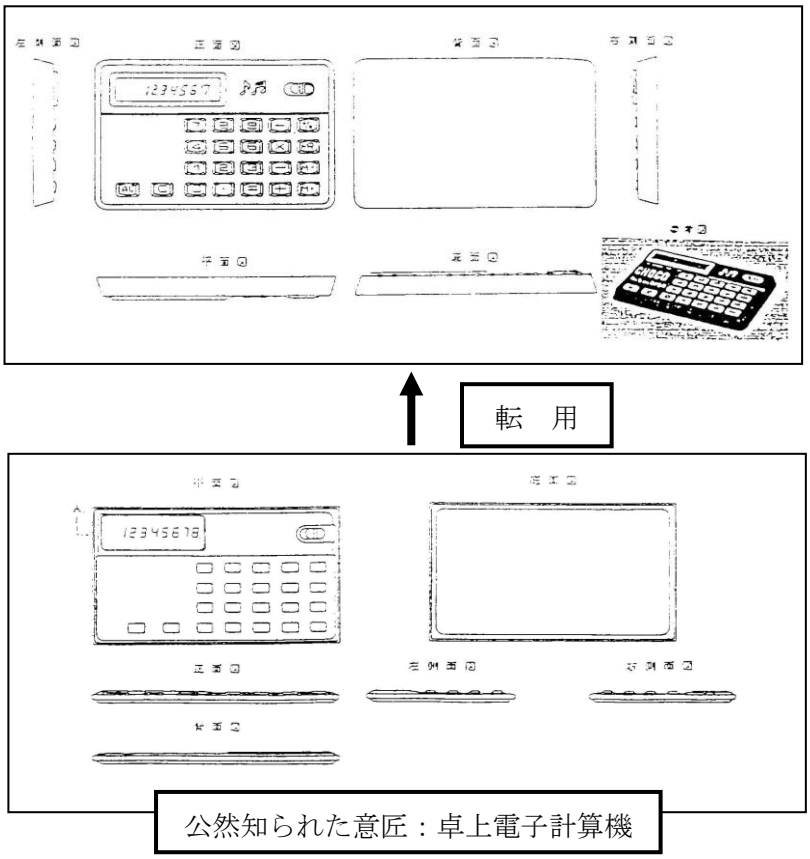

【事例２】

その意匠の属する分野において、おもちゃの形状を乗物の形状に模することは当業者にとって商慣行上行われている。

出願の意匠

「オートバイおもちゃ」

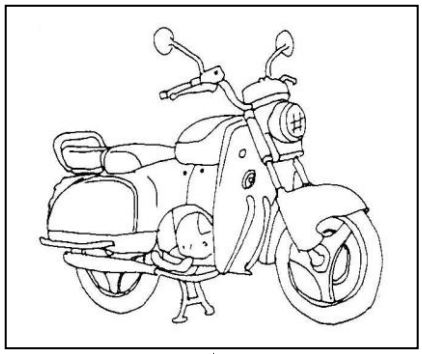

転　用

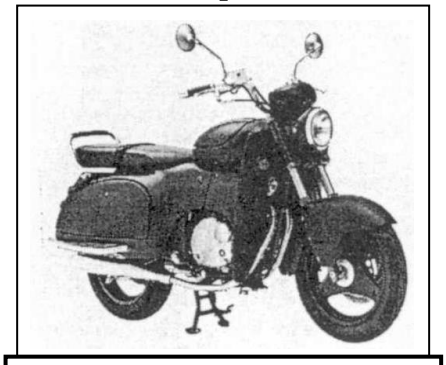

公然知られた意匠：自動二輪車

【容易に創作できたものとはいえない事例】

以下の「自動車おもちゃ」の意匠は、当業者にとって商慣行上通常なされる程度の変形を超えているため、当業者であっても容易に創作することのできたものとはいえない。

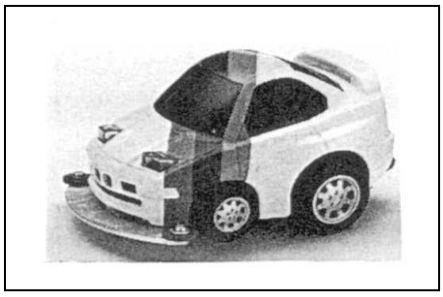

23.6　創作非容易性の判断の基礎となる資料の提示

公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合、又は公然知られた意匠を創作非容易性の判断の基礎となる資料とする場合、例えば、頒布された刊行物に記載された公然知られた意匠を創作非容易性の判断の基礎となる資料とする場合には、当該公然知られた意匠が記載された刊行物の書誌事項及び当該公然知られた意匠の掲載ページ等を拒絶理由通知書に記載して意匠登録出願人に当該公然知られた意匠を提示することが必要である。

一方、広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合、又は広く知られた意匠を創作非容易性の判断の基礎となる資料とする場合については、証拠の提示を要さない。

23.7　当業者にとってありふれた手法であることの提示

創作容易な意匠というためには、当業者にとってありふれた手法によって創作されたという事実を要する。

したがって、意匠法第３条第２項の規定により拒絶の理由を通知する場合は、原則、当業者にとってありふれた手法であることを示す具体的な事実を出願人に提示することが必要である。

ただし、その手法が当業者にとってありふれたものであることが、審査官にとって顕著な事実と認められる場合、例えば、玩具業界において、本物の自動車をそっくりそのまま自動車おもちゃに転用するという手法等の場合には、必ずしもその提示を要さない。

23.8　意匠法第３条第１項各号との適用関係

意匠法第３条第２項は、「(前項各号に掲げるものを除く。)」と規定していることから、意匠法第３条第２項の規定は、意匠登録出願に係る意匠が、ある公然知られた意匠に対して意匠法第３条第１項各号に規定する意匠に該当しない場合に限り適用する。

第４章　先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外

24　関連条文

意匠法

第三条の二　意匠登録出願に係る意匠が、当該意匠登録出願の日前の他の意匠登録出願であつて当該意匠登録出願後に第二十条第三項又は第六十六条第三項の規定により意匠公報に掲載されたもの（以下この条において「先の意匠登録出願」という。）の願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠の一部と同一又は類似であるときは、その意匠については、前条第一項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。ただし、当該意匠登録出願の出願人と先の意匠登録出願の出願人とが同一の者であつて、第二十条第三項の規定により先の意匠登録出願が掲載された意匠公報（同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。）の発行の日前に当該意匠登録出願があつたときは、この限りでない。

24.1　意匠法第３条の２の規定

意匠法第３条の２の規定は、先願の意匠の一部がほとんどそのまま後願の意匠として意匠登録出願されたときのように、後願の意匠が何ら新しい意匠の創作と認められない場合は、意匠登録を受けることができない旨規定したものである。ただし、先願の出願人と同一の出願人による意匠登録出願が、先願の意匠登録に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。）の発行の日前までに出願された場合には、この規定による拒絶の理由にはあたらないとしている。

24.1.1　意匠法第３条の２本文の規定の適用の基礎となる意匠公報について

意匠法第３条の２本文の規定の適用の基礎となる意匠公報は、意匠法第３条の２の規定の適用の対象となる意匠登録出願の出願日前に意匠登録出願された意匠について、その対象となる意匠登録出願の出願後に発行された以下のいずれかの意匠公報である。

（１）意匠法第２０条第３項の規定に基づく意匠公報（登録意匠公報）
（２）意匠法第６６条第３項の規定に基づく意匠公報（同日競願に係る協議不成立又は不能の場合の拒絶確定出願を公示する公報）

24.1.2　願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠について

意匠法第３条の２に規定する意匠公報に掲載されたものの願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠とは、具体的に、意匠公報に掲載されたもののうち、先願の意匠登録出願人が創作した意匠、すなわち、先願の意匠登録出願人によって、願書の「意匠に係る物品」の欄に記

載された物品の区分に属する物品の形態として開示された意匠（以下「先願に係る意匠として開示された意匠」という。）である。

よって、意匠の理解を助けるために必要があるときに加える使用状態を示した図その他の参考図の中に記載されている先願に係る意匠として開示された意匠以外のものは、意匠法第３条の２の規定の適用の基礎となる資料とはしない。

これは、意匠の理解を助けるために必要があるときに加える使用状態を示した図その他の参考図において、先願に係る意匠として開示された意匠以外の意匠について、要旨の変更とならない範囲において補正がなされた場合、先願に係る意匠として開示された意匠以外のものの記載の内容は、審査、審判又は再審に係属している間に変動する可能性があり、このような不安定なものに基づいて後願を排除することは後願の意匠登録出願人に不利益となること、又先願に係る意匠として開示された意匠の理解を助けるためだけに説明的に加えられたものに創作の価値を認めて後願を排除することは意匠法第３条の２の規定の趣旨に反することから、上記のように取り扱うこととする。

24.1.3　先願に係る意匠として開示された意匠を特定するための図

24.1.3.1　全体意匠の意匠登録出願の場合

立体的なものの場合は、正投影図法により同一縮尺で作成された正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図、又はそれらと置き換え可能な図（以下「一組の図面」という。）が、先願に係る意匠として開示された意匠を特定するための図となる。

平面的なものの場合は、同一縮尺で作成された表面図及び裏面図（以下立体的な意匠の場合と同様に「一組の図面」という。）が、先願に係る意匠として開示された意匠を特定するための図となる。

また、一組の図面だけでは意匠登録出願に係る意匠を十分表現できないときに加える、展開図、断面図、切断部端面図、拡大図、斜視図、画像図その他必要な図（以下「その他必要な図」という。）も、先願に係る意匠として開示された意匠を特定するための図となる。

24.1.3.2　部分意匠の意匠登録出願の場合

部分意匠の意匠登録出願の場合は、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態を表している一組の図面と、その他必要な図が、先願に係る意匠として開示された意匠を特定するための図となる。

24.1.3.3 組物の意匠の意匠登録出願の場合

組物の意匠の意匠登録出願の場合は、組物を構成する物品（以下「構成物品」という。）に係る意匠についてのそれぞれの一組の図面、また構成物品と同時に使用されるものであり、かつ定められた構成物品に付随する範囲内の物品に係る意匠についてのそれぞれの一組の図面、あるいは構成物品を組み合わせた状態の一組の図面と、その他必要な図についても、先願に係る意匠として開示された意匠を特定するための図となる。

24.1.4 意匠の一部について

意匠の一部とは、先願に係る意匠として開示された意匠の外観の中に含まれた一つの閉じられた領域をいい、意匠の構成要素である形状、模様、色彩の一を観念的に分離したものについては、意匠の一部に該当するものとは取り扱わない。例えば、先願に係る意匠として開示された意匠が、物品の形状と模様の結合からなる意匠である場合には、その結合した状態の意匠全体における一部を指し、模様を除いた形状のみは意匠の一部に該当するものとは取り扱わない。

また、後願の全体意匠が、先願の部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態を表したものである場合は、後願の意匠は、先願の意匠の一部に該当するものとは取り扱わない。

24.1.5 先願に係る意匠として開示された意匠の一部と後願の全体意匠との類否判断

意匠法第３条の２の規定の適用にあたっては、先願に係る意匠として開示された意匠の中に、原則的に、意匠法第３条の２の規定の対象となる後願の全体意匠の全体の形態が開示されていること（先願に係る意匠として開示された意匠の中に、意匠法第３条の２の規定の対象となる後願の全体意匠の全体の形態が開示されていない場合であっても、対比可能な程度に十分に表されている場合を含む。第２部「意匠登録の要件」第２章「新規性」22.1.2.6「刊行物に記載された意匠について」参照）が必要である。

先願に係る意匠として開示された意匠と後願の全体意匠とが、①先願に係る意匠として開示された意匠が全体意匠であるか部分意匠であるか、②先願に係る意匠として開示された意匠の意匠に係る物品と後願の全体意匠の意匠に係る物品が同一、類似又は非類似のいずれであるかを問わず、先願に係る意匠として開示された意匠の中の後願の全体意匠に相当する一部と、後願の全体意匠の意匠に係る物品との用途及び機能が同一又は類似であって、それぞれの形態が同一又は類似である場合、後願の全体意匠と先願に係る意匠として開示された意匠の中の後願の全体意匠に相当する一部とは類似する。

24.1.6　意匠法第３条の２ただし書の規定の適用の判断

意匠法第３条の２本文の規定により意匠登録を受けることができない出願であっても、以下の要件をいずれも満たす場合は、同条ただし書の規定により、拒絶の理由に該当しない。

24.1.6.1　意匠登録出願の出願人と先の意匠登録出願の出願人とが同一の者であること

意匠登録出願の出願人と先の意匠登録出願の出願人とが同一の者であるか否かの判断は、当該適用の判断時、すなわち、査定の謄本又は拒絶の理由の通知書の送達時における、それぞれの願書の意匠登録出願人の記載に基づいて行う。したがって、当該適用の判断時以外の時における出願人の異同及び意匠登録出願の出願人と先の意匠登録出願に係る意匠権者との異同については、当該適用の判断において考慮しない。

なお、共同出願に係る場合における「同一の者」は、全ての出願人が一致することをいう。

24.1.6.2　第２０条第３項の規定により先の意匠登録出願が掲載された意匠公報（同条第４項の規定により同条第３項第４号に掲げる事項が掲載されたものを除く。）の発行の日前に当該意匠登録出願があったこと

先の意匠登録出願の意匠登録に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。）の発行の日前に当該意匠登録出願がなされていることを要する。

※ この意匠公報には、国際意匠登録出願(注)の場合における国際公表(注)の国際意匠公報は含まれないが、当該国際公表された国際意匠公報に掲載された意匠は、意匠法第３条第１項第２号に規定する意匠（日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた意匠）に該当することに注意を要する。

（注）
「国際意匠登録出願」及び「国際公表」については、第１１部「国際意匠登録出願」を参照されたい。以下同じ。

24.1.7　意匠法第３条の２の規定の適用に関する時期的要件

意匠法第３条の２の規定は、先願の意匠登録出願の出願日後から、その意匠登録出願に係る意匠公報（登録意匠公報、同日競願に係る協議不成立又は

不能の場合の拒絶確定出願を公示する公報）の発行日（同日を含む。）までに出願された意匠登録出願（ただし書の規定を適用するものを除く。）に適用する。

なお、先願の意匠登録出願に係る意匠公報発行の時以降に意匠登録出願されたことが明らかな意匠登録出願に対しては、意匠法第３条第１項第２号又は第３号の規定を適用する。

24.1.7.1　意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての新出願の意匠法第３条の２の規定の判断の基準日

意匠法第１０条の２第１項の規定による意匠登録出願の分割、意匠法第１３条第１項又は第２項の規定による特許出願又は実用新案登録出願から意匠登録出願への変更あるいは意匠法第１７条の３の規定による補正の却下の決定があった補正後の意匠についての新たな意匠登録出願において、手続が適法に行われた場合、これらの意匠登録出願はもとの出願の時あるいは手続補正書を提出した時にしたものとみなされる。

ただし、意匠法第３条の２の規定は、意匠登録出願の日単位で判断することから、分割による新たな意匠登録出願、変更による新たな意匠登録出願及び補正の却下の決定があった補正後の意匠についての新たな意匠登録出願については、遡及が認められたもとの出願の出願日あるいは手続補正書の提出日を判断の基準日とする。

24.1.7.2　パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願の意匠法第３条の２の規定の判断の基準日

意匠法第３条の２の規定の適用にあたっては、その主張が適正であるとき、第一国の出願日を判断の基準日とする。

24.1.7.3　意匠法第３条の２の規定により拒絶の理由を通知する時期

意匠法第３条の２の規定による拒絶の理由は、先願の意匠に係る意匠公報（登録意匠公報、同日競願に係る協議不成立又は不能の場合の拒絶確定出願を公示する公報）の発行日後に通知する。

なお、秘密にすることを請求した当該意匠に係る意匠公報の場合は、指定された秘密請求期間の経過後に、意匠登録出願について掲載すべき事項のすべてが掲載された意匠公報の発行日後に拒絶の理由を通知をすることとし、それまでは待ち通知を発する。

24.1.7.4　国際意匠登録出願の意匠法第３条の２の規定の判断の基準日

国際意匠登録出願についての意匠法第３条の２の規定の適用にあたっては、意匠法第６０条の６第１項の規定により意匠登録出願がされたとみなされる国際登録の日(注)を判断の基準日とする（ただし、パリ条約による優先権等の主張が適正になされている場合を除く。）。

（注）

「国際登録」及び「国際登録の日」については、第１１部「国際意匠登録出願」を参照されたい。以下同じ。

24.2 意匠法第３条の２の規定に該当する全体意匠の意匠登録出願の例

①先願が全体意匠の意匠登録出願のとき、当該先願に係る意匠として開示された意匠の一部と後願の全体意匠との形態、及び、用途及び機能とが同一又は類似である場合

【適用できる事例１】

先願に係る意匠として開示された意匠　「洗面化粧台」

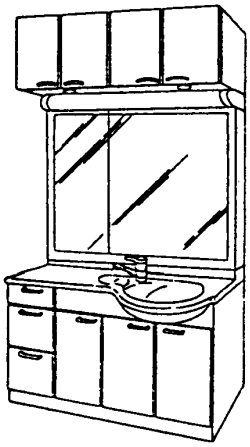

全体意匠の意匠登録出願　「洗面化粧棚」

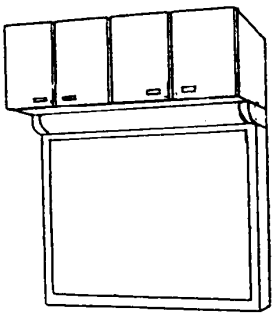

【適用できる事例２】

先願に係る意匠として開示された意匠　「のこぎり」

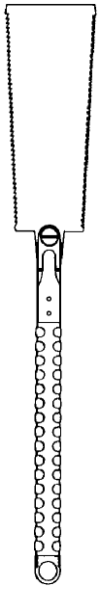

全体意匠の意匠登録出願　「のこぎり用柄」

②先願が分離できる物品に係る意匠登録出願のとき、当該先願に係る意匠として開示された意匠の一部である分離した一の意匠と後願の全体意匠との形態、及び、用途及び機能とが同一又は類似である場合

【適用できる事例】

先願に係る意匠として開示された意匠
「コーヒーわん及び受け皿」

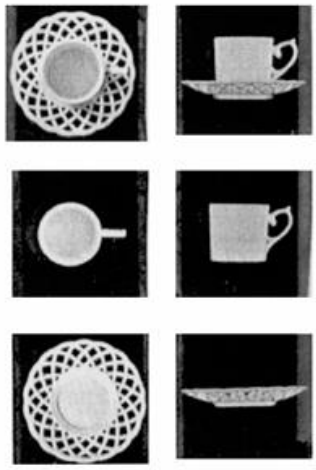

全体意匠の意匠登録出願
「コーヒーわん」

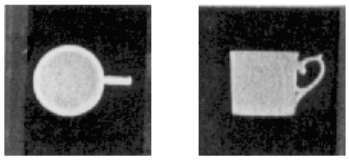

【適用できない事例】

先願に係る意匠として開示された意匠
「噴霧器」

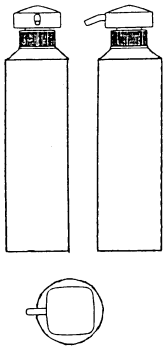

全体意匠の意匠登録出願
「噴霧器の押し出しポンプ」

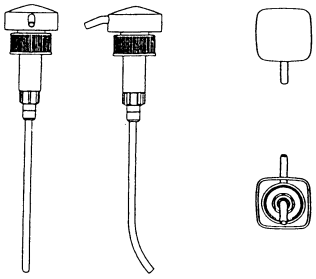

（補足説明）

後願の全体意匠の全体の形態が、先願に係る意匠として開示された意匠の中に対比可能な程度に十分表れていない。

③先願が部分意匠の意匠登録出願のとき、当該先願に係る意匠として開示された意匠の一部と後願の全体意匠との形態、及び、用途及び機能とが同一又は類似である場合

【適用できる事例１】

先願に係る意匠として開示された意匠
「電気掃除機本体」

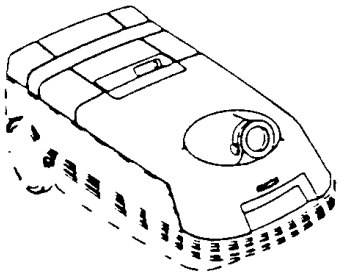

全体意匠の意匠登録出願
「電気掃除機用ホース取付口」

【適用できる事例２】

先願に係る意匠として開示された意匠
「のこぎり」

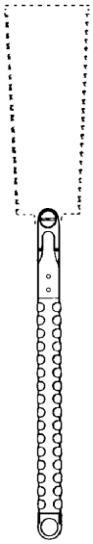

全体意匠の意匠登録出願
「のこぎり用柄」

④先願が組物の意匠の意匠登録出願のとき、当該先願に係る意匠として開示された意匠の中の一の構成物品に係る意匠と後願の全体意匠との形態、及び、用途及び機能とが同一又は類似である場合

【適用できる事例】

先願に係る意匠として開示された意匠　　全体意匠の意匠登録出願
「一組の飲食用ナイフ、フォーク　　「飲食用スプーン」
及びスプーンセット」

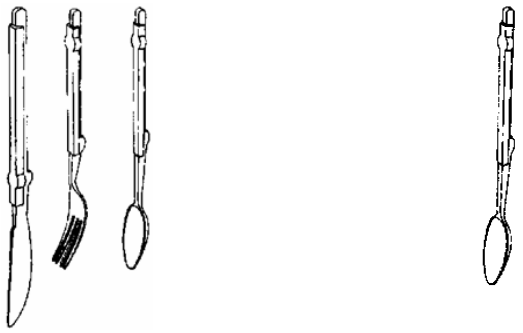

〔経過措置〕

改正法の附則

第二条　第一条の規定による改正後の意匠法（以下「新意匠法」という。）第二条第二項、第三条の二、第十条、第十四条、第十七条、第二十一条、第四十二条及び第四十八条の規定は、この法律の施行後にする意匠登録出願について適用し、この法律の施行前にした意匠登録出願については、なお従前の例による。

○改正法施行前の意匠登録出願に係る意匠の一部と同一又は類似の意匠についてされた改正法施行後の意匠登録出願に対する改正法の適用

改正法施行前の意匠登録出願に係る意匠の一部と同一又は類似の意匠についてされた改正法施行後の意匠登録出願に対しては、改正法が適用される。

○意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての新出願に係る出願に対する改正法の適用

意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての新出願に係る出願に対しては、意匠法第 10 条の 2 第 2 項（同法第 13 条第 5 項で準用する場合を含む。）又は同法第 17 条の 3 第 1 項の規定に基づき、遡及が認められたもとの出願の出願日あるいは手続補正書の提出日が改正法施行後である場合に、改正法が適用される。

○パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願に対する改正法の適用

パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願に対しては、パリ条約第４条Ｂの規定に基づき、日本国への出願日が改正法施行後である場合に、改正法が適用される。

第３部　新規性の喪失の例外

31　関連条文

意匠法

第四条　意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠は、その該当するに至つた日から一年以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。

２　意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠（発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより同項第一号又は第二号に該当するに至つたものを除く。）も、その該当するに至つた日から一年以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同項及び同条第二項の規定の適用については、前項と同様とする。

３　前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠が前項の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面（次項において「証明書」という。）を意匠登録出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

４　証明書を提出する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内に証明書を提出することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその証明書を特許庁長官に提出することができる。

31.1　意匠法第４条第１項及び第２項の規定

創作された意匠が、その公開時において意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して、又は意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して、公知の意匠に該当するに至った意匠（以下「公開意匠」という。）となったときは、その公開意匠が最初に公開された日から１年以内に当該公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者が意匠登録出願し、所定の要件を満たした場合、その意匠登録出願に限り、新規性（意匠法第３条第１項各号）及び創作非容易性（意匠法第３条第２項）の要件の判断において、当該公開意匠を公知の意匠ではないとみなすものである。

意匠法第４条第１項及び第２項の規定においては、公開意匠と意匠登録出願の意匠との関係について何ら規定していないため、両意匠が同一、類似又は非類似であるか否か等、両意匠の関係が如何なるものかにかかわらず、公開意匠及び当該意匠登録出願が所定の要件を満たせば、その公開意匠について意匠法第４条第１項又は第２項の規定を適用する。

31.1.1　意匠法第４条第２項の規定を適用するための要件

公開意匠について、意匠法第４条第２項の規定を適用するためには以下の（１）から（３）の要件を満たしていなければならない。

（１）意匠登録を受ける権利を有する者（意匠の創作者又はその承継人）の行為に起因して、その意匠が以下の①又は②の意匠に該当するに至ったものであること。

①意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠。
②意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠。

（２）上記（１）の意匠について意匠登録を受ける権利を有する者が、意匠登録出願をしていること。

（３）上記（１）の意匠が初めて公開された日から１年以内に意匠登録出願されていること。

審査官は、意匠法第４条第２項の規定の適用の判断に当たっては、意匠法第４条第３項又は第４項の規定により提出された「証明する書面」（以下、単に「証明する書面」という。）によって、上記の要件を満たすことの証明がなされたか否かを判断する。

31.1.1.1　証明する書面に記載された公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者

意匠法第４条第２項に規定する「意匠登録を受ける権利を有する者」とは、公開意匠についての公開時における意匠登録を受ける権利を有する者をいう。

一般に、公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者は公開意匠の創作者であるが、公開前に、当該意匠登録を受ける権利が創作者から第三者へ承継された場合は、承継により当該権利を公開時において有していた者である。公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者が創作者と相違する場合には、承継の事実が明示されると共に証明される必要がある。

31.1.1.2　証明する書面に記載された公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して、当該公開意匠が公開された事実

証明する書面に記載された公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して、当該公開意匠が公知の意匠に該当するに至った事実が明示されると共に証明される必要がある。

31.1.2 意匠法第４条第２項の規定の適用を受けるための具体的な手続

（１）意匠法第４条第２項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出しなければならない（意匠法第４条第３項）。ただし、当該書面の提出に代えて、当該意匠登録出願の願書にその旨を記載して書面の提出を省略することができる（意匠法施行規則第１９条第３項で準用する特許法施行規則第２７条の４）。

なお、電子情報処理組織を使用して手続を行う場合には、当該書面の提出に代えて、当該意匠登録出願の願書にその旨を記録しなければならない（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第１２条）。

（２）公開意匠が意匠法第４条第２項の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面を意匠登録出願の日から３０日以内に特許庁長官に提出しなければならない（意匠法第４条第３項）。

なお、証明する書面の提出については、意匠法施行規則第１条の規定及び同規則様式第１により、新規性の喪失の例外証明書提出書とともに物件提出しなければならない。

31.1.3 「証明する書面」に基づく意匠法第４条第２項の規定の適用についての判断手順

31.1.3.1 以下に示す書式に従って作成された「証明する書面」が提出されている場合

審査官は、原則として、公開意匠が 31.1.1 に記載の要件を満たすことについて証明されたものと判断し、意匠法第４条第２項の規定の適用を認める。

ただし、「公開意匠」が意匠法第４条第２項の規定の適用を受けることができる意匠であることに疑義を抱かせる証拠を発見した場合には、審査官は、同条同項の規定の適用を認めない。

「証明する書面」の書式

意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書

１．公開の事実

① 公開日

② 公開場所

③ 公開者

④ 公開意匠の内容（意匠の写真等を添付する）

２．意匠登録を受ける権利の承継等の事実

① 公開意匠の創作者

② 意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者（行為時の権利者）

③ 意匠登録出願人（願書に記載された者）

④ 公開者

⑤ 意匠登録を受ける権利の承継について（①の者から②の者を経て③の者に権利が譲渡されたこと）

⑥ 行為時の権利者と公開者との関係等について

（②の者の行為に起因して、④の者が公開をしたこと等を記載）

上記記載事項が事実に相違ないことを証明します。　平成○年○月○日

出願人○○○ ㊞

以下この部において、上記「１．公開の事実」及び「２．意匠登録を受ける権利の承継等の事実」の欄の内容と同程度の事実を、それぞれ「公開の事実」及び「意匠登録を受ける権利の承継等の事実」という。

31.1.3.2　31.1.3.1 に示す書式と異なる書式による「証明する書面」が提出されている場合

提出された「証明する書面」に、31.1.3.1 に示す書式と同程度の内容が記載されていれば、審査官は、原則として、公開意匠が 31.1.1 に記載の要件を満たすことについて証明されたと判断し、意匠法第４条第２項の規定の適用を認める。

ただし、31.1.3.1 に示す書式と同程度の内容が記載された「証明する書面」が提出されていても、「公開意匠」が意匠法第４条第２項の規定の適用を受けることができる意匠であることに疑義を抱かせる証拠を発見した場合には、審査官は、同条同項の規定の適用を認めない。

31.1.3.3　意匠法第４条第２項の規定の適用を認めずに拒絶理由を通知した後の判断手順

「証明する書面」において「公開の事実」が明示的に記載された「公開意匠」について、審査官が、意匠法第４条第２項の規定の適用を認めずに拒絶理由を通知した後、出願人から意見書、上申書等により、同項の規定の適用は認められるべきであるとの主張がなされる場合がある。この場合には、審査官は、「証明する書面」に記載された事項と併せて出願人の主張も考慮し、31.1.1 に記載の要件を満たすことについて証明されたか否かを再び判断する。

31.1.4　意匠法第４条第２項の規定の適用についての判断に係る留意事項

31.1.4.1　同一の意匠が複数回公開された場合における先の意匠法第４条第２項の「該当するに至った日」と意匠登録出願の間になされた公開行為についての取扱い

（１）意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して同一の意匠が複数回公開された場合において、意匠法第４条第２項の規定の適用を受けるためには、原則として、それぞれの「公開の事実」が「証明する書面」に記載されていなければならない。

ただし、意匠登録を受ける権利を有する者が、意匠登録出願前に公知の意匠に該当するに至った意匠を、先の公開に基づいて複数回に亘って事後公開した場合には、その先に公開された意匠について意匠法第４条第２項の規定の適用を受けるものであれば、その先の公開に基づく第２回以降の公開によっても、その意匠は公知の意匠に該当するに至らなかったものとする。

例えば、次のような例において、先の公開について意匠法第４条第２項の規定の適用を受けるものであれば、その先の公開に基づく第２回以降の公開によっても、その意匠は公知の意匠に該当するに至らなかったものとする。

例１：意匠登録を受ける権利を有する者が同一の取引先へ同一の商品を複数回納品した場合における、初回の納品によって公開された意匠と、２回目以降の納品によって公開された意匠

例２：意匠登録を受ける権利を有する者が、意匠を掲載した製品カタログを取引先に配布することによって意匠を公開した後、取引先の注文に応じて製品を納品することによって２回目以降の公開がなされた意匠

（２）意匠法第４条第２項の「該当するに至った日」と意匠登録出願の間に第三者が「該当するに至った意匠」と同一の意匠を公開した場合には、原則として、その意匠は第三者の公開によって公知の意匠に該当したものとする。

ただし、第三者の公開が「該当するに至った意匠」の公開に基づくことが明らかなとき（注）は、その公開によっても、その意匠は公知の意匠に該当するに至らなかったものとする。

（注）「第三者の公開が『該当するに至った意匠』の公開に基づくことが明らかなとき」とは、例えば次のようなものをいう。

例１：意匠登録を受ける権利を有する者が商品を販売したことによって公開された意匠と、その商品を入手した第三者がウェブサイトにその商品を掲載したことによって公開された意匠

例２：意匠登録を受ける権利を有する者が見本市に出品したことによって公開された意匠と、その出品情報が新聞に掲載されたことによって公開された意匠

31.1.4.2　出願された意匠と異なる意匠が公開された場合等における意匠法第４条第２項の規定の適用についての取扱い

意匠法第４条第２項は、意匠登録出願前の公開意匠と当該意匠登録出願の意匠とが同一、類似又は非類似であるか否かを問わず、「証明する書面」に記載された公開意匠が所定の要件を満たしたときに、当該公開意匠に限って、新規性（意匠法第３条第１項各号）及び創作非容易性（意匠法第３条第２項）の登録要件の判断において、公知の意匠に該当するに至らなかったものとみなす規定である。したがって、「証明する書面」に記載されない公開意匠については、意匠法第４条第２項の規定の適用を認めず、公知の意匠と取り扱う。

意匠登録出願前に相互に類似する複数の意匠が公開された場合等については以下のとおり取り扱う。

31.1.4.2.1　相互に類似する意匠Ａ及び意匠Ａ’が意匠登録出願前に公開され、意匠法第４条第２項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願Ａの「証明する書面」には公開意匠Ａのみが記載された場合の取扱い

この場合、当該意匠登録出願Ａにおいて、意匠法第４条第２項の規定を適用し、公知の意匠に該当するに至らなかったものとみなすことができるのは、公開意匠Ａのみである。

したがって、その出願前に公知の意匠に該当するに至った公開意匠Ａ’に類似する意匠登録出願Ａの意匠は、意匠法第３条第１項第３号に該当し意匠登録を受けることができない。

なお、意匠登録出願Ａにおいて、公開意匠Ａ及びＡ’を「証明する書面」に記載し、所定の要件を満たした場合は、公開意匠Ａ及びＡ’について、意匠法第４条第２項の規定を適用し、公知の意匠に該当するに至らなかったものとみなす。

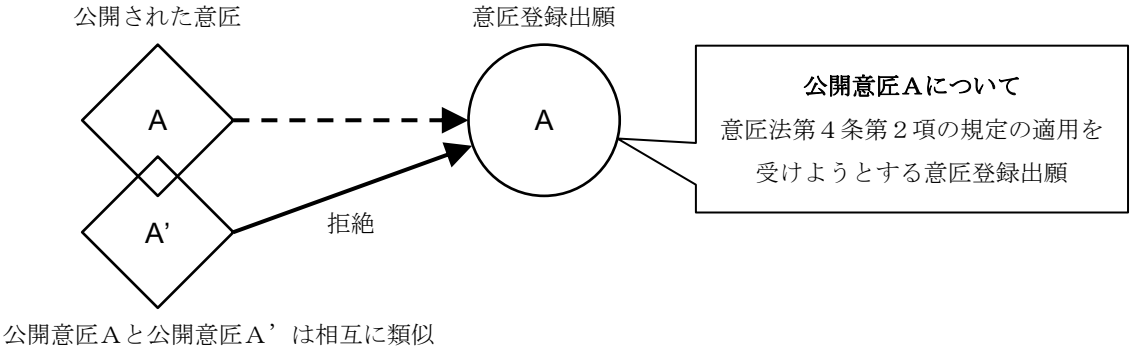

31.1.4.2.2　本意匠である意匠登録出願Ａについては、意匠法第４条第２項の規定の適用を受けようとして「証明する書面」にその意匠登録出願前に公開された公開意匠Ａを記載したが、その後関連意匠として出願した意匠登録出願Ａ’については、意匠法第４条第２項の規定の適用を受けるための所要の手続をしなかった場合における、意匠登録出願Ａ’についての公開意匠Ａの取扱い

関連意匠の意匠登録出願Ａ’については、意匠法第４条第２項の規定の適用を受けるための所要の手続がなされていないのであるから、公開意匠Ａを公知の意匠に該当するに至らなかったものとみなすことはできない。

したがって、その出願前に公知の意匠に該当するに至った公開意匠Ａに類似する意匠登録出願Ａ’の意匠は、意匠法第３条第１項第３号に該当し意匠登録を受けることができない。

なお、関連意匠の意匠登録出願Ａ’において、意匠法第４条第２項の規定の適用を受けるための手続をし、公開意匠Ａを「証明する書面」に記載して所定の要件を満たした場合は、意匠法第４条第２項の規定を適用し、公開意匠Ａについて公知の意匠に該当するに至らなかったものとみなす。

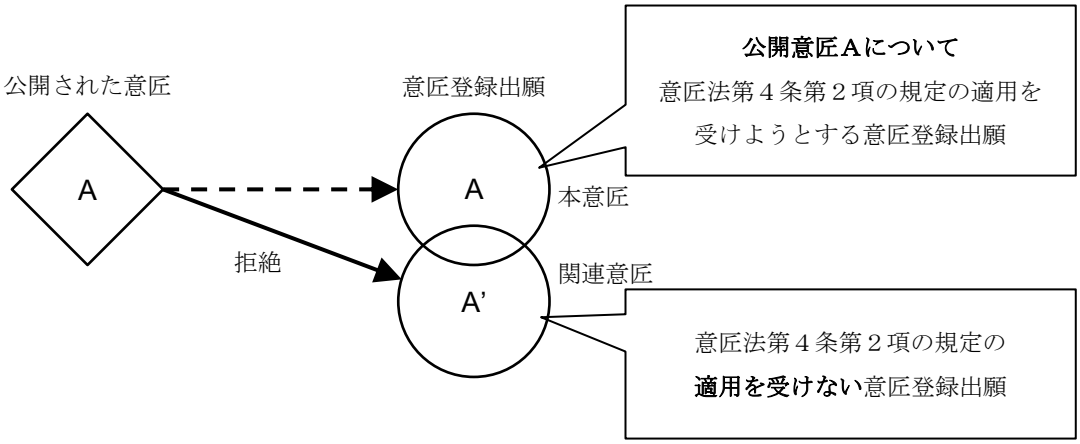

31.1.4.2.3　相互に類似する意匠Ａ及び意匠Ａ’が意匠登録出願前に公開され、意匠法第４条第２項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願Ａ及び意匠登録出願Ａ’がなされたが、それぞれの「証明する書面」には出願の意匠と同一の公開意匠しか記載されていない場合の取扱い

両出願の意匠が本意匠と関連意匠の関係にあるか否かにかかわらず、意匠登録出願Ａについて、意匠法第４条第２項の規定の適用により公知の意匠に該当するに至らなかったものとみなすことができる意匠は、「証明する書面」に記載された公開意匠Ａのみであり、同様に、意匠登録出願Ａ’について、意匠法第４条第２項の規定の適用により公知の意匠に該当するに至らなかったものとみなすことができる意匠は、「証明する書面」に記載された公開意匠Ａ’のみである。

したがって、その出願前に公知の意匠に該当するに至った公開意匠Ａ’に類似する意匠登録出願Ａの意匠、及び、その出願前に公知の意匠に該当するに至った公開意匠Ａに類似する意匠登録出願Ａ’の意匠は、いずれも意匠法第３条第１項第３号の意匠に該当し、意匠登録を受けることができない。

なお、意匠登録出願Ａ及び意匠登録出願Ａ’において、それぞれ公開意匠Ａ及び公開意匠Ａ’を「証明する書面」に記載し、所定の要件を満たした場合は、いずれも公開意匠Ａ及び公開意匠Ａ’について、意匠法第４条第２項の規定を適用し、公知の意匠に該当するに至らなかったものとみなす。

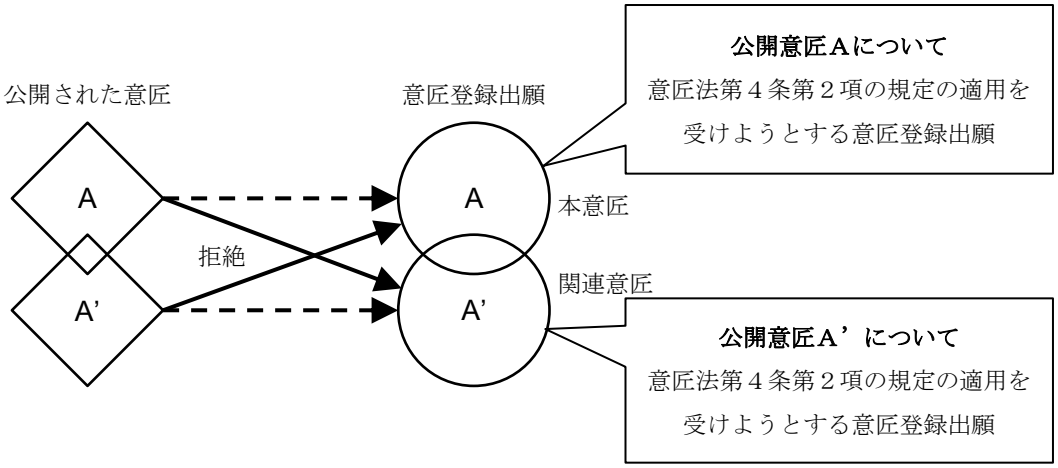

31.1.5　意匠法第４条第１項の規定を適用するための要件

公開意匠が、意匠法第４条第１項の規定を適用するためには以下の（１）から（３）の要件を満たしていなければならない。

（１）意匠登録を受ける権利を有する者（意匠の創作者又はその承継人）の意に反して、その意匠が以下の①又は②の意匠に該当するに至ったものであること。

①意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠。
②意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠。

（２）上記（１）の意匠について意匠登録を受ける権利を有する者が、意匠登録出願をしていること。

（３）上記（１）の意匠が初めて公開された日から１年以内に意匠登録出願されていること。

31.1.5.1　公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者

意匠法第４条第１項に規定する「意匠登録を受ける権利を有する者」とは、公開意匠についての公開時における意匠登録を受ける権利を有する者をいう。

一般に、公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者は公開意匠の創作者であるが、公開前に、当該意匠登録を受ける権利が創作者から第三者へ承継された場合は、承継により当該権利を公開時において有していた者である。公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者が創作者と相違する場合には、承継の事実が明示されると共に証明される必要がある。

31.1.5.2　意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公開された事実

意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公開された場合とは、例えば、創作者の創作した意匠が窃取盗用によって第三者に公開されたような場合が該当する。

どのような経過を経て、公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公開されたかという事実が明示されると共に証明される必要がある。

31.1.6　意匠法第４条第１項の規定の適用を受けるための手続

意匠法第４条第１項の規定の適用を受けるための手続（意匠法第４条第１項の規定の適用を受けたい旨を記載した書面の提出、あるいは、願書面への

適用を受けたい旨の記載、意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公開された事実を証明する書面の提出に関する時期的制限等）は、意匠法第４条第３項に規定していない。

したがって、意匠登録出願人は、公開意匠が意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公開された事実が判明した時、例えば、当該意匠登録出願について意匠法第３条第１項各号又は第２項の規定により拒絶の理由が通知された際に、意見書又は上申書等により上記 31.1.5 の要件を満たす事実を明示すると共に証明すればよい。

なお、意匠登録出願前に上記 31.1.5 の要件を満たす公開意匠の存在が判明している場合には、意匠登録出願人は、意匠登録出願の際にその事実を証明する書面を提出してもよい。

31.1.7　意匠法第４条第１項の規定の適用についての判断

審査官は、意匠法第４条第１項の規定の適用を受けることができる公開意匠であるとして出願人から提出された意見書、上申書等によって、当該公開意匠が上記31.1.5の要件を満たすことが合理的に釈明されているか否かを判断する。

第４部　意匠登録を受けることができない意匠

41　関連条文

意匠法

第五条　次に掲げる意匠については、第三条の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

一　公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある意匠

二　他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠

三　物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠

41.1　意匠法第５条の規定

公の秩序や風俗を維持すること、あるいは産業発展を阻害する要因を排除することは、公益上の理由から重要なことであって、これに反する性質のものを法律で保護すべきではない。新規性及び創作非容易性を有し、かつ工業上利用することができる意匠に該当する意匠である等の意匠登録の要件を満たすものであっても、意匠登録の査定の時点において、以下のいずれかに該当する場合は、意匠登録を受けることができない。

（１）公序良俗に反する意匠　（→41.1.1、41.1.2）

（２）他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠　（→41.1.3）

（３）物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠　（→41.1.4）

41.1.1　公の秩序を害するおそれがある意匠について

日本若しくは外国の元首の像又は国旗を表した意匠、わが国の皇室の菊花紋章や外国の王室の紋章（類似するものを含む。）等を表した意匠は、国や皇室又は王室に対する尊厳を害するおそれが多く、公の秩序を害するおそれがあるものと認められるので、このような意匠は、意匠登録を受けることができない。

ただし、模様として表された運動会風景中の万国旗等のように公の秩序を害するおそれがないと認められる場合は含まれない。

41.1.2　善良の風俗を害するおそれがある意匠について

健全な心身を有する人の道徳観を不当に刺激し、しゅう恥、嫌悪の念を起こさせる意匠、例えば、わいせつ物を表した意匠等は、善良の風俗を害するおそれがあるものと認められるので、意匠登録を受けることができない。

41.1.3　他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠について

他人の著名な標章やこれとまぎらわしい標章を表した意匠は、その物品がそれらの人又は団体の業務に関して作られ、又は販売されるものと混同されるおそれが多く、その意匠は他人の業務に係る物品と混同を生じるおそれが

あるものと認められるので、意匠登録を受けることができない。

41.1.4　物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠について

物品の機能を確保するために不可欠な形状は、技術的思想の創作であって、本来、特許法又は実用新案法によって保護されるべきものである。そのような形状が意匠法により保護されることになれば、意匠法が保護を予定しない技術的思想の創作に対して排他的独占権を付与するのと同様の結果を招くこととなるため、物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠は、意匠登録を受けることができない。

41.1.4.1　物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠と認められるものの類型

以下の、いずれかに該当する意匠は、物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠と認められる。

（１）物品の技術的機能を確保するために必然的に定まる形状（必然的形状）からなる意匠

意匠登録出願に係る意匠が必然的形状に該当するか否かは、意匠の構成要素である模様、色彩の有無を問わず、物品の技術的機能を体現している形状のみに着目して判断することとするが、その際には、特に次の点を考慮するものとする。

①その機能を確保できる代替的な形状が他に存在するか否か。

②必然的形状以外の意匠評価上考慮すべき形状を含むか否か。

（２）物品の互換性確保等のために標準化された規格により定まる形状（準必然的形状）からなる意匠

物品の互換性の確保等（技術的機能の確保を含む。）のために、物品の形状及び寸法等の各要素が規格化又は標準化されているものであって、規格化又は標準化された形状及び寸法等により正確に再製せざるを得ない形状からなる意匠についても、（１）の必然的形状に準じて取り扱う。

ただし、意匠法第５条第３号の規定の適用は、形状に基づく機能の発揮が主たる使用の目的となっている物品に限ることとする。

したがって、例えば、事務用紙（紙の原紙寸法 JIS P 0202）、日用紙（封筒 JIS S 5502）、記録媒体（コンパクトディスクオーディオシステム JIS S 8605）は、公的な標準規格あるいは事実上の標準規格により定まる形状を有していても、意匠法第５条第３号の規定は適用しない。

41.1.4.1.1 標準化された規格に該当する規格の例

以下に該当するものは、物品の互換性確保等のために標準化された規格に該当する。

（１）公的な標準

一般財団法人日本規格協会が策定するＪＩＳ規格（日本工業規格）、ＩＳＯ（国際標準化機構）が策定するＩＳＯ規格等の、公的な標準化機関により策定された標準規格。

（２）事実上の標準（デファクト・スタンダード）

公的な規格とはなっていないが、その規格が当該物品分野において業界標準として認知されており、当該標準規格に基づく製品がその物品の市場を事実上支配しているものであって、規格としての名称、番号等によりその標準となっている形状、寸法等の詳細を特定することができるものをいう。

第５部　一意匠一出願

51　関連条文

意匠法

第七条　意匠登録出願は、経済産業省令で定める物品の区分により意匠ごとにしなければならない。

意匠法施行規則

第七条　意匠法第七条の経済産業省令で定める物品の区分は、別表第一の物品の区分の欄に掲げるとおりとする。

別表第一　備考

一　この表の下欄に掲げる物品の区分に属する物品について意匠登録出願をするときは、その物品の属する物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に記載しなければならない。

二　この表の下欄に掲げる物品の区分のいずれにも属さない物品について意匠登録出願をするときは、その下欄に掲げる物品の区分と同程度の区分による物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に記載しなければならない。

様式第２［備考］

39　別表第一の下欄に掲げる物品の区分のいずれにも属さない物品について意匠登録出願をするときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明を記載する。

51.1　意匠法第７条の規定

意匠法第７条は、意匠登録出願は一意匠ごとにしなければならないことについて規定したものである。

意匠法第７条は、設定する権利内容の明確化という観点から定められ、一つの意匠について排他的独占権である意匠権を一つ発生させることにより、権利の安定性を確保し、無用な紛争を防止するためにとられた手続上の便宜及び権利設定後の権利侵害紛争等における便宜を考慮したものである。

また、意匠法第６条で願書に記載する旨規定している「意匠に係る物品」の欄の記載を意匠登録出願人の自由にまかせて、例えば、「陶器」という記載を認めたのでは、「花瓶」と記載した場合に比べて、その用途及び機能において非常に広汎な意匠について意匠登録出願を認めたものと同一の結果を生ずる。したがって、物品の区分については別に経済産業省令で定めることにしたのである。

51.1.1　経済産業省令で定める物品の区分

経済産業省令で定める物品の区分とは、意匠法施行規則第７条に規定する別表第一に表された物品の区分である。

意匠法第７条の経済産業省令で定める物品の区分によりという規定を受けた別表第一は、物品の区分を例示している。ただし、2,400 余りの物品の区分を単に５０音順に列記したのでは適切な区分の検索が容易でないので、それらを６５の物品群に大別し、さらにその中を適宜共通する群ごとにまとめている。別表第一の上段及び中段の表示は、単に下段の物品の区分の見出しとして位置づけられるものである。

下段に記載された物品の区分は、その意匠を認識するために必要な物品の名称の大きさを示すものであって、その物品の用途が明確に理解され、普通使用されている物品の名称と認められるものである。

51.1.2　意匠法第７条に規定する要件を満たさないものの例

51.1.2.1　物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例

以下に該当する願書の「意匠に係る物品」の欄の記載は、物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分によらないものである。

（１）当該分野において一般的な名称となっていないもの
（２）商標名、何何式等固有名詞を付したもの
（３）総括名称を用いたもの
　　（例、雨戸と記載するのを建築用品と記載する場合等）
（４）外国文字を用いたもの
（５）省略された物品の区分であって普通名称化していないもの
（６）意匠法施行規則別表第二（以下「別表第二」という。）によらないものであるにもかかわらず「一組」との語を用いたもの

51.1.2.2　意匠ごとに出願されていないものの例

願書の記載及び願書に添付した図面等から総合的に判断した場合に、以下に該当する場合は、二以上の意匠を包含し、意匠ごとにした意匠登録出願と認められないものである。

（１）二以上の物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載した場合
（２）図面等において二以上の物品を表した場合（数個の物品を配列したものの場合を含む。）
　　ただし、組物の意匠の意匠登録出願である場合を除く。

51.1.2.2.1　二以上の物品を表したものであるか否かの判断

図面等において、意匠に係る物品が複数の構成物により表されている場合、意匠登録出願に係る意匠が二以上の物品に係るものであるか否かの判断は、以下のとおり行う。

（１）図面等に複数の構成物が表されている場合であっても、社会通念上それら全ての構成物が一の特定の用途及び機能を果たすために必須のものである場合は、一の物品であると判断する。

一方、複数の構成物において一の特定の用途及び機能を果たすための結びつきが何ら認められない場合には二以上の物品と判断する。

ただし、当該結びつきが強固ではない場合であっても、以下に該当するものである場合には、それらの点も補完的に考慮して、一の物品であるか否かを判断する。

① 全ての構成物が物理的に一かたまりのものである場合や、形態上密接な関連性を持って一体的に創作がなされている等、一の形態としてのまとまりがある場合

② 社会通念上一体的に実施がなされるものである場合

（２）一の物品と判断されるものの例

【事例１】「容器付き固形のり」

【斜視図】

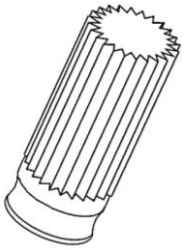

【蓋を外した状態の斜視図】

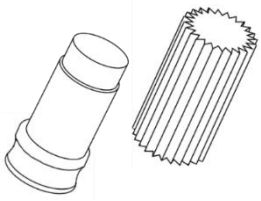

※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※一般に固形のりを手につかないように塗布したり、乾燥することを避け保管したりするためには容器に入れることが必要であることから、社会通念上固形のり及び蓋付き容器は固形のりの用途及び機能を果たすために必須であるものと認められ、一の物品と判断される。

【事例２】「トランプ」

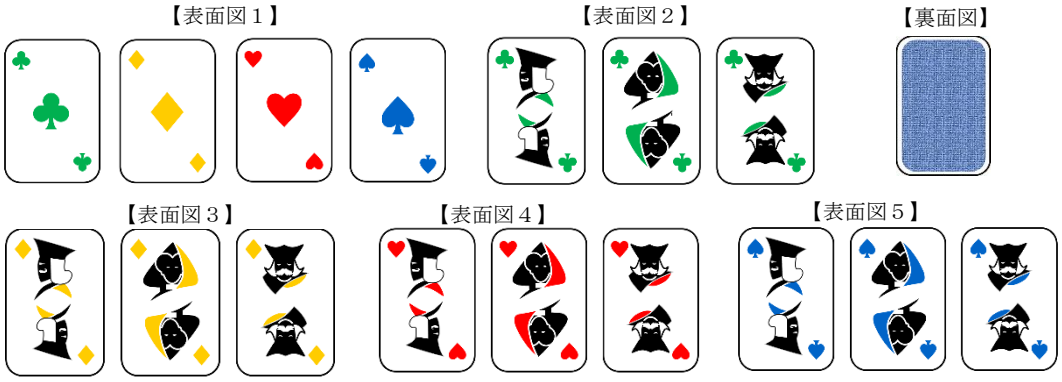

※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※トランプは、ハート、ダイヤ、クラブ、スペードの１３枚４組（1~１０の数字札、ジャック、クイーン及びキングからなる絵札の１３枚からなる）にジョーカーを加えたカードゲームとして広く知られており、社会通念上トランプの用途及び機能を果たすためにはこれらのカードが揃っていることが必須であることから、一の物品と判断される。

【事例３】「容器付きゼリー」

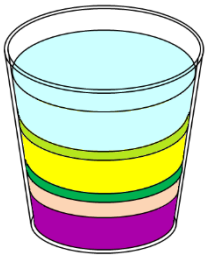

※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※容器付きゼリーは、容器から出してゼリーのみを食器等に移すことも可能であるから、一の特定の要素及び機能を果たすために必須とまではいえないが、透明容器とその外方から視認可能な複数色からなるゼリーとが一体的に創作されており、また、社会通念上一体的に製造され、一体的に市場で流通するとともに、食に付すときにおいても一体的であることを補完的に考慮すると、一の物品と判断される。

【事例４】「乗用自動車用尾灯」

【自動車に装着した状態を示す参考図】

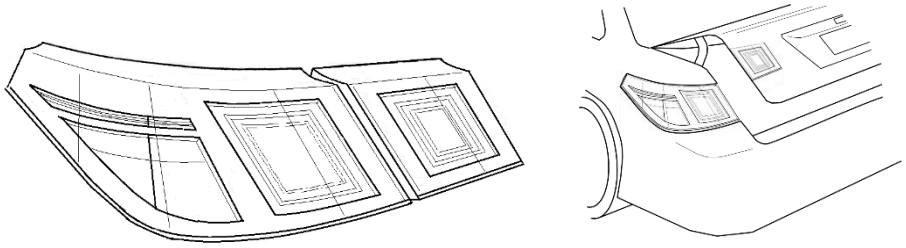

※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※この自動車用尾灯は、トランクに取り付ける部品と車体に取り付ける部品とで物理的に分離しているものであるが、社会通念上、これらの２つの部品を一のまとまりとして自動車用尾灯と認識され、かつ、いずれも自動車用尾灯の用途及び機能を果たすために必須のものであるので、一の物品と判断される。

【事例５】「湯水混合水栓」

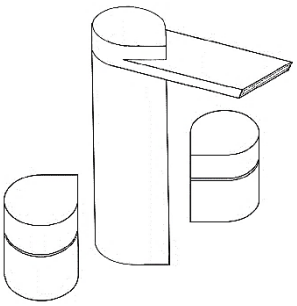

※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※この湯水混合水栓は、吐水口とハンドルが物理的に分離しているものであるが、社会通念上、これらの３つの部品が一のまとまりとして湯水混合水栓と認識され、かつ、いずれも湯水混合水栓の用途及び機能を果たすために必須のものであることに加え、一のまとまりある造形がなされており、一の物品と判断される。

（３）二以上の物品と判断されるものの例

【事例１】「コップ」

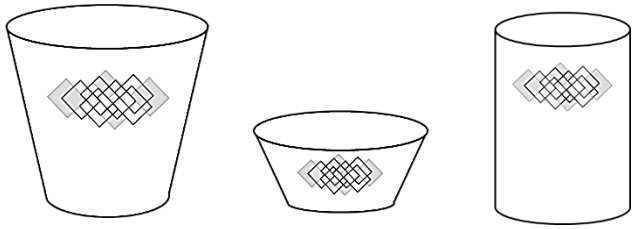

※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※これら複数のコップが社会的通念上一の固有の用途及び機能を果たすために必須のものであるとは認められず、また、これらコップは共通した模様が付されているものの、これら全てについての造形上、まとまりのある創作がなされているともいい得ないこと、さらにこれら複数のコップについて、セットとして販売されることが一般的であるともいい得ないこと等から、一の物品と判断することはできず、二以上の物品と判断される。

【事例２】「ギフトセット」

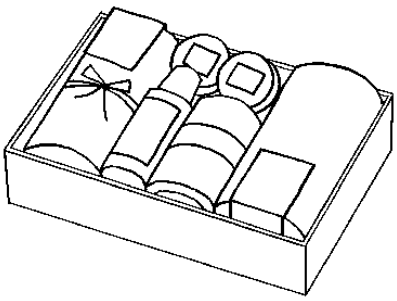

※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※ギフトセットの多くは贈答用に販売するために複数の物品を一の容器に収めたものであって、その組み合わせも様々存在すること、さらに内容物として多数の物品が含まれており、これら全てが一の固有の用途及び機能を果たすためのものとは認められないことから、一の物品と判断することはできない。

51.1.2.3　部分意匠についての取扱い

部分意匠についての意匠法第７条に規定する要件を満たさないものの例については、第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」71.7.1「意匠法第７条に規定する要件を満たさないものの例」を参照されたい。

第６部　先願

61　関連条文

意匠法

第九条　同一又は類似の意匠について異なつた日に二以上の意匠登録出願があつたときは、最先の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。

２　同一又は類似の意匠について同日に二以上の意匠登録出願があつたときは、意匠登録出願人の協議により定めた一の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれも、その意匠について意匠登録を受けることができない。

３　意匠登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、又は意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、その意匠登録出願は、前二項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。ただし、その意匠登録出願について前項後段の規定に該当することにより拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、この限りでない。

４　特許庁長官は、第二項の場合は、相当の期間を指定して、同項の協議をしてその結果を届け出るべき旨を意匠登録出願人に命じなければならない。

５　特許庁長官は、前項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がないときは、第二項の協議が成立しなかつたものとみなすことができる。

61.1　意匠法第９条の規定

意匠登録制度は、新たな意匠の創作に対し一定期間独占権を付与するものである。したがって、一の創作について二以上の権利を認めるべきではない。

意匠法第９条は、そのような重複した権利を排除する趣旨から、同一又は類似の意匠について二以上の意匠登録出願があったときには、一の意匠登録出願人のみが意匠登録を受けることができる旨規定したものである。

61.1.1　意匠法第９条第１項又は第２項の規定の適用の対象となる意匠登録出願

意匠法第９条第１項又は第２項の規定は、全体意匠の意匠登録出願同士又は部分意匠の意匠登録出願同士に加え、全体意匠と部分意匠についても、その適用について判断する。

したがって、例えば、先に部分意匠の意匠登録出願がされ、後日に全体意匠の意匠登録出願が同一又は類似の物品についてされた場合、先願が登録され、後願の全体意匠が先願の部分意匠に類似しているときには、後願の全体意匠に対し意匠法第９条第１項の規定を適用し、同日に同一又は類似の物品について、全体意匠の意匠登録出願と部分意匠の意匠登録出願がされた場合、それらが互いに類似しているときには、意匠法第９条第２項の規定を適用する。

61.1.2　先願として取り扱われる意匠登録出願の類型

以下のいずれかに該当する意匠登録出願は、意匠法第９条第１項の規定の適用について先願の意匠登録出願と取り扱う。

（１）設定の登録がなされた意匠登録出願
（２）同日に出願された同一又は類似する意匠について、意匠法第９条第２項の規定に基づく協議が成立せず、又は協議をすることができずに、拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した意匠登録出願

61.1.3　先願又は同日の出願として取り扱われない意匠登録出願の類型

以下の（１）から（４）のいずれかに該当する意匠登録出願は、意匠法第９条第１項及び第２項の規定の適用について初めからなかったものとみなす。

（１）放棄された意匠登録出願
（２）取り下げられた意匠登録出願（注）
（３）却下された意匠登録出願
（４）拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した意匠登録出願

（注）
意匠法第６０条の１４第１項の規定により取り下げられたとみなされた意匠登録出願、すなわち、国際意匠登録出願であって、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定第１６条(1)(iv)の規定による国際登録に関する放棄若しくは同条(1)(v)の規定による限定がされたこと又は同協定第１７条(2)の規定による国際登録の更新がされなかったこと（当該国際意匠登録出願について設定の登録がされていない場合に限る。）により、その基礎とした国際登録が消滅したものを含む。

61.1.4　全体意匠と全体意匠との類否判断

意匠法第９条第１項又は第２項の規定における全体意匠同士の類否判断は、公知の意匠と全体意匠との類否判断が適用されるため、第２部「意匠登録の要件」第２章「新規性」22.1.3.1「意匠の類否判断」を参照されたい。

なお、全体意匠の意匠登録出願において意匠法第９条第１項又は第２項の規定を適用する際には、それぞれの願書の記載及び願書に添付した図面等に記載された意匠について同一又は類似であるかを判断するものである。

したがって、ある意匠が他の意匠の中に具体的に識別できる場合であっても、意匠法第３条第１項第２号の刊行物に記載された意匠（第２部「意匠登録の要件」第２章「新規性」22.1.2.6「刊行物に記載された意匠について」(1)「新規性の判断の基礎となる資料とすることができると認められるものの例」②参照）において認められたような、ある意匠と他の意匠の一部との間にお

いては、同一又は類似を判断しない。

61.1.5　部分意匠と部分意匠との類否判断

部分意匠同士の類否判断については、第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」　71.9.1 「部分意匠と部分意匠との類否判断」を参照されたい。

61.1.6　全体意匠と部分意匠との類否判断

全体意匠と部分意匠の間の類否判断については、第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」　71.9.2 「全体意匠と部分意匠との類否判断」を参照されたい。

61.1.7　同一の意匠について異なった日にされた意匠登録出願

同一の意匠について異なった日に二以上の意匠登録出願があった場合は、当該二以上の意匠登録出願は、意匠法第９条第１項の規定により、同一人による意匠登録出願であるか他人による意匠登録出願であるかにかかわらず、いずれの場合においても、最先の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。

61.1.8　類似の意匠について異なった日にされた意匠登録出願

（１）他人による意匠登録出願である場合

類似の意匠について異なった日に他人による二以上の意匠登録出願があった場合は、意匠法第９条第１項の規定により、最先の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。

（２）同一人による意匠登録出願である場合

類似の意匠について異なった日に同一人による二以上の意匠登録出願があった場合は、意匠法第１０条第１項の規定に該当するものであるときに限り、自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうちから選択した一の意匠（以下「本意匠」という。）及びこれに係る関連意匠として意匠登録を受けることができる。ただし、最先の意匠登録出願に係る意匠を本意匠とする関連意匠であっても、当該本意匠及びこれを本意匠とする関連意匠以外に、類似する先の意匠登録出願に係る登録意匠がある場合には（これらに基づく意匠法第９条第１項の規定によるすべての拒絶の理由に対して、同時に意匠法第１０条第１項の規定による救済を受けられないため）、意匠法第９条第１項の規定により意匠登録を受けることができない。

61.1.9　同一の意匠について同日にされた意匠登録出願

同一の意匠について同日に二以上の意匠登録出願があった場合、同一人による意匠登録出願であるか他人による意匠登録出願であるかにかかわらず、当該二以上の意匠登録出願は、意匠法第９条第２項前段の規定に該当し、意匠法第９条第４項の規定による協議指令の対象となり、協議により定めた一の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。

61.1.10　類似の意匠について同日にされた意匠登録出願

（１）他人による意匠登録出願である場合

類似の意匠について同日に他人による二以上の意匠登録出願があった場合、当該二以上の意匠登録出願は、意匠法第９条第２項前段の規定に該当し、意匠法第９条第４項の規定により協議指令の対象となり、協議により定めた一の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。

（２）同一人による意匠登録出願である場合

類似の意匠について同日に同一人による二以上の意匠登録出願があった場合、当該二以上の意匠登録出願は、意匠法第９条第２項前段の規定に該当し、意匠法第９条第４項の規定により協議指令の対象となり、協議により定めた一の意匠登録出願人以外は原則として意匠登録を受けることができないが、同一人による意匠登録出願である場合には、意匠法第１０条第１項の規定に該当するものであるときに限り、本意匠及びこれに係る関連意匠として意匠登録を受けることができる。

61.1.11　同一の意匠について異なった日にされた意匠登録出願の取扱い

同一の意匠について異なった日に二以上の意匠登録出願があった場合は、同一人による意匠登録出願であるか他人による意匠登録出願であるかにかかわらず、最先の意匠登録出願に係る一の意匠を登録し、その後の意匠登録出願に係る意匠はこれを理由として意匠法第９条第１項の規定により拒絶する。また、先の意匠登録出願が、意匠法第９条第２項の規定に基づく協議が成立せず、又は協議をすることができずに、拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した意匠登録出願である場合には、その後の意匠登録出願に係る意匠はこれを理由として意匠法第９条第１項の規定により拒絶する。

61.1.12　類似の意匠について異なった日にされた意匠登録出願の取扱い

（１）他人による意匠登録出願である場合

類似の意匠について異なった日に他人による二以上の意匠登録出願があった場合は、拒絶の理由のない最先の意匠登録出願に係る意匠を登録し、

その後の意匠登録出願に係る意匠はこれを理由として意匠法第９条第１項の規定により拒絶する。また、先の意匠登録出願が、意匠法第９条第２項の規定に基づく協議が成立せず、又は協議をすることができずに、拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した意匠登録出願である場合には、その後の意匠登録出願に係る意匠はこれを理由として意匠法第９条第１項の規定により拒絶する。

（２）同一人による意匠登録出願である場合

類似の意匠について異なった日に同一人による二以上の意匠登録出願があった場合は、拒絶の理由のない最先の意匠登録出願に係る意匠を登録する。後の意匠登録出願に係る意匠については、その出願が最先の意匠登録出願に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。）の発行の日前までに出願されており、最先の意匠登録出願に係る意匠を本意匠とする関連意匠の出願である場合には登録する。ただし、後の意匠登録出願に係る意匠が、先の意匠登録出願に係る二以上の登録意匠に類似し、これらの中に一の本意匠とその関連意匠以外の登録意匠が含まれる場合には、後の意匠登録出願に対し、これら複数の意匠登録出願を意匠法第９条第１項の規定による拒絶の理由として通知し拒絶する。

後の意匠登録出願が、最先の意匠登録出願に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。）の発行の日前までに出願されているが、関連意匠の意匠登録出願ではない場合には、最先の意匠登録出願を意匠法第９条第１項の規定による拒絶の理由として通知し、この意匠登録出願に係る意匠を本意匠とする関連意匠に補正されれば登録する。

最先の意匠登録出願に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。）の発行の日と同じ日に出願された意匠登録出願は意匠法第９条第１項の規定により拒絶する。（ただし、同じ日であっても公報発行が出願前であることが明らかな場合には意匠法第３条第１項の規定により拒絶する。）

先の意匠登録出願が、意匠法第９条第２項の規定に基づく協議が成立せず、又は協議をすることができずに、拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した意匠登録出願である場合には、その後の意匠登録出願に係る意匠はこれを理由として意匠法第９条第１項の規定により拒絶する。

61.1.13　同一又は類似の意匠について同日にされた意匠登録出願の取扱い

（１）他人による意匠登録出願である場合

①意匠法第９条第４項の規定により各意匠登録出願人に長官名で協議を指令する。
②指定期間内に協議の結果の届出があった場合には、協議により定めた一の意匠登録出願人の意匠登録出願についてのみ意匠登録をすべき旨の査定をする。ただし、届出があった場合でも協議により定められた一の意匠登録出願人の意匠登録出願以外の意匠登録出願に対して、出願取下げ又は出願放棄の手続が行われない場合又は複数の協議指令に対する協議の結果の届出の内容が相互に矛盾する場合は協議が成立しなかったものと認め、各意匠登録出願人に意匠法第９条第２項後段の規定により拒絶の理由を通知する。
③指定期間内に協議の結果の届出がなかった場合には、意匠法第９条第５項の規定により協議が成立しなかったものとみなし、各意匠登録出願人に意匠法第９条第２項後段の規定により拒絶の理由を通知する。

（２）同一人による意匠登録出願である場合
①意匠法第９条第４項の規定により意匠登録出願人に長官名で協議を指令する。ただし、その長官名の協議指令と同時に意匠法第９条第２項後段の規定に基づく拒絶の理由を通知する。これは、同一人の場合には、協議のための時間は必要ないと認められることから、このように取り扱うこととする。
②指定期間内に協議の結果の届出がなかった場合は、意匠法第９条第５項の規定により協議が成立しなかったものとみなし、指定期間内に協議の結果の届出があったが、協議により定めた一の意匠登録出願人の意匠登録出願以外の意匠登録出願が出願取下げ若しくは出願放棄されていない場合又は複数の協議指令に対する届出の内容が相互に矛盾する場合は、協議が成立しなかったものと認め、各意匠登録出願について、先に通知した意匠法第９条第２項後段の規定による拒絶の理由により拒絶をすべき旨の査定をする。

61.1.13.1　複数の協議指令に対する届出の内容が相互に矛盾すると認められるものの例

（１）協議対象のいずれか一の意匠登録出願人を定める届出の場合であって、協議が成立しなかったと認められるもの
①双方が自らを定める届出
②双方が協議相手を定める届出

（２）協議対象の一の意匠登録出願に係る意匠を本意匠とし、その他をその関連意匠とする届出の場合であって、協議が成立しなかったと認められるもの

①存在しない意匠を本意匠として選択する届出
②非類似の意匠、出願日の異なる意匠登録出願に係る意匠、意匠登録出願人が異なる意匠登録出願に係る意匠のいずれかの意匠を本意匠として選択する届出
③関連意匠の意匠登録出願に係る意匠を本意匠として選択する届出
④複数の意匠を本意匠として選択する届出

61.1.13.2 協議指令に対する届出を伴わず、そのうちの一部の意匠登録出願にのみ出願取下げ又は出願放棄あるいは補正の手続が行われた場合の取扱い

同一又は類似する意匠について同日にされた同一人による意匠登録出願は、意匠登録出願ごとに協議指令が通知されており、原則それぞれの意匠登録出願について協議の結果の届出が必要となる。

協議対象となった一部の意匠登録出願についてのみ出願取下げ又は出願放棄あるいは補正の手続が行われても、それによって直ちに協議が成立したものとみなすことはできず、指定期間の満了まで、協議の結果の届出がないものとして、協議の対象となったすべての意匠登録出願について協議指令の趣旨に添った手続がなされることを待たなければならない。

指定期間を経過しても協議の結果の届出がない場合は、意匠法第９条第５項の規定により協議が成立しなかったものとみなすことができるが、指定期間内に協議対象の意匠登録出願に係る意匠について本意匠あるいはその関連意匠とする補正が行われていたり、協議対象の意匠登録出願の一方が既に取り下げられたり、放棄されているものについては、その補正あるいは出願取下げ又は出願放棄の手続によって協議の理由が解消しているので、協議が成立しなかったものとはみなさない。

61.1.14 意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての新出願の意匠法第９条第１項又は第２項の規定の判断の基準日

意匠法第１０条の２第１項の規定による意匠登録出願の分割、意匠法第１３条第１項又は第２項の規定による特許出願又は実用新案登録出願から意匠登録出願への変更あるいは意匠法第１７条の３の規定による補正の却下の決定があった補正後の意匠についての新たな意匠登録出願において、手続が適法に行われた場合、これらの意匠登録出願はもとの出願の時あるいは手続補正書を提出した時にしたものとみなされる。

ただし、意匠法第９条第１項又は第２項の規定は、意匠登録出願の日単位で判断することから、分割による新たな意匠登録出願、変更による新た

な意匠登録出願及び補正の却下の決定があった補正後の意匠についての新たな意匠登録出願については、遡及が認められたもとの出願の出願日あるいは手続補正書の提出日を判断の基準日とする。

61.1.15　パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願の意匠法第９条第１項又は第２項の規定の判断の基準日

意匠法第９条第１項又は第２項の規定の適用にあたっては、その主張が適正であるとき、第一国の出願日を判断の基準日とする。

61.1.16　国際意匠登録出願の意匠法第９条第１項又は第２項の規定の判断の基準日

意匠法第９条第１項又は第２項の規定の適用にあたっては、意匠法第６０条の６第１項の規定により意匠登録出願がされたとみなされる国際登録の日を判断の基準日とする（ただし、パリ条約による優先権等の主張が適正になされている場合を除く。）。

第７部　個別の意匠登録出願

第１章　部分意匠

71　関連条文

意匠法

第二条　この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

２　前項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。

（第３項及び第４項略）

意匠法施行規則

様式第２［備考］

39　（第１部「願書・図面」第１章「意匠登録出願」11「関連条文」参照）

様式第６［備考］

8　（第２部「意匠登録の要件」第１章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）

9　（第２部「意匠登録の要件」第１章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）

10　（第２部「意匠登録の要件」第１章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）

11　物品の部分について意匠登録を受けようとする場合であつて、８から 10 まで及び 14 に規定される画像図（意匠法第２条第２項に規定する物品と一体として用いられる物品に表示される画像を表す図をいう。以下同じ。）において、意匠登録を受けようとする部分とその他の部分のいずれをも含むときは、意匠登録を受けようとする部分を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定する。図面の記載のみでは意匠登録を受けようとする部分を特定することができない場合は、当該部分を特定する方法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

様式第７［備考］

４　その他は、様式第６の備考２、３、６、８から 12 まで、14 及び 18 から 24 までと同様とする。

様式第８［備考］

３　物品の部分について意匠登録を受けようとする場合は、意匠に係る物品のうち、意匠登録を受けようとする部分以外の部分を黒色で塗りつぶす等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつ、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

71.1　部分意匠とは

部分意匠は、意匠法第２条第１項の規定により、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であると定義される。具体的には、以下のとおりとなる。

（１）部分意匠の意匠に係る物品は、意匠法の対象とする物品と認められなければならない。（第２部「意匠登録の要件」第１章「工業上利用することができる意匠」21.1.1.1「物品と認められるものであること」参照）

（２）当該物品全体の形態の中で一定の範囲を占める部分である。

（３）当該物品において、他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分である。

71.2　部分意匠の意匠登録出願における願書・図面

71.2.1　部分意匠の意匠登録出願における願書の記載事項

（１）「意匠に係る物品」の欄の記載

部分意匠の意匠登録出願をする場合は、願書の「意匠に係る物品」の欄には、意匠法第７条の規定により別表第一の下欄に掲げる物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分が記載されていなければならない。（第５部「一意匠一出願」参照）

例えば、カメラの意匠の創作において、「意匠登録を受けようとする部分」が当該グリップ部分であっても、権利の客体となる意匠に係る物品が当該グリップ部分を含む「カメラ」であることから、願書の「意匠に係る物品」の欄には、「カメラ」と記載されていなければならない。

（２）「意匠の説明」の欄の記載

意匠法施行規則様式第６備考１１は、図面において「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」のいずれも含む場合には、「意匠登録を受けようとする部分」は実線で描き、「その他の部分」を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつ図面の記載のみでは意匠登録を受けようとする部分を特定することができない場合は、当該部分を特定する方法を願書の「意匠の説明」の欄に記載する旨規定している。

したがって、一組の図面において、「意匠登録を受けようとする部分」をどのようにして特定したか、その方法が願書の「意匠の説明」の欄に記載されていなければならない。

ただし、図面の記載のみで「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を特定できる場合は、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法が記載されていなくてもよい。

なお、願書の「意匠の説明」の欄の記載のみで意匠登録を受けようとする部分を特定することは認められない。

（３）「意匠に係る物品の説明」の欄の記載

意匠法施行規則様式第２備考３９の規定は、部分意匠の意匠登録出願にも適用される。

したがって、部分意匠の意匠に係る物品が、経済産業省令で定める物品の区分のいずれにも属さず、その物品の使用の目的、使用の状態等について、当業者の一般的な知識に基づき容易に理解できない場合には、その物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明が、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄に記載されていなければならない。

71.2.2　部分意匠の意匠登録出願における図面等の記載

部分意匠の意匠登録出願をする場合は、意匠法施行規則様式第６備考１１の規定により図面等を作成する。また、願書に添付された図面において、意匠に係る物品全体の形態が示されていない場合は、部分意匠として取り扱う。

（１）図面

図面の中に「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」をいずれも含む場合は、「意匠登録を受けようとする部分」は実線で描き、「その他の部分」を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定する。

（２）図の省略

以下の場合には、図の省略が認められる。

① 意匠法施行規則様式第６備考８に規定される、同一又は対称である図の省略

②意匠法施行規則様式第６備考９の規定により認められた図の省略

③意匠法施行規則様式第６備考１０に規定される表面図と裏面図が同一若しくは対称の場合又は裏面が無模様の場合の裏面図の省略

④意匠法第２条第２項に規定する物品と一体として用いられる物品に表示される画像についてのみ意匠登録を受けようとする部分意匠の出願の場合における、画像図以外の意匠に係る物品を表す一組の図面又は一部の図の省略

⑤意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲が特定できる場合であって、意匠登録を受けようとする部分以外の部分のみが表れる図の省略

（３）「意匠登録を受けようとする部分」の特定

図面において、「意匠登録を受けようとする部分」に加え「その他の部分」を表す場合は、「意匠登録を受けようとする部分」を実線で描き、「その他の部分」を破線で描く等により「意匠登録を受けようとする部分」を特定しなければならない。

したがって、「意匠登録を受けようとする部分」を、図示なく説明の記載のみで特定することや、使用状態を示す参考図等のみで特定することは認められない。

ただし、断面図を加えないと作図上「意匠登録を受けようとする部分」を特定することができないものもあることから、その場合には、一組の図面に断面図を加えて当該部分を特定することができるものとする。

なお、その場合には、当該断面図が、「意匠登録を受けようする部分」を特定するための図ではなく、その意匠を十分表現することができないときに加える通常の断面図と認められ、結果として「意匠登録を受けようとする部分」が特定しないと判断される場合もあることから、意匠登録出願人には、意匠登録出願の際に願書の「意匠の説明」の欄に、例えば、「断面図を含めて『意匠登録を受けようとする部分』を特定している。」旨記載することを奨励している。

（４）部分意匠の開示の程度

部分意匠の意匠登録出願については、「意匠登録を受けようとする部分」の形態、「意匠登録を受けようとする部分」が物品全体の中で占める位置、大きさ、範囲及び「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界が明確でなければならず、また、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する物品並びに意匠登録を受けようとする部分の機能及び用途を認識するのに必要な最低限の構成要素が少なくとも明確に表されていなければならない。（下記 71.4.1.2「意匠が具体的なものであること」　(2)「意匠が具体的なものと認められない場合の例」⑤参照）

71.3　部分意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定

部分意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定は、以下の点に関して、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して行う。

なお、願書又は願書に添付した図面等に該当しない書類、例えば、特徴記載書、優先権証明書、意匠法第４条第２項の規定の適用を受けるための証明書等は、部分意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定の際には、その基礎となる資料とはしない。（第１部「願書・図面」第２章「意匠登録出願に係る意匠の認定」参照）

（１）部分意匠の意匠に係る物品

当該部分意匠の意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等に基づき用途及び機能を認定する。

（２）「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能

「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能は、前記認定した部分意匠の意匠に係る物品が有する用途及び機能に基づいて認定する。

（３）「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲

位置とは、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態に対する当該「意匠登録を受けようとする部分」の相対的な位置関係をいう。

大きさとは、主として「意匠登録を受けようとする部分」の絶対的な一の大きさ（寸法）を認定するものではなく、当該意匠の属する分野における常識的な大きさの範囲を認定するものである。（第１部「願書・図面」第１章「意匠登録出願」11.1「意匠法第６条の規定」参照）

また、範囲とは、主として部分意匠の意匠に係る物品全体の形態に対する当該「意匠登録を受けようとする部分」の相対的な大きさ（面積比）をいう。

（４）「意匠登録を受けようとする部分」の形態

①「意匠登録を受けようとする部分」の認定

「意匠登録を受けようとする部分」を認定する際には、意匠登録出願人が図面において開示した範囲を原則とし、図面において「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」のいずれも含む場合には、願書の「意匠の説明」の欄に記載した特定方法により行う。

また、願書の「意匠の説明」の欄に、例えば、「断面図を含めて『意匠登録を受けようとする部分』を特定している。」旨記載されているときには、断面図をも含めて「意匠登録を受けようとする部分」を認定する。

②「意匠登録を受けようとする部分」の形態の認定

「意匠登録を受けようとする部分」の形態は、全体意匠と同様に、断面図、斜視図等その他必要な図及び使用の状態を示した図等その他の参考図を含む図面に基づいて認定する。

71.4　部分意匠に関する意匠登録の要件

部分意匠として意匠登録出願されたもの（注）が意匠登録を受けるためには、全体意匠の意匠登録出願と同様に、以下のすべての要件を満たさなければならない。

（注）部分意匠として意匠登録出願されたものとは、意匠法第２条第１項において定義されている意匠に該当するか否かの判断が審査官によって未だされていないものを指す。

（１）工業上利用することができる意匠であること　（→71.4.1）

（２）新規性を有すること　（→71.4.2）

（３）創作非容易性を有すること　（→71.4.3）
（４）先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠でないこと　（→71.4.4）

71.4.1　工業上利用することができる意匠

部分意匠として意匠登録出願されたものが、意匠法第３条第１項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当するためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

したがって、以下のいずれかの要件を満たしていないものは、意匠法第３条第１項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当しないため、意匠登録を受けることができない。

（１）意匠を構成するものであること　（→71.4.1.1）
（２）意匠が具体的なものであること　（→71.4.1.2）
（３）工業上利用することができるものであること（→71.4.1.3）

71.4.1.1　意匠を構成するものであること

部分意匠として意匠登録出願されたものが、意匠法第２条第１項において定義されている意匠を構成するためには、以下のすべての要件を満たしていなければならない。

（１）物品と認められるものであること　（→71.4.1.1.1）
（２）物品自体の形態であること　（→71.4.1.1.2）
（３）視覚に訴えるものであること　（→71.4.1.1.3）
（４）視覚を通じて美感を起こさせるものであること（→71.4.1.1.4）
（５）一定の範囲を占める部分であること　（→71.4.1.1.5）
（６）他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分であること（→71.4.1.1.6）

71.4.1.1.1　物品と認められるものであること

部分意匠の意匠に係る物品が、意匠法の対象とする物品と認められなければならない。

（１）物品と認められるものの例
①部分意匠の意匠に係る物品が意匠法の対象とする物品と認められる「靴下」であって、「意匠登録を受けようとする部分」が意匠法の対象とする物品とは認められない「靴下のかかと部分」であるもの
②部分意匠の意匠に係る物品が意匠法の対象とする物品と認められる「包装用容器」であって、「意匠登録を受けようとする部分」が意匠法の対象とする物品と認められる「包装用容器の蓋」の部分であるもの

（２）物品と認められないものの例

①「意匠登録を受けようとする部分」として模様のみを図面に表し、部分意匠の意匠に係る物品を「繊維製品に表す模様」としたもの

71.4.1.1.2　物品自体の形態であること

部分意匠の意匠に係る物品全体の形態が、物品自体の形態でなければならない。

（１）物品自体の形態と認められないものの例

①販売展示効果を目的としてハンカチを結んでできた花の形状の一部を「意匠登録を受けようとする部分」としたもの

71.4.1.1.3　視覚に訴えるものであること

「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が、視覚に訴えるものでなければならない。

（１）視覚に訴えるものと認められないものの例

①「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が、部分意匠の意匠に係る物品の通常の取引状態において、外部から視認できないもの

②「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が微細であるために、肉眼によってはその形態を認識することができないもの

71.4.1.1.4　視覚を通じて美感を起こさせるものであること

「意匠登録を受けようとする部分」が、視覚を通じて美感を起こさせるものでなければならない。

71.4.1.1.5　一定の範囲を占める部分であること

「意匠登録を受けようとする部分」は、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態の中で一定の範囲を占める部分、すなわち、当該意匠の外観の中に含まれる一つの閉じられた領域でなければならない。

また、意匠登録を受けようとする部分とその他の部分の境界が明確でなければならない。

（１）一定の範囲を占める部分に該当すると認められないものの例

①「意匠登録を受けようとする部分」が稜線のみのもの

稜線は面積を持たないものであるため、一定の範囲を占める部分に該当しない。

【事例】「建築用コンクリートブロック」

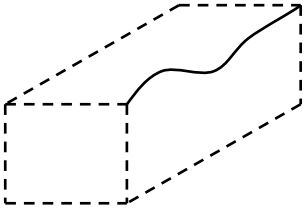

②部分意匠の意匠に係る物品全体の形態のシルエットのみを表したもの

当該意匠の外観の中に含まれる一つの閉じられた領域とは認められないため、一定の範囲を占める部分に該当しない。

【事例】

乗用自動車の側面を投影したシルエットのみを表したもの

71.4.1.1.6　他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分であること

「意匠登録を受けようとする部分」が、当該物品全体の形態の中で一定の範囲を占める部分であっても、他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る意匠の創作の単位が表されていなければならない。

（１）他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分に該当すると認められるものの例

以下の事例は、いずれも「意匠登録を受けようとする部分」が包装用容器という物品全体の形態の中で一定の範囲を占める部分であって、他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る意匠の創作の単位が表されている。

【事例１】「包装用容器」

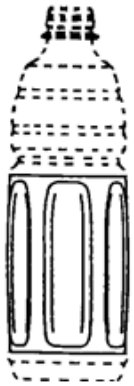

【事例２】「包装用容器」

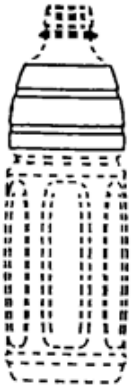

（２）「意匠登録を受けようとする部分」に意匠の創作の単位が一つも含まれていないものの例

以下の事例は、「意匠登録を受けようとする部分」が、包装用容器という物品全体の形態の中で一定の範囲を占める部分であっても、他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る意匠の創作の単位が表されていない。

【事例】「包装用容器」

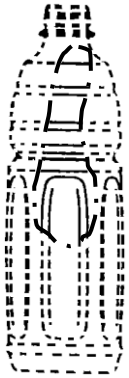

71.4.1.2　意匠が具体的なものであること

第一に、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付された図面等から部分意匠の意匠登録出願であることが直接的に導き出されなくてはならない。

次に、部分意匠の意匠登録出願に係る意匠が具体的なものと認められるためには、全体意匠と同様に、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から具体的な一の意匠の内容、すなわち、以下の①から⑤についての具体的な内容が、直接的に導き出されなければならない。

①部分意匠の意匠に係る物品

②「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能

③「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲

ただし、「その他の部分」全体が示されていない場合であっても、物品の性質に照らし、意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲を導き出すことができる場合は、具体的な意匠と認められる。

④「意匠登録を受けようとする部分」の形態

⑤「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界

また、「意匠登録を受けようとする部分」を含む図面に願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する物品を認識するのに必要な最低限の構成要素が少なくとも具体的に表されていなければならない。

なお、願書の記載又は願書に添付した図面等の記載の正確性については、全体意匠に関する取扱いが適用されるため、第２部「意匠登録の要件」第１章「工業上利用することができる意匠」21.1.2「意匠が具体的なものであること」を参照されたい。

（１）意匠が具体的なものと認められる場合の例

願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断すれば、具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せるときは、意匠が具体的なものと認められる。

①願書の「意匠の説明」の欄の記載及び願書に添付した図面等の具体的な表現によって、当該意匠登録出願が部分意匠に関するものであることが明らかな場合

【事例】「フランジ」

【平面図】

【意匠の説明】
橙色に着色された部分以外の部分が、意匠登録を受けようとする部分である。

【正面図】

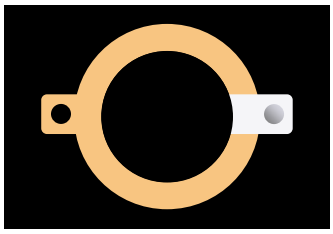

【右側面図】

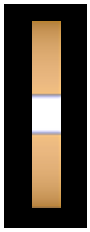

②出願当初の願書に意匠登録を受けようとする部分を特定する方法についての「意匠の説明」の欄の記載がなくても、願書に添付した図面等の具体的な表現によって、部分意匠の意匠登録出願に関するものであること及び「意匠登録を受けようとする部分」が明らかな場合

【事例】「デジタルカメラ」

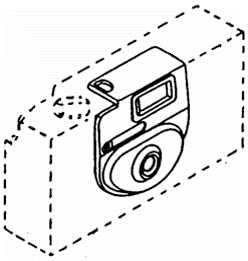

願書に添付した図面の各図が実線と破線により明確に描き分けられており、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法についての意匠の説明がなくても、実線部分について意匠登録を受けようとする部分意匠の意匠登録出願であると当然に導き出すことができる。

③境界線の表示がないことが作図上の誤記と認められ、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断すれば、「意匠登録を受けようとする部分」の境界を当然に導き出すことができる場合

「意匠登録を受けようとする部分」は、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態の中で一定の範囲を占める部分、すなわち、当該意匠の外観の中に含まれる一つの閉じられた領域でなければならない。（上記 71.4.1.1.5「一定の範囲を占める部分であること」参照）

ただし、例えば、下記の「柵用支柱」のように線材、棒状のようなものであって、各図の記載や当該物品の特質等から総合的に判断した場合に、「意匠登録を受けようとする部分」の外形を表す実線の端部を直線で連結した位置を境界とみなすことに問題がないと認められるときは、「意匠登録を受けようとする部分」が一定の範囲を占めているものとして取り扱う。

【事例】「柵用支柱」

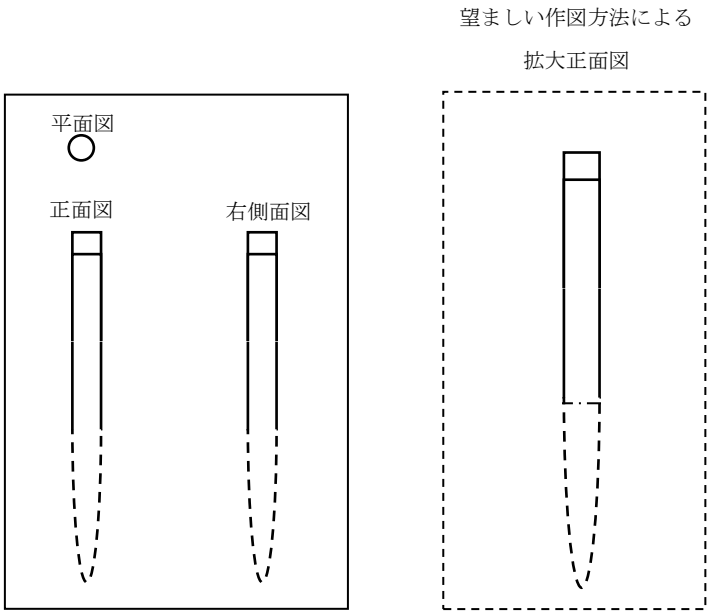

④願書に添付された図面等に、意匠登録を受けようとする物品の一部のみが表されており、他の図と同一又は対称であることを理由に省略する旨の記載のない場合であって、「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能、意匠登録を受けようとする部分の形態、物品全体に占める位置、大きさ、範囲並びに「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界が明確な場合

【事例】「額縁」

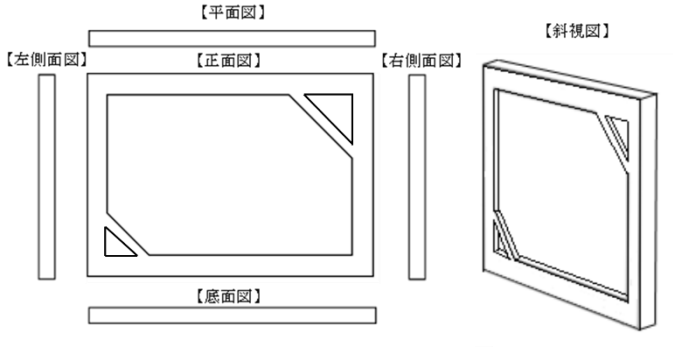

⑤「その他の部分」全体が一部しか示されていない場合であっても、物品の性質に照らし、意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲を導き出すことができる場合

【事例】「ゴルフクラブ」

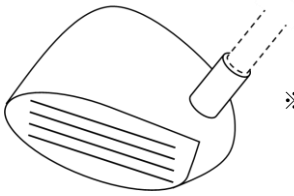

※説明の都合上、その他の図は省略した。

（２）意匠が具体的なものと認められない場合の例

願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せないときは、意匠が具体的なものとは認められない。

①出願当初の願書の「意匠の説明」の欄に「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法についての記載がなく、願書及び願書に添付した図面の記載を総合的に判断しても、部分意匠の意匠登録出願であるか、全体意匠の意匠登録出願であるか明らかでない、又は図面において描き分けられたいずれの部分が「意匠登録を受けようとする部分」であるか明らかでない場合

【事例１】「ハンカチ」

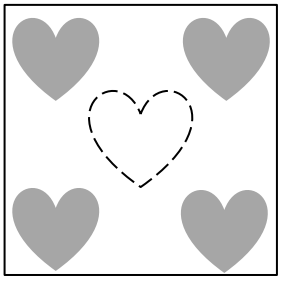

「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する「意匠の説明」の欄の記載がなく、実線と破線等によって描き分けられた部分意匠の意匠登録出願であるのか、中央にステッチを施した全体意匠の意匠登録出願であるか、明らかでない。

【事例２】「フランジ」

【平面図】

【正面図】

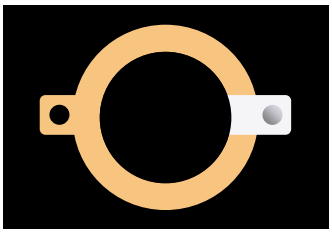

【右側面図】

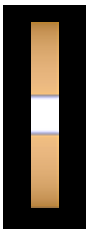

「「意匠の説明」の欄に「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載がなければ、「意匠登録を受けようとする部分」が、橙色、白色等、いずれの色彩の部分であるのか、明らかでない。

②部分意匠の意匠に係る物品又は「意匠登録を受けようとする部分」の具体的な用途及び機能が明らかでない場合

③「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が表されていない場合

④「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲を特定できない場合

（ｉ）「その他の部分」が開示されておらず、物品の性質に照らしても、意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲を導き出すことができない場合

【事例１】「加湿器」

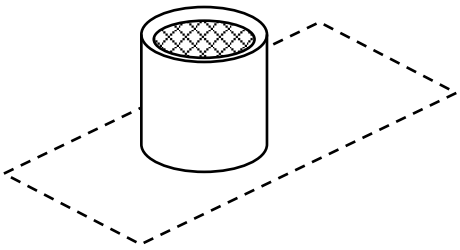

※この例では、蒸気吹き出し口近傍部のみが表されているが、当該部分の位置、大きさ、範囲を特定することができない

※説明の都合上、その他の図は省略した。

【事例２】「ガーデンフェンス」

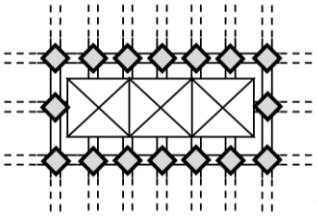

※この例では、当該部分の位置、大きさ、範囲を特定することができない

※説明の都合上、その他の図は省略した。

（ⅱ）破線等で表された「その他の部分」の形態が、各図不一致により具体的でなく、その結果「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲が具体的とならない場合

⑤「意匠登録を受けようとする部分」の形態が明らかでない場合

（ⅰ）「意匠登録を受けようとする部分」の形態が、各図不一致の場合

（ⅱ）「意匠登録を受けようとする部分」が一つの閉じられた領域でない場合

（ⅲ）「意匠登録を受けようとする部分」を参考図のみで特定している場合

（ⅳ）願書の「意匠の説明」の欄の文章でのみ「意匠登録を受けようとする部分」を特定し、図面において「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」との必要な描き分けを行っていない場合

（ⅴ）意匠登録を受けようとする部分について複数の形態が考えられ一の形態を導き出すことができない場合

【事例１】「花瓶」

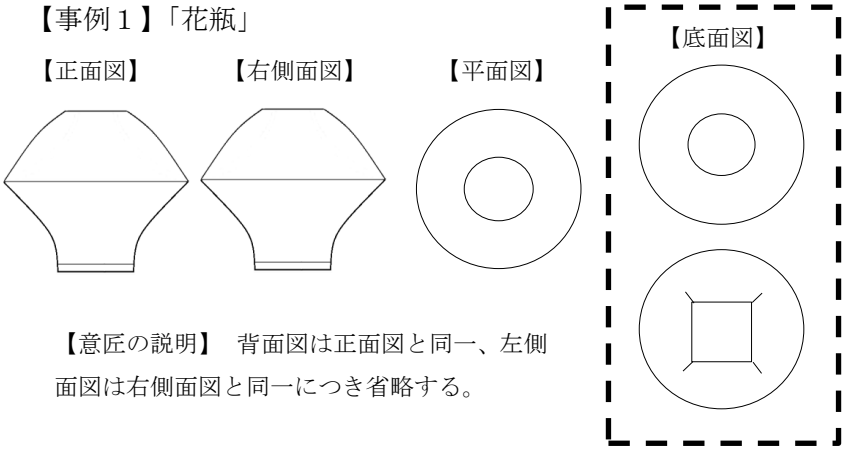

【意匠の説明】　背面図は正面図と同一、左側面図は右側面図と同一につき省略する。

※　この例では、右枠内のように、様々な態様が想定されるため、具体的な意匠を導き出せない。

【事例２】「コーヒーカップ」

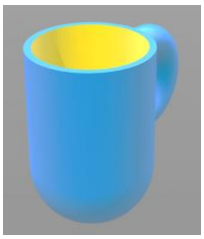

※　この例では、上記の一図のみでは取っ手部の形態や、カップ本体の下端部付近の形態が、開示された部分に限って見ても不明確であり、具体的な意匠を導き出せない。

⑥「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界が不明確な場合

【事例】「ブレーキペダル」

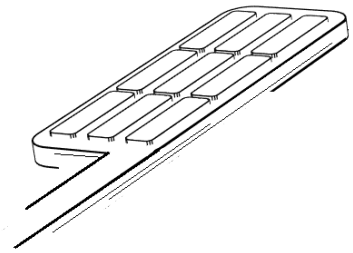

71.4.1.3　工業上利用することができるものであること

部分意匠の意匠に係る物品が、工業上利用することができるものでなくてはならない。

なお、「意匠登録を受けようとする部分」については、工業上利用することができるか否かを判断しない。

71.4.2　新規性

意匠法第３条第１項各号の規定の適用については、当該部分意匠が公知の意匠のいずれかの意匠に該当するか否か、又は公知の意匠に類似する意匠に該当するか否かを判断することにより行う。

71.4.2.1　意匠法第３条第１項第１号及び第２号

部分意匠が、公知の意匠に該当するか否かの判断を行い得るためには、公知の意匠の中に、原則的に、部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が開示されていなければならない。

その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第２部「意匠登録の要件」第２章「新規性」22.1.1「意匠法第３条第１項第１号」及び 22.1.2「意匠法第３条第１項第２号」を参照されたい。

71.4.2.2　意匠法第３条第１項第３号

71.4.2.2.1　公知の意匠と部分意匠との類否判断

意匠は、物品と形態が一体不可分のものであるから、部分意匠の意匠に係る物品と公知の意匠の意匠に係る物品とが同一又は類似でなければ意匠の類似は生じない。

例えば、カメラの意匠の創作において当該グリップ部分が部分意匠として意匠登録出願された場合、権利の客体となる意匠に係る物品は、当該グリップ部分を含む「カメラ」であることから、新規性の判断の基礎となる資料は、「カメラ」及びそれに類似する物品に係る意匠となる。

この要件のもと、部分意匠と公知の意匠とが以下のすべてに該当する場合、両意匠は類似する。

①部分意匠の意匠に係る物品と公知の意匠の意匠に係る物品とが同一又は類似であること

②部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」と公知の意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所との用途及び機能が同一又は類似であること

③部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」と公知の意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所との形態が同一又は類似であること

④部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲と公知の意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲とが同一又は当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであること

なお、上記①から④について、すべて同一の場合、両意匠は同一となる。

（１）意匠に係る物品の共通点及び差異点の認定

部分意匠の意匠に係る物品と公知の意匠の意匠に係る物品のそれぞれの用途及び機能について共通点及び差異点を認定する。

（２）当該部分における用途及び機能の共通点及び差異点の認定

「意匠登録を受けようとする部分」と公知の意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所のそれぞれの用途及び機能について共通点及び差異点を

認定する。

（３）当該部分の形態の共通点及び差異点の認定

「意匠登録を受けようとする部分」と公知の意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所のそれぞれの全体の形態及び各部の形態について共通点及び差異点を認定する。

ただし、「その他の部分」の形態については直接共通点及び差異点を認定しない。

（４）当該部分の位置、大きさ、範囲の共通点及び差異点の認定

「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲と、公知の意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲について共通点及び差異点を認定する。

（５）公知の意匠と部分意匠との類否判断

公知の意匠と部分意匠との類否判断は、両意匠が生ずる美感の類否についての判断をいう。具体的には、上記の（１）から（４）についての共通点及び差異点を意匠全体として総合的に観察して、それらが両意匠の類否の判断に与える影響を評価することにより行う。なお、それらの共通点及び差異点が意匠の類否判断に与える影響は、個別の意匠ごとに変化するものであるが、一般的には、

①見えやすい部分は、相対的に影響が大きい。

②ありふれた形態の部分は、相対的に影響が小さい。

③大きさの違いは、当該意匠の属する分野において常識的な範囲内のものであれば、ほとんど影響を与えない。

④材質の違いは、外観上の特徴として表れなければ、ほとんど影響を与えない。

⑤色彩のみの違いは、形状又は模様の差異に比してほとんど影響を与えない。

⑥位置、大きさ、範囲は、当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであれば、ほとんど影響を与えない。

なお、「その他の部分」の形態のみについては対比の対象とはしない。

71.4.2.2.2　意匠法第３条第１項第３号の規定に該当する部分意匠の意匠登録出願の例

【事例１】公知の意匠
「電気掃除機本体」

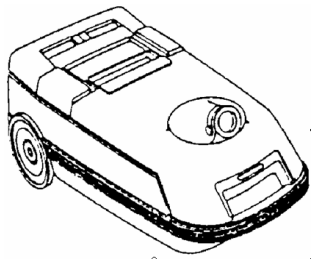

部分意匠の意匠登録出願
「電気掃除機本体」

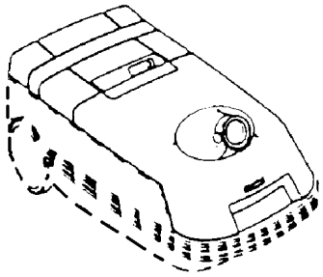

【事例２】公知の意匠
「カメラ」
（意匠公報掲載の部分意匠）

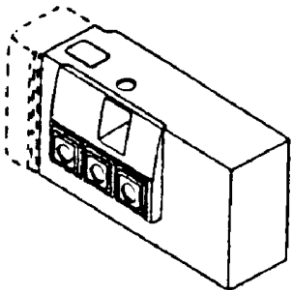

部分意匠の意匠登録出願
「カメラ」

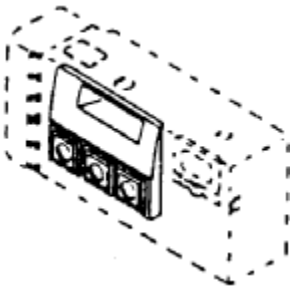

【事例３】公知の意匠
「カメラ」
（意匠公報掲載の部分意匠）

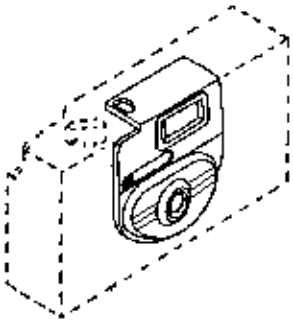

部分意匠の意匠登録出願
「ファインダー付カメラ用レンズ」

（注）「ファインダー付カメラ用レンズ」という物品の区分は、事例の説明のためのものであって、別表第一に掲げられた物品の区分と同程度と認められる具体的な物品の区分の事例を示したものではない点に注意されたい。

【事例４】公知の意匠
「包装用びん」
（意匠公報掲載の部分意匠）

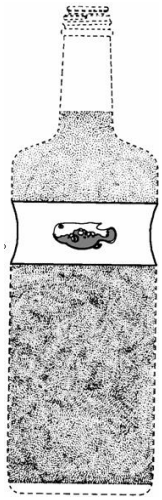

部分意匠の意匠登録出願
「包装用びん」

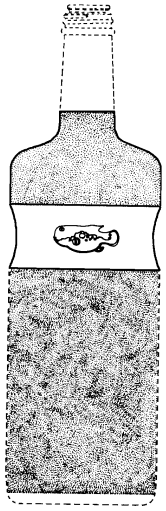

【事例５】公知の意匠
「カメラ」
（意匠公報掲載の部分意匠）

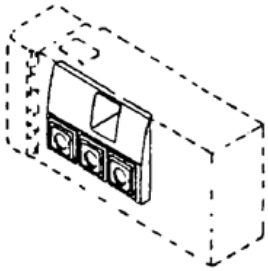

部分意匠の意匠登録出願
「カメラ」

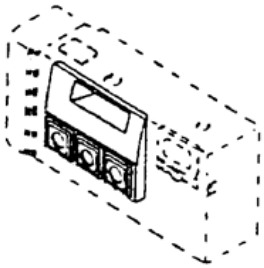

【事例６】 公知の意匠
「デジタルカメラ」
（意匠公報掲載の部分意匠）

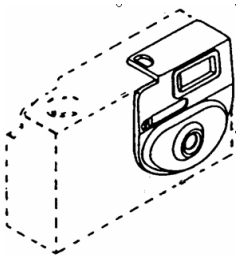

部分意匠の意匠登録出願
「デジタルカメラ」

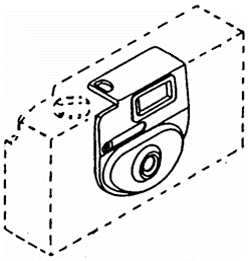

71.4.3　創作非容易性

意匠法第３条第２項の規定の適用についての判断は、「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が、当該意匠登録出願前に公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することができたものであるか否かを判断すると共に、当該部分の用途及び機能を考慮し、「意匠登録を受けようとする部分」を当該物品全体の形態の中において、その位置、その大きさ、その範囲とすることが、当業者にとってありふれた手法であるか否かを判断することにより行う。

なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第２部「意匠登録の要件」第３章「創作非容易性」を参照されたい。

71.4.4　先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠

意匠法第３条の２の規定は、先願の意匠の一部とほとんどそのままのものが後願の部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」として意匠登録出願されたときのように、後願の部分意匠が何ら新しい意匠の創作とは認められ

ない場合にも適用される。

なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第２部「意匠登録の要件」第４章「先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外」を参照されたい。

71.4.4.1　先願に係る意匠として開示された意匠の一部と後願の部分意匠との類否判断

意匠法第３条の２の規定の適用にあたっては、先願に係る意匠として開示された意匠の中に、原則的に、意匠法第３条の２の規定の対象となる後願の部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が開示されていること（先願に係る意匠として開示された意匠の中に、意匠法第３条の２の規定の対象となる後願の部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が開示されていない場合であっても、対比可能な程度に十分表されている場合を含む。第２部「意匠登録の要件」第２章「新規性」22.1.2.6「刊行物に記載された意匠について」参照）が必要である。

先願に係る意匠として開示された意匠と、後願の部分意匠とが、①先願に係る意匠として開示された意匠が全体意匠であるか部分意匠であるか、②先願に係る意匠として開示された意匠の意匠に係る物品と後願の部分意匠の意匠に係る物品が同一、類似又は非類似のいずれであるかを問わず、先願に係る意匠として開示された意匠の中の後願の部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」に相当する一部と、後願の部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」との用途及び機能が同一又は類似であって、それぞれの形態が同一又は類似である場合、先願に係る意匠として開示された意匠の中の後願の部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」に相当する一部と後願の部分意匠とは類似する。

71.4.4.2　意匠法第３条の２の規定に該当する部分意匠の意匠登録出願の例

意匠法第３条の２の規定に該当する部分意匠の意匠登録出願の事例については、上記 71.4.2.2.2「意匠法第３条第１項第３号の規定に該当する部分意匠の意匠登録出願の例」事例１から事例６において、公知の意匠を先願に係る意匠として開示された意匠に読み替えて参照されたい。

71.5　部分意匠の意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外

部分意匠の意匠登録出願についても、意匠法第４条第１項又は第２項の規定の適用を受けることができる。

なお、意匠法第４条第１項又は第２項の規定の適用を受けるための要件等その他の判断基準については、全体意匠の判断基準が適用されるため、第３部「新規性の喪失の例外」を参照されたい。

71.6　部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第５条の規定

意匠法第５条第１号及び第２号の規定の適用については、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態を判断の対象とする。ただし、意匠法第５条第３号の規定の適用については、「意匠登録を受けようとする部分」の形状のみを判断の対象とする。

なお、その他の判断基準については、全体意匠の判断基準が適用されるため、第４部「意匠登録を受けることができない意匠」を参照されたい。

71.7　部分意匠の意匠登録出願に関する一意匠一出願

部分意匠の意匠登録出願についても、意匠法第７条に規定する要件を満たさなければならない。

なお、その他の判断基準については、全体意匠の判断基準が適用されるため、第５部「一意匠一出願」を参照されたい。

71.7.1　意匠法第７条に規定する要件を満たさないものの例

71.7.1.1　物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例

部分意匠の意匠登録出願において、願書の「意匠に係る物品」の欄に、物品の区分の後に「の部分」、「の部分意匠」等の語を付したもの（例えば、「靴下のかかと部分」、「靴下のかかとの部分意匠」）の記載があるときは、別表第一に記載された物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分とは認められない。

71.7.1.2　意匠ごとに出願されていないものの例

一つの部分意匠の意匠に係る物品の中に、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものは、意匠ごとにした意匠登録出願と認められない。

71.7.1.2.1　物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものであっても一意匠と取り扱うものの類型

以下のいずれかに該当する場合は、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものであっても、一意匠と取り扱う。

（１）形態的な一体性が認められる場合

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、対称となる形態、一組となる

形態等、関連性をもって創作されるものは、形態的な一体性が認められる。

【事例１】「腕時計用側」

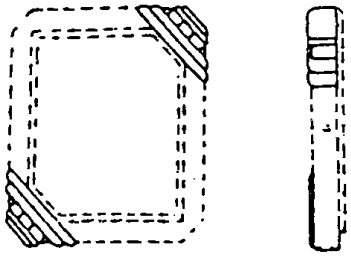

【事例２】「ティーシャツ」

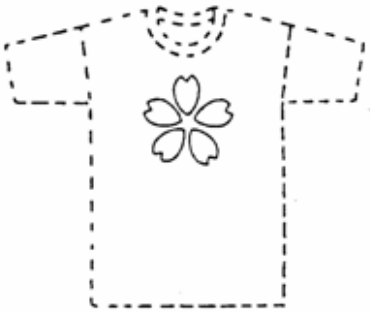

（２）機能的な一体性が認められる場合

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、全体として一つの機能を果たすことから一体的に創作される関係にあるものは、機能的な一体性が認められる。

【事例１】「理髪用はさみ」

【事例２】「携帯電話」

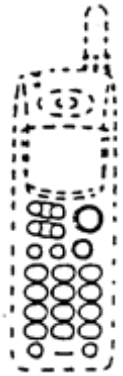

（３）ある用途及び機能を果たすための部分や、形態的なまとまりを有する部分を「その他の部分」としたものである場合

一意匠として意匠登録を受けることができるものの例
【事例】「シャープペンシル」

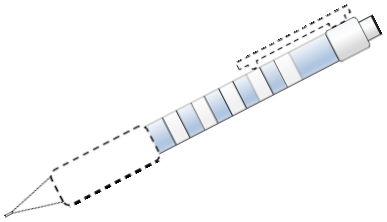

ただし、意匠登録を受けようとする部分が物理的に多数分離し、他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る一の意匠としてのまとまりがないものについては、一意匠として取り扱わない。

一意匠として意匠登録を受けることができないものの例
【事例】「シャープペンシル」

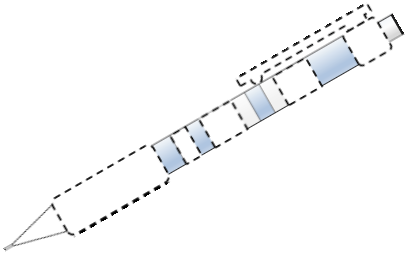

（４）開示がなされていない部分によって隔てられ、意匠登録を受けようとする部分が図面上物理的に分離した状態で表れたものである場合

一意匠として意匠登録を受けることができるものの例
【事例】「くぎ」

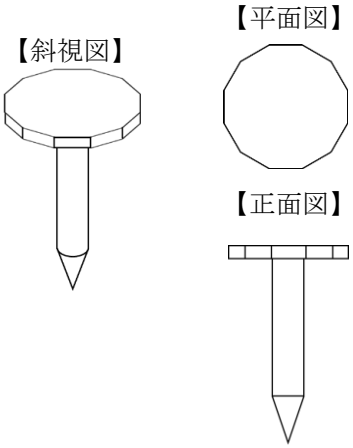

意匠に係る物品の説明：なし
意匠の説明：背面図、右側面図、及び左側面図は正面図と同一につき、省略する。

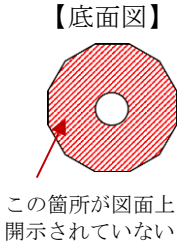

底面図の提出が無く、赤色斜線部は開示がなされていないため、「意匠登録を受けようとする部分以外の部分」である。
その結果、くぎの頭部と胴部とは、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」として図面上表れるが、このような場合は、一意匠と判断する。

71.8　組物の意匠に係る部分意匠

意匠法第８条の組物の意匠に係る部分意匠は、意匠登録を受けることができない。（第７部「個別の意匠登録出願」第２章「組物の意匠」72.1.2「組物の意匠に係る部分意匠」参照）

71.9　部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第９条及び第１０条の規定

意匠法第９条及び第１０条の規定は、部分意匠の意匠登録出願同士及び全体意匠と部分意匠の意匠登録出願の間でもその適用について判断する。
なお、その他の判断基準については、第６部「先願」及び第７部「個別の意匠登録出願」第３章「関連意匠」を参照されたい。

71.9.1　部分意匠と部分意匠との類否判断

部分意匠同士が以下のすべてに該当する場合、両意匠は類似する。
①部分意匠の意匠に係る物品の用途及び機能が、同一又は類似であること
②「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能が、同一又は類似で

あること

③「意匠登録を受けようとする部分」の形態が、同一又は類似であること

④「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲が、同一又は当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであること

なお、上記①から④について、すべて同一の場合、両意匠は同一となる。

（１）意匠に係る物品の共通点及び差異点の認定

部分意匠の意匠に係る物品のそれぞれの用途及び機能について、共通点及び差異点を認定する。

（２）当該部分における用途及び機能の共通点及び差異点の認定

「意匠登録を受けようとする部分」のそれぞれの用途及び機能について、共通点及び差異点を認定する。

（３）当該部分の形態の共通点及び差異点の認定

「意匠登録を受けようとする部分」のそれぞれの全体の形態及び各部の形態について共通点及び差異点を認定する。

（４）当該部分の位置、大きさ、範囲の共通点及び差異点の認定

「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中でのそれぞれの位置、大きさ、範囲について共通点及び差異点を認定する。

（５）部分意匠と部分意匠との類否判断

部分意匠と部分意匠との類否判断については、上記 71.4.2.2.1「公知の意匠と部分意匠との類否判断」(5)「公知の意匠と部分意匠との類否判断」に準じて行う。

71.9.1.1　意匠法第９条第１項において類似するものと認められる部分意匠の意匠登録出願の例

【事例１】先願に係る部分意匠の意匠登録出願

「カメラ」

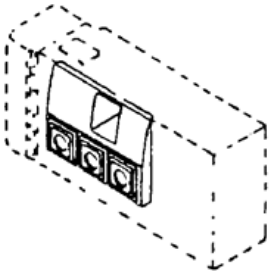

部分意匠の意匠登録出願

「カメラ」

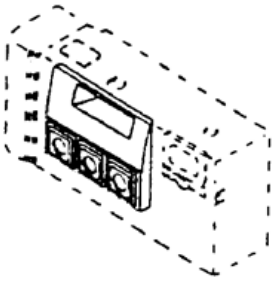

【事例２】先願に係る部分意匠の意匠登録出願
「デジタルカメラ」

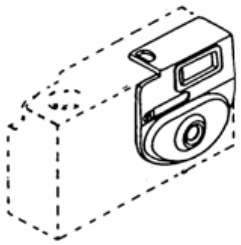

部分意匠の意匠登録出願
「デジタルカメラ」

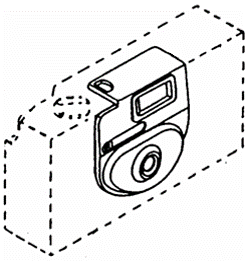

なお、上記事例の右側の部分意匠の意匠登録出願が、左側の先願に係る部分意匠の意匠登録出願の出願日後から、その意匠登録出願に係る意匠公報（登録意匠公報、同日競願に係る協議不成立又は不能の場合の拒絶確定出願を公示する公報）の発行日（同日を含む。）までに出願されたものである場合には、意匠法第３条の２の規定にも該当することから、審査実務上は、意匠法第３条の２の規定を適用する。

71.9.1.2　意匠法第９条第２項又は第１０条において類似するものと認められる部分意匠の意匠登録出願の例

当該事例については、上記 71.9.1.1「意匠法第９条第１項において類似するものと認められる部分意匠の意匠登録出願の例」事例１及び事例２において、左側の先願に係る部分意匠の意匠登録出願を同日に出願された部分意匠の意匠登録出願に読み替えて参照されたい。

71.9.2 全体意匠と部分意匠との類否判断

意匠は、物品と形態が一体不可分のものであるから、全体意匠の意匠に係る物品と部分意匠の意匠に係る物品とが同一又は類似でなければ意匠の類似は生じない。

例えば、カメラの部分意匠の意匠登録出願は、権利の客体となる意匠に係る物品は「カメラ」であることから、先願の判断の基礎となる資料は、「カメラ」及びそれに類似する物品に係る先願となる。

全体意匠と部分意匠が以下のすべてに該当する場合、両意匠は類似する。

① 全体意匠に係る物品と部分意匠の意匠に係る物品が同一又は類似であること

② 全体意匠の用途及び機能が部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能と同一又は類似であること

③　全体意匠の意匠登録出願の形態と部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の形態が同一又は類似であること
④　全体意匠の物品全体に対し、部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲が、当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内の相違であること

なお、上記①ないし④についてすべて同一である場合、両意匠は実質的に同一となる。

（１）意匠に係る物品の共通点及び差異点の認定

全体意匠の意匠に係る物品と部分意匠の意匠に係る物品のそれぞれの用途及び機能について共通点及び差異点を認定する。

（２）用途及び機能の共通点及び差異点の認定

全体意匠の意匠登録出願の意匠に係る物品の用途及び機能と、部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能の共通点及び差異点を認定する。

（３）形態の共通点及び差異点の認定

全体意匠と部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」について、それぞれの形態について共通点及び差異点を認定する。

（４）位置、大きさ、範囲の共通点及び差異点の認定

全体意匠と部分意匠の「意匠登録受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲について共通点及び差異点を認定する。

（５）全体意匠と部分意匠の類否判断

全体意匠と部分意匠の類否判断は、両意匠が生ずる美感の類否についての判断をいう。具体的には、上記の（１）から（４）についての共通点及び差異点を意匠全体として総合的に観察して、それらが両意匠の類否の判断に与える影響を評価することにより行う。なお、それらの共通点及び差異点が意匠の類否判断に与える影響は、個別の意匠ごとに変化するものであるが、一般的には、

① 見えやすい部分は、相対的に影響が大きい。
② ありふれた形態の部分は､相対的に影響が小さい。
③ 大きさの違いは、当該意匠の属する分野において常識的な範囲内のものであれば、ほとんど影響を与えない。
④ 材質の違いは、外観上の特徴として表れなければ、ほとんど影響を与えない。

⑤ 色彩のみの違いは、形状又は模様の差異に比してほとんど影響を与えない。
⑥ 位置、大きさ、範囲は、当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであれば、ほとんど影響を与えない。

なお、「その他の部分」の形態のみについては対比の対象とはしない。

71.9.2.1 意匠法第９条第１項において類似するものと認められる全体意匠と部分意匠の意匠登録出願の例

【事例】額縁

先願に係る全体意匠の意匠登録出願

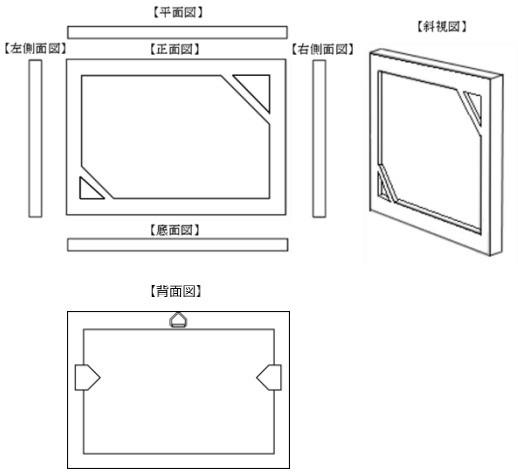

部分意匠の意匠登録出願

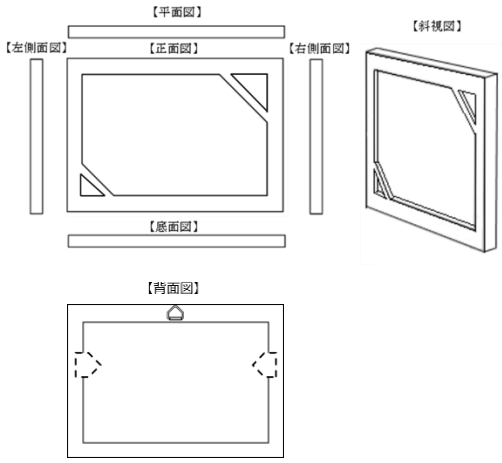

なお、上記事例の右側の部分意匠の意匠登録出願が、左側の先願に係る全体意匠の意匠登録出願の出願日後から、その意匠登録出願に係る意匠公報（登録意匠公報、同日競願に係る協議不成立又は不能の場合の拒絶確定出願を公示する公報）の発行日（同日を含む。）までに出願されたものである場合には、意匠法第３条の２の規定にも該当することから、審査実務上は、意匠法第３条の２の規定を適用する。

71.10　部分意匠の意匠登録出願に関する要旨の変更

71.10.1　部分意匠の意匠の要旨

部分意匠の意匠の要旨とは、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて願書の記載及び願書に添付した図面等に表された部分意匠を認定するための各要素（①部分意匠の意匠に係る物品、②「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能、③「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲、④「意匠登録を受けようとする部分」の形態）から直接的に導き出される具体的な意匠の内容をいう。

71.10.2　要旨を変更するものとなる補正の類型

願書の記載又は願書に添付した図面等にした補正が、以下のいずれかに該当する場合は、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものである。

なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第８部「願書・図面等の記載の補正」第２章「補正の却下」を参照されたい。

（１）その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものと認められる場合
（２）出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものと認められる場合

71.10.3　願書の記載についてした補正の具体的な取扱い

（１）部分意匠の意匠登録出願について、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を補充する補正

出願当初の願書の「意匠の説明」の欄に「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載がなく、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、「意匠登録を受けようとする部分」が不明であって、具体的な意匠を当然に導き出すことができないときに、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を願書の「意匠の説明」の欄に補充する補正は、要旨を変更するものである。

出願当初の願書の「意匠の説明」の欄に「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載がない場合であっても、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、部分意匠の意匠登録出願であることが明確であって、「意匠登録を受けようとする部分」を当然に導き出すことができるときに、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を願書の「意匠の説明」の欄に補充する補正は、要旨を変更するものではない。

（２）部分意匠の意匠登録出願について、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を削除する補正

願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、図面のみでは意匠登録を受けようとする部分の形態や位置、大きさ、範囲、その他の部分との境界を当然に導き出すことができないときに、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を願書の「意匠の説明」の欄から削除して、当該意匠登録出願が部分意匠であるか、全体意匠の部分意匠であるかを不明確とする補正、又は当該意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」を不明確とする補正は、意匠の要旨を変更するものである。

71.10.4　願書に添付した図面等についてした補正の具体的な取扱い

（１）物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」を包含する意匠登録出願を一の部分意匠にする補正

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」を包含して、一意匠と取り扱うことのできない部分意匠の意匠登録出願を分割する際に、分割した新たな部分意匠の意匠登録出願における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する、もとの部分意匠の意匠登録出願の願書に添付した図面等に表されていた当該「意匠登録を受けようとする部分」を「その他の部分」に訂正する補正は、要旨を変更するものではない。

この場合、分割を伴わずに、願書に添付した図面等に表されている一の「意匠登録を受けようとする部分」以外のすべての「意匠登録を受けようとする部分」を「その他の部分」に訂正する補正も、要旨を変更するものではない。

（２）「意匠登録を受けようとする部分」の形態等を変更する補正

「意匠登録を受けようとする部分」の形態を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更する補正あるいは当該部分の形態自体は変更されていないが、「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲を同一の範囲を超えて変更する補正は、要旨を変更するものである。

また、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、「意匠登録を受けようとする部分」の形態あるいは「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲が不明であるときに、それらを明確なものとする補正は、要旨を変更するものである。

（３）「その他の部分」の形態を変更する補正

「その他の部分」の一部を実線に訂正することによって「意匠登録を受けようとする部分」の形態を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものとなる補正あるいは「その他の部分」の輪郭形状を変更することによって、「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものとなる補正は、要旨を変更するものである。

出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、当該意匠登録出願が部分意匠の意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるときに、「その他の部分」を全て実線に訂正する補正は、要旨を変更するものである。

71.11　部分意匠の意匠登録出願に関する分割

71.11.1　意匠ごとに出願されていない部分意匠の分割

一つの部分意匠の意匠に係る物品の中に、形態的あるいは機能的な一体性が認められない物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が包含されているものは、意匠ごとにした意匠登録出願とは認められず、意匠法第７条に規定する要件を満たさないものとして取り扱う。（上記 71.7.1.2「意匠ごとに出願されていないものの例」参照）

この場合、二以上の部分意匠を含む部分意匠の意匠登録出願として、意匠法第１０条の２の規定に基づく分割を認め、新たな部分意匠の意匠登録出願は、もとの部分意匠の意匠登録出願の時にしたものとみなす。

ただし、新たな意匠登録出願を全体意匠の意匠登録出願とした場合（例えば、もとの部分意匠の意匠登録出願の中の一つの「意匠登録を受けようとする部分」を部品の意匠として新たな意匠登録出願をした場合）には、意匠法第１０条の２の規定に基づく適法な分割とは認めず、新たな意匠登録出願は、分割のあった時にしたものとして取り扱う。

71.11.2　意匠ごとに出願された意匠登録出願の一部を一又は二以上の部分意匠の意匠登録出願とする分割

一意匠と認められる全体意匠あるいは一意匠と取り扱われる部分意匠の意匠登録出願を一又は二以上の新たな部分意匠の意匠登録出願に分割した場合は、意匠法第１０条の２の規定に基づく適法な分割とは認めず、新たな意匠登録出願は、分割のあった時にしたものとして取り扱う。

なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第９部「特殊な意匠登録出願」第１章「意匠登録出願の分割」を参照されたい。

71.12　特許出願又は実用新案登録出願から部分意匠の意匠登録出願への出願の変更

特許出願又は実用新案登録出願の最初の明細書及び図面に、変更による新たな意匠登録出願の部分意匠が明確に認識し得るような具体的な記載があり、出願の変更の前と後の内容が同一と認められる場合に、変更による新たな部分意匠の意匠登録出願は、もとの特許出願又は実用新案登録出願の時にしたものとみなす。

なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第９部「特殊な意匠登録出願」第２章「出願の変更」を参照されたい。

71.13　パリ条約による優先権等の主張を伴う部分意匠の意匠登録出願

パリ条約による優先権等の主張の効果は、我が国への意匠登録出願に係る部分意匠と、それに対応するパリ条約による優先権等の主張の基礎となる第一国の出願に係る部分意匠とが同一の場合に認められる。

したがって、以下に該当する場合は、パリ条約による優先権等の主張の効果は認められない。

（１）第一国出願が物品全体の形態について意匠登録を受けようとする意匠として開示された出願であって、我が国への意匠登録出願がその全体意匠として開示されたものの一部について意匠登録を受けようとするものである場合

（２）第一国出願が部分意匠に係る出願であって、我が国の意匠登録出願における部分意匠として「意匠登録を受けようとする部分」が、第一国出願に無い内容が付加されたものである場合又は第一国出願の内容の一部が含まれないものである場合

（３）第一国出願が部分意匠に係る複数の出願であって、我が国への意匠登録出願がそれらを組み合わせた部分意匠の意匠登録出願である場合

（４）第一国出願が部分意匠に係る出願であって、我が国への意匠登録出願が一般に破線で表される「その他の部分」を実線に変更した全体意匠の意匠登録出願である場合

（５）第一国出願の出願において開示されていない範囲について、我が国への意匠登録出願の際に「意匠登録を受けようとする部分」として追加した意匠登録出願である場合

なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第１０部「パリ条約による優先権等の主張の手続」を参照されたい。

第２章　組物の意匠

72　関連条文

意匠法

第二条　この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。（第２項ないし第４項略）

第八条　同時に使用される二以上の物品であつて経済産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する物品に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

72.1　組物の意匠とは

願書の「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが意匠法第８条に規定する経済産業省令で定めるものであること、及び構成物品（注）が同時に使用されるものとして適当であることの両方の要件を満たしたものを組物といい、その組物の構成物品が組物全体として統一がある場合は、組物の意匠として意匠登録を受けることができる。

（注）

構成物品とは、第２部「意匠登録の要件」第４章「先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外」24.1.3.3「組物の意匠の意匠登録出願の場合」で記載したように、組物を構成する物品をいう。

72.1.1　組物の意匠と認められる要件

意匠登録出願が、組物の意匠として意匠登録を受けるためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

（１）願書の「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものであること　（→72.1.1.1）
（２）構成物品が適当であること　（→72.1.1.2）
（３）組物全体として統一があること　（→72.1.1.3）

72.1.1.1　願書の「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものであること

願書の「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものであること、すなわち、別表第二に掲げる組物に該当するものでなければならない。

願書の「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものでない場合は、組物とは認められず、意匠法第８条の規

定により拒絶の理由を通知する。

72.1.1.2 構成物品が適当であること

構成物品は、例えば組物の構成物品の例（第１３部　別添参照）において示した例のように、社会通念上同時に使用される二以上の物品でなければならない。適当な構成物品によって構成されていない場合は、組物とは認められず、意匠法第８条の規定により拒絶の理由を通知する。

72.1.1.3 組物全体として統一があること

願書の「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものであり、かつ定められた構成物品によって構成された組物と認められるものであっても、構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が組物全体として統一がなければならない。

このように組物と認められるものであっても構成物品が組物全体として統一がない場合は、組物の意匠とは認められず、意匠法第８条の規定により拒絶の理由を通知する。

72.1.1.3.1 組物全体として統一があると認められるものの類型

構成物品が、以下のいずれかに該当する場合は、組物全体として統一があるものと認められる。

（１）構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が、同じような造形処理で表されていることによって、組物全体として統一があると認められる場合　（→72.1.1.3.1.1）

（２）構成物品が全体として一つのまとまった形状又は模様を表すことによって、組物全体として統一があると認められる場合　（→72.1.1.3.1.2）

（３）各構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合によって、物語性など観念的に関連がある印象を与えることにより組物全体として統一があると認められる場合　（→72.1.1.3.1.3）

72.1.1.3.1.1 構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が、同じような造形処理で表されていることによって、組物全体として統一があると認められる場合の例

（１）形状における統一があると認められる場合

①構成物品全体の形状が一定の秩序、基調によって構成されているもの

【事例１】「一組のテレビ受像器セット」

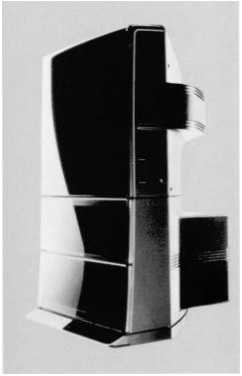

【事例２】「一組の薬味入れセット」

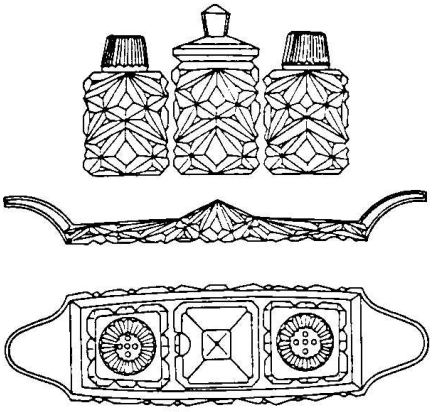

②構成物品のそれぞれに、同じような特徴を持った形状が表されているもの

【事例１】「一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット」

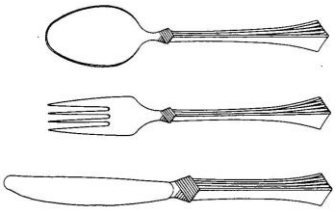

【事例２】「一組のオーディオ機器セット」

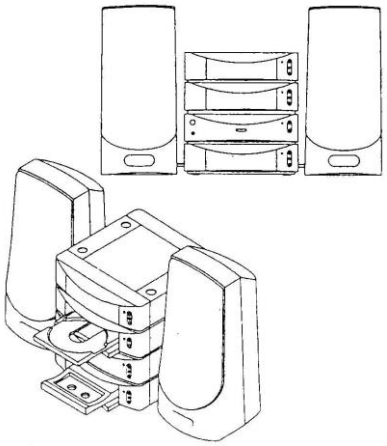

（２）模様による統一があると認められる場合

①同じモチーフによる模様が、構成物品のそれぞれに同じような構成をもって表されているもの

【事例】「一組の収納棚セット」

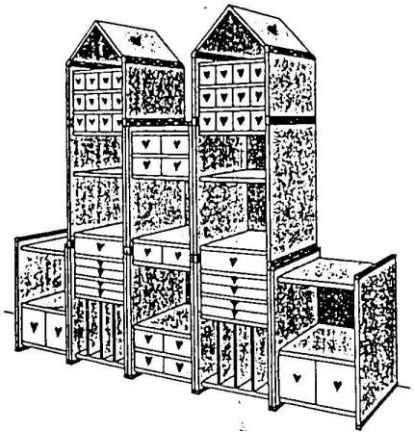

②同じ表現態様による模様が、構成物品のそれぞれに同じような構成をもって表されているもの

【事例】「一組のコーヒーセット」

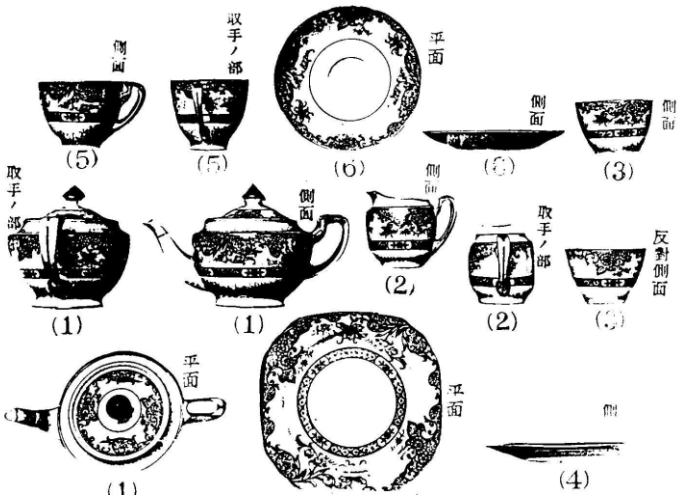

（３）色彩による統一があると認められる場合

色彩については、色彩それ自体の態様のみで組物全体としての統一が実現されているとは認められないが、統

一ある形状、統一ある模様と結びついた一定の色彩によって全体の統一を成り立たせることができる。

72.1.1.3.1.2 構成物品が全体として一つのまとまった形状又は模様を表すことによって、組物全体として統一があると認められる場合の例

（１）形状における統一があると認められる場合

構成物品が集合して一つのまとまりある形状を構成しているもの

【事例１】「一組のいすセット」

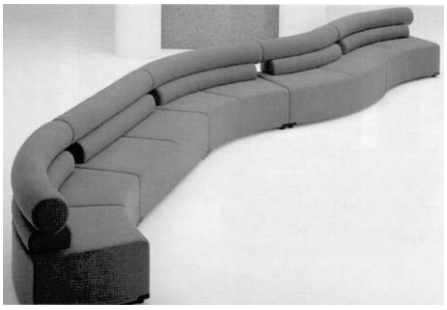

【事例２】「一組のテーブルセット」

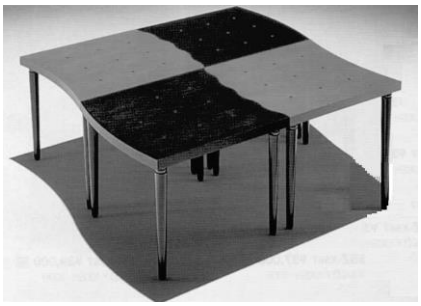

（２）模様による統一があると認められる場合

構成物品に表された模様が集合して一つのまとまった模様となっているもの

【事例１】「一組の台所セット」

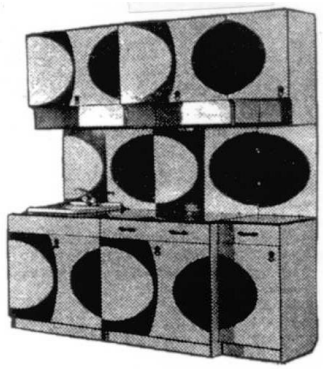

【事例２】「一組の薬味入れセット」

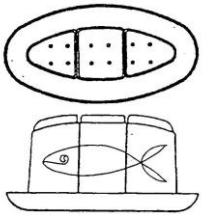

（３）色彩による統一があると認められる場合

色彩については、色彩それ自体の態様のみで組物全体としての統一が実現されているとは認められないが、統一ある形状、統一ある模様と結びついた一定の色彩によって全体の統一を成り立たせることができる。

72.1.1.3.1.3 各構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合によって、物語性など観念的に関連がある印象を与えることにより組物全体として統一があると認められる場合の例

【事例】「一組の喫煙用具セット」

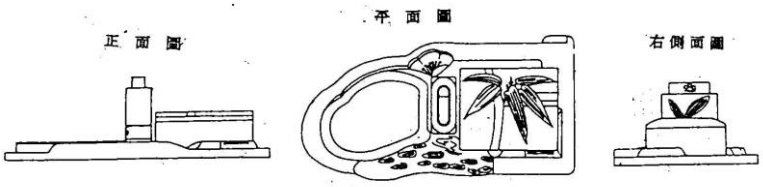

72.1.2　組物の意匠に係る部分意匠

意匠法第８条に規定する組物の意匠は、物品の部分を含まないことが意匠法第２条に規定されている。

したがって、部分意匠を含む組物の意匠の意匠登録出願は、組物の意匠とは認められず、意匠法第８条の規定により拒絶の理由を通知する。

ただし、床面や卓上などに置いて使用するものであって通常は底面を見られることがなく、かつ、底面図がなくても願書及び図面等の記載を総合的に判断すれば、具体的な意匠の創作の内容を導き出すことができる場合は、底面図がなくても適切な構成物品の開示として扱う。

（注）　床面や卓上などに置いて使用するものとは、使用時に持ち上げることのないものをいう。例えばティーポットのように、持ち上げて使用するものは除く。（参考：平成 12 年（行ケ）58 号「ティーポット」事件）

底面図がなくても構成物品として適当な開示と認められるものの例
【事例】一組のスピーカーボックスセット

72.1.3　組物の意匠に関する意匠登録の要件等の判断

意匠法第８条に規定する要件を満たした組物の意匠の意匠登録出願は、組物全体として、意匠法第３条第１項柱書（意匠法第２条も含む。）、新規性（意匠法第３条第１項）、創作非容易性（意匠法第３条第２項）、先願の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外（意匠法第３条の２）、意匠登録を受けることができない意匠（意匠法第５条）、先願（意匠法第９条）及び関連意匠（意匠法第１０条）等の各規定に該当するか否かを判断する。

なお、上記の各条文の規定の適用についての判断基準は、全体意匠の判断基準が適用されるため、該当する各条文を参照されたい。

72.1.4　組物の意匠の意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外

組物の意匠の意匠登録出願についても、意匠法第４条第１項又は第２項の規定の適用を受けることができる。

なお、意匠法第４条第１項又は第２項の規定を適用するための要件等その他の判断基準については、全体意匠の判断基準が適用されるため、第３部「新規性の喪失の例外」を参照されたい。

72.1.5　組物の意匠の意匠登録出願に関する要旨の変更

72.1.5.1　組物の意匠の意匠の要旨

組物の意匠の意匠の要旨とは、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、願書の記載及び願書に添付した図面等から直接的に導き出される具体的な組物の意匠の内容をいう。

72.1.5.2 要旨を変更するものとなる補正の類型

願書の記載又は願書に添付した図面等にした補正が、以下のいずれかに該当する場合は、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものである。

なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第８部「願書・図面等の記載の補正」第２章「補正の却下」を参照されたい。

（１）その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものと認められる場合

（２）出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものと認められる場合

72.1.5.3 願書の記載についてした補正の具体的な取扱い

（１）別表第二に掲げる組物の一に訂正する補正

出願当初の願書の「意匠に係る物品」の欄に別表第二に掲げる組物の一が記載されておらず、願書に添付された図面等に、定められた構成物品のすべての物品に係る意匠が記載されているときに、願書の「意匠に係る物品」の欄に別表第二に掲げる組物の一に訂正する補正は、要旨を変更するものである。

ただし、出願当初の願書の「意匠に係る物品」の欄の記載が、例えば「一組（一揃え）の○○セット（ユニット）」、「一組（一揃え）の○○」、「○○セット（ユニット）」などのような記載であって、意匠法第８条の規定により意匠登録を受けることができないものではあるが、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、別表第二に掲げる組物の一を当然に導き出すことができるときに、「意匠に係る物品」の欄の記載を当該導き出すことができた組物の一に訂正する補正は、要旨を変更するものではない。

（２）別表第一に掲げる物品の区分に訂正する補正

願書の「意匠に係る物品」の欄に別表第二に掲げる組物の一が記載されているが、願書に添付した図面等に、定められた構成物品に係る一の意匠しか記載されていないときあるいは不適切なその他の物品に係る一の意匠しか記載されていないときに、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載を、当該一の意匠に係る物品が属する別表第一の下段に掲げられた物品の区分又はそれと同程

度の区分による物品の区分に訂正する補正は、要旨を変更するものではない。

72.1.5.4 願書に添付した図面等についてした補正の具体的な取扱い

（１）組物の構成物品として不適当であると認められるものを削除する補正

出願当初の願書の「意匠に係る物品」の欄に別表第二に掲げる組物の一が記載されているが、願書に添付した図面等に、定められた構成物品のすべての物品に係る意匠と、不適切なその他の物品に係る意匠が記載されているときに、この意匠登録出願を一の組物の意匠の意匠登録出願と一以上の意匠登録出願に分割する際に、もとの意匠登録出願について、不適切なその他の物品に係る意匠を願書に添付した図面等から削除する補正は、要旨を変更するものではない。

（２）構成物品として適当であると認められる物品を補充あるいは削除する補正

構成物品として適当であると認められる物品を補充あるいは削除する補正は、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、当然に導き出すことができる同一の範囲を超えるものであり、要旨を変更するものである。

（３）組み合わされた状態の図面のみの意匠登録出願について、各構成物品ごとの図面を補充する補正

出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、当然に導き出すことができない構成物品ごとの形態を表した図面を願書に添付した図面等に補充する補正は、要旨を変更するものである。

出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、構成物品の形態を当然に導き出すことができるときに、構成物品ごとの形態を表した図面を願書に添付した図面等に補充する補正は、要旨を変更するものではない。

72.1.6 組物の意匠の意匠登録出願に関する分割

72.1.6.1 組物の意匠と認められる意匠登録出願の分割

複数の物品により構成される意匠が、意匠法第８条に規定する要件を満たしている場合、その意匠は全体として一意匠と認められるものであることから、構成物品ごとに一又は二以上の新たな意匠登録出願

とした場合は、意匠法第１０条の２の規定に基づく適法な分割とは認めず、新たな意匠登録出願は、分割のあった時にしたものとして取り扱う。

72.1.6.2 組物の意匠と認められない意匠登録出願の分割

組物の意匠の意匠登録出願として出願された意匠が、意匠法第８条に規定する要件を満たさない場合、その意匠は全体として一意匠と認められないものであることから、意匠法第１０条の２の規定に基づく分割を認め、新たな意匠登録出願は、もとの意匠登録出願の時にしたものとみなす。

なお、その他の判断基準については、全体意匠の判断基準が適用されるため、第９部「特殊な意匠登録出願」第１章「意匠登録出願の分割」を参照されたい。

72.1.7 パリ条約による優先権等の主張を伴う組物の意匠の意匠登録出願

組物の意匠の意匠登録出願については、第一国においてその構成物品が我が国の組物と同様に一出願として出願されている場合にのみ、パリ条約による優先権等の主張の効果を認める。

なお、その他の判断基準については、全体意匠の判断基準が適用されるため、第１０部「パリ条約による優先権等の主張の手続」を参照されたい。

第３章　関連意匠

73　関連条文

意匠法

第十条　意匠登録出願人は、自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうちから選択した一の意匠（以下「本意匠」という。）に類似する意匠（以下「関連意匠」という。）については、当該関連意匠の意匠登録出願の日（第十五条において準用する特許法第四十三条第一項又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う意匠登録出願にあつては、最初の出願若しくは千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約第四条Ｃ(4) の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条Ａ(2) の規定により最初の出願と認められた出願の日。以下この項において同じ。）がその本意匠の意匠登録出願の日以後であつて、第二十条第三項の規定によりその本意匠の意匠登録出願が掲載された意匠公報（同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。）の発行の日前である場合に限り、第九条第一項又は第二項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができる。

２　本意匠の意匠権について専用実施権が設定されているときは、その本意匠に係る関連意匠については、前項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

３　第一項の規定により意匠登録を受ける関連意匠にのみ類似する意匠については、意匠登録を受けることができない。

４　本意匠に係る二以上の関連意匠の意匠登録出願があつたときは、これらの関連意匠については、第九条第一項又は第二項の規定は、適用しない。

第二十一条　意匠権（関連意匠の意匠権を除く。）の存続期間は、設定の登録の日から二十年をもつて終了する。

２　関連意匠の意匠権の存続期間は、その本意匠の意匠権の設定の登録の日から二十年をもつて終了する。

第二十二条　本意匠及びその関連意匠の意匠権は、分離して移転することができない。

２　本意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅したとき、無効にすべき旨の審決が確定したとき、又は放棄されたときは、当該本意匠に係る関連意匠の意匠権は、分離して移転することができない。

第二十七条　意匠権者は、その意匠権について専用実施権を設定することができる。ただし、本意匠又は関連意匠の意匠権についての専用実施権は、本意匠及びすべての関連意匠の意匠権について、同一の者に対して同時に設定する場合に限り、設定することができる。

２　専用実施権者は、設定行為で定めた範囲内において、業としてその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。

３　本意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅したとき、無効にすべき旨の審決が確定

したとき、又は放棄されたときは、当該本意匠に係る関連意匠の意匠権についての専用実施権は、すべての関連意匠の意匠権について同一の者に対して同時に設定する場合に限り、設定することができる。

４　特許法第七十七条第三項から第五項まで（移転等）、第九十七条第二項（放棄）並びに第九十八条第一項第二号及び第二項（登録の効果）の規定は、専用実施権に準用する。

73.1　関連意匠とは

意匠法第９条では、重複した権利を排除する趣旨から一の創作について二以上の権利を認めるべきではないとしているが、デザインの開発においては、ひとつのデザインコンセプトから多くのバリエーションの意匠が創作されるという創作実態がある。

これらバリエーションの意匠については、本意匠に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。）の発行の日前までに同一出願人から出願された場合に限り、同等の価値を有するものとして、例外的に関連意匠としてこれを保護し、各々の意匠について権利行使することが可能となっている。

73.1.1　関連意匠として意匠登録を受けることができる意匠

意匠登録出願に係る意匠が、意匠法第１０条第１項の規定により、関連意匠として意匠登録を受けることができるためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

（１）本意匠と同一の意匠登録出願人による意匠登録出願であること
（→73.1.1.1）

（２）本意匠に類似する意匠に係る意匠登録出願であること（→73.1.1.2）

（３）本意匠の意匠登録出願の日以後であって、本意匠に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。）の発行の日前に出願された意匠登録出願であること
（→73.1.1.3）

73.1.1.1　本意匠と同一の意匠登録出願人による意匠登録出願であること

意匠登録出願は、本意匠に類似する自己の意匠について関連意匠として意匠登録を受けることができるものであることから、関連意匠の意匠登録出願人は、本意匠の意匠登録出願人と同一でなければならない。なお、審査における判断は査定時であるが、設定登録時においても同一であることを要する。また、本意匠について意匠権の設定の登録がされている場合は、関連意匠の意匠登録出願人は、本意匠の意匠権者と同一の者でなければならない。

73.1.1.2　本意匠に類似する意匠に係る意匠登録出願であること

関連意匠として意匠登録を受けることができる意匠登録出願は、本意匠に類似するものでなければならない。したがって、当該意匠と本意匠とが同一である場合は、関連意匠として意匠登録を受けることができない。(全体意匠と全体意匠との類否判断については第６部「先願」61.1.4「全体意匠と全体意匠との類否判断」、部分意匠と部分意匠との類否判断については第７部「個別の意匠登録出願」第１部「部分意匠」71.9.1「部分意匠と部分意匠との類否判断」、全体意匠と部分意匠との類否判断については同 71.9.2「全体意匠と部分意匠との類否判断」を参照。)

73.1.1.3　本意匠の意匠登録出願の日以後であって、本意匠に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。）の発行の日前に出願された意匠登録出願であること

関連意匠の意匠登録出願の出願日が、本意匠の意匠登録出願の出願日以後であって、本意匠に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。※）の発行の日前である場合は、意匠法第９条第１項及び第２項の規定にかかわらず、関連意匠について意匠登録を受けることができる。この意匠公報には、秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報のうち、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容の掲載されていない意匠公報（秘密意匠に係る１回目の意匠公報）が含まれるため、本意匠が秘密にすることを請求した意匠であっても、通常の意匠と同じく１回目の意匠公報の発行の日前までの関連意匠の意匠登録出願であることが要件となる。

※ この意匠公報には、国際意匠登録出願の場合における国際公表の国際意匠公報は含まれないが、当該国際公表された国際意匠公報に掲載された意匠は、意匠法第３条第１項第２号に規定する意匠（日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた意匠）に該当することに注意を要する。

73.1.1.3.1　意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての新出願の意匠法第１０条第１項の規定の判断の基準日

意匠法第１０条の２第１項の規定による意匠登録出願の分割、意匠法第１３条第１項又は第２項の規定による特許出願又は実用新案登録出願から意匠登録出願への変更あるいは意匠法第１７条の３の規定による補正の却下の決定があった補正後の意匠

についての新たな意匠登録出願において、手続が適法に行われた場合、これらの意匠登録出願はもとの出願の時あるいは手続補正書を提出した時にしたものとみなされる。

ただし、意匠法第１０条第１項の規定は、意匠登録出願の日単位で判断することから、分割による新たな意匠登録出願、変更による新たな意匠登録出願及び補正の却下の決定があった補正後の意匠についての新たな意匠登録出願について、関連意匠の出願日が本意匠の出願日以後であって、本意匠に係る意匠公報の発行の日前に出願された意匠登録出願であると認められるか否かは、遡及が認められたもとの出願の出願日あるいは手続補正書の提出日を判断の基準日とする。

73.1.1.3.2　パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願の意匠法第１０条第１項の規定の判断の基準日

パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願について、関連意匠の出願日が本意匠の出願日以後であって、本意匠に係る意匠公報の発行の日前に出願された意匠登録出願であると認められるか否かは、我が国への出願日ではなく第一国の出願日によって判断する。

したがって、優先権等を主張する出願であって、意匠法第１０条第１項の規定により関連意匠の意匠登録を受けようとする出願については、その主張が適正であるとき、第一国の出願日を判断の基準日とし、関連意匠の出願日が本意匠の出願日以後であって、本意匠に係る意匠公報の発行の日前に出願された意匠登録出願であるか否かの判断を行う。

73.1.1.3.3　国際意匠登録出願の意匠法第１０条第１項の規定の判断の基準日

国際意匠登録出願について、関連意匠の出願日が本意匠の出願日以後であって、本意匠に係る意匠公報の発行の日前に出願された意匠登録出願であると認められるか否かは、意匠法第６０条の６第１項の規定により意匠登録出願がされたとみなされる国際登録の日を判断の基準日とする（ただし、パリ条約による優先権等の主張が適正になされている場合を除く。）。

73.1.2　本意匠の意匠権について専用実施権が設定されている場合の取扱い

専用実施権が設定されている意匠権に係る意匠を本意匠とする関連意匠については、意匠法第１０条第２項の規定により、意匠登録を受けることができない。

本意匠及びその関連意匠の意匠権についての専用実施権は、意匠法第２７条第１項の規定により、全ての意匠について同一の者に対して同時に設定しなければならない。

73.1.3　関連意匠にのみ類似する意匠の取扱い

意匠登録を受ける自己の関連意匠にのみ類似する意匠については、意匠法第１０条第３項の規定により、意匠登録を受けることができない。

関連意匠にのみ類似する意匠とは、意匠登録を受ける自己の関連意匠に類似する意匠であって、その関連意匠に係る本意匠に類似しないものをいう。

73.1.4　本意匠に係る二以上の関連意匠同士が類似する場合の取扱い

関連意匠の意匠権同士は、本意匠と共に存続期間や移転及び専用実施権の設定について制限を受け、重複部分に関する調整を受けるものであることから、意匠法第１０条第４項の規定により、一の本意匠に係る関連意匠同士が類似することをもって、意匠法第９条第１項及び第２項の規定は適用しない。

本意匠が消滅した場合に存続する関連意匠同士についても同様とする。

本意匠が意匠権の放棄、登録料の不納付、無効審決の確定で消滅した場合及び本意匠の意匠登録出願の日が意匠法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十五号。以下「改正法」という。）の施行の日前で改正法附則第二条第一項の規定によりその例によるものとされた改正前の意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号。以下「旧意匠法」という。）第二十一条第一項の規定により存続期間が終了した場合に、関連意匠の意匠権は存続するが、このときに存続することとなる類似する関連意匠同士についても、それぞれの意匠が同等の創作的価値を有していること、及び権利関係の安定性の確保を考慮して、本意匠を中心として設けられた制限関係を有したまま存続することとし、関連意匠同士が類似することをもって意匠法第９条第１項及び第２項の規定には該当しないものとする。

〔経過措置〕

意匠法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十五号）

附則

（意匠法の改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の意匠法（以下「新意匠法」という。）第二条第二項、第三条の二、第十条、第十四条、第十七条、第二十一条、第四十二条及び第四十八条の規定は、この法律の施行後にする意匠登録出願について適用し、この法律の施行前にした意匠登録出願については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十四条　附則第二条から第十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

意匠法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（平成十八年十月二十七日政令第三百四十一号）

（関連意匠の意匠権に関する経過措置）

第一条　意匠法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第一条の規定による改正後の意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号。以下「新意匠法」という。）第十条第一項に規定する関連意匠に係る本意匠（同項に規定する本意匠をいう。以下同じ。）の意匠登録出願の日が改正法の施行の日前である場合には、当該関連意匠の意匠権の移転に対する意匠法第二十二条第二項の規定の適用については、同項中「又は放棄されたとき」とあるのは、「放棄されたとき、又は意匠法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十五号）附則第二条第一項の規定によりその例によるものとされた改正前の第二十一条第一項の規定により存続期間が終了したとき」とする。

第二条　新意匠法第十条第一項に規定する関連意匠に係る本意匠の意匠登録出願の日が改正法の施行の日前である場合には、当該関連意匠の意匠権についての専用実施権に対する意匠法第二十七条第三項の規定の適用については、同項中「又は放棄されたとき」とあるのは、「放棄されたとき、又は意匠法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十五号）附則第二条第一項の規定によりその例によるものとされた改正前の第二十一条第一項の規定により存続期間が終了したとき」とする。

○改正法施行前の意匠登録出願に係る意匠を本意匠とする、改正法施行後の関連意匠の意匠登録出願に対する改正法の適用

改正法施行前の意匠登録出願に係る意匠を本意匠とする、改正法施行後に出願された関連意匠の意匠登録出願に対しては、改正法附則第 2 条の規定に基づき改正法第 10 条第 1 項が適用され、関連意匠の意匠登録を受けることができる。この場合における関連意匠の権利の存続期間は、同法第 21 条第 2 項の規定に基づき、本意匠の登録の日から２０年となる。ただし、当該本意匠の意匠権の存続期間は、旧意匠法第 21 条第 1 項の規定に基づき、本意匠の登録の日から 15 年となり、本意匠が意匠権の放棄、登録料の不納付、無効審決の確定を理由とするのではなく、存続期間の終了を理由として消滅するものとなる。この場合についても、意匠法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令第 1 条又は第 2 条の規定に基づき、意匠権の移転、専用実施権の設定は制限される。

○意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての新出願に係る出願に対する改正法の適用

意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての新出願に係る出願に対しては、意匠法第 10 条の 2 第 2 項（同法第 13 条第 5 項で準用する場合を含む。）又は同法第 17 条の 3 第 1 項の規定に基づき、遡及が認められたもとの出願の出願日あるいは手続補正書の提出日が改正法施行後である場合に、改正法が適用される。

○パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願に対する改正法の適用

パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願に対しては、パリ条約第 4 条Ｂの規定に基づき、日本国への出願日が改正法施行後である場合に、改正法が適用される。

第４章　画像を含む意匠

74　関連条文

意匠法

第二条　この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

２　前項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。

（第３項及び第４項略）

意匠法施行規則

様式第２［備考］

39　（第１部「願書・図面」第１章「意匠登録出願」11「関連条文」参照）

40　意匠法第２条第２項の規定により物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像を含む意匠について意匠登録出願をするときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその画像に係る当該物品の機能及び操作の説明を記載する。

様式第６［備考］

８　（第２部「意匠登録の要件」第１章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）

９　（第２部「意匠登録の要件」第１章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）

10　（第２部「意匠登録の要件」第１章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）

11　物品の部分について意匠登録を受けようとする場合であつて、８から１０まで及び１４に規定される画像図（意匠法第２条第２項に規定する物品と一体として用いられる物品に表示される画像を表す図をいう。以下同じ。）において、意匠登録を受けようとする部分とその他の部分のいずれをも含むときは、意匠登録を受けようとする部分を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定する。図面の記載のみでは意匠登録を受けようとする部分を特定することができない場合は、当該部分を特定する方法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

14　（第２部「意匠登録の要件」第１章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）

22　各図の上部には、その種類に応じ「【正面図】」、「【背面図】」、「【左側面図】」、「【右側面図】」、「【平面図】」、「【底面図】」、「【表面図】」、「【裏面図】」、「【展開図】」、「【○○断面図】」、「【○○切断部端面図】」、「【○○拡大図】」、「【斜視図】」、「【正面、平面及び右側面を表す図】」、「【画像図】」等の表示をする。これらの図が参考図である場合は、その旨も表示する。これらの場合において、複数の図の表示が同一とならないようにする。

様式第７［備考］

４　その他は、様式第６の備考２、３、６、８から１２まで、１４及び１８から２４までと同様とする。

74.1 意匠を構成する画像

意匠登録出願の意匠に含まれる画像が、意匠法の保護対象となる意匠を構成するためには、以下の（１）又は（２）のいずれかに該当しなければならない。

（１）　物品の表示部に表示される画像が、意匠法第２条第１項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められるものであること

（２）　意匠に含まれる画像が、意匠法第２条第２項において規定する画像を構成するものであること

また、上記（１）又は（２）の条件に該当するためには、物品の表示部に表示される画像が、その物品に記録された画像であることを要する。

（具体的な要件については、74.4.1.1.1「画像が意匠を構成するものであること」参照）

74.1.1　電子計算機の画像

電子計算機が本来的に有する機能は情報処理機能のみであるため、意匠に係る物品を「電子計算機」とする意匠の場合、任意のソフトウェア等により表示される画像は、意匠法第２条第１項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合、及び、意匠法第２条第２項において規定する画像（物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合）のいずれにも該当しない。

一方、電子計算機は、ソフトウェアと一体化することにより、具体的な機能を有する新たな物品（付加機能を有する電子計算機）を構成することができる。この場合、当該物品に記録された画像は、意匠法第２条第１項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合、又は、意匠法第２条第２項に規定する画像に該当し得るものとして取り扱う。

（具体的な取扱いについては、74.4.1.1.1.3「電子計算機に関する画像」参照）

74.2　画像を含む意匠の意匠登録出願における願書・図面

74.2.1　画像を含む意匠の意匠登録出願における願書の記載事項

（１）「意匠に係る物品」の欄の記載

画像を含む意匠について意匠登録出願する場合には、その創作のベースとなる物品が意匠法の対象とする物品と認められなければならない。（「○○用画像」や「○○用インターフェイス」は意匠に係る物品に該当しない。）

願書の「意匠に係る物品」の欄には、意匠法第７条の規定により別表第一の下欄に掲げる物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分が記載されていなければならない。

例えば、ビデオディスクプレイヤーの意匠の創作において、意匠登録を受けようとする部分である画像が当該物品と同時に使用されるテレビ受像機に表示される

ものであっても、権利の客体となる意匠に係る物品は当該画像を含むビデオディスクプレイヤーであることから、願書の「意匠に係る物品」の欄には、「ビデオディスクプレイヤー」と記載されていなければならない（本章 74.7.1.1「物品の区分によらない願書の『意匠に係る物品』の欄の記載の例」参照）。

① 付加機能を有する電子計算機の場合の「意匠に係る物品」の欄の記載

付加機能を有する電子計算機の画像を含む意匠について意匠登録出願する場合には、願書の「意匠に係る物品」の欄に、「〇〇機能付き電子計算機」と記載されていなければならない。この場合の「〇〇機能」は、その画像に係る機能であって、電子計算機への付加により実現される物品の機能であり、経済産業省令で定める物品の区分又はそれと同程度の区分により表される物品の機能と同等の一の機能とする。

② 付加機能を有する電子計算機の場合の「意匠に係る物品」の欄の記載として適切なものの例

(a) 付加機能により「経路誘導機」と同等の機能を有するものである場合、「経路誘導機能付き電子計算機」

(b) 付加機能により「電話機」と同等の機能を有するものである場合、「通話機能付き電子計算機」

(c) 付加機能により「デジタルカメラ」と同等の機能を有するものである場合、「カメラ機能付き電子計算機」

(d) 付加機能により「歩数計」と同等の機能を有するものである場合、「歩数計機能付き電子計算機」

(e) 付加機能により「マルチメディアプレーヤー」と同等の機能を有するものである場合、「マルチメディア再生機能付き電子計算機」

(f) 付加機能により「工作機械用数値制御器」と同等の機能を有するものである場合、「工作機械用数値制御機能付き電子計算機」

(g) 物品の区分と同程度の付加機能（上記(a)～(f)参照）を同時に複数有する電子計算機において、それらの中から実行に移すものを選択、決定するためのメニュー画像について意匠登録出願する場合、「ホームメニュー機能付き電子計算機」

（２）「意匠の説明」の欄の記載

変化する画像について、図面の記載のみでは変化の順序又は変化の態様が明らかでないときは、これらについての説明を記載する。

画像を含む意匠を部分意匠として意匠登録出願する場合は、意匠法施行規則様式第６備考１１の規定に基づき、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「意匠の説明」の欄に記載しなければならない。

（３）「意匠に係る物品の説明」の欄の記載

① 意匠法施行規則様式第２備考３９の規定は、画像を含む意匠の意匠登録出願にも適用される。

したがって、画像を含む意匠の意匠に係る物品が、経済産業省令で定める物品の区分のいずれにも属さない場合には、その物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明が、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄に記載されていなければならない。

② 画像が意匠法第２条第１項の規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められるものである場合、図面の記載のみでは当該画像が物品のどのような機能を果たすために必要な表示を行う画像であるか又は画像の用途、機能が明らかでないときは、これらについての説明を記載する。

意匠法第２条第２項に規定する画像の場合、当該画像が、その物品のどのような機能を発揮できる状態にするために行われる操作に係るものか、また、操作方法について説明を記載する。（意匠法施行規則様式第２備考４０）

③ 意匠法第２条第２項に規定する、その物品と一体として用いられる物品に表示される画像について意匠登録出願をする場合は、「意匠に係る物品の説明」の欄に、「画像図に表す画像は、当該物品と一体として用いられる表示機器に表示されるものである。」のように、一体として用いられる物品が表示機器である旨の説明を記載する。（「表示機器」は、出願の意匠に応じて、より具体的な物品名（例、テレビモニター、データ表示機、プロジェクタースクリーン、など）を記載して構わない。）

（４）画像を含む意匠の意匠登録出願における図面等の記載

①図面

画像を含む意匠の意匠に係る物品の形態について、全体意匠の場合は物品全体の形態、部分意匠の場合は少なくとも「意匠登録を受けようとする部分」の形態、「意匠登録を受けようとする部分」の物品全体における位置、大きさ、範囲及び「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界が明らかなものでなければならない。

また、画像は織物地のような平面的なものとは認められず、画像を【表面図】及び【裏面図】をもって一組の図面とすることはできない。

②他の表示機器に表示される画像の図

意匠法第２条第２項に規定する画像について、その物品と一体として用いられる表示機器に表示される画像を表す図は、【画像図】として記載する。

【画像図】の輪郭は、当該物品と一体として用いられる表示機器の表示部の外周縁とする。また、【画像図】として画像を表すことができるのは、意匠法第２条第２項に規定する画像であって、意匠に係る物品が画像を他の表示機器に表示して当該物品の操作を行うものである場合に限られる。

③図の省略

以下の（ｉ）から（ⅳ）のいずれかに該当する場合には、図の省略が認められる。

（ｉ）意匠法施行規則様式第６備考８に規定される、同一又は対称である図の省略

（ⅱ）意匠法施行規則様式第６備考９の規定により認められた図の省略

（ⅲ）意匠法第２条第２項に規定する物品と一体として用いられる物品に表示される画像についてのみ意匠登録を受けようとする部分意匠の出願の場合における、画像図以外の意匠に係る物品を表す一部又は全ての図の省略

意匠に係る物品と一体として用いられる物品（表示機器）に表示される画像を含む意匠を部分意匠として意匠登録出願する場合、意匠に係る物品全体の形態についての一組の図面を省略することができる。すなわち、【画像図】のみによる意匠登録出願が認められる。

（ⅳ）意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲が特定できる場合であって、意匠登録を受けようとする部分以外の部分のみが現れる図の省略

④参考図

【意匠に係る物品の説明】の欄等、願書の記載だけでは意匠を十分に表現することができないときは、画像中の各部の用途及び機能や操作方法を説明する参考図を添付する。

その他、全体意匠に関しては第２部「意匠登録の要件」第１章「工業上利用することができる意匠」21.1.2「意匠が具体的なものであること」、部分意匠に関しては第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」71.2.2「部分意匠の意匠登録出願における図面等の記載」を参照されたい。

74.3　画像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定

画像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定は、以下の点に関して、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して行う。

したがって、願書又は願書に添付した図面等に該当しない書類、例えば、特徴記載書、優先権証明書、意匠法第４条第２項の規定の適用を受けるための証明書等は、画像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定の際に、その基礎となる資料とはしない。（全体意匠については第１部「願書・図面」第２章「意匠登録出願に係る意匠の認定」参照、部分意匠については、第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」71.3「部分意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定」参照）

（１）意匠に係る物品

当該画像を含む意匠の意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等に基づき、当該意匠に係る物品が有する用途及び機能を認定する。

（２）「画像」の用途及び機能

「画像」の用途及び機能は、前記認定した画像を含む意匠の意匠に係る物品が有する用途及び機能に基づいて認定する。

（３）「画像を含む意匠」の形態

「画像を含む意匠」の形態は、一組の図面及び断面図、斜視図、画像図等その他必要な図に基づいて認定する。

74.4　画像を含む意匠の登録要件

画像を含む意匠として意匠登録出願されたものが意匠登録を受けるためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

（１）工業上利用することができる意匠であること
（２）新規性を有すること
（３）創作非容易性を有すること
（４）先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠ではないこと

74.4.1　工業上利用することができる意匠

画像を含む意匠として意匠登録出願されたものが、意匠法第３条第１項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当するためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

（１）意匠を構成するものであること
（２）意匠が具体的なものであること
（３）工業上利用することができるものであること

74.4.1.1　意匠を構成するものであること

意匠を構成するための要件については、第２部「意匠登録の要件」第１章「工業上利用することができる意匠」、第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」を参照されたい。

74.4.1.1.1　画像が意匠を構成するものであること

意匠登録出願の意匠に含まれる画像が、意匠を構成するためには、以下の（１）又は（２）のいずれかに該当しなければならない。

（１）物品の表示部に表示される画像が、意匠法第２条第１項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められるものであること
（２）意匠に含まれる画像が、意匠法第２条第２項において規定する画像を構成するものであること

74.4.1.1.1.1　物品の表示部に表示される画像が、意匠法第２条第１項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められるものであること

物品の表示部に表示される画像が、意匠法第２条第１項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められるためには、以下の全ての要件を満たしていなければならない。

（１）画像を含む意匠の意匠に係る物品が、意匠法の対象とする物品と認められるものであること（第２部「意匠登録の要件」第１章「工業

上利用することができる意匠」21.1.1.1「物品と認められるものであること」参照）

（２）　物品の表示部に表示される画像が、その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であること

（３）　物品の表示部に表示される画像が、その物品に記録された画像であること

74.4.1.1.1.1.1　物品の表示部に表示される画像が、その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であること

物品の表示部に表示される画像が、意匠法第２条第１項に規定する意匠を構成するためには、当該画像が、その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像でなければならない。

物品の「機能」とは、当該物品（別表第一による物品の区分、又はそれと同程度の区分による物品の区分を指す）から一般的に想定できる機能を意味する。例えば「置時計」であれば、時刻を表示する機能が物品の「機能」である（【事例１】）。複数の機能を物品自体が備え持つ物品は、それぞれの機能が物品の「機能」であるといえ、例えばストップウォッチ機能付きの「腕時計本体」であれば、時刻表示機能、時間計測表示機能が物品の「機能」といえる（【事例２】）。

なお、意匠登録を受けようとする意匠の意匠に係る物品が一般的に想定できない機能を有している場合は、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄の記載でどのような機能を有しているかを示すことで、その機能を果たすために必要な表示を行う画像についても保護を受けることができる（【事例３】）。

物品の機能については、例えばデジタルカメラの撮影機能のほかに、撮影時に水平状態を確認するための水準器表示等、機能と密接に関連した付随機能が存在するが、このような付随機能を果たすために必要な表示を行う画像についても、物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像とする（【事例４】）。

（注）複数の機能を有する物品の取扱い

当該画像が物品のどの機能を果たすために必要な画像であるのか、その物品からは直接導き出すことができないような複数の機能を有する物品については、その旨の説明を記載する必要がある。

【事例１】

【意匠に係る物品】置き時計

【正面図】

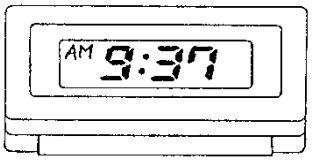

【右側面図】

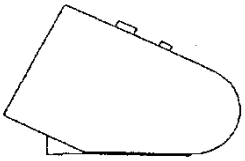

【事例２】

【意匠に係る物品】腕時計本体

【正面図】

【事例３】

【意匠に係る物品】携帯電話機

【正面図】

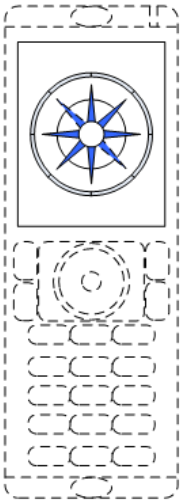

【意匠に係る物品の説明】

本物品は、方位計測機能を有する携帯電話機である。正面図中の表示部に表された図形は、計測した方位を表示するものであり、測定した方位に応じて磁針が回転する。

【事例４】

【意匠に係る物品】デジタルカメラ

【正面図】

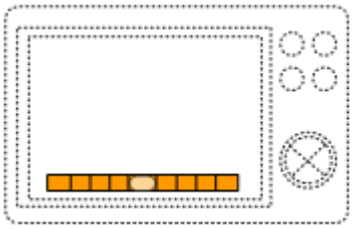

撮影支援情報表示（水準器表示）

【意匠に係る物品の説明】

本物品は、カメラの傾きを感知する水準器機能を有するデジタルカメラである。正面図中の表示部に表された図形は、撮影時に水平状態を確認するための水準器表示である。

74.4.1.1.1.1.2　物品の表示部に表示される画像が、その物品に記録された画像であること

意匠法第２条第１項において規定する意匠は、「物品（中略）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」であることから、物品の表示部に表示される画像は、その物品に記録された画像である必要がある（当該物品が有する機能に係るアップデートの画像を含む）。したがって、テレビ番組の画像、インターネットの画像、他の物品からの信号による画像を表示したものなど物品の外部からの信号による画像を表示したもの、物品に接続又は挿入された記録媒体に記録された画像を表示したものは、意匠を構成する画像とは認められない。

74.4.1.1.1.2　意匠に含まれる画像が、意匠法第２条第２項において規定する画像を構成するものであること

意匠に含まれる画像が、意匠法第２条第２項において規定する画像を構成するためには、以下のすべての要件を満たしていなければならない。

（１）　画像を含む意匠の意匠に係る物品が、意匠法の対象とする物品と認められるものであること（第２部「意匠登録の要件」第１章「工業上利用することができる意匠」21.1.1.1「物品と認められるものであること」参照）

（２）　物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像であること

（３）　当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示される画像であること

（４）　その物品に記録された画像であること

74.4.1.1.1.2.1　物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像であること

物品の「機能」とは、当該物品（別表第一による物品の区分、又はそれと同程度の区分による物品の区分を指す）から一般的に想定できる機能を意味する。例えば「電話機」であれば、通信回線を通じ、指定された接続先と音声通話を実現することが、物品の「機能」である。複数の機能を備え持つ物品は、それぞれの機能がその物品の「機能」であるといえ、例えば「カメラ付き携帯電話機」であれば、通話機能、画像撮影機能、撮影画像表示機能及び通話メール送受信機能等が物品の「機能」といえる。

なお、意匠登録を受けようとする意匠の意匠に係る物品が一般的に想定できない機能を有している場合は、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄の記載でどのような機能を有しているかを示すことで、その機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像についても保護を受けることができる。

機能を「発揮できる状態」とは、当該物品の機能を働かせることが可能となっている状態（例えば、切符販売機であれば切符の発券ができる状態、光ディスク記録再生機の「映像再生機能」であればコンテンツの視聴を開始できる状態、及び、現金自動預入支払機の「振込機能」であれば振込の処理が開始できる状態等）であり、実際に当該物品がその機能にしたがって働いている状態（例えば、携帯電話機については通話中やメールの送信中、磁気ディスクレコーダーについては再生中や録画中の状態等）を保護対象に含まないことを意味する。

「操作」とは、物品がその機能にしたがって働く状態にするための指示を与えることをいう。したがって、操作のための図形等が一つもなく、単に当該物品の作動状態を表示しているのみの画像は操作画像とは認められない。（ただし、当該画像が、当該物品の有する機能を果たすために必要な表示を行うものであって、当該物品に記録された画像の場合には、意匠法第２条第１項に該当する画像として保護対象となり得る（74.4.1.1.1.1「物品の表示部に表示される画像が、意匠法第２条第１項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められるものであること」参照）。）

なお、ここでいう「操作」については、操作の用に供されるものであることが画像全体について認定できれば足りるものであり、画像に含まれる操作用図形それぞれについてまで詳細に認定することを要さない。

複数の段階を経て物品の機能を発揮できる状態にする画像については、そのいずれの段階も機能を発揮できる状態にするためのものと認められ

るものであるから、当該画像が操作の用に供されるものであれば、保護対象となり得る。

また、複数の機能を備え持つ物品においては、そのうちの一の機能について機能を発揮した状態で用いられる操作画像であっても、それが新たな別の機能を発揮できる状態にするための操作のための図形等を含む画像である場合は、当該物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像と認められ、保護対象となり得る。

（注）複数の機能を有する物品の取扱い

当該画像が物品のどの機能を発揮できる状態にするための操作の用に供されるものなのか、直接導き出すことができないような複数の機能を有する物品については、その旨の説明を記載する必要がある。

74.4.1.1.1.2.2　当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示される画像であること

意匠法第２条第２項に規定する画像と認められるためには、意匠登録出願の意匠に係る物品（当該物品）の表示部に表示される画像か、当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像であることを要する。

当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像とは、当該物品の使用上の便宜の観点から、当該物品ではなく、当該物品の使用の際に同時に用いられる表示機器に表示される画像を指す。

例えば、テレビモニターに表示される磁気ディスクレコーダーの操作画像や、データ表示機に表示される付加機能を有する電子計算機の操作画像などが、当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像に該当する。一方、ネットワークコンピューティングにより他の電子計算機上で用いられる画像の場合、電子計算機は情報処理を本来的機能とする物品であり表示機器に表示される画像とはいえないため、このような画像は、当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像には該当しない。

当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像について意匠登録出願をする場合は、「意匠に係る物品の説明」の欄に、「画像図に表す画像は、本願の意匠に係る物品と一体として用いられる表示機器に表示されるものである。」のように、一体として用いられる物品が表示機器である旨の説明を記載する。（「表示機器」は、出願の意匠に応じて、より具体的な物品名（例、テレビモニター、データ表示機、プロジェクタースクリーン、など）を記載して構わない。）

【事例１】

当該物品に表示される画像

「携帯電話機」

（物品自体が有する表示部に表示される画像の例）

※表示部に表示された画像は通話機能等、意匠に係る物品の機能を発揮できる状態にするために行われる操作の用に供されることが前提となる。

【事例２】

当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像

意匠法第２条第２項では「これと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする」と規定され、当該物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像であって当該物品と一体として用いられる表示機器に表示される画像は保護対象となる。

「磁気ディスクレコーダー」

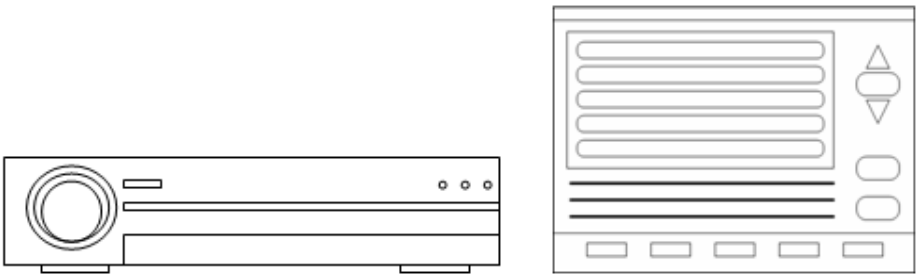

（当該物品と一体として用いられる物品（例、テレビモニター）に表示される画像の例）

※録画予約機能等、意匠に係る物品の機能を発揮できる状態にするために行われる操作の用に供される画像であることが前提となる。

部分意匠については、上記に加えて第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」の定義を参照されたい。

74.4.1.1.1.2.3　その物品に記録された画像であること

意匠法第２条第１項に規定する意匠は、「物品（中略）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」であることから、物品の表示部に表示される画像は、その物品に記録された画像である必要がある（当該物品が有する機能に係るアップデートの画像を含む）。したがって、テレビ番組の画像、インターネットの画像、他の物品からの信号による画像を表示したものなど、物品の外部からの信号による画像を表示したもの、物品に接続又は挿入された記録媒体に記録された画像を表示したものは、意匠を構成する画像とは認められない。

【物品に記録された画像と認められない事例】

（ウェブサイトの画像）

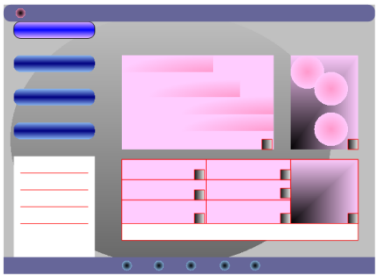

74.4.1.1.1.3　電子計算機に関する画像

74.4.1.1.1.3.1　電子計算機の画像

電子計算機が本来的に有する機能は情報処理機能のみであるため、意匠に係る物品を「電子計算機」とする意匠の場合、任意のソフトウェア等により表示される画像は、情報処理を既に実行している画像であって、物品（電子計算機）の情報処理機能を果たすために必要な表示ではないことから、意匠法第２条第１項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に該当しない。

また、ソフトウェアにより表示される画像は、物品（電子計算機）の情報処理機能を既に発揮している状態の画像に該当するため、意匠法第２条第２項に規定する画像にも該当しない。

ただし、電子計算機の情報処理機能に係る BIOS（入出力のための基本システム）の画像や、ハードウェアとしての電子計算機の機能調整に関する画像（例えば、画面一体型の電子計算機における画面照度調整の画像等）については、意匠法第２条第１項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合、又は、意匠法第２条第２項に規定する画像に該当する。

74.4.1.1.1.3.2　付加機能を有する電子計算機の画像

電子計算機は、それ単体では情報処理機能しか有さないものの、ソフトウェアと一体化することにより、具体的な機能を有する新たな物品を構成し得る。この電子計算機にソフトウェアをインストールすることにより、電子計算機が通常有する以外のハードウェアを要さずに成立する新たな物品を、付加機能を有する電子計算機と位置付ける。

付加機能を有する電子計算機については、情報処理機能のみならず、付加された具体的機能を有する物品であることから、当該付加機能を果たすために必要な表示を行う画像である場合には、意匠法第２条第１項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に該当する。

また、当該付加機能を発揮できる状態にするために行われる操作の用に供される画像である場合には、意匠法第２条第２項に規定する、物品の操作の用に供される画像に該当する。

【付加機能を有する電子計算機の意匠を構成すると判断する事例１】
「歩数計機能付き電子計算機」

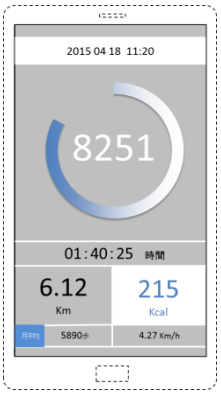

歩数計測データを表示する画像

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【付加機能を有する電子計算機の意匠を構成すると判断する事例２】
「はがき作成機能付き電子計算機」

【画像図】

アドレス帳からデータを入力し、宛名入力機能を発揮させるための画像

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【付加機能を有する電子計算機の意匠を構成すると判断する事例３】
「マシニングセンタ制御機能付き電子計算機」

【正面図】

（切削加工内容の設定を行うための画像）

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【付加機能を有する電子計算機の意匠を構成しないと判断する事例】

「マシニングセンタ」は、切削加工を用途及び機能とする物品であって、当該切削加工の実現のために電子計算機以外のハードウェアを必須の構成要素とする物品であることから、下図に示す意匠のような場合、意匠に係る物品を「マシニングセンタ機能付き電子計算機」や「マシニングセンタ制御機能付き電子計算機」として意匠登録を受けることはできない。このような意匠の場合、意匠に係る物品は「マシニングセンタ」となる。

【正面図】

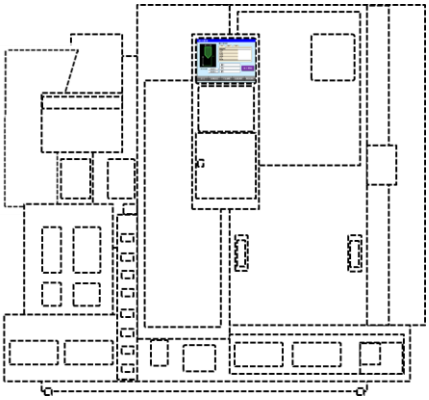

【意匠登録を受けようとする部分の部分拡大図】

（切削加工内容の設定を行うための画像）

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【意匠に係る物品】
×「マシニングセンタ機能付き電子計算機」
×「マシニングセンタ制御機能付き電子計算機」
○「マシニングセンタ」

74.4.1.1.2　意匠を構成する画像に該当しないもの

以下の画像は、意匠を構成する画像に該当せず、意匠法第３条第１項柱書の規定により意匠登録を受けることができない。

（１）装飾表現のみを目的とした画像

装飾表現のみを目的とした画像は物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像とは認められず、また、物品の機能を発揮するための操作の用に供される画像とは認められないため、意匠を構成しない。

【意匠を構成するものと認められない事例】

表示部の背景を装飾するための画像（いわゆる壁紙）

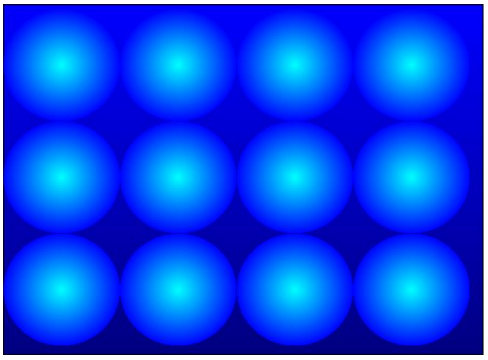

（２）映画等（いわゆるコンテンツ）を表した画像

テレビ番組の画像、インターネットの画像など物品の外部からの信号による画像を表示したもの及び物品に接続又は挿入された記録媒体に記録された画像を表示したものは、物品に記録された画像ではないため、意匠法第２条第１項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合とは認められない。また、意匠法第２条第２項に規定する物品の機能を発揮するための操作に用いる画像とも認められない。

意匠に含まれる画像中に、映画の一場面やゲームの画像等の物品から独立したコンテンツ（又はコンテンツと疑われるもの）が表示されている場合、当該コンテンツについては意匠に係る物品から独立したものであるから、当該コンテンツ部分については意匠を構成しないものとして取り扱うものとし、物品から独立したコンテンツを含む意匠については、第３条第１項柱書の拒絶理由を通知する。この場合にコンテンツを削除し、説明のための参考図等でコンテンツ表示部であることを示す補正は意匠の要旨を変更しないものとする。

【意匠に含まれる画像中にコンテンツが表示されている例】

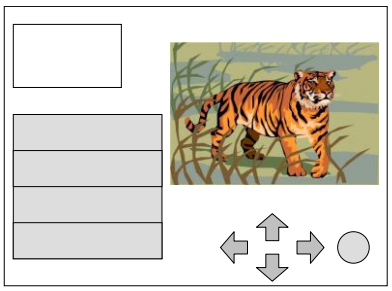

【意匠に係る物品】動画再生機
【意匠の説明】（略）画像図は、動画再生中に本物品のメニューボタンを押下したときに表示される録画機能を発揮できる状態にするための操作画像を示す。右上に再生中の画像を表示しつつ、録画の設定をすることができる。（以下略）

【画像図】　※その他の必要な図等は省略。

意匠に含まれる画像中に、物品から独立したコンテンツが表示されている意匠出願に対しては、審査官は第３条第１項柱書で拒絶理由を通知する。

（参考）コンテンツ表示部を有する、画像を含む意匠の記載例
【意匠に係る物品】動画再生機
【意匠の説明】（略）参考画像図中、斜線で示された部分は再生中の動画の表示部を示す。（以下略）

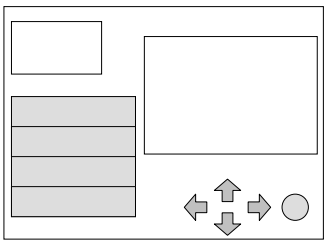

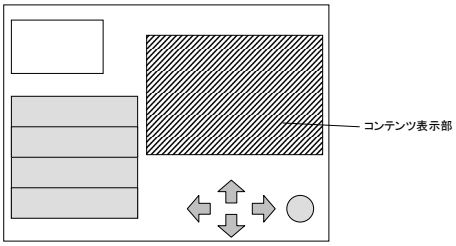

【画像図】　【参考画像図】　※その他の必要な図等は省略。

（３）汎用の表示器に表示された画像

汎用の表示器に、一体として用いられる他の物品からの信号による画像を表示したもの、物品に接続された記録媒体に記録された画像を表示したものなど、物品の外部からの信号による画像を表示したものは、表示器という物品に記録された画像ではないため、意匠法第２条第１項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合とは認められない。

意匠法第２条第２項では「これと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする」と規定され、当該物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像であって当該物品と一体として用いられる表示機器に表示される画像は保護対象となるが、その場合、意匠に係る物品

は表示器ではなく当該物品となる。したがって、汎用の表示器の表示部に表示された操作画像は、表示器の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像である場合を除き、意匠法第２条第２項に規定する物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像とは認められない。

（４）記録媒体に記録された画像

記録媒体は表示部を持たないため、記録媒体に記録された画像は、意匠法第２条第１項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合とは認められない。また、記録媒体という物品（例えば、コンパクトディスク等）は、その物品に画像に係る情報を記録することが可能であるものの、記録媒体自体は操作機構を持たないから、意匠に係る物品を記録媒体とした画像は、意匠法第２条第２項に規定する物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像とは認められない。

【意匠を構成するものと認められない事例】

記録媒体に記録された画像

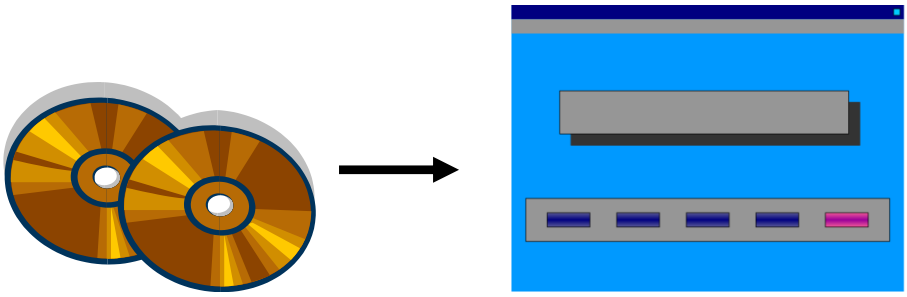

「コンパクトディスク」　　コンパクトディスクに記録された画像

（５）ゲーム機に表示された画像

物品から独立して創作され、販売されるゲームソフトをインストールすることにより表示されるゲームの画像（ゲーム機にプリインストールされたものも含む）、ゲームを記録した記録媒体を挿入することにより表示されるゲームの画像は、いずれも物品から独立したコンテンツであることから、意匠法第２条第１項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合とは認められない。

ただし、電池残量表示など、ゲームソフトによらないゲーム機本体の機能を果たすために必要な表示を行う画像であって、物品に記録されたものについては、意匠法第２条第１項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められる。

また、ゲームの画像は物品から独立したコンテンツであることから、意匠法第２条第２項に規定する画像にも該当しない。

ただし、ゲーム機本体の設定用の画像等は、意匠法第２条第２項に規定する物品の機能を発揮するための操作に用いられる画像と認められる。

【意匠を構成するものと認められない事例】
ゲームの画像

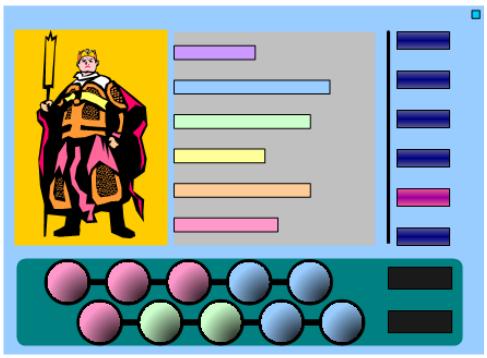

74.4.1.2　意匠が具体的なものであること

第一に、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付された図面等から意匠登録出願の方法及び対象が画像を含む意匠の意匠登録出願であることが直接的に導き出されなくてはならない。

次に、画像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠が具体的なものと認められるためには、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から具体的な一の意匠の内容、すなわち、以下の①から④についての具体的な内容が、直接的に導き出されなければならない。

① 画像を含む意匠の意匠に係る物品
② 「画像」の用途及び機能
③ 部分意匠として「画像」の意匠登録を受けようとする場合には、その位置、大きさ、範囲
　ただし、当該物品と一体として用いられる物品に表示される「画像」を含む意匠を部分意匠として意匠登録出願する場合であって、画像を意匠登録を受けようとする部分にするときは、当該物品と一体として用いられる物品に対する意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲は評価しない。
④ 「画像を含む意匠」の形態

願書の記載又は願書に添付した図面等の記載の正確性について、全体意匠に関しては第２部「意匠登録の要件」第１章「工業上利用することができる意匠」21.1.2「意匠が具体的なものであること」、部分意匠に関しては第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」71.4.1.2「意匠が具体的なものであること」を参照されたい。

（１）意匠が具体的なものと認められない場合の例

願書又は願書に添付した図面等に、以下のような記載不備を有しており、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せないときは、意匠が具体的なものとは認められない。

① 意匠に係る物品又は「画像」の具体的な用途及び機能が明らかでない場合
② 「画像」全体の形態が表されていない場合
③ 意匠に係る物品全体の形態が表されていない場合
④ 「画像」を含む、意匠に係る物品の形態に、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する物品を認識するのに必要な最低限含まれていなければならない構成要素が明確に表されていない場合（部分意匠の場合）
⑤「画像」が物品の表示部に表示されるものか、当該物品と一体として用いられる物品の表示部に表示されるものか明らかでない場合
⑥「画像」が変化する場合に、変化の順序、変化の態様が明らかでない場合

74.4.1.3　工業上利用することができるものであること

画像を含む意匠の意匠に係る物品が、工業上利用することができるものでなくてはならない。

74.4.2　新規性

意匠法第３条第１項各号の規定の適用については、当該画像を含む意匠が公知の意匠のいずれかの意匠に該当するか否か、又は公知の意匠に類似する意匠に該当するか否かを判断することにより行う。

74.4.2.1　意匠法第３条第１項第１号及び第２号

画像を含む意匠が、公知の意匠に該当するか否かの判断を行い得るためには、公知の意匠の中に、原則として、意匠登録出願された画像を含む意匠の全体の形態が対比可能な程度に十分表されていれば新規性判断の基礎となる資料とすることができる。

なお、刊行物等の公知資料中に表された画像については、それが電子計算機にインストールされたソフトウェアの画像と認められる場合は、付加機能を有する電子計算機の画像の意匠として取扱う。

その他の判断基準については、全体意匠に関しては第２部「意匠登録の要件」第２章「新規性」22.1.1「意匠法第３条第１項第１号」及び22.1.2「意匠法第３条第１項第２号」を、部分意匠に関しては、第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」71.4「部分意匠に関する意匠登録の要件」71.4.2「新規性」71.4.2.1「意匠法第３条第１項第１号及び第２号」71.4.2.2「意匠法第３条第１項第３号」を参照されたい。

74.4.2.2　意匠法第３条第１項第３号

74.4.2.2.1　公知意匠と画像を含む意匠の類否判断

画像を含む意匠の場合、対比する両意匠が次の①～③の全てに該当する場合に両意匠は類似する。

① 対比する両意匠の意匠に係る物品が同一又は類似であること
② 対比する両意匠の画像の用途と機能が同一又は類似であること
③ 対比する両意匠の形態が同一又は類似であること

意匠は、物品と形態が一体不可分のものであるから、画像を含む意匠についても、意匠に係る物品と公知の意匠の意匠に係る物品とが同一又は類似でなければ意匠の類似は生じない。

また、画像は、物品の部分の形状、模様、若しくは色彩又はこれらの結合に含まれるものであり、画像を含む意匠が類似するためには、対比する両意匠の画像の用途及び機能が同一又は類似でなければならない。

その他、画像を含む意匠の類否判断は全体意匠、部分意匠の審査基準に準じて行われる。

なお、複数の画像からなる変化する画像と変化を伴わない画像との類否判断及び変化する画像同士の類否判断は、変化する画像の変化の前後の態様も含めて総合的に観察して行う。

74.4.2.2.1.1　対比する両意匠の意匠に係る物品に関する類否判断

画像は、物品がその内部に電子的に有する機能を視覚的に具現化するものであり、当該物品の機能を実現させるためのものであるため、画像を含む意匠の場合には、意匠に係る物品の用途及び機能の類否に加え、そこに内包される当該画像の用途及び機能についても類否の判断を行う。

一般に、意匠に係る物品の用途及び機能に相違があるとしても、その相違が物品の形態上の特徴として現れないなど、意匠に係る物品の用途及び機能を総合的に判断した場合に考慮し得ないものである場合には、意匠に係る物品は類似すると判断する。一方、画像の用途及び機能が共通する場合であっても、比較の対象となる意匠の意匠に係る物品の用途及び機能を総合的に判断した場合に、当該画像の用途及び機能以外に明らかに異なる使用目的を含むなど、考慮すべき他の用途及び機能がある場合は、意匠に係る物品は類似しないと判断する。

例えば、付加機能を有する電子計算機の意匠の場合には、相互に付加機能が類似する場合に意匠に係る物品が類似し、また、付加機能を有する電子計算機以外の他の物品との関係においても、それ単体で当該他の物品と類似の用途及び機能を実現できるものである場合には、意匠に係る物品が類似すると判断する。一方、他の物品と同一又は類似の用途及び機能を実現するために、電子計算機が通常有する以外のハードウェアを必要とする場合には、両意匠の意匠に係る物品は非類似と判断する。

【物品が類似する例１】

公然知られた意匠

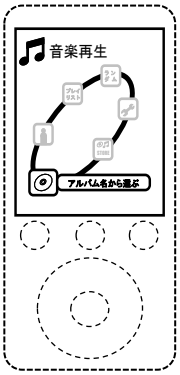

「音楽再生機」
（選曲方法を選択するための画像）

出願の意匠

「音楽再生機能付き電子計算機」
（選曲方法を選択するための画像）

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【物品が類似する例２】

公然知られた意匠

「携帯情報端末機」
（この物品は、音楽再生機能、スケジュール管理機能、カメラ機能を有しており、そのうち、音楽再生機能の選曲方法を選択するための画像）

出願の意匠

「音楽再生機能付き電子計算機」
（選曲方法を選択するための画像）

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【物品が類似する例３】

公然知られた意匠

「マシニングセンタ制御機」
（切削加工内容の設定を行うための画像）

出願の意匠

「マシニングセンタ制御機能付き
電子計算機」
（切削加工内容の設定を行うための画像）

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【物品が類似しない例】

公然知られた意匠

【意匠登録を受けようとする部分の部分拡大図】

【正面図】

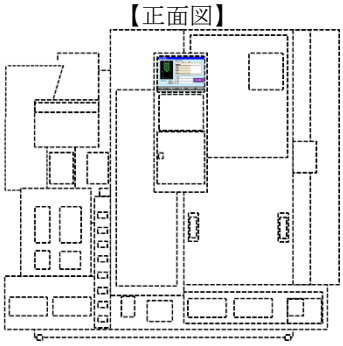

「マシニングセンタ」
（切削加工内容の設定を行うための画像）

出願の意匠

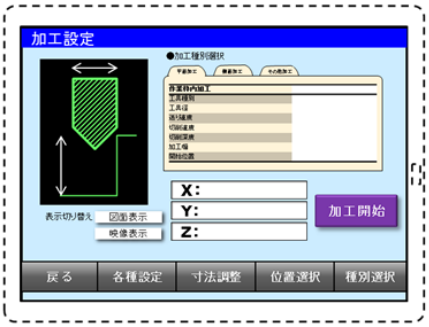

「マシニングセンタ制御機能付き
電子計算機」
（切削加工内容の設定を行うための画像）

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

対比する両意匠の画像の用途及び機能が共通する場合であっても、付加機能を有する電子計算機（例、マシニングセンタ制御機能付き電子計算機）が、他の物品（例、マシニングセンタ）と同一又は類似の用途及び機能を実現するために、電子計算機が通常有する以外のハードウェア（例、切削加工のための機構）を必要とする場合には、両意匠の意匠に係る物品は非類似と判断する。

※ なお、この出願の意匠の場合、創作非容易性の要件に基づく拒絶の対象となる。

74.4.2.2.1.2　類似する意匠と認められるものの例

下記の事例については意匠が類似するものと認められる。

【事例１】

公然知られた意匠

【画像図】

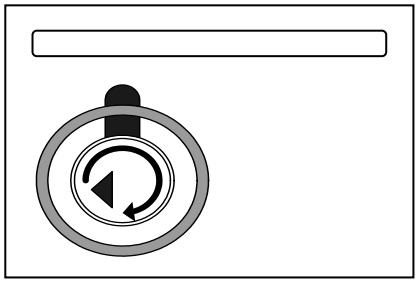

「デジタルビデオディスクレコーダー」

（映像編集機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像）

出願の意匠

【画像図】

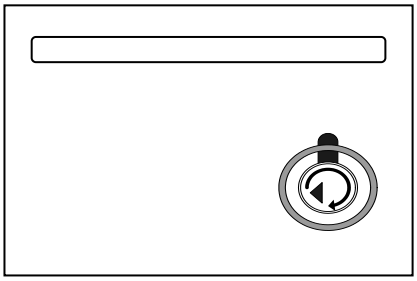

「デジタルビデオディスクレコーダー」

（映像編集機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像）

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例２】

公然知られた意匠

【正面図】

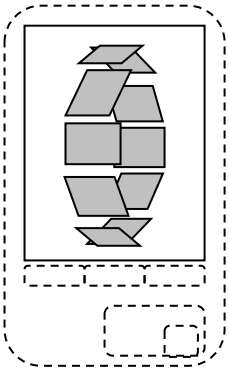

「携帯用ビデオプレイヤー」

（映像を選択するための画像）

出願の意匠

【正面図】

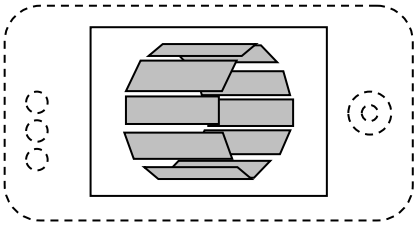

「携帯用ビデオプレイヤー」

（映像を選択するための画像）

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例３】

公然知られた意匠

【正面図】

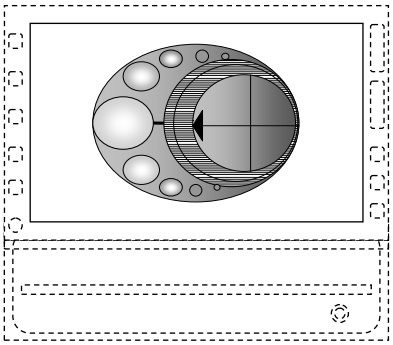

「車載用経路誘導機」
(物品自体の表示部に表示される画像)

※意匠登録を受けようとする部分の位置・大きさ・範囲に特段の特徴が認められない

出願の意匠

【画像図】

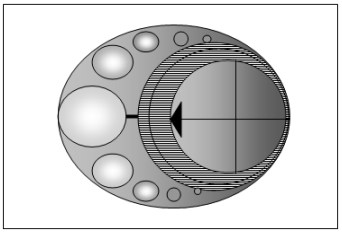

【正面図】

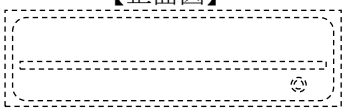

「車載用経路誘導機」
（当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像）

※意匠登録を受けようとする部分の位置・大きさ・範囲の評価をしない

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

当該物品の表示部に表示される画像に係る意匠と当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像に係る意匠は類似することがある。

ただし、画像の形態が共通していても両者は全体に対する意匠登録を受けようとする部分の位置・範囲が異なり、類否判断に与える影響が大きいと考えられる場合は、両者は非類似と判断される。

【事例４】

公然知られた意匠

「付箋作成機能付き電子計算機」
（付箋用紙の選択を行うための画像）

出願の意匠

【画像図】

「付箋作成機能付き電子計算機」
（付箋用紙の選択を行うための画像）

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

刊行物等の公知資料中に表された画像については、それが電子計算機にインストールされたソフトウェアの画像と認められる場合は、付加機能を有する電子計算機の画像の意匠として取扱う。

【事例５】

公然知られた意匠

【画像図】

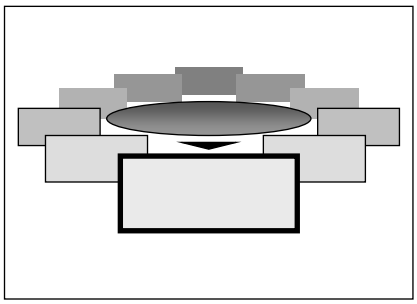

「デジタルビデオディスクレコーダー」
（各種設定の選択を行うための画像）

出願の意匠

【画像図】

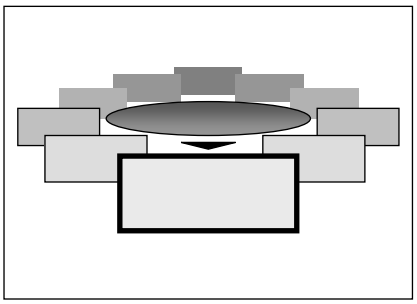

「デジタルビデオディスクレコーダー」
（各種設定の選択を行うための画像）

※操作によって変化する画像

中央の長円形部の周囲を矩形のタイトル表示部
が時計回りに回転する変化をする画像

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例６】

公然知られた意匠

【画像図】

【変化した状態の画像図１】

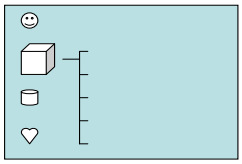

【変化した状態の画像図２】

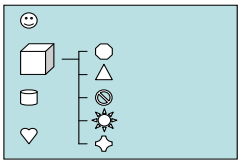

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

出願の意匠

【画像図】

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

公然知られた意匠が複数の画像からなる変化する画像であった場合、出願意匠との類否判断は、公然知られた意匠を構成する複数の画像の中の一部の画像との間で行う。

74.4.3　創作非容易性

意匠法第３条第２項の規定の適用についての判断は、画像を含む意匠（意匠法第２条第１項及び第２項により認められるもの全て。）の構成態様において、それらの基礎となる構成要素や具体的態様が本願出願前に公然知られ、又は広く知られており、それらの構成要素を、ほとんどそのまま、又は当該分野においてよく見られる改変を加えた程度で、当該分野においてありふれた手法である単なる組合せ、若しくは、構成要素の全部又は一部の単なる置換えなどがされたにすぎないものであるか否かを判断することにより行う。

なお、その他の判断基準については、全体意匠に関しては第２部「意匠登録の要件」第３章「創作非容易性」、部分意匠に関しては第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」71.4.3「創作非容易性」を参照されたい。

74.4.3.1　その意匠の属する分野における通常の知識を有する者について

画像を含む意匠について、その意匠の属する分野における通常の知識を有する者とは、意匠登録出願の時に、本願意匠の意匠に係る物品を製造したり販売したりする業界の意匠に関する通常の知識に加え、本願意匠と意匠に係る物品の異同を問わない画像に係る意匠（画像部分の用途及び機能、並びに、その形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合）に関しても、通常の知識を有する者をいう。

74.4.3.2　当該分野においてよく見られる改変とありふれた手法の例

（１）画像を含む意匠の分野においてよく見られる改変の例

形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合について、

(a) 矩形角部の隅丸化、立体を模した陰影の付加、構成要素間の隙間の設置、隙間の幅の変更、プルダウン化など、細部の造形の変更

(b) 区画ごとの単純な彩色、要求機能に基づく標準的な彩色など、色彩の単純な付加

(c) (a)及び(b)のよく見られる改変の単なる組合せ

（２）画像を含む意匠の分野においてありふれた手法の例

(a) 置換

(b) 寄せ集め

(c) 配置の変更

(d) 構成比率の変更又は連続する単位の数の増減

(e) 物品の枠を超えた構成要素の利用・転用

(f) フレーム分割態様の変更

(g) まとまりある区画要素の削除

(h) 既存の変化態様の付加

(i) (a) 乃至 (h) のありふれた手法の単なる組合せ

74.4.3.3　変化する画像について

変化する画像についての意匠法第３条第２項の規定の適用についての判断は、変化の前後を示す各画像が、当該意匠登録出願前に公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することができたものであるか否かを判断すると共に、変化の態様について当業者にとってありふれた手法に基づく変化であるか否かを判断することにより行う。すなわち、以下の①、②の場合には、出願の意匠は容易に創作できたものとは認められず、意匠法第３条第２項の規定には該当しない。

①変化の前後を示す各画像が当該意匠登録出願前に公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することができたものであるが、変化の態様は当業者にとってありふれた手法に基づく変化ではない場合

②変化の態様は当業者にとってありふれた手法に基づく変化であるが、変化の前後を示す各画像は当該意匠登録出願前に公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者が容易に創作することができたものでない場合

74.4.3.4　当業者の立場からみた意匠の着想や独創性について

意匠法第３条第２項の規定の適用について判断を行うに際して、本願意匠の視覚的な特徴として現れるものであって、独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が認められる場合には、その点についても考慮する。ただし、当該判断を行うにあたり、特徴記載書や意見書の記載を参酌する場合には、出願当初の願書及び図面の記載から導き出される範囲のものについてのみ考慮する。

74.4.3.5　容易に創作することができる意匠と認められるものの例

①　置換による意匠

【事例】

公然知られた画像の一部を、他の画像の一部によりほとんどそのまま置き換えて、一つの画像を構成したにすぎない意匠

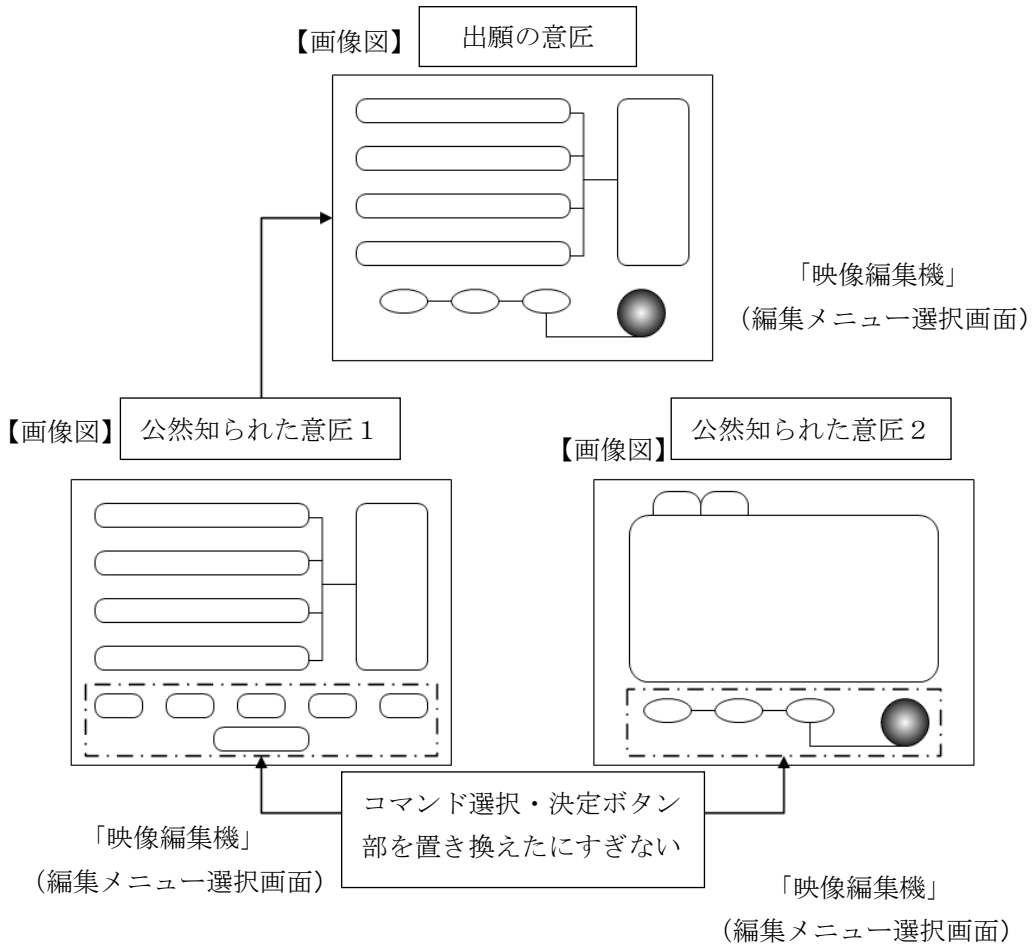

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

② 寄せ集めによる意匠

【事例】

公然知られた画像を、よく見られる改変を加えて寄せ集めて、一つの画像を構成したにすぎない意匠

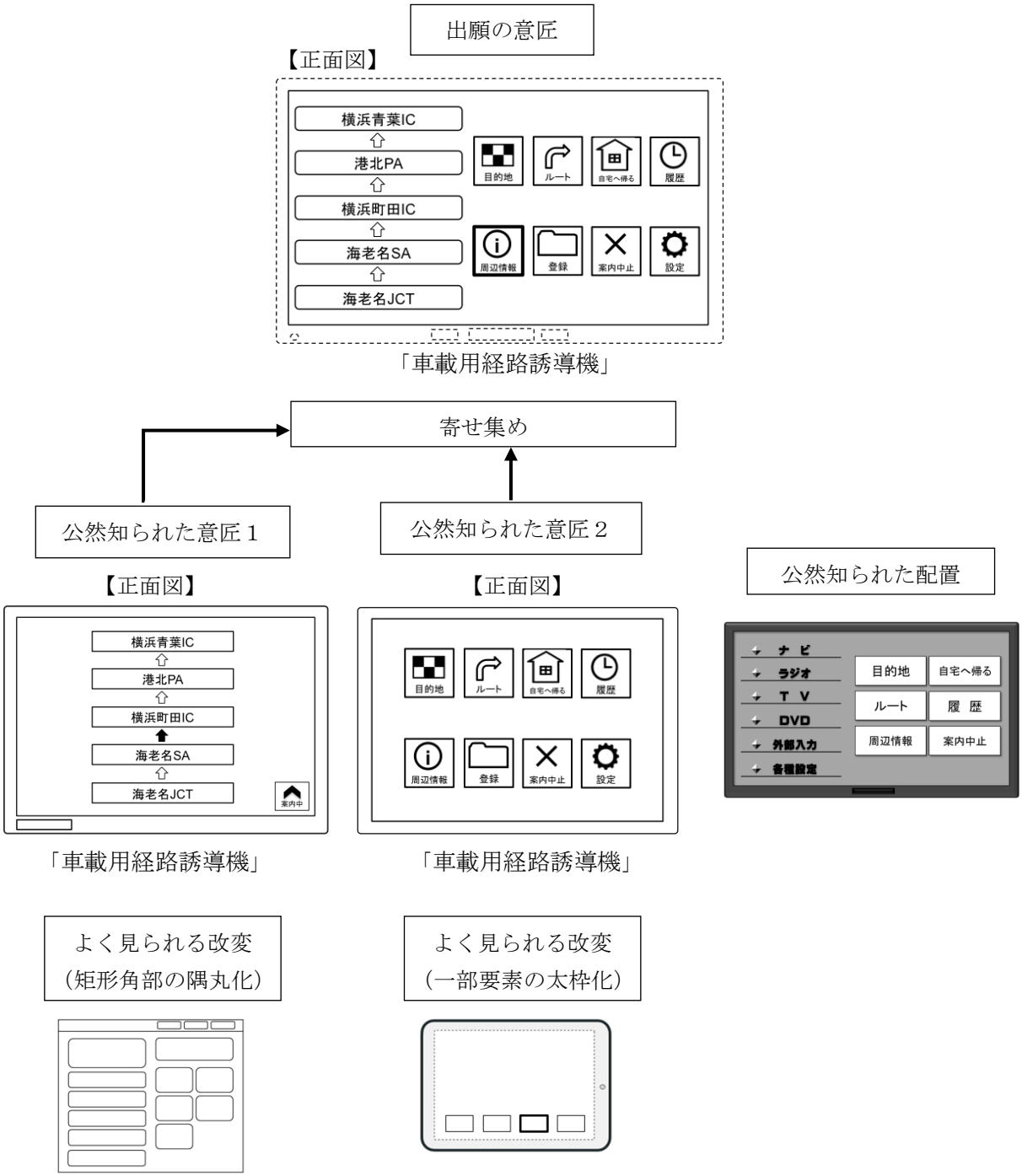

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

③　配置の変更による意匠

【事例】

公然知られた画像の一部を、よく見られる改変を加えて、配置を変更して表したにすぎない意匠

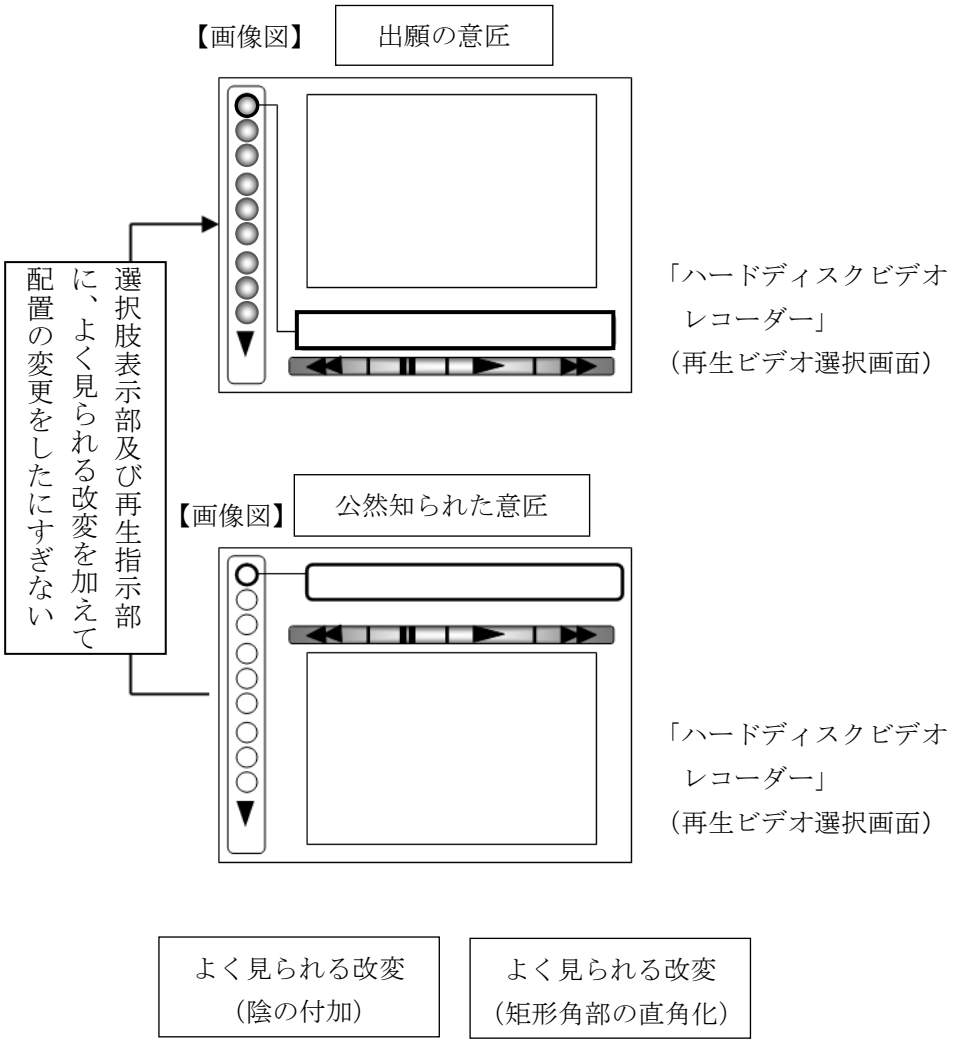

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

④　構成比率の変更又は連続する単位の数の増減による意匠

【事例】

公然知られた画像の繰り返し連続する構成単位に、よく見られる改変を加えて、数を増加させて表したにすぎない意匠

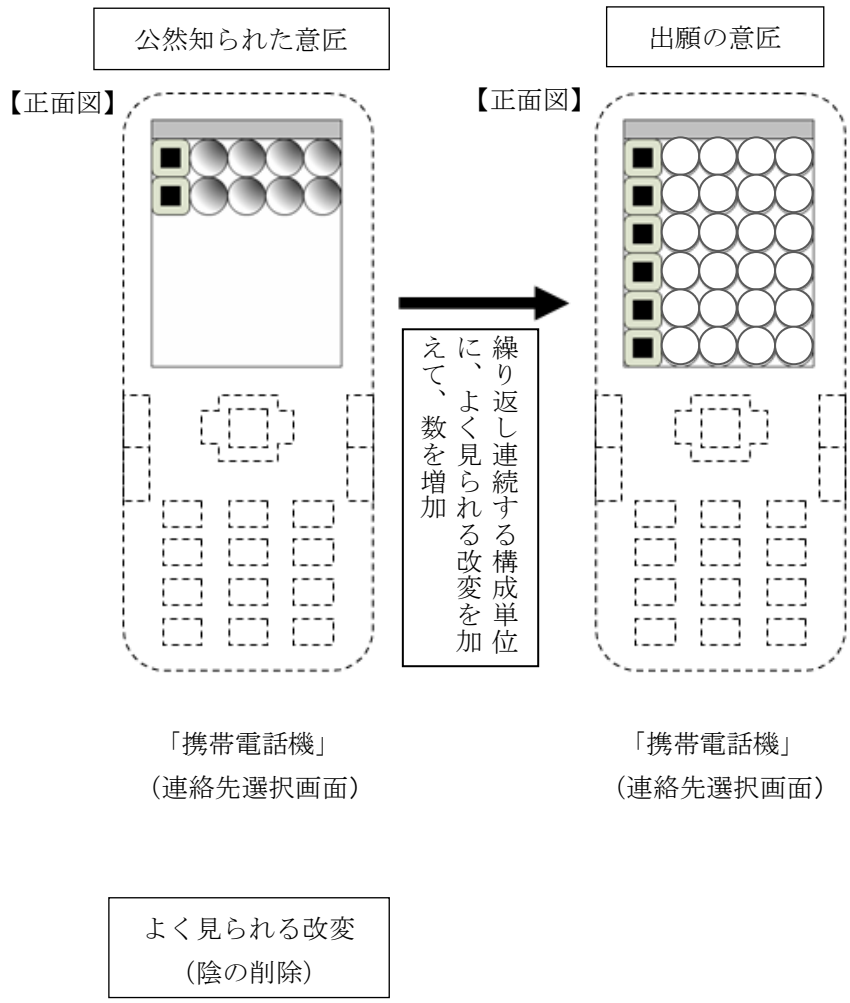

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

⑤　物品の枠を超えた構成要素の利用・転用による意匠

【事例１】

公然知られた物品の外観を、ほとんどそのまま、画像として表したにすぎない意匠

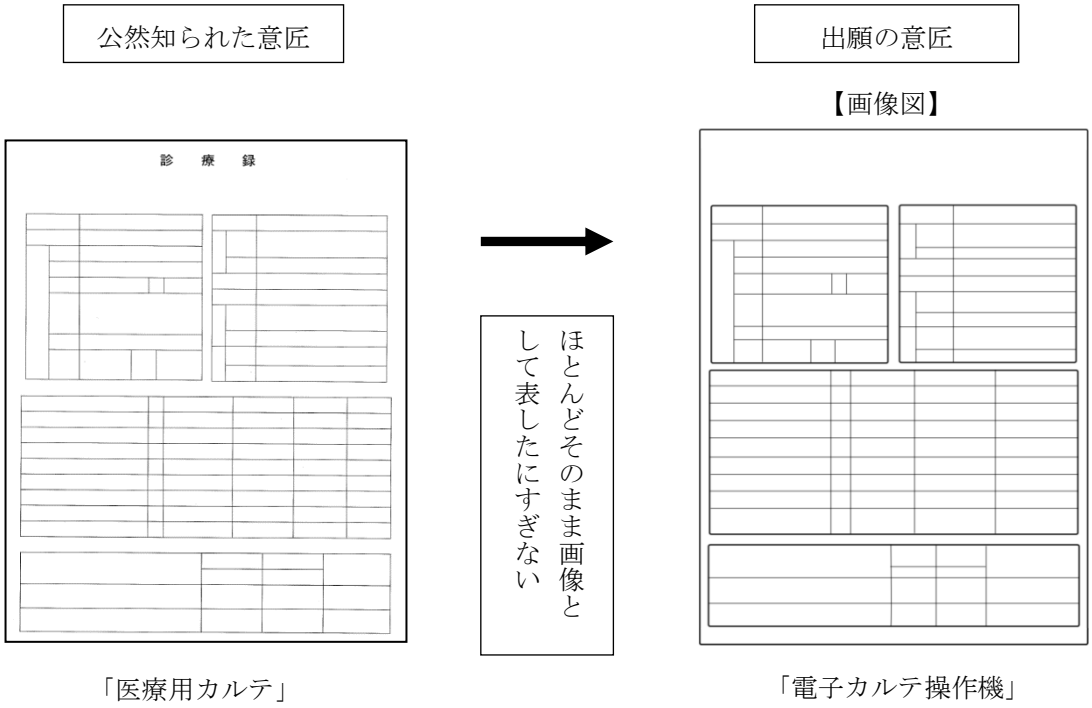

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例２】

公然知られた物品の外観を、よく見られる改変を加えて、画像として表したにすぎない意匠

公然知られた意匠

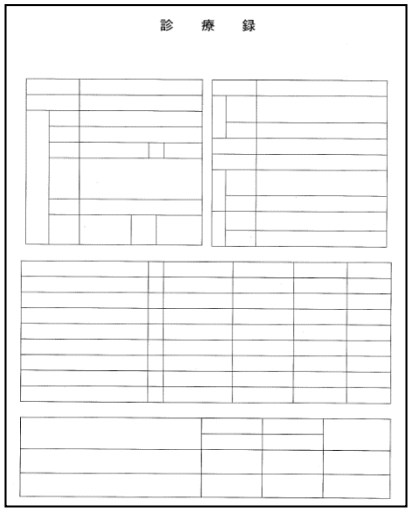

「医療用カルテ」

よく見られる改変を加えて表したにすぎない

出願の意匠

【画像図】

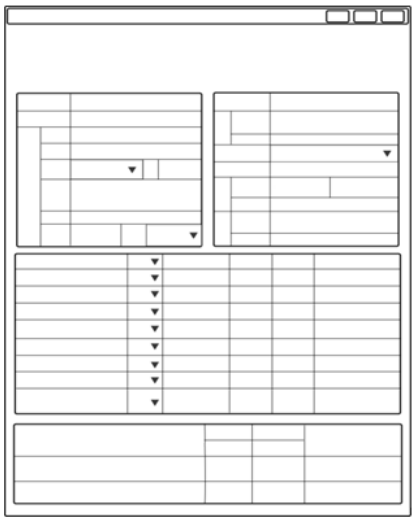

「電子カルテ操作機」

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

よく見られるプルダウンメニュー

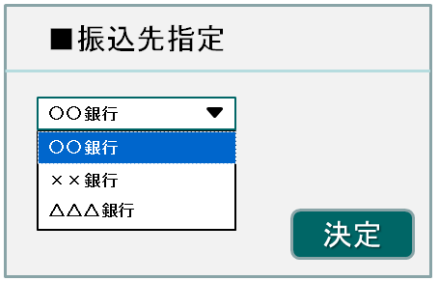

【事例３】

公然知られた画像の構成要素（画像の構成部品）を、ほとんどそのまま、当然に思いつく配置により表したにすぎない意匠（１）

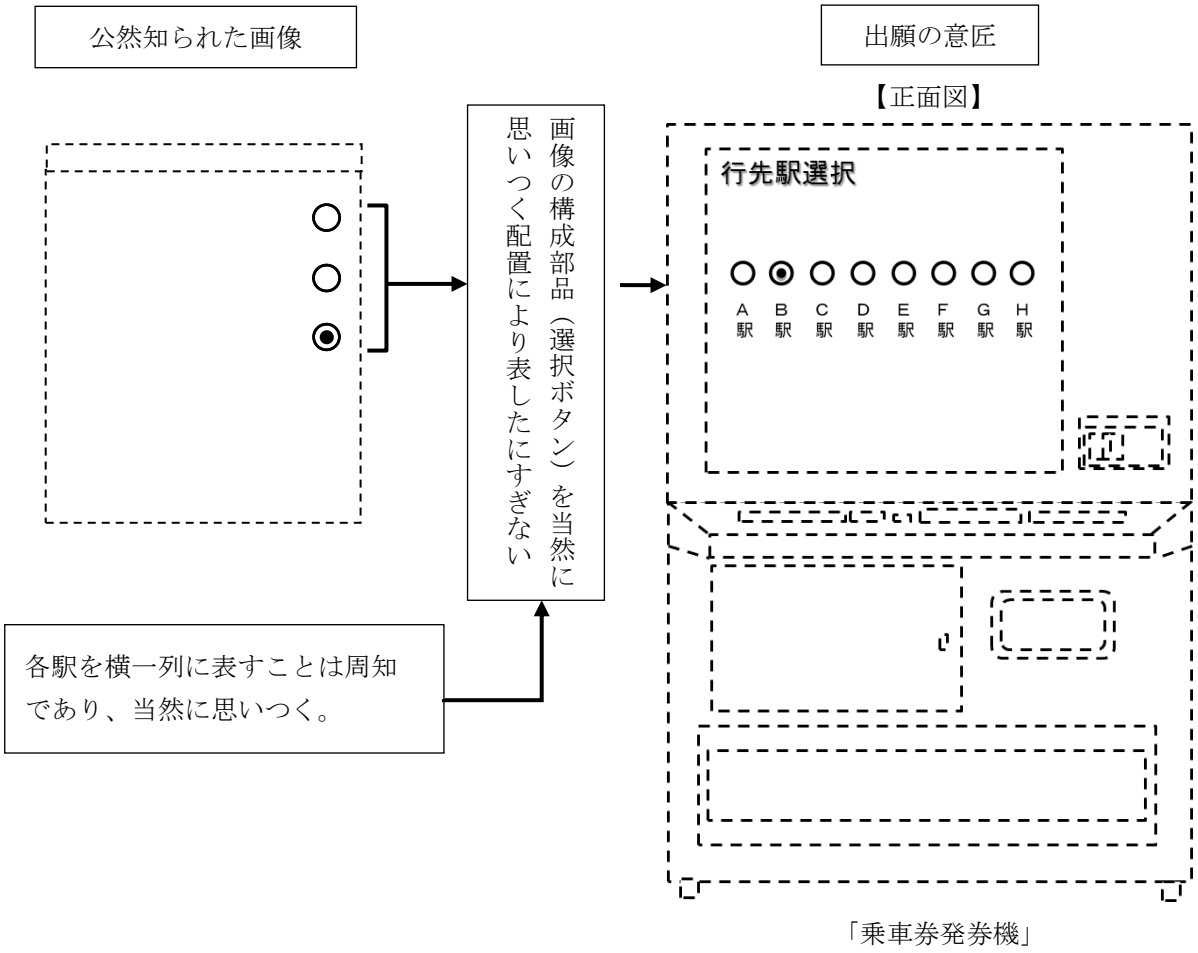

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【参考】画像の構成部品の例

チェックボックス

ラジオボタン

スクロールバー

スライダー

【事例４】

公然知られた画像の構成要素（画像の構成部品）を、ほとんどそのまま、当然に思いつく配置により表したにすぎない意匠（２）

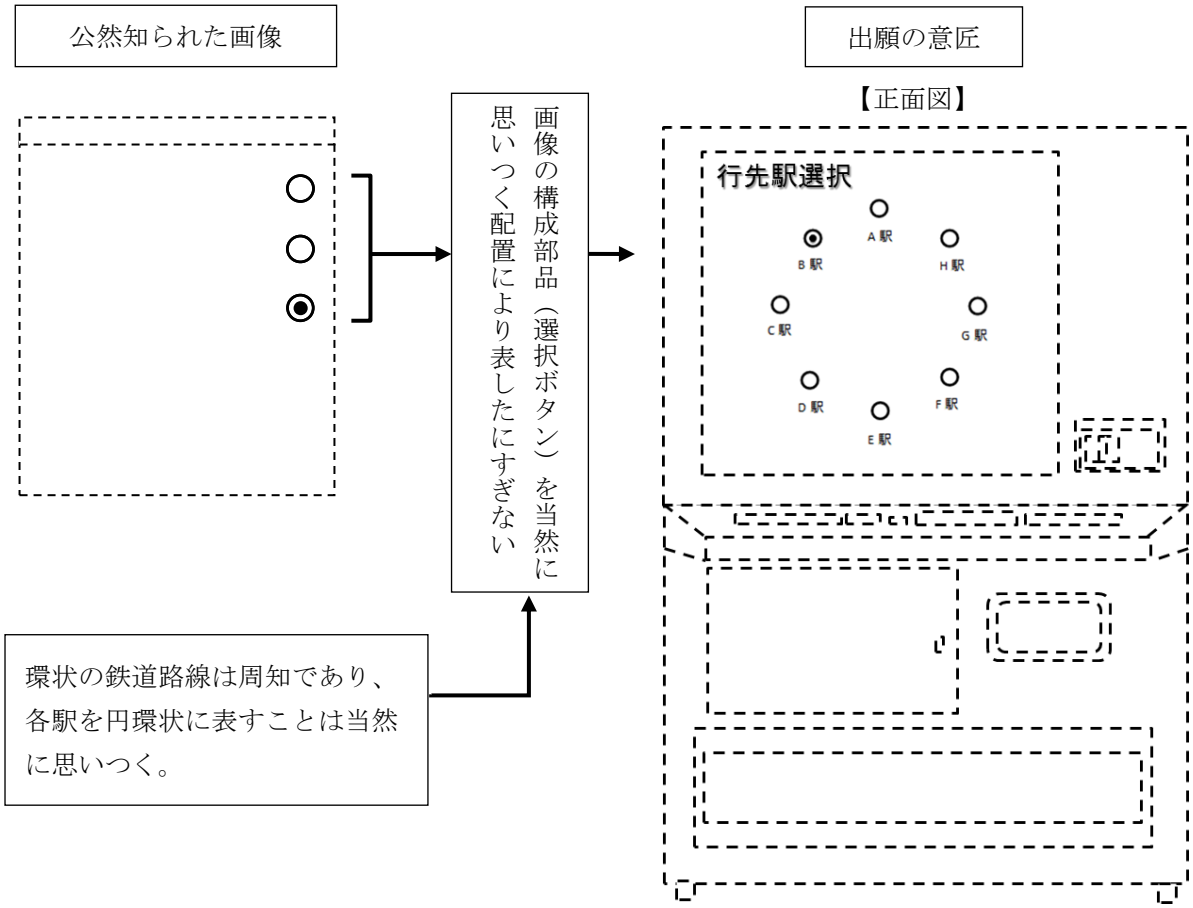

「乗車券発券機」

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例５】

公然知られた模様を、ほとんどそのまま、画像として表したにすぎない意匠

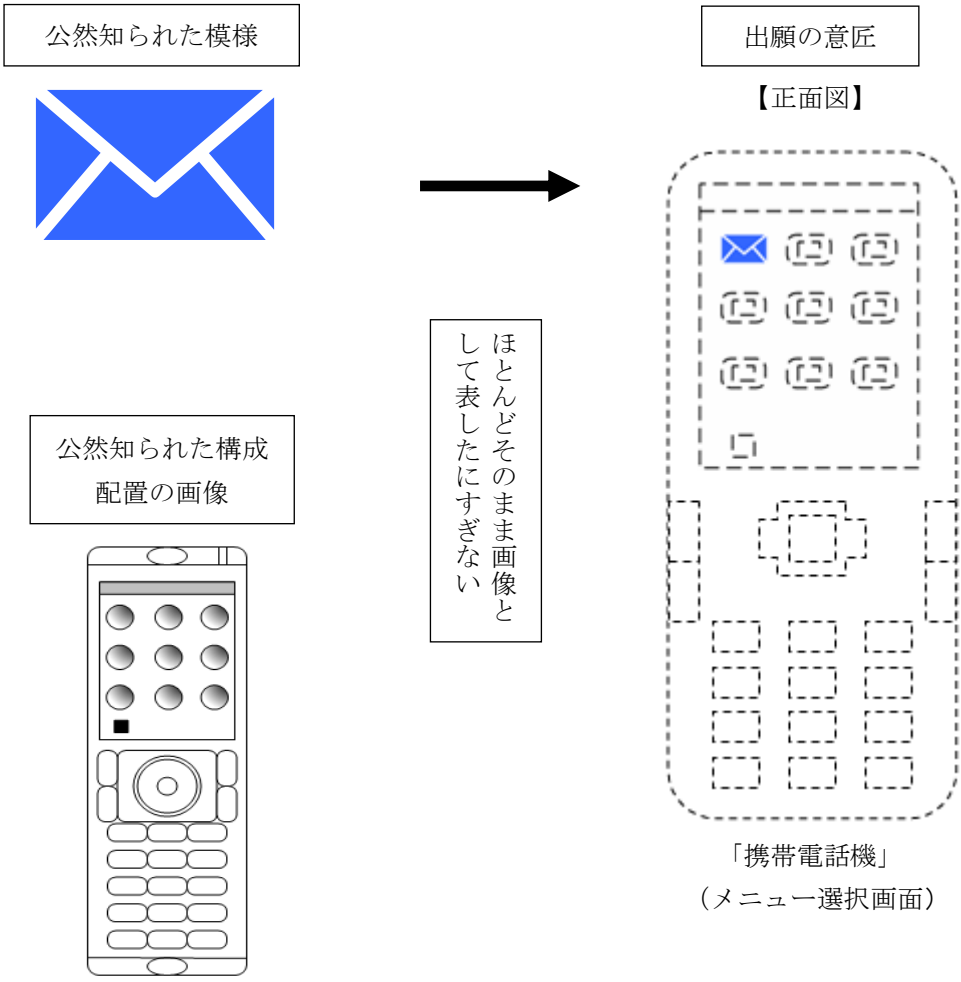

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例６】

公然知られた画像を、ほとんどそのまま、異なる物品の画像として表したにすぎない意匠

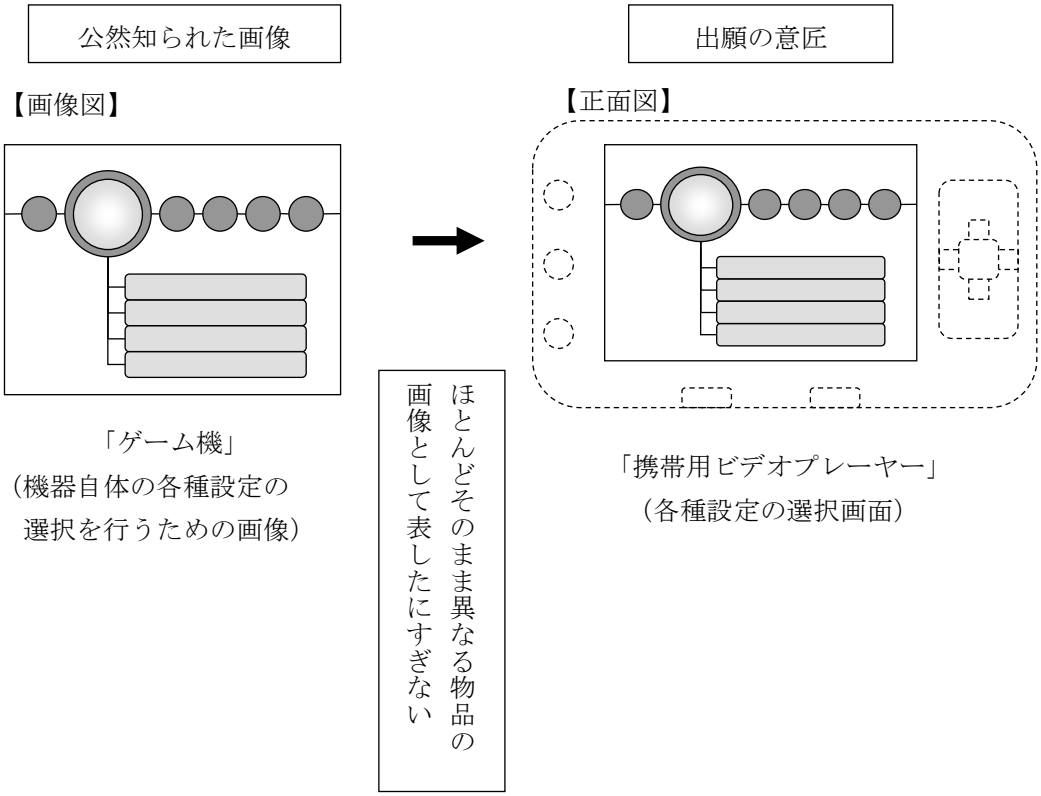

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例７】

公然知られた画像を、よく見られる改変を加えて、異なる物品の画像として表したにすぎない意匠

出願の意匠

【正面図】

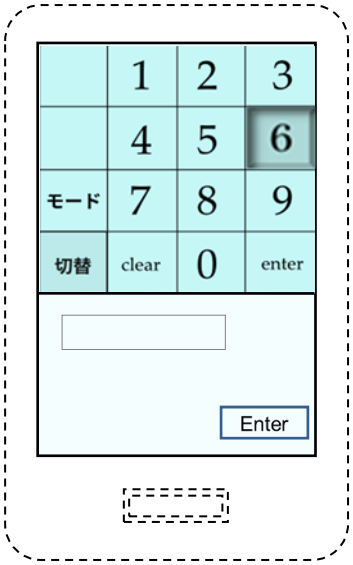

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

「携帯情報端末機」
（電話番号入力用画面）

よく見られる改変を加えて表したにすぎない

公然知られた意匠

「入退出管理機」
（パスワード入力用画面）

よく見られる改変
（色彩の単純付加）

よく見られる改変
（陰の付加）

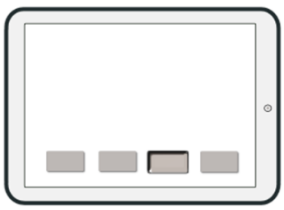

⑥　フレーム分割態様の変更による意匠

【事例】

公然知られた画像を、ほとんどそのまま、よく見られるフレームの分割態様に基づき配置変更して表したにすぎない意匠

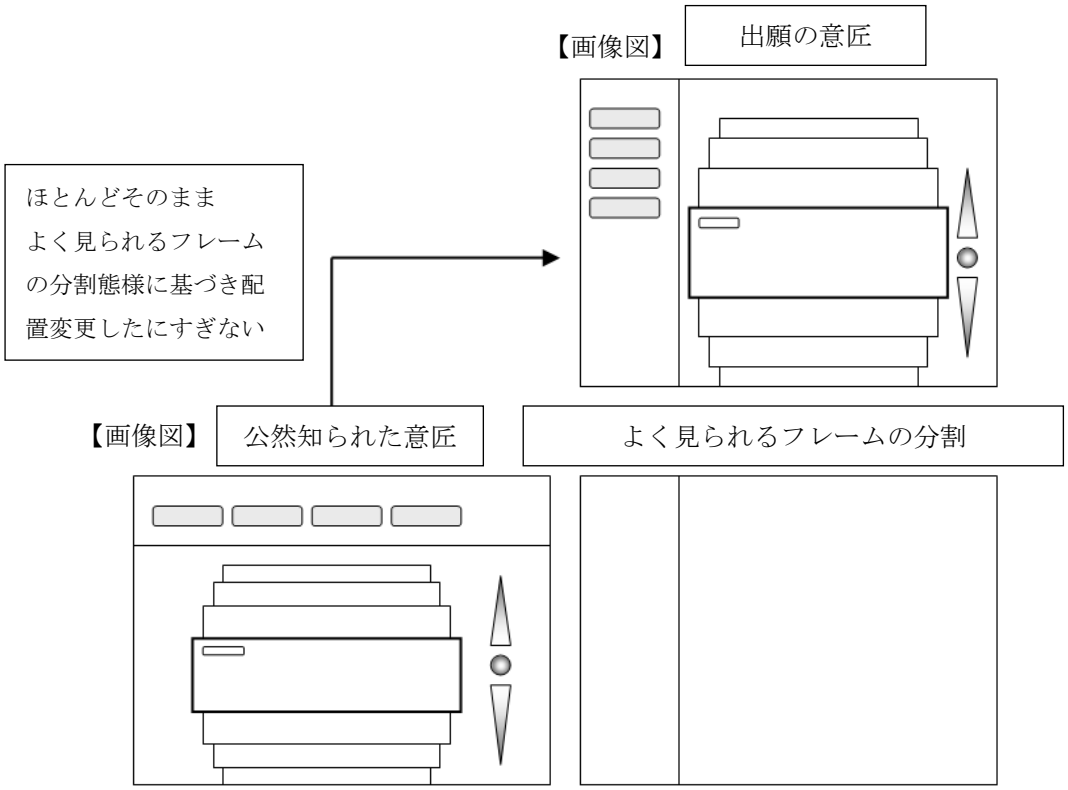

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【参考】

よく見られるフレームの分割態様の例

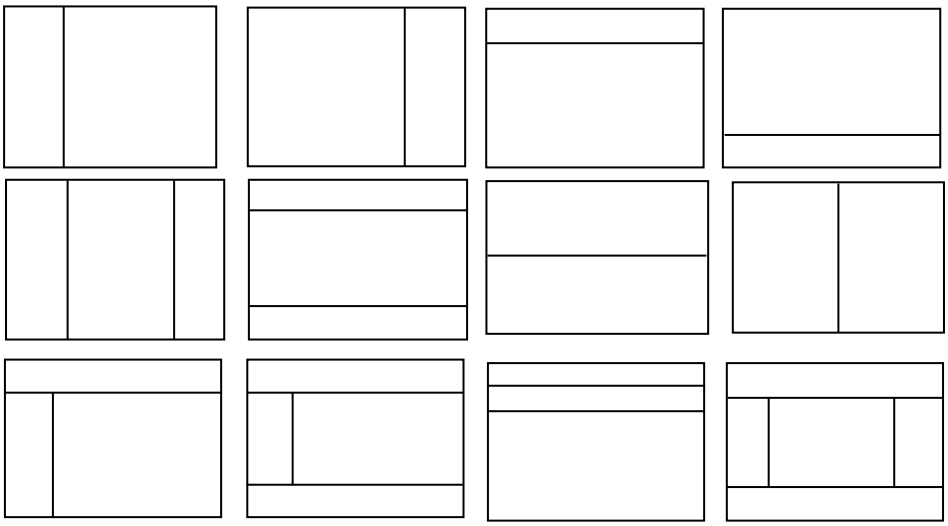

⑦　まとまりある区画要素の削除による意匠

【事例】

公然知られた画像を、ほとんどそのまま、まとまりある一部の区画要素を削除して表したにすぎない意匠

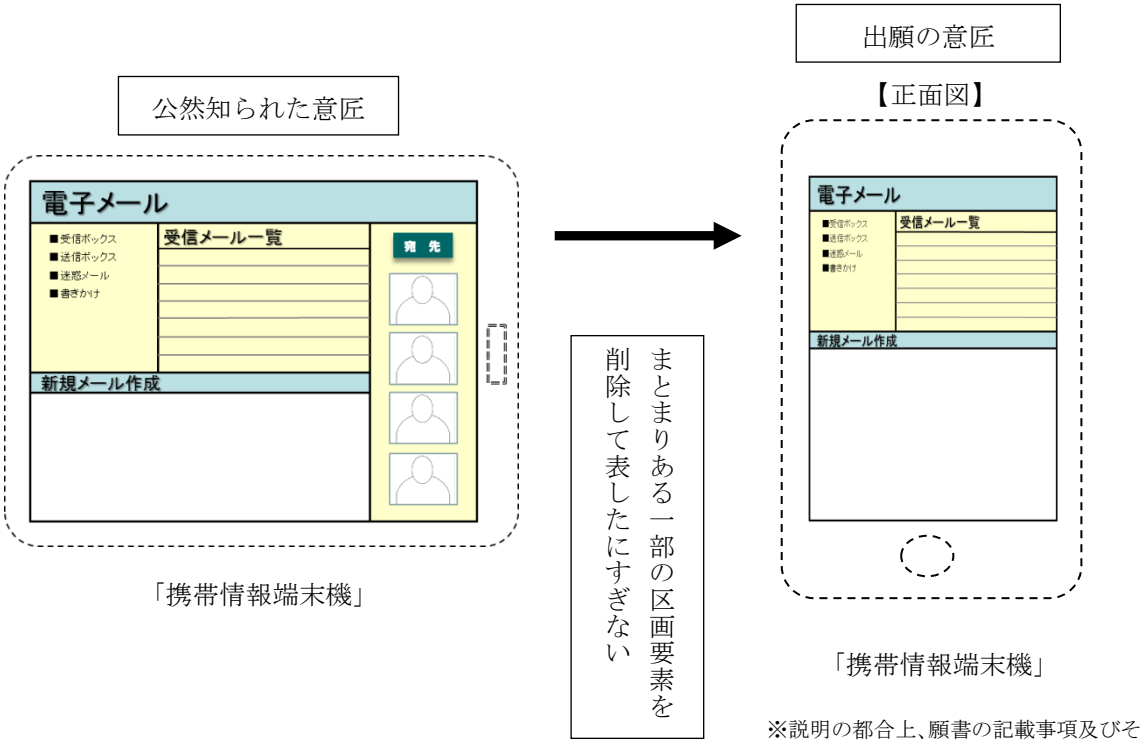

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

⑧　既存の変化態様の付加による意匠

【事例１】

公然知られた画像に、既存の変化態様をほとんどそのまま加えて表したにすぎない意匠

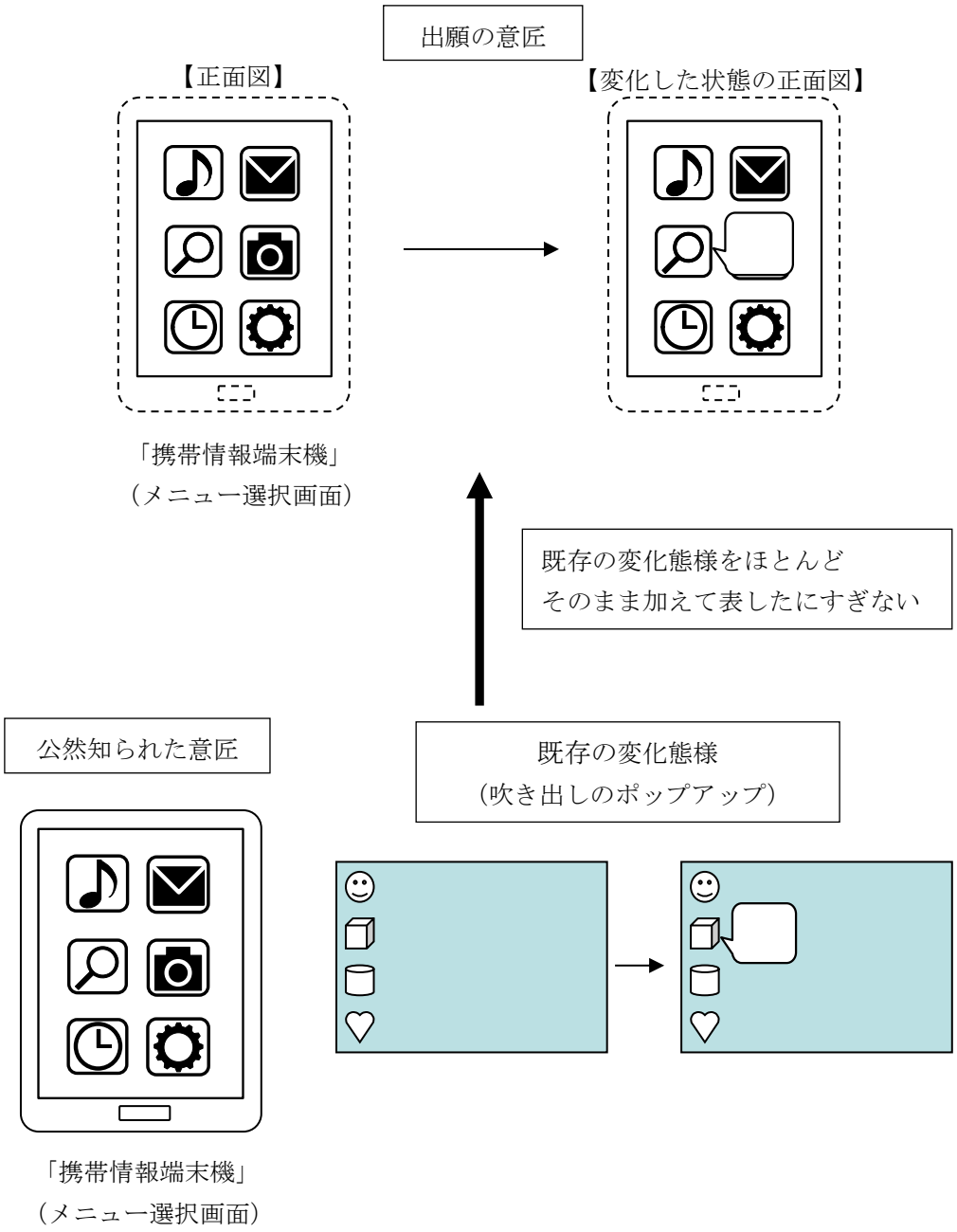

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例２】

公然知られた物品の外観に、既存の変化態様をほとんどそのまま加えて、画像として表したにすぎない意匠

出願の意匠

【正面図】

「携帯情報端末機」
（カレンダー表示画面）

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【変化した状態の正面図】

既存の変化態様をほとんどそのまま加えて画像として表したにすぎない

公然知られた意匠

「日めくりカレンダー」

なお、変化前の画像が当該意匠登録出願前に公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することができたものであっても、変化の態様が当業者にとってありふれた手法に基づく変化ではない場合には、出願意匠は容易に創作できたものとは認められず、意匠法第３条第２項の規定には該当しない。

74.4.4 画像を含む先願意匠の一部と同一又は類似の画像を含む後願意匠

判断基準については、全体意匠に関しては第２部「意匠登録の要件」第４章「先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外」、部分意匠に関しては第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」71.4.4.1「先願に係る意匠として開示された意匠の一部と後願の部分意匠との類否判断」を参照されたい。

【意匠法第３条の２が適用される事例】

【事例１】

先願に係る意匠として開示された意匠

【正面図】

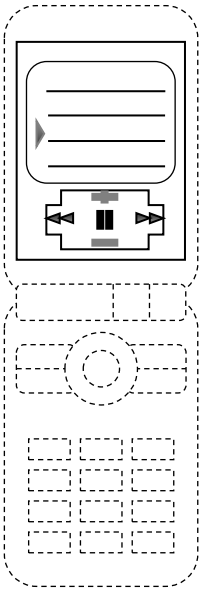

出願の意匠

【正面図】

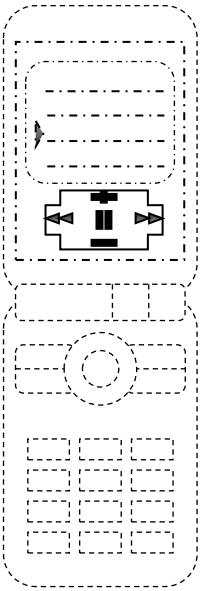

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例２】

先願に係る意匠として開示された意匠

【正面図】

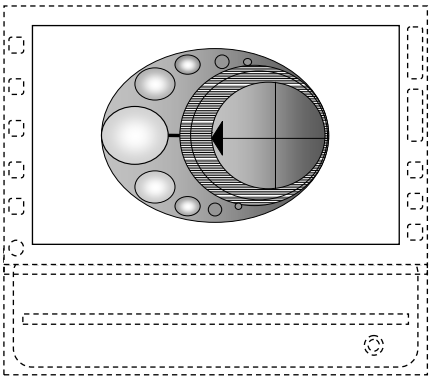

出願の意匠

【画像図】

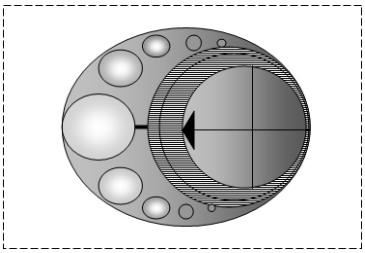

【正面図】

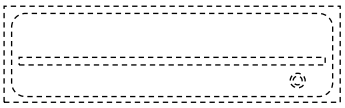

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例３】

先願に係る意匠として開示された意匠

【画像図】

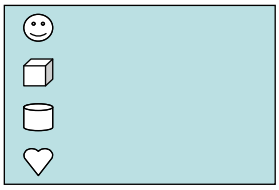

【変化した状態の画像図１】

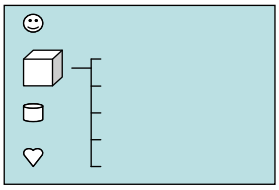

【変化した状態の画像図２】

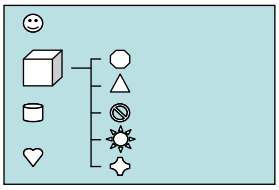

※説明の都合上､願書の記載事項及びその他の図は省略した。

出願の意匠

【画像図】

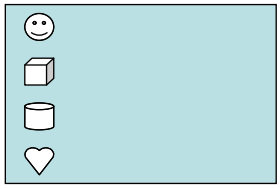

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

74.5　画像を含む意匠の意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外

意匠法第４条第１項又は第２項の規定の適用を受けるための要件等その他の判断基準については、全体意匠に関しては、第３部「新規性の喪失の例外」部分意匠に関しては第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」71.5「部分意匠の意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外」を参照されたい。

74.6　画像を含む意匠の意匠登録出願に関する意匠法第５条の規定

意匠に含まれる画像中に他人の商標や、他人の販売する製品等が含まれ、他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠に対しては、第５条第２号の要件を満たさないものと認められる。

判断基準については、全体意匠に関しては第４部「意匠登録を受けることができない意匠」部分意匠に関しては第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」71.6「部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第５条の規定」を参照されたい。

74.7　画像を含む意匠の意匠登録出願に関する一意匠一出願

画像を含む意匠の意匠登録出願についても、意匠法第７条に規定する要件を満たさなければならない。

判断基準については、全体意匠に関しては第５部「一意匠一出願」部分意匠に関しては第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」71.7「部分意匠の意匠登録出願に関する一意匠一出願」を参照されたい。

74.7.1　意匠法第７条に規定する要件を満たさないものの例

74.7.1.1　物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例

（１）　画像を含む意匠の意匠登録出願において、願書の「意匠に係る物品」の欄に、物品の区分の後に「の画像」、「の画面」等の語を付したもの（例えば、「ビデオディスクレコーダーの画像」）の記載があるときは、別表第一に記載された物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分とは認められない。

（２）　付加機能を有する電子計算機の画像を含む意匠の意匠登録出願において、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載が以下に該当するものは、別表第一に記載された物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分とは認められない。

(a) 付加機能として総括的な機能を記載したもの
（例、「事務処理機能付き電子計算機」）
(b) 付加機能として抽象的な機能を記載したもの

（例、「決定機能付き電子計算機」、「選択機能付き電子計算機」）

(c) 一の具体的な付加機能を表したものでないもの

（例、「携帯情報端末機能付き電子計算機」、「情報処理機能付き電子計算機」）

74.7.1.2　意匠ごとに出願されていないものの例

（１） 付加機能を有する電子計算機の画像を含む意匠の意匠登録出願において、二以上の異なる付加機能を願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載したものは、意匠ごとにした意匠登録出願と認められない。ただし、当該二以上の付加機能が、同時に表示、使用される一の画像に係るものである場合は、この限りでない。

（２） 一つの部分意匠の意匠に係る物品の中に、二以上の異なる画像や物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものは、意匠ごとにした意匠登録出願と認められない。

【事例】

部分意匠の意匠登録出願

【画像図】

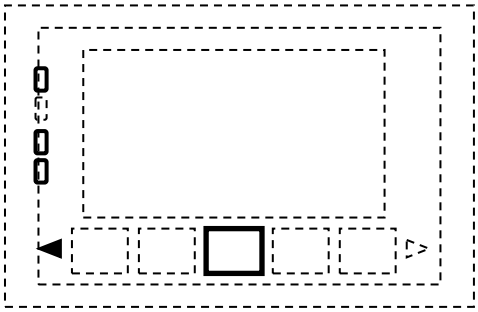

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

以下のいずれかに該当する場合は、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものであっても、一意匠と取扱う。

①形態的な一体性が認められる場合

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、対称となる形態、一組となる形態等、関連性をもって創作されるものは、形態的な一体性が認められる。

【事例】

部分意匠の意匠登録出願

【正面図】

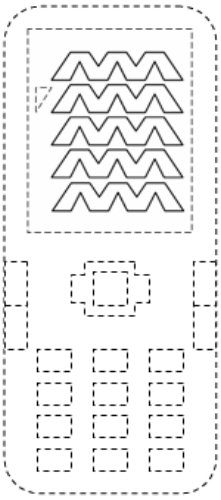

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

②機能的な一体性が認められる場合

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、全体として一つの機能を果たすことから一体的に創作される関係にあるものは、機能的な一体性が認められる。

【事例】

部分意匠の意匠登録出願

【正面図】

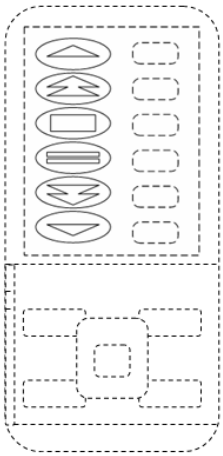

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

74.7.1.3　画像を含む意匠において、画像が変化する場合

画像を含む意匠において、画像は物品の部分の形態であるため、一つの意匠には原則一つの画像が表れる。このため、一つの出願に複数の画像が表されている場合、一つの出願に複数の「画像を含む意匠」を包含し、意匠法第７条に規定する意匠ごとにした意匠登録出願と認められないものである。

ただし、意匠に係る物品の説明等の願書の記載及び願書に添付された図面の内容から、複数の画像が、物品の同一機能を果たすために必要な表示を行う画像又は物品の同一機能を発揮できる状態にするために行われる操作の用に供される画像（以下、「物品の同一機能のための画像」という。）であり、かつ、形態的な関連性があるものと認められる場合は、これら複数の画像を含んだ状態で一つの意匠として認められる。

例えば、意匠登録を受けようとする意匠として、複数の図を用い画像が連続的に切り替わる様子が表されている場合（いわゆるアニメーション効果を示すことを意図したものと認められる場合を含む。）、それら複数の画像のうち、物品の同一機能のための画像であり、かつ形態的な関連性がある画像については、変化の前後を示す図とし、一つの意匠として取り扱い得る。

74.7.1.4　複数の画像が一意匠として認められるもの

複数の画像を含む意匠について、変化前の画像と変化後の画像が物品の同一機能のための画像であり、かつ、変化前の画像と変化後の画像とが形態的な関連性がある画像であると認められれば、これら複数の画像を含んだ状態で一つの意匠として認められる。

74.7.1.4.1 物品の同一機能のための画像

複数の画像を含んだ状態で一意匠と認められるためには、意匠に係る物品の説明等の願書の記載及び願書に添付された図面の内容から、複数の画像が、物品の同一機能を果たすために必要な表示を行う画像である又は物品の同一機能を発揮できる状態にするために行われる操作の用に供される画像であると認められなければならない。

【複数の画像が一意匠と認められる例１】

【正面図】　【変化した状態を示す正面図】

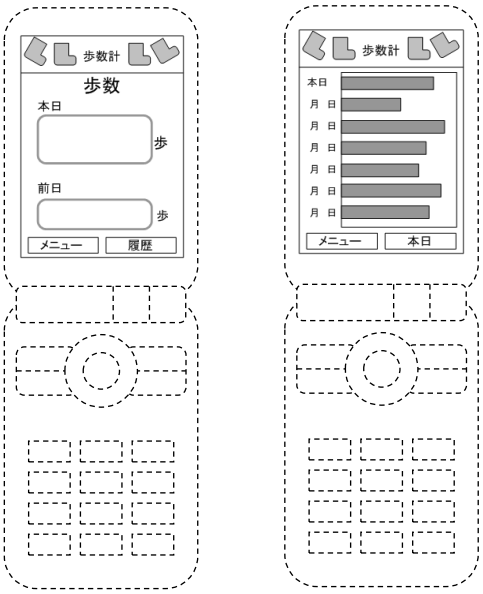

いずれも、歩数表示機能のための画像である。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【意匠に係る物品】携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】（略）本物品は、歩数計測表示機能を持つ携帯電話機である。正面図中の履歴ボタンを選択することにより、過去の歩数履歴をグラフ表示することができる。正面図及び変化した状態を示す正面図に表された画像は、歩数表示機能のための画像である。

（注）本事例は、上端部及び下端部に表される図形等において、形態的な関連性が認められるものである。

物品が有する一の機能を発揮できる状態にするために複数の連続する入力指示（選択指示）を行う必要がある場合等、操作の連続性が認められる場合には、これらの入力指示（選択指示）と対応して連続的に変化する一連の画像は、物品の同一機能のための画像と認められる。

例えば、銀行のＡＴＭにおける振込機能のように、初期メニュー画面の対応アイコンから、取引銀行入力、振込宛先入力、振込金額入力、送金に至るまで、それぞれ個別の画像ごとでも、これらすべてを含む振込機能全体の遷移画面としてでも、物品の同一機能のための画像と認められる。

【複数の画像が一意匠と認められる例２】

【表示部拡大図】

【変化後を示す表示部拡大図１】

【変化後を示す表示部拡大図２】

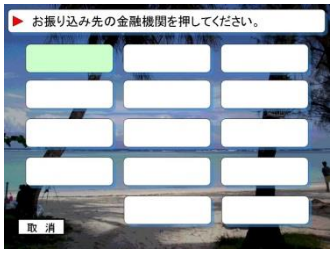

【変化後を示す表示部拡大図３】

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【意匠に係る物品】現金自動支払機

【意匠に係る物品の説明】（略）表示部に表された画像は、振込機能のための振込先の設定や振込金額の入力操作に用いる。

（注）本事例は背景等において形態的な関連性が認められるものである。

74.7.1.4.2　形態的な関連性が認められるものであること

複数の画像を含んだ状態で一意匠と認められるためには、変化の前後の画像について、図形等の共通性による形態的な関連性が認められなければならない。

三以上の画像を含む意匠の場合は、形態的関連性の有無の判断は、直前直後の画像について行う。

画像の一部について意匠登録を受けようとする部分とする意匠登録出願については、意匠登録を受けようとする部分について、変化の前後の画像に、図形等の共通性による形態的関連性が認められなければならない。

74.7.1.4.2.1　形態的な関連性が認められる代表例

(a)図形等の移動等

図形等が、それ自体はほとんど形状変化を伴わずに、画像内で、連続的に移動、拡大、縮小、回転、色彩変化するもの。

【複数の画像が一意匠として認められる例３】

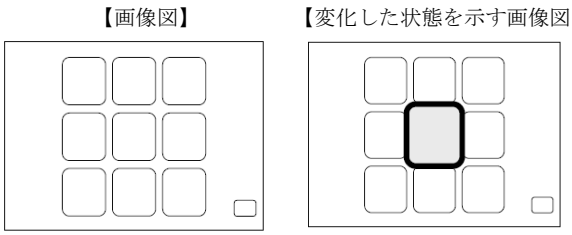

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【意匠に係る物品】入退室管理器
【意匠の説明】（略）変化した状態を示す画像図は、指定したアイコンの形状が変化した状態を示すものである。

【複数の画像が一意匠として認められる例４】

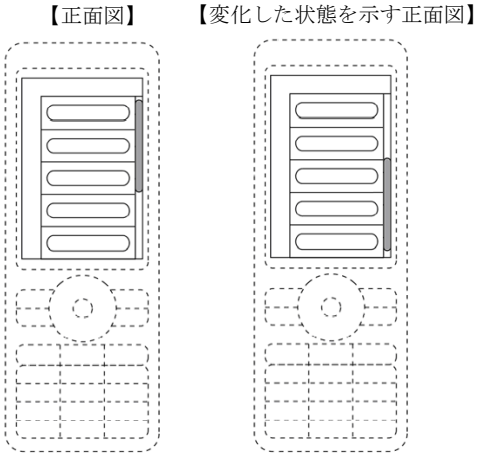

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【意匠に係る物品】携帯電話機
【意匠に係る物品の説明】（略）正面図及び変化した状態を示す正面図に表された画像は、通話機能を発揮できる状態にするために、住所録から通話先を選択する操作のための画像である。画像部の右端のスクロールバー部分は上下に動くものである。

【複数の画像が一意匠として認められる例５】

【表示部拡大図】

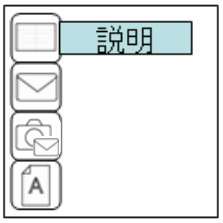

【変化後を示す表示部拡大図】

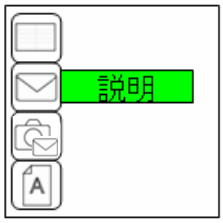

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【意匠に係る物品】携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】（略）表示部拡大図及び変化後を示す表示部拡大図に表された画像は、携帯電話機のメール機能を発揮できる状態にするために用いることができる。表示部拡大図及び変化後を示す表示部拡大図に示したように、それぞれの操作用図形等が指定されると、当該操作用図形等の説明も連動して移動する。

【複数の画像が一意匠として認められる例６】

【表示部拡大図】

【変化後を示す表示部拡大図】

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【意匠に係る物品】音楽再生機付き携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】（略）表示部拡大図及び変化後を示す表示部拡大図に表された画像は、携帯電話機の音楽再生機能を発揮できる状態にするために、いずれの情報に基づき再生を始めるかを選択するために用いる。表示部拡大図及び変化後を示す表示部拡大図に示したように、それぞれの操作用図形等が指定されると、当該操作用図形等の説明も連動して変化する。

(b)同一の図形等の増減

同一の図形等が、画像内で連続的に増減（現出、消失）するもの。

【複数の画像が一意匠として認められる例７】

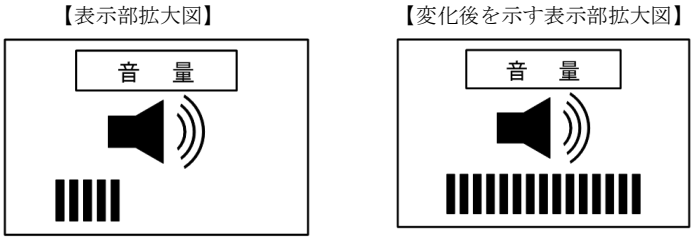

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【意匠に係る物品】音楽再生機

【意匠に係る物品の説明】（略）表示部拡大図及び変化後を示す表示部拡大図に表された画像は、音量調節に用いられる。音量調節ダイヤルの操作に連動して、レベルゲージが変化し、現在の音量レベルを表示する。

(c)画像内のレイアウト変更

機器の使用状態に応じて図形等の配置の向きや縦横比を変更するもの。図形等が、それ自体はほとんど形状変化を伴わずに、画像内で配置を変更するもの。

【複数の画像が一意匠として認められる例８】

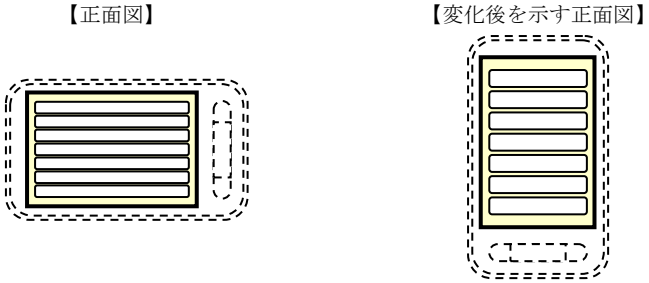

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【意匠に係る物品】携帯情報端末機

【意匠に係る物品の説明】（略）正面図に表された画像は、本物品の有する複数の機能の中から特定の機能を選択するメニュー画面である。本物品を９０度回転させると、変化後を示す正面図に表された画像のように、物品の向きに応じた方向に各アイコンの配置が変更される。

【複数の画像が一意匠として認められる例９】

【正面図】

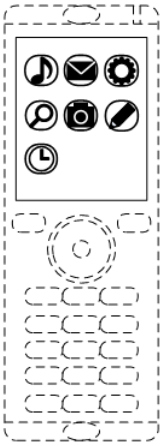

【変化後を示す正面図】

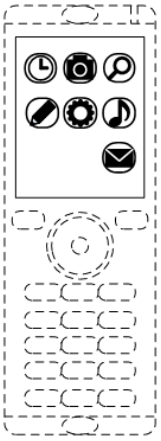

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【意匠に係る物品】携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】（略）正面図に表された画像は、本物品の有する複数の機能の中から特定の機能を選択するメニュー画面である。各アイコンの配置は、変化後を示す正面図のように変更することができる。

(d) 画像又は図形等自体の漸次的な変化

遷移前の画像の一部を残しつつ新たな画像が漸次的に現れ、最終的に新たな画像に遷移するもの。変化の最初と最後では図形等の形態が異なるものの、その変化途中の画像の開示によって、当該図形等が漸次的に変化すると認められるもの。

【複数の画像が一意匠として認められる例１０】

【表示部拡大図】

【表示部拡大図２】

【表示部拡大図３】

【表示部拡大図４】

【表示部拡大図５】

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【意匠に係る物品】携帯情報端末機

【意匠に係る物品の説明】（略）表示部に表された画像は、本物品の有する複数の機能の中から特定の機能を選択するメニュー画面である。表示部拡大図５に表された画像は、音楽再生機能のための画像で、再生するアルバムを選択する操作を行う。表示部拡大図２から表示部拡大図５は、表示部に表されたメニュー画面の中から、音楽再生用アイコンを選択した際の画像の変化を表したものであり、メニュー画面の右下からページをめくるようにアルバム選択画面があらわれる。

(e) 共通モチーフの連続的使用

画像のヘッダー部分や背景に同一の図形等からなる共通のモチーフが連続的に使用されているもの。

【複数の画像が一意匠として認められる例１１】

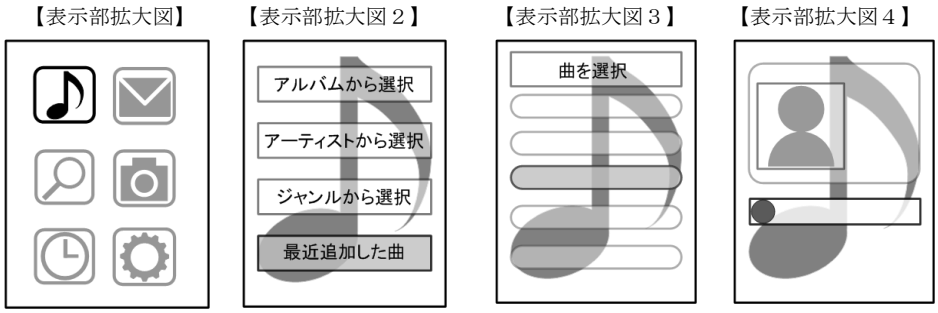

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【意匠に係る物品】携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】（略）表示部に表された画像は、本物品の有する複数の機能の中から特定の機能を選択するメニュー画面である。表示部画像中のアイコンを選択することにより、音楽再生機能のための画像へ遷移し、再生する音楽を選択する操作を順次行う。表示部拡大図４は、選択した音楽の再生進行状況を表示する画像である。

音符のモチーフが共通し、形態的関連性が認められる。操作画像から、物品の有する機能を果たすために必要な表示画像への変化も一意匠と認められる。

(f) 追加的な図形等の展開

操作に連動して、画像内に新たな図形等が出現又は消失するもの。（例えば、プルダウンメニュー、サブメニュー、サブウインドウの展開、アイコン等に関連したポップアップ表示の現出又は消失。）

【複数の画像が一意匠として認められる例１２】

【正面図】　　【変化後の状態を示す正面図】

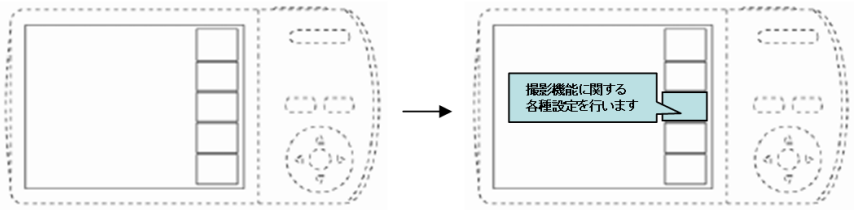

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【意匠に係る物品】携帯情報端末

【意匠に係る物品の説明】（略）正面図に表された画像は、撮影機能のためにカメラの起動や、設定を行う操作に用いる。変化後の状態を示す正面図に示したように、いずれかの操作用図形等を指定した状態で一定時間が過ぎると、当該操作用図形等により設定できる内容についてふきだし状の説明が表示される。

74.7.1.5　複数の画像が一意匠として認められないもの

物品の異なる機能のための複数の画像や、形態的な関連性の認められない複数の画像については、これら複数の画像を含んだ状態で一つの意匠とは認められない。

一意匠とは認められない複数の画像を含む意匠に対しては、意匠法第７条の要件を満たさないものと認められる。なお、一意匠として認められない画像を表す図のうち、意匠の理解を助けるために用いることのできるものについては、参考図とすることが認められる。

74.7.1.5.1　物品の異なる機能のための複数の画像

物品の異なる機能のための複数の画像を含む意匠は、一意匠とは認められない。

【異なる機能のため、複数の画像が一意匠として認められない例１】

【表示部拡大図】　　【変化後を示す表示部拡大図】

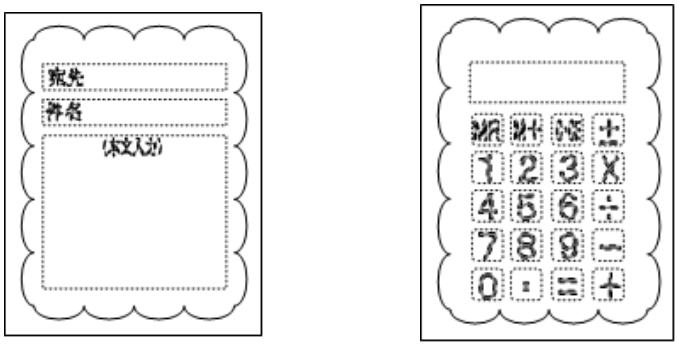

変化前の画像は、メール機能のための画像であるのに対し、変化後の画像は電卓機能のための画像であって、物品の同一機能のための画像とは認められない。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【意匠に係る物品】携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】（略）表示部に表された画像は、メール作成のための入力操作に用いる。変化後を示す表示部拡大図に表された画像は、電卓機能のために用いられる画像で、ボタンを選択することにより計算を行う。

【異なる機能のため、複数の画像が一意匠として認められない例２】

【画像図】　　【変化後を示す画像図】

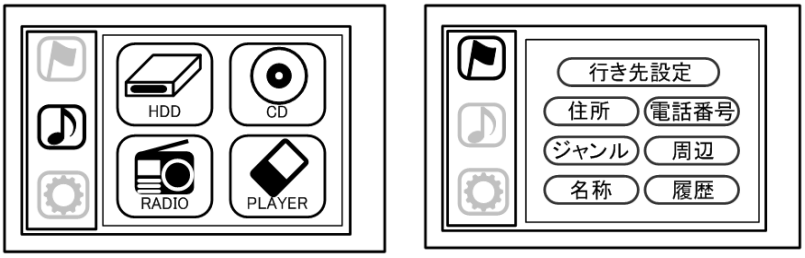

変化前の画像は、音楽再生機能のための画像であるのに対し、変化後の画像は経路誘導機能のための画像であって、物品の同一機能のための画像とは認められない。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【意匠に係る物品】経路誘導表示機

【意匠に係る物品の説明】（略）画像図に表された画像は、再生する音楽の音源を選択する操作を行うものである。左側のメニュー部の旗のアイコンを選択することにより、変化後を示す画像図に表された画像のように、経路誘導のための行き先設定の画像へ変化する。

74.7.1.5.2　形態的な関連性がない複数の画像

変化の前後の画像の図形等に共通性がない（又は共通性が極めて小さい）場合等、変化の前後の画像の形態にまとまりがない場合には、形態的関連性が認められず、一意匠とは認められない。

【形態的な関連性がなく、複数の画像が一意匠として認められない例１】

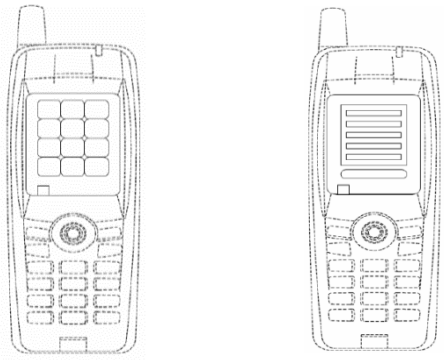

【正面図】　　【変化後を示す正面図】

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【意匠に係る物品】携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】（略）正面図及び変化後を示す正面図に表された画像は、通話先の選択方法を選択するための操作に用いる。正面図の右の列の最も下のボタンを押すと、変化後を示す正面図に示すようにリスト表示に切り替わる。

※変化後を示す正面図は、参考図として残すことも認められる。

【形態的な関連性がなく、複数の画像が一意匠として認められない例２】

【表示部部分拡大図】　　【変化した状態の表示部部分拡大図】

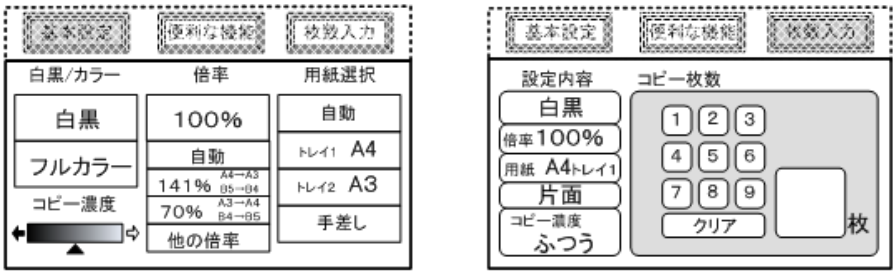

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

意匠登録を受けようとする部分について、変化前後の画像に共通する要素がなく、まとまりに欠け、形態的関連性が認められない。

【意匠に係る物品】複写機

【意匠に係る物品の説明】（略）正面図及び表示部部分拡大図、変化した状態の表示部部分拡大図に表された画像は、複写のための各種設定を行うものである。

74.8　画像を含む組物の意匠

画像を含む組物の意匠は、全体意匠として出願された場合のみ保護対象となる。判断基準については、全体意匠に関しては第７部「個別の意匠登録出願」第２章「組物の意匠」、部分意匠に関しては第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」71.8「組物の意匠に係る部分意匠」を参照されたい。

74.9　画像を含む意匠の意匠登録出願に関する意匠法第９条及び第１０条の規定

判断基準については、全体意匠に関しては第６部「先願」及び第７部「個別の意匠登録出願」第３章「関連意匠」、部分意匠に関しては第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」71.9「部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第９条及び第１０条の規定」を参照されたい。

なお、静止画像と変化する画像との類否判断及び変化する画像同士の類否判断は、変化する画像の変化の前後の態様も含めて総合的に観察して行う。

74.10　画像を含む意匠の意匠登録出願に関する要旨の変更

判断基準については、全体意匠に関しては第８部「願書・図面等の記載の補正」第２章「補正の却下」、部分意匠に関しては第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」71.10「部分意匠の意匠登録出願に関する要旨の変更」を参照されたい。

74.11　画像を含む意匠に関する分割

判断基準については、全体意匠に関しては第９部「特殊な意匠登録出願」第１章「意匠登録出願の分割」、部分意匠に関しては第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」71.11「部分意匠の意匠登録出願に関する分割」を参照されたい。

74.12　特許出願又は実用新案登録出願から画像を含む意匠登録出願への出願の変更

判断基準については、全体意匠に関しては第９部「特殊な意匠登録出願」第２章「出願の変更」、部分意匠に関しては第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」71.12「特許出願又は実用新案登録出願から部分意匠の意匠登録出願への出願の変更」を参照されたい。

74.13　パリ条約による優先権等の主張を伴う画像を含む意匠の意匠登録出願

判断基準については、全体意匠に関しては第１０部「パリ条約による優先権等の主張の手続」、部分意匠に関しては第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」71.13「パリ条約による優先権等の主張を伴う部分意匠の意匠登録出願」を参照されたい。

第８部　願書・図面等の記載の補正

第１章　補正

81　関連条文

意匠法

第六十条の二十四　意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続をした者は、事件が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、その補正をすることができる。

第六十八条

（第１項及び第３項以下略）

２　特許法第六条から第九条まで、第十一条から第十六条まで、第十七条第三項及び第四項、第十八条から第二十四条まで並びに第百九十四条（手続）の規定は、意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続に準用する。この場合において、同法第九条中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判若しくは補正却下決定不服審判」と、同法第十四条中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と読み替えるものとする。

特許法

第十七条

（第１項及び第２項略）

３　特許庁長官は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる。

一　手続が第七条第一項から第三項まで又は第九条の規定に違反しているとき。

二　手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。

三　手続について第百九十五条第一項から第三項までの規定により納付すべき手数料を納付しないとき。

４　手続の補正（手数料の納付を除く。）をするには、次条第二項に規定する場合を除き、手続補正書を提出しなければならない。

81.1　補正とは

補正とは、出願に関する書類等について法律又は所定の様式に照らして誤記や不明瞭な記載などの記載不備がある場合に、出願人が自発的に、あるいは特許庁長官又は審判長の命令に基づいて、その記載不備を治癒するために出願後に当該出願書類等を訂正又は補充する手続行為をいう。

補正は、先願主義のもとで手続の円滑な進行を図るために、一定の制限の範囲内で出願人に法律上認められた手続行為であり、出願人が適法な手続補正書を提出（意匠法第６８条第２項で準用する特許法第１７条第４項）することによって、書類等は出願当初から補正後の状態で提出されたものとして取り扱われることになる。

ただし、補正はそのような効果を生じるものであることから、出願当初に記載

されていた内容を自由に補正することができるとすると、先願主義の趣旨に反し、第三者に不測の不利益を与えることとなるため、内容的な制限と時間的な制限が課せられている。

81.1.1　補正の内容的制限

補正は、出願当初の書類等の誤記や不明瞭な記載などの訂正又は補充にとどまるものであるから、願書の記載又は願書に添付した図面等についてした補正がこれらの要旨を変更するものであってはならない。

81.1.2　補正の時間的制限

意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続をした者は、事件が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、その補正をすることができる。

第２章　補正の却下

82　関連条文

意匠法

第十七条の二　願書の記載又は願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本についてした補正がこれらの要旨を変更するものであるときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

２　前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付さなければならない。

３　第一項の規定による却下の決定があつたときは、決定の謄本の送達があつた日から三月を経過するまでは、当該意匠登録出願について査定をしてはならない。

４　審査官は、意匠登録出願人が第一項の規定による却下の決定に対し補正却下決定不服審判を請求したときは、その審判の審決が確定するまでその意匠登録出願の審査を中止しなければならない。

82.1　補正の却下とは

意匠法第１７条の２の規定による補正の却下とは、事件が審査、審判又は再審に係属している場合に、願書の記載又は願書に添付した図面等についてした補正がこれらの要旨を変更するものであるとき､決定をもってその補正を却下することをいう。

82.1.1　意匠の要旨と意匠の要旨の認定

願書の記載及び願書に添付した図面等は、登録意匠の範囲を定める基となる美的創作として出願された意匠の内容を表しており、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、願書の記載及び願書に添付した図面等から直接的に導き出される具体的な意匠の内容を、意匠の要旨といい、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、願書の記載及び願書に添付した図面等から直接的に意匠の要旨を導き出すことを意匠の要旨の認定という。

82.1.2　要旨の変更

82.1.2.1　要旨を変更するものとなる補正の類型

願書の記載又は願書に添付した図面等にした補正が、以下のいずれかに該当する場合は、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものである。

82.1.2.1.1　その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものと認められる場合

出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等からその意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当

然に導き出すことができる意匠の同一の範囲を超えて変更する補正を認めることは、先願主義の趣旨に反し第三者に不測の不利益を与えることになるという観点から、このような補正は、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものと認める。

なお、同一の範囲とは、意匠の要旨についての同一の範囲を指すものであって、類似の概念を含まない。

82.1.2.1.2　出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものと認められる場合

出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても意匠法第３条第１項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当せず、意匠の要旨を特定することができないものを、工業上利用することができる意匠とする補正、すなわち、出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとする補正を認めることは、上記と同様に、先願主義の趣旨に反し第三者に不測の不利益を与えることになるという観点から、このような補正も、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものと認める。

82.1.2.1.3　意匠登録を受けようとする範囲を変更する場合

出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等において開示していない範囲を、意匠登録を受けようとする範囲とする補正、すなわち、意匠登録を受けようとする範囲を変更する補正は意匠の要旨を変更するものである。

（ただし、他の図と同一又は対称であることを理由に省略する旨記載した場合を除く）

出願当初の願書及び願書に添付された図面により意匠登録を受けようとする範囲であることが示唆されており、形状についても示されている場合は、当該範囲を補正により追加しても意匠の要旨を変更するものではない。

82.1.2.2　要旨を変更するものとはならない補正の類型

出願当初と補正後の各々の意匠について比較を通じた判断において、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、当該補正が以下のいずれかに該当する場合は、当該補正は出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものではない。

82.1.2.2.1　その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲のものに訂正する場合

出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等に、誤記や不明瞭な記載などの記載不備を有していたとしても、その記載不備が、願書やその添付図面作成上の誤記や不手際ないし作図上の制約から生ずるものであることが、総合的に判断して明らかであり、また、その意匠の属する分野における通常の知識に基づけば、当然に不備のない記載を直接的に導き出すことができるときに、不備のない記載に訂正する補正は、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものではない。（第２部「意匠登録の要件」第１章「工業上利用することができる意匠」21.1.2「意匠が具体的なものであること」参照）

82.1.2.2.2　意匠の要旨の認定に影響を及ぼさない程度の微細な部分の記載不備を不備のない記載に訂正する場合

出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等に、誤記や不明瞭な記載などの記載不備を有している場合であって、総合的に判断してもいずれが正しいのか判断することが不可能なときであっても、その記載不備が、意匠の要旨の認定に影響を及ぼさない程度の微細な部分についての記載不備と認められるときに、不備のない記載に訂正する補正は、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものではない。（第２部「意匠登録の要件」第１章「工業上利用することができる意匠」21.1.2「意匠が具体的なものであること」参照）

第９部　特殊な意匠登録出願

第１章　意匠登録出願の分割

91　関連条文

意匠法

第十条の二　意匠登録出願人は、意匠登録出願が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、二以上の意匠を包含する意匠登録出願の一部を一又は二以上の新たな意匠登録出願とすることができる。

２　前項の規定による意匠登録出願の分割があつたときは、新たな意匠登録出願は、もとの意匠登録出願の時にしたものとみなす。ただし、第四条第三項並びに第十五条第一項において準用する特許法第四十三条第一項及び第二項（これらの規定を第十五条第一項において準用する同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この限りでない。

３　第一項に規定する新たな意匠登録出願をする場合には、もとの意匠登録出願について提出された書面又は書類であつて、新たな意匠登録出願について第四条第三項又は第十五条第一項において準用する特許法第四十三条第一項及び第二項（これらの規定を第十五条第一項において準用する同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定により提出しなければならないものは、当該新たな意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

91.1　意匠法第１０条の２の規定

意匠登録出願の分割とは、二以上の意匠を包含する意匠登録出願の一部を一又は二以上の新たな意匠登録出願とすることをいう。

意匠登録出願の分割は、誤って二以上の意匠を一出願に包含させたまま意匠登録出願をした場合に、適法な手続をしたときに限り、新たな意匠登録出願は、もとの意匠登録出願の時にしたものとみなされる。

なお、ここでいう新たな意匠登録出願には、国際意匠登録出願の分割による新たな意匠登録出願を含む。

91.1.1　意匠登録出願の分割の要件

分割による新たな意匠登録出願が、もとの意匠登録出願の時にしたものとみなされるためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

（１）意匠登録出願が審査、審判又は再審に係属していること

分割の手続は、意匠登録出願が審査、審判又は再審に係属中にしなければならない。すなわち、意匠登録出願の放棄、取下げ、却下又は査定若しくは審決の確定の後（再審に係属している場合を除く。）は、意匠登録出願の分割をすることができない。

（２）意匠登録出願人が同一であること

分割による新たな意匠登録出願の出願人は、もとの意匠登録出願の出願人と同一でなければならない。ただし、もとの意匠登録出願人から新

たな意匠登録出願人へ、意匠登録を受ける権利の承継が適法になされている場合は同一であると認める。

（３）二以上の意匠が包含されている意匠登録出願についての分割であること

意匠登録出願に二以上の意匠が包含されているとは、願書及び願書に添付した図面等に二以上の意匠が表されている場合をいう。例えば、願書の「意匠に係る物品」の欄に二以上の物品を並列して記載した場合、あるいは願書に添付した図面等に二以上の形態を表している場合など（第５部「一意匠一出願」51.1.2 「意匠法第７条に規定する要件を満たさないものの例」参照）が該当する。

（４）分割による新たな意匠登録出願に係る意匠は、もとの意匠登録出願に包含されていた二以上の意匠のうちいずれかと同一の意匠であること

91.1.2　適法な意匠登録出願の分割の手続とは認められない場合の例

（１）意匠ごとに出願され、意匠法第７条に規定する要件を満たしている意匠登録出願を、その物品を構成する部品ごとに分割した場合

（２）意匠法第８条に規定する要件を満たしている組物の意匠の意匠登録出願を、構成物品ごとに分割した場合

（３）分割による新たな意匠登録出願が、もとの意匠登録出願の最初の願書の記載及び願書に添付した図面等により表された意匠の範囲外のものを要旨とするとき、つまり、新たな意匠登録出願に表された意匠がもとの意匠登録出願に包含されていた二以上の意匠のいずれからみても要旨を変更するものである場合

91.1.3　分割の要件を満たさない新たな意匠登録出願の取扱い

新たな意匠登録出願は、もとの意匠登録出願の時にしたものとはみなさず、分割のあった時にしたものとして取り扱う。

91.1.4　分割による新たな意匠登録出願について意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合、又はパリ条約による優先権等を主張しようとする場合の提出書面について

分割による新たな意匠登録出願をする場合には、もとの意匠登録出願について提出された書面又は書類であって、意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続きに必要な書面（意匠法第４条第３項の規定により提出しなければならない書面）又はパリ条約による優先権を主張しようとする場合（パリ条約の例による場合も含む。）の手続きに必要な書面（意匠法第１５条第１項において準用する特許法第４３条第１項及び第２項、あるいは特許法第４３条の３第３項の規定により提出しなければならない書面）は、意匠法第１０条の２第３項の規定により当該新たな意匠登録出

願をすると同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

第２章　出願の変更

92　関連条文

意匠法

第十三条　特許出願人は、その特許出願を意匠登録出願に変更することができる。ただし、その特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三月を経過した後は、この限りでない。

２　実用新案登録出願人は、その実用新案登録出願を意匠登録出願に変更することができる。

３　第一項ただし書に規定する期間は、特許法第四条の規定により同法第百二十一条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

４　第一項又は第二項の規定による出願の変更があつたときは、もとの出願は、取り下げたものとみなす。

５　特許出願人は、その特許出願について仮専用実施権を有する者があるときは、その承諾を得た場合に限り、第一項の規定による出願の変更をすることができる。

６　第十条の二第二項及び第三項の規定は、第一項又は第二項の規定による出願の変更の場合に準用する。

92.1　意匠法第１３条の規定

出願の変更とは、出願の内容の変更ではなく、もとの特許出願又は実用新案登録出願と変更された後の意匠登録出願との間の出願の形式の変更である。なお、これらの変更があったときは、新たな意匠登録出願は、もとの特許出願又は実用新案登録出願の時にしたものとみなされ、もとの特許出願又は実用新案登録出願は取り下げたものとみなされる。

92.1.1　意匠登録出願への変更の要件

変更による新たな意匠登録出願が、もとの特許出願又は実用新案登録出願の時にしたものとみなされるためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

（１）特許出願から意匠登録出願への変更の場合は、もとの特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があった日から３か月以内であること

（２）実用新案登録出願から意匠登録出願への変更の場合は、もとの実用新案登録出願が特許庁に係属していること

（３）変更による新たな意匠登録出願の出願人と、もとの特許出願人又はもとの実用新案登録出願人とは同一であること

ただし、もとの特許出願人あるいは実用新案登録出願人から新たな意匠登録出願人へ、意匠登録を受ける権利の承継が適法になされている場合は同一であると認める。

（４）もとの特許出願又は実用新案登録出願の最初の明細書及び図面中に、変更による新たな意匠登録出願の意匠が明確に認識し得るように具体的に記載されていること
（５）変更による新たな意匠登録出願の意匠が、もとの特許出願又は実用新案登録出願の最初の明細書及び図面に表された意匠と同一であること

92.1.2　適法な意匠登録出願への変更の手続とは認められない場合の例

（１）もとの特許出願又は実用新案登録出願の最初の明細書及び図面中に、変更による新たな意匠登録出願の意匠が明確に認識し得るような具体的な記載がない場合
（２）変更による新たな意匠登録出願の意匠が、もとの特許出願又は実用新案登録出願の最初の明細書及び図面に明確に認識し得るような具体的な記載により表された意匠と同一でないと認められる場合
（３）変更による新たな意匠登録出願の意匠が、もとの特許出願又は実用新案登録出願の最初の明細書及び図面の記載以外のものを付加した場合

92.1.3　変更の要件を満たさない新たな意匠登録出願の取扱い

新たな意匠登録出願は、もとの特許出願又は実用新案登録出願の時にしたものとはみなさず、変更のあった時にしたものとして取り扱う。

92.1.4　変更による新たな意匠登録出願について意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合、又はパリ条約による優先権等を主張しようとする場合の提出書面について

変更による新たな意匠登録出願をする場合には、もとの特許出願又は実用新案登録出願について提出された書面又は書類であって、意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続きに必要な書面（意匠法第４条第３項の規定により提出しなければならない書面）又はパリ条約による優先権を主張しようとする場合（パリ条約の例による場合も含む。）の手続きに必要な書面（意匠法第１５条第１項において準用する特許法第４３条第１項及び第２項、あるいは特許法第４３条の３第３項の規定により提出しなければならない書面）は、意匠法第１３条第６項で準用する意匠法第１０条の２第３項の規定により当該新たな意匠登録出願をすると同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

第３章　特許協力条約に基づく国際出願に係る出願の変更の特例

93　関連条文

意匠法

第十三条の二　特許法第百八十四条の三第一項又は第百八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願の意匠登録出願への変更については、同法第百八十四条の六第二項の日本語特許出願にあつては同法第百八十四条の五第一項、同法第百八十四条の四第一項の外国語特許出願にあつては同項又は同条第四項及び同法第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、同法第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後（同法第百八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後）でなければすることができない。

２　実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）第四十八条の三第一項又は第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願の意匠登録出願への変更については、同法第四十八条の五第四項の日本語実用新案登録出願にあつては同条第一項、同法第四十八条の四第一項の外国語実用新案登録出願にあつては同項又は同条第四項及び同法第四十八条の五第一項の規定による手続をし、かつ、同法第五十四条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後（同法第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後）でなければすることができない。

93.1　特許協力条約に基づく国際出願に係る出願の変更の特例の取扱い

特許協力条約の規定に基づく国際出願日が認められた国際出願であって、指定国に日本国を含むものは、国際出願日にされた特許出願あるいは実用新案登録出願とみなされる。

これらからの意匠登録出願への変更は、もとの出願が日本語でされた国際特許出願（国際実用新案登録出願）の場合には、出願人の氏名・住所、発明者（考案者）の氏名・住所、国際出願日等を記載した書面の提出をし、かつ納付すべき手数料を納付した後でなければすることができず、また外国語でされた国際特許出願（国際実用新案登録出願）の場合には、前記書面及び明細書、請求の範囲の日本語による翻訳文を提出し、かつ納付すべき手数料を納付した後でなければすることができない。

第４章　補正後の意匠についての新出願

94　関連条文

意匠法

第十七条の三　意匠登録出願人が前条第一項の規定による却下の決定の謄本の送達があつた日から三月以内にその補正後の意匠について新たな意匠登録出願をしたときは、その意匠登録出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなす。

２　前項に規定する新たな意匠登録出願があつたときは、もとの意匠登録出願は、取り下げたものとみなす。

３　前二項の規定は、意匠登録出願人が第一項に規定する新たな意匠登録出願について同項の規定の適用を受けたい旨を記載した書面をその意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出した場合に限り、適用があるものとする。

94.1　意匠法第１７条の３の規定

補正の却下の決定があった補正後の意匠についての新たな意匠登録出願は、補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなされ、もとの意匠登録出願は取り下げたものとみなされる。

94.1.1　補正の却下の決定があった補正後の意匠についての新たな意匠登録出願の要件

補正の却下の決定があった補正後の意匠についての新たな意匠登録出願が、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなされるためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

（１）補正の却下の決定があった補正後の意匠について、新たな意匠登録出願としていること

（２）新たな意匠登録出願が、補正の却下の決定について謄本の送達があった日から３か月以内にされていること

（３）新たな意匠登録出願が意匠法施行規則第２条第４項に規定する様式第５により出願されていること

第１０部　パリ条約による優先権等の主張の手続

101　関連条文

意匠法

第十五条　特許法第三十八条（共同出願）、第四十三条第一項から第四項まで、第八項及び第九項（パリ条約による優先権主張の手続）並びに第四十三条の三（パリ条約の例による優先権主張）の規定は、意匠登録出願に準用する。この場合において、同法第四十三条第一項中「経済産業省令で定める期間内」とあるのは「意匠登録出願と同時」と、同条第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月」とあるのは「意匠登録出願の日から三月」と、同条第八項中「第六項の規定による通知を受けた者」とあるのは「第二項に規定する書類を提出する者」と、「前項」とあるのは「同項」と、同法第四十三条の三第三項中「前二条」とあるのは「第四十三条」と読み替えるものとする。

（第２項以下略）

特許法

第四十三条　パリ条約第四条Ｄ（１）の規定により特許出願について優先権を主張しようとする者は、その旨並びに最初に出願をし若しくは同条Ｃ（４）の規定により最初の出願とみなされた出願をし又は同条Ａ（２）の規定により最初に出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国の国名及び出願の年月日を記載した書面を経済産業省令で定める期間内に特許庁長官に提出しなければならない。

２　前項の規定による優先権の主張をした者は、最初に出願をし、若しくはパリ条約第四条Ｃ（４）の規定により最初の出願とみなされた出願をし、若しくは同条Ａ（２）の規定により最初に出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国の認証がある出願の年月日を記載した書面、その出願の際の書類で明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲及び図面に相当するものの謄本又はこれらと同様な内容を有する公報若しくは証明書であつてその同盟国の政府が発行したものを次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月以内に特許庁長官に提出しなければならない。

一　当該最初の出願若しくはパリ条約第四条Ｃ（４）の規定により当該最初の出願とみなされた出願又は同条Ａ（２）の規定により当該最初の出願と認められた出願の日

二　その特許出願が第四十一条第一項の規定による優先権の主張を伴う場合における当該優先権の主張の基礎とした出願の日

三　その特許出願が前項、次条第一項（第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による他の優先権の主張を伴う場合における当該優先権の主張の基礎とした出願の日

３　第一項の規定による優先権の主張をした者は、最初の出願若しくはパリ条約第四条Ｃ（４）の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条Ａ（２）の規定により最初の出願と認められた出願の番号を記載した書面を前項に規定する書類とともに特許庁長官に提出しなければならない。ただし、同項に規定する書類の提出前にその番号を知ることができないときは、当該書面に代えてその理由を記載した書面を提出し、かつ、その番号を知つたときは、遅滞なく、その番号を記載した書面を提出しなければならない。

４　第一項の規定による優先権の主張をした者が第二項に規定する期間内に同項に規定する書類を提出しないときは、当該優先権の主張は、その効力を失う。

（第５項ないし第７項略）

８　第六項の規定による通知を受けた者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内に第二項に規定する書類又は第五項に規定する書面を提出することができないときは、前項の規定にかかわらず、経済産業省令で定める期間内に、その書類又は書面を特許庁長官に提出することができる。

９　第七項又は前項の規定により第二項に規定する書類又は第五項に規定する書面の提出があつたときは、第四項の規定は、適用しない。

特許法

第四十三条の三　次の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる国においてした出願に基づく優先権は、パリ条約第四条の規定の例により、特許出願について、これを主張することができる。

日本国民又はパリ条約の同盟国の国民（パリ条約第三条の規定により同盟国の国民とみなされる者を含む。次項において同じ。）	世界貿易機関の加盟国
世界貿易機関の加盟国の国民（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Ｃ第一条３に規定する加盟国の国民をいう。次項において同じ。）	パリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国

２　パリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国のいずれにも該当しない国（日本国民に対し、日本国と同一の条件により優先権の主張を認めることとしているものであつて、特許庁長官が指定するものに限る。以下この項において「特定国」という。）の国民がその特定国においてした出願に基づく優先権及び日本国民又はパリ条約の同盟国の国民若しくは世界貿易機関の加盟国の国民が特定国においてした出願に基づく優先権は、パリ条約第四条の規定の例により、特許出願について、これを主張することができる。

３　前二条の規定は、前二項の規定により優先権を主張する場合に準用する。

ジュネーブ改正協定：第６条(1)、(2)

101.1　パリ条約による優先権等の主張の効果

パリ条約による優先権の主張の効果については、パリ条約第４条Ｂで、同盟国の一国への最初の出願の日から他の同盟国への優先権の主張を伴う後の出願の日までの期間内にされた他の出願又は公知の事実等によって、後の出願が不利な取扱いを受けない旨規定されている。

これに基づき、優先権の主張を伴った意匠登録出願についての新規性（意匠法第３条第１項）、創作非容易性（意匠法第３条第２項）、先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外（意匠法第３条の２）、先願（意匠法第９条）及び関連意匠（意匠法第１０条）に関する審査においては、優先権の基礎となる第一国への最初の出願の日をその判断の基準日として取り扱う。すなわち、優先権の主

張を伴った意匠登録出願の意匠と同一又は類似する意匠に係る他の意匠登録出願が優先期間内にあっても、その意匠登録出願は優先権の主張を伴った出願の後願として取り扱い、また優先期間内に当該意匠の新規性を喪失するような事実が発生しても､拒絶の理由の根拠とされることはない。

なお、我が国においては、パリ条約の同盟国の国民に加え、意匠法第１５条第１項で準用する特許法第４３条の３の規定により、世界貿易機関の加盟国の国民又はパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国のいずれにも該当しない国（日本国民に対し、日本国と同一の条件により優先権の主張を認めることとしているものであって、特許庁長官が指定するものに限る。）の国民に対しても、パリ条約の例により優先権の主張が認められ、その効果については、パリ条約による優先権の主張の場合と同様である。

101.1.1　パリ条約による優先権等を主張するための手続

パリ条約第４条Ｄ(1)の規定により意匠登録出願について優先権を主張しようとする者は、意匠法第１５条第１項において準用する特許法第４３条第１項、第２項及び第３項に規定する手続をしなければならない。

なお、パリ条約の例による優先権主張の手続についても、パリ条約による優先権主張の場合と同様である。(意匠法第１５条第１項において準用する特許法第４３条の３第３項)

101.1.2　パリ条約による優先権等を主張する場合の優先期間

意匠登録出願又は実用新案登録出願に基づくパリ条約による優先権を主張して我が国へ意匠登録出願をする場合の優先期間は、６か月である。(パリ条約第４条Ｃ(1)、パリ条約第４条Ｅ(1))

なお、パリ条約の例による優先期間についても、パリ条約による優先期間と同様である。(意匠法第１５条第１項において準用する特許法第４３条の３第２項)

101.2　パリ条約による優先権等の主張の効果が認められるための要件

パリ条約による優先権の主張の効果が認められるためには、パリ条約で定められた以下のすべての要件を満たさなければならない。

（１）優先権の基礎となる第一国への出願は、いずれかの同盟国における正規にした最初の出願（ジュネーブ改正協定（注）に基づく国際出願（注）を含む。）であること

（パリ条約第４条Ａ(1)､パリ条約第４条Ａ(2)､パリ条約第４条Ａ(3)､パリ条約第４条Ｃ(4)　、ジュネーブ改正協定第６条(2)）

（２）我が国への意匠登録出願人は、優先権の基礎となる第一国への最初の出願をした者又はその承継人であって、条約の利益を享受することができる者であること
（パリ条約第２条、パリ条約第３条、パリ条約第４条Ａ(1)）

（３）優先権の基礎となる第一国への最初の出願は、意匠登録出願又は実用新案登録出願であること
（パリ条約第４条Ｅ(1)）

（４）我が国への意匠登録出願は、第一国への最初の出願の日から６か月以内になされているものであること
（パリ条約第４条Ｃ(1)、パリ条約第４条Ｅ(1)）

（５）第一国への最初の出願に基づいて優先権の申立てがなされているものであること
（パリ条約第４条Ｄ）

（６）我が国への意匠登録出願の意匠は、優先権の基礎となる第一国への最初の出願の意匠と同一であること
（パリ条約第４条Ａ(1)、パリ条約第４条Ｂ）

（注）
「ジュネーブ改正協定」及び「国際出願」については、第１１部「国際意匠登録出願」を参照されたい。以下同じ。

なお、パリ条約の例による優先権の主張の効果が認められるための要件についても、パリ条約による優先権の主張の効果が認められるための要件と同様である。（意匠法第１５条第１項において準用する特許法第４３条の３第２項）

101.3　パリ条約による優先権主張の認否における「意匠の同一」の基本的な考え方

（１）意匠の表現形式にかかわらず優先権証明書の中に我が国への意匠登録出願の意匠と実質的に同一の意匠が示されていればよい。（意匠審査便覧１５．０７）

（２）優先権証明書の中に我が国への意匠登録出願の意匠が示されているか否かは、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、優先権証明書全体の記載内容を総合的に判断することにより行う。

（３）優先権証明書に記載された意匠の認定（意匠に係る物品、物品の形状、模様、色彩、意匠登録を受けようとする部分の意匠全体に対する位置・大きさ・範囲等）は、第一国（最初に出願した国）の法令等も考慮して行う。

101.3.1　意匠に係る物品の欄の記載について

原則的に、優先権証明書に記載された意匠と我が国への意匠登録出願の意匠が、同一と認められるためには、両意匠に係る物品も同一でなければならない。

ただし、願書の意匠に係る物品の名称等として求められるものは各国で大きく異なることから、優先権証明書に記載された意匠に係る物品の名称等と、我が国への意匠登録出願に係る意匠の「意匠に係る物品」の名称とが相違する場合であっても、その相違が、各国の法令等の相違によるやむを得ないものであると考えられる場合には、優先権証明書記載の意匠に係る物品と我が国への意匠登録出願の意匠に係る物品とは優先権の認否において同一と認められる。

101.3.1.1　優先権証明書記載の意匠について、優先権証明書の記載全体から総合的に判断してその意匠に係る物品の用途、機能が明らかな場合

我が国への意匠登録出願において、優先権証明書の記載全体から総合的に判断して明らかな用途、機能に応じた、別表第一の物品の区分又は同程度の物品の区分を記載した場合には、両意匠に係る物品は優先権の認否において同一と認められる。

【両意匠に係る物品が同一と認められる例】

【例１】優先権証明書の記載全体から総合的に判断して明らかな用途、機能に応じた、物品の区分を記載した場合

第一国出願:意匠に係る物品の名称等が「操作画面(原文:Graphical user interfaces)」で、図面には画像が表示部に表示された状態の携帯電話機の正面図が記載されている。

日本出願：意匠に係る物品が「携帯電話機」で、携帯電話機の表示部について意匠登録を受けようとする部分とする、部分意匠の出願である。表示部には、画像が表示されている。また、表示部以外の部分の形態は、優先権証明書記載の破線で表された携帯電話機の形態と一致している。

(説明)

諸外国では画像が用いられる物品を特定しなくても画像のみについて意匠登録を受けることができる場合があるため、優先権証明書記載の意匠に係る物品の名称等が物品を特定しないものであったとしても、特定の物品に表示させた場合の図が記載されている等、我が国への意匠登録出願の意匠に係る物品を優先権証明書の記載全体から総合的に判断して導き出せる場合には、優先権証明書記載の意匠に係る物品と我が国への意匠登録出願の意匠に係る物品は、優先権の認否において同一と認められる。

101.3.1.2　優先権証明書記載の意匠の意匠に係る物品の名称等が総括名称であって、用途、機能に対応する物品の区分が複数ある場合

優先権証明書に記載された意匠に係る物品の名称等が総括名称である場合、優先権証明書の記載全体から総合的に判断して導き出される複数の物品の区分のうち、一の物品の区分を我が国への意匠登録出願において記載した場合には、両意匠に係る物品は優先権の認否において同一と認められる。

【両意匠に係る物品が同一と認められる例】

【例２】優先権証明書の意匠に係る物品の名称等が総括名称であり、我が国の意匠登録出願の意匠に係る物品の欄の記載をその総括名称に含まれる別表第一の物品の区分と同程度の区分とした場合

第一国出願：意匠に係る物品の名称等が「容器（原文：bottle)」で、図面には一般的な飲料用のペットボトルの形態が記載されている。

日本出願：意匠に係る物品が「包装用容器」と記載されている。

101.3.2　一出願に含まれる意匠数について

諸外国において、一出願に含めることができる意匠の数、表し方についての手続規定は様々であるが、我が国の意匠制度に基づき優先権証明書から認定できる意匠ごとに出願を行った場合、１つの出願に含まれる意匠の数が相違したとしても、両意匠は優先権の認否において同一と認められる。

101.3.2.1　優先権証明書に複数の意匠が記載されている場合に、そのうちの一の意匠を我が国への意匠登録出願の意匠とした場合は、優先権の認否において同一と認められる。

101.3.2.2　優先権証明書に複数の意匠が記載されている場合に、全部又はその一部の構成物品について組物（意匠法第８条に規定する経済産業省令で定める別表第二に掲げる組物）の意匠として我が国への意匠登録出願の意匠とした場合は、優先権の認否において同一と認められる。

101.3.2.3　優先権証明書に記載された意匠と、優先権証明書に記載されていない意匠とを合わせて、組物の意匠として我が国への意匠登録出願の意匠とした場合は、同一と認められない。

101.3.2.4　複数の優先権主張に基づく意匠を組み合わせた意匠について、我が国への意匠登録出願に係る意匠とした場合は、同一と認められない。

複数の優先権証明書記載の意匠と我が国への出願に係る意匠をそれぞれ

対比すると、我が国の意匠登録出願の意匠はその何れの優先権証明書からも導き出すことができず、又、複数の第一国出願の意匠をそれぞれ個別に我が国への意匠登録出願することが可能であるので、それら複数の優先権証明書記載の意匠を組み合わせた意匠について、我が国への意匠登録出願に係る意匠とした場合は、同一と認められない。

【両意匠が同一と認められない例】

【例３】複数の優先権主張に基づく意匠を組み合わせた意匠について、我が国への意匠登録出願に係る意匠とした場合

第一国出願Ａ：ボールペンの蓋の意匠。
第一国出願Ｂ：ボールペン本体の意匠。
日本出願：第一国出願Ａと第一国出願Ｂとを組み合わせた、ボールペン（蓋＋本体）の意匠。

101.3.3　優先権証明書の添付図面において意匠登録を受けようとする意匠の物品全体の形態が表されていない場合について

諸外国においては、願書に添付した図面において意匠登録を受けようとする意匠に係る物品全体を開示する必要がない国等がある。

このため、優先権証明書に添付の図面において、意匠登録を受けようとする意匠に係る物品の全体の形態が表されていない場合については、開示された範囲及び図面における実線と破線を用いた描き分け、その他願書記載事項等を考慮した、第一国で意匠登録を受けようとする部分と、我が国の意匠登録出願において意匠登録を受けようとする部分とが一致する場合は、両意匠は優先権の認否において同一と認められる。

101.3.3.1　物品全体の形態が表された意匠を我が国への意匠登録出願の意匠とした場合

優先権証明書全体の記載を総合的に判断しても、第一国で意匠登録を受けようとする部分以外の部分を、我が国への意匠登録出願において意匠登録を受けようとする部分とした場合には、両意匠は、同一と認められない。

101.3.3.2　我が国への意匠登録出願に係る意匠を優先権証明書記載の意匠において具体的形態が表されていた部分について意匠登録を受けようとする部分とし、表されていない部分をそれ以外の部分とする部分意匠の出願とした場合

①優先権証明書の記載を総合的に判断しても、具体的形態が表されていた部分の物品全体に対する位置・大きさ・範囲を導き出すことができない場合には、両意匠は、同一の意匠とは認められない。

②優先権証明書記載の意匠について、形態が表されている部分の物品全体に対する位置・大きさ・範囲が優先権証明書の図面以外の記載

又は物品特性等によって総合的に判断して導き出すことができる場合には、両意匠は、優先権の認否において同一の意匠と認められる。

【両意匠が同一と認められる例】

【例４】第一国出願で表されていなかった部分を「意匠登録を受けようとする部分以外の部分」としたとき

第一国出願：折り畳み式の携帯電話機の意匠で、閉じた状態の形態を表す図面のみ記載されており、開いた状態の内側の形態は記載されていない。また、部分意匠の出願であるか否かの記載はない。

日本出願：開いた状態の内側を破線で表し、閉じた状態で表れる部分を「意匠登録を受けようとする部分」とする、部分意匠の出願。

（説明）

優先権証明書の記載を総合的に判断すると、第一国出願は、携帯電話機の閉じた状態で表れる部分のみについて意匠登録を受けようとするもので、我が国の制度に当てはめれば部分意匠の出願と認められ、かつ、閉じた状態で表れる部分の携帯電話機全体に対する位置・大きさ・範囲は明確なことから、優先権証明書記載の意匠と我が国への意匠登録出願に係る意匠とは、優先権の認否において同一であると認められる。

【両意匠が同一と認められる例】

【例５】優先権証明書の記載を総合的に判断すると、意匠登録を受けようとする部分の位置・大きさ・範囲を導き出すことができる場合（画像）

第一国出願:意匠に係る物品の名称等が「操作画面(原文:Graphical user interfaces)」で、図面には画像（a）が表示部に表示された状態の携帯電話機（A）の正面図（表示部以外の部分は破線で表されている）と、複数の画像のみ表した図（b、c、d）が記載されている。

日本出願：意匠に係る物品が「携帯電話機」で、携帯電話機の表示部について意匠登録を受けようとする部分とする、部分意匠の出願である。携帯電話全体の形状は優先権証明書記載の破線で表された携帯電話機（A）の形態と一致しており、表示部には、画像（c）が表示されている。

（説明）

第一国出願は操作画面について意匠登録を受けようとするものであるが、画像（a）が携帯電話機（A）の表示部に表示された状態を示す図も記載されていることから総合的に判断すると、画像（c）についても、携帯電話機（A）に表示されるものとして、意匠登録を受けようとするものであると認められる。

諸外国では画像のみについて意匠登録を受けることができる場合があるが、我が国への意匠登録出願の意匠において、画像のみで意匠登録を受けることはできない。このため、意匠に係る物品を、優先権証明書の記載全体から総合的に判断して導き出せる物品の区分である（例２参照）とし、携帯電話（A）に画像（c）を表した表示部のみを意匠登録を受けようとする部分とした場合、表示部の意匠に係る物品全体に対する具体的な位置・大きさ・範囲は優先権証明書の記載全体から総合的に判断して導き出すことができるため、優先権証明書の中に我が国への意匠登録出願の意匠と同一の意匠が示されているものと認められる。

【両意匠が同一と認められない例】

【例６】優先権証明書の記載を総合的に判断しても、意匠登録を受けようとする部分の位置・大きさ・範囲を導き出すことができない場合

第一国出願：意匠に係る物品の名称等が「包装用容器（原文：Package)」で、図面には模様のみが記載されている。

日本出願：意匠に係る物品が「包装用箱」で、包装用箱の一部に表された模様部分について意匠登録を受けようとする部分とする部分意匠の出願である。

（説明）

優先権証明書の図面に模様のみしか記載されていない場合、その模様が付される物品の名称を記載していたとしても、優先権証明書の記載からは、その模様の物品全体における位置・大きさ・範囲を導き出すことはできないので、同一の意匠とは認められない。

101.3.4　意匠を構成する部品の組合せ、分離について

優先権証明書に記載されている意匠が、我が国の意匠法第７条の規定に照らし一意匠と認められる場合、当該意匠と同じ意匠の単位について我が国への意匠登録出願としたときのみ両意匠は優先権の認否において同一と認められる

101.3.4.1　我が国への意匠登録出願に係る意匠が、優先権証明書に記載されている部品の意匠と、優先権証明書に記載されていない他の部品の意匠とを組み合わせた完成品の意匠である場合

両意匠は、同一とは認められない。

101.3.4.2　優先権証明書に記載されている意匠が完成品の意匠である場合に、その完成品を構成する一の部品について、我が国への意匠登録出願に係る意匠とした場合

両意匠は、同一とは認められない。

【両意匠が同一と認められない例】

【例７】完成品を構成する一の部品について、我が国への意匠登録出願に係る意匠とした場合

第一国出願：自転車の意匠。

日本出願：自転車用サドルの意匠。

（説明）

第一国出願は、我が国の意匠法第７条の規定から一意匠と認められる自転車全体について意匠登録を受けようとするものであり、その自転車を構成する自転車用サドルについて単独で意匠登録を受けようとするものとは認められないため、両意匠は同一とは認められない。

101.3.4.3　優先権証明書に記載されている意匠が複数の取り替え可能な部品を組み合わせて完成品とするものであって、優先権証明書にはない組合せについて、我が国への意匠登録出願に係る意匠とした場合

①優先権証明書の記載全体から総合的に判断して、我が国への意匠登録出願に係る意匠の組合せの態様を含めて第一国において意匠登録を受けようとするものであると認められる場合には、両意匠は、優先権の認否において同一と認められる。

②優先権証明書の記載全体を総合的に判断しても、我が国への意匠登録出願に係る意匠の組合せについて第一国において意匠登録を受けようとするものであることが不明な場合には、両意匠は、同一と認められない。

【両意匠が同一と認められる例】

【例８】優先権証明書に記載されている意匠が複数の取り替え可能な部品を組み合わせて完成品とするものであって、優先権証明書には開示されていない組合せについて我が国への意匠登録出願に係る意匠とした場合

第一国出願：３つのボールペン本体の意匠（A，B、C）と、３つのボールペン用蓋の意匠（a，b，c)、１つの蓋付きボールペンの意匠（A＋a）が記載されている。また、願書に、１つの蓋付きボールペンの意匠（A＋a）に限らず、ボールペン本体とボールペン用蓋は相互に組み合わせを変える旨の記載がある※。

日本出願：蓋付きボールペンの意匠（A＋b)。

(説明)

第１国出願において、図示されている意匠は、３つのボールペン本体の意匠（A，B、C）と、３つのボールペン用蓋の意匠（a，b，c)、１つの蓋付きボールペンの意匠（A＋a）の合計７つである。

しかし、願書の記載から総合的に判断すると、蓋付きボールペンの意匠（A＋a）は例示であり、第一国出願は、図示されていない組合せの意匠（A＋b）を含め、蓋付きボールペンの意匠については９つの意匠について登録を受けようとする出願であると認められる。

※第一国の願書に、蓋付きボールペンの意匠（A＋a）が記載されていない場合、ボールペン本体とボールペン用蓋は相互に組み合わせを変えるか否かが明確でない場合等、優先権証明書の記載全体を総合的に判断しても、我が国への意匠登録出願に係る意匠の組合せについて第一国において意匠登録を受けようとするものであることが不明な場合には、両意匠は、同一と認められない。

101.3.5　意匠の構成要素（形状、模様、色彩）が異なる場合について

両意匠が、同一と認められるためには、両意匠に係る物品の形状、模様、色彩（以下、「意匠の構成要素」という。）が同一でなければならない。

意匠の構成要素が異なれば別異の意匠であり、類否に影響を及ぼすことになるので、原則として、意匠の構成要素を変更した場合にまで優先権主張の効果を認めることはできない。

ただし、構成要素が異なったとしても、優先権証明書の記載により、我が国の意匠登録出願の意匠にない構成要素について、意匠登録を受けようとするものでないと認められる場合、及び、意匠の作図方法等の表現方法が異なる場合に、我が国の意匠登録出願に記載された意匠と同一の意匠について、優先権証明書記載の図面等を総合的に判断したときに、当然に導き出すことができるものと認められる場合は、両意匠は優先権の認否において同一と認められる。

（意匠の表現方法が異なる場合の例）

①優先権証明書記載の意匠と我が国への意匠登録出願に係る意匠とが、異なる図法により表されている場合

②優先権証明書記載の意匠が図面（CG を含む）で表され、我が国への意匠登録出願に係る意匠が写真（白黒又はカラー）又は見本、ひな形で表されている場合

③優先権証明書記載の意匠が写真（白黒又はカラー）又は見本、ひな形で表され、我が国への意匠登録出願に係る意匠が図面（CG を含む）で表されている場合

【両意匠が同一と認められる例】

【例９】表現方法は異なるが、優先権証明書の記載を総合的に判断すると、我が国の意匠登録出願の意匠と同一の意匠を当然に導き出すことができる場合

第一国出願：くぎの意匠。色彩のない図面によって表されているが、願書に鉄製であることが記載されている。

日本出願：くぎの意匠。写真によって表わされており、一般的な鉄製のくぎに表れるような金属光沢、金属様色彩を有する。

（説明）

優先権証明書記載の意匠に模様及び色彩はないものの、鉄製であることが願書に記載されていることを総合すると、我が国の意匠登録出願に添付された写真によって表わされた金属光沢、金属用模様を有するくぎの意匠と同一の意匠を当然に導き出すことができることから、両意匠は優先権の認否において同一と認められる。

【両意匠が同一と認められる例】

【例１０】優先権証明書記載の意匠が斜視図２図で表され、我が国への意匠登録出願に係る意匠が正投影図法による６面図により表されている場合

第一国出願：意匠が正面、平面、右側面側からの斜視図と、背面、底面、左側面側からの斜視図により表されている。

日本出願：意匠が正投影図法による６面図（正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図、底面図）により表されている。これら６面図によって表された形態は、優先権証明書記載の斜視図から当然に導き出せる内容と一致する。

（説明）

優先権証明書に記載の図面が、６面が表れた斜視図２図であって、これらの図を総合的に判断して、当然に導き出せる内容と、我が国への出願の意匠とが一致するため、図法が異なるだけで両意匠は優先権の認否において同一と認められる。

【両意匠が同一と認められる例】

【例１１】優先権証明書記載の意匠が写真で表され、我が国への意匠登録出願に係る意匠が図面（着色図面）で表されている場合

第一国出願：意匠が写真によって表されており、色彩を有する。
日本出願：意匠が図面によって表されており、第一国出願で表された色彩と同じ色彩が着色されている。

101.3.6　優先権の基礎となる出願が意匠登録出願及び実用新案登録出願でない場合

特許出願又は商標登録出願に基づく優先権を主張して意匠登録出願をすることについては、パリ条約に規定はない。これらのパリ条約に規定されていない優先権主張の効果については、我が国において、それらの法域相互間の出願の変更が可能か否かに基づき判断する。

101.3.6.1　優先権の基礎となる出願が、特許出願である場合

我が国においては、特許法と意匠法での法域相互間の出願の変更が可能である。

したがって、特許出願に基づく優先権を主張して意匠登録出願をした場合、優先権証明書の中に我が国への意匠登録出願の意匠と同一の意匠が示されていれば、優先権主張の効果は認められる。

101.3.6.2　優先権の基礎となる出願が、商標登録出願である場合

我が国において、商標登録出願から意匠登録出願への出願の変更は認められていない。

したがって、商標登録出願に基づく優先権を主張して意匠登録出願をした場合、優先権の主張の効果は認められない。

なお、優先権の基礎となる第一国への商標登録出願が、立体商標であった場合も、優先権の主張の効果は認められない。

101.3.7 パリ条約による優先権等の主張を伴う個別の意匠登録出願の意匠の同一の考え方

①部分意匠については、第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」　71.13「パリ条約による優先権等の主張を伴う部分意匠の意匠登録出願」参照

②組物の意匠については、第７部「個別の意匠登録出願」第２章「組物の意匠」　72.1.7「パリ条約による優先権等の主張を伴う組物の意匠の意匠登録出願」参照

第１１部　国際意匠登録出願

第１章　意匠登録出願とみなされる国際出願

111　関連条文

意匠法：第６条、第１６条、第６０条の６
ジュネーブ改正協定：第１条（vi)～(viii)、(xix)、第５条(4)、第１０条(2)、(3)、第１２条(1)、第１４条(1)

111.1　意匠法第６０条の６の規定

意匠法第６０条の６第１項は、我が国を、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（以下「ジュネーブ改正協定」という。）第１条(xix)に規定する指定締約国（以下「指定締約国」という。）とするジュネーブ改正協定第１条(vii)に規定する国際出願（以下「国際出願」という。）であって、ジュネーブ改正協定第１０条(3)(a)の規定による公表（以下「国際公表」という。）がされたものを、ジュネーブ改正協定第１０条(2)に規定する国際登録の日（以下「国際登録の日」という。）に我が国に出願された意匠登録出願とみなす旨を規定している。また、本条第２項は、ジュネーブ改正協定第５条(4)の規定に基づき二以上の意匠を含む国際出願については、ジュネーブ改正協定第１条(vi)に規定する国際登録（以下「国際登録」という。）の対象である意匠ごとにされた意匠登録出願とみなす旨を規定している（以下、これらの規定により意匠登録出願とみなされた国際出願を「国際意匠登録出願」という。）。

本条第３項及び第４項は、ジュネーブ改正協定第１４条(1)に、国際登録は、国際登録の日から指定締約国における正規の出願と少なくとも同一の効果を有する旨が規定されていることから、国際意匠登録出願を我が国の意匠登録出願として手続をするために必要な事項として、ジュネーブ改正協定第１条(viii)に規定する国際登録簿（以下「国際登録簿」という。）に記録された事項に関し、意匠法第６条第１項に規定する願書の記載事項及び図面の記載事項とみなす旨を規定している。

（注）国際意匠登録出願についての審査

ジュネーブ改正協定は、同協定に基づく国際登録が、国際登録の日から、指定締約国において当該指定締約国の法令に基づく意匠の保護の付与のための正規の出願と少なくとも同一の効果を有する旨を規定している（ジュネーブ改正協定第１４条(1)）。一方、ジュネーブ改正協定に基づき指定された締約国の官庁は、国際登録の対象である意匠が当該指定締約国の法令に基づく保護の付与のための条件（出願の形式又は記載事項に関する要件を除く。）を満たしていない場合に、当該国際登録の効果を拒絶することができる旨を規定している（ジュネーブ改正協定第１２条(1)）。

我が国の意匠法は、意匠権による保護の付与の前提として、意匠登録出願を審査することを規定していることから（意匠法第１６条）、ジュネーブ改正協定に基づき我が国を指定した国際登録についても、我が国の法令である意匠法の規定に基づき審査を行う。

第２章　国際意匠登録出願に係る意匠の認定

112　関連条文

意匠法：第６条、第６０条の６
意匠法施行規則：第２条、第２条の２、第２条の３、第２条の４、第３条、第４条、第５条
ジュネーブ改正協定：第５条(1)、(2)、第６条
ハーグ協定共通規則（注）：第７規則～第１１規則
ハーグ協定実施細則（注）：第４０１節～第４０８節

（注）
それぞれ、ハーグ協定の千九百九十九年改正協定及び千九百六十年改正協定に基づく共通規則及びハーグ協定に係る出願のための実施細則の省略記載。

112.1 国際登録簿に記録された事項と意匠登録出願の願書又は図面に記載すべき事項との対応関係

意匠法第６条第１項の規定により意匠登録出願の願書に記載すべき事項については、意匠法第６０条の６第３項の規定に従い、国際登録簿に記録された所定の事項を、意匠登録出願の願書に記載すべき事項として取り扱う（表１）。

意匠法第６条第１項に定める以外の願書に記載すべき事項については、国際意匠登録出願は我が国の意匠登録出願とみなされたものであることから、当該国際意匠登録出願に係る国際登録簿に記録された事項のうち意匠法上に具体的な対応関係が明示的に規定されていない事項についても、意匠登録出願の願書に記載すべき事項に相当するものとして取り扱う（表２）。

また、我が国において意匠登録を受けようとする者は、意匠法第６条第１項の規定により、願書に「意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面」を添付する必要があるが、意匠法第６０条の６第４項は、国際意匠登録出願に係る「国際登録簿に記録された意匠」を意匠法第６条第１項の規定により提出した図面に記載された「意匠登録を受けようとする意匠」とみなす旨を規定していることから、国際意匠登録出願の場合には、国際登録簿に記録された意匠を記載した図面、すなわち「国際登録簿に記録された意匠の複製物」を、「意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面」に相当するものとして取り扱う（表３）。

［表１］意匠法第６条第１項に定める事項についての対応関係

国際登録簿に記録された事項	意匠登録出願の願書の記載事項
国際登録の対象である意匠を構成する一若しくは二以上の製品又は国際登録の対象である意匠が使用されることとなる一若しくは二以上の製品（ジュネーブ改正協定第５条(1)(iv)）	【意匠に係る物品】

国際登録名義人の氏名又は名称及びその住所 （ジュネーブ改正協定第５条(1)(ii)、ハーグ協定共通規則第７規則(3)(i)及び(ii)）	【意匠登録出願人】の氏名又は名称及び住所又は居所
国際登録の対象である意匠の創作をした者の氏名及びその住所 （ジュネーブ改正協定第５条(2)(b)(i)、ハーグ協定共通規則第７規則(5)(a)）	【意匠を創作した者】の氏名及び住所又は居所

［表２］意匠法第６条第１項に定める以外の事項についての対応関係

国際登録簿に記録された事項	意匠登録出願の願書の記載事項
出願の対象である意匠の複製物又は特徴についての簡潔な説明 （ジュネーブ改正協定第５条(2)(b)(ii)、ハーグ協定共通規則第７規則(5)(a)）	【意匠の説明】又は 【意匠に係る物品の説明】 ※国際意匠登録出願においては、これらの区別なく、いずれも【意匠の説明】の欄に記載される。
本出願若しくは本登録又は本意匠の表示 （ジュネーブ改正協定第５条(1)(vii)、ハーグ協定共通規則第７規則(5)(f)、ハーグ協定実施細則第４０７節(a)）	【本意匠の表示】
新規性喪失の例外に関する宣言 （ジュネーブ改正協定第５条(1)(vii)、ハーグ協定共通規則第７規則(5)(f)、ハーグ協定実施細則第４０８節(c)(i)）	【特記事項】の欄の「意匠法第４条第２項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願」の記載
先の出願の優先権を主張する旨の申立て （ジュネーブ改正協定第６条(1)(a)、ハーグ協定共通規則第７規則(5)(c)）	【パリ条約による優先権等の主張】

［表３］意匠の複製物と図面についての対応関係

国際登録簿に記録された意匠の複製物 （ハーグ協定共通規則第１５規則(2)(ii)）	意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面

以下、国際意匠登録出願において、意匠法第６条第１項等の規定により提出した願書に記載されたと認められるものを「国際意匠登録出願に係る願書の記載」、意匠法第６条第１項の規定により提出した図面に記載されたと認められるものを「国際意匠登録出願に係る図面の記載」という。

112.2 国際意匠登録出願に係る意匠の認定

国際意匠登録出願に係る意匠の認定は、国際意匠登録出願に係る願書及び図面の記載に関する上記取扱いに留意しつつ、国内の意匠登録出願に係る意匠の認定（第１部「願書・図面」第２章「意匠登録出願に係る意匠の認定」参照）の基準を適用して行う。

なお、国際意匠登録出願に係る願書の記載に関しては、英語で表記された記載に基づいて認定を行う。

第３章　国際意匠登録出願に関する意匠登録の要件

国際意匠登録出願として意匠登録出願をされたもの（注）が意匠登録を受けるためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

（注）
国際意匠登録出願として意匠登録出願をされたものとは、意匠法第２条第１項において定義されている意匠に該当するか否かの判断が審査官によって未だされていないものを指す。

（１）工業上利用することができる意匠であること　(→113.1)
（２）新規性を有すること　(→113.2)
（３）創作非容易性を有すること　(→113.3)
（４）先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠でないこと　(→113.4)

113 関連条文

意匠法：第２条第１項、第２項、第３条、第３条の２、第６０条の６第１項
意匠法施行規則：様式第６備考 7～10、備考 12～16、備考 18～21、備考 25
ジュネーブ改正協定：第１２条(1)
ハーグ協定共通規則：第７規則～第１１規則

113.1　工業上利用することができる意匠

国際意匠登録出願として意匠登録出願をされたものが、意匠法第３条第１項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当するためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

したがって、以下のいずれかの要件を満たしていないものは、意匠法第３条第１項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当しないため、意匠登録を受けることができない。

（1）意匠を構成するものであること　(→113.1.1)
（2）意匠が具体的なものであること　(→113.1.2)
（3）工業上利用することができるものであること　(→113.1.3)

113.1.1　意匠を構成するものであること

意匠を構成するものであることについては、第２部「意匠登録の要件」第１章「工業上利用することができる意匠」21.1.1「意匠を構成するものであること」を参照されたい。

113.1.2　意匠が具体的なものであること

意匠権の客体となる意匠登録を受けようとする意匠は、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、国際意匠登録出願に係る願書及び図面の記載から具体的な一の意匠の内容、すなわち、以下の①及び②についての具体的な内容が、直接的に導き出されなくてはならない。

①意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能

②意匠に係る物品の形態

（１）意匠が具体的なものと認められない場合の例

国際意匠登録出願には、国内の意匠登録出願が満たすべき願書及び図面等の形式及び記載事項に関する要件が課されるものではないが、国際意匠登録出願の審査においても、その国際意匠登録出願に係る願書又は図面の記載が、国内の意匠登録出願の場合における記載不備（第２部「意匠登録の要件」第１章「工業上利用することができる意匠」21.1.2「意匠が具体的なものであること」（１）「意匠が具体的なものと認められない場合の例」で示す①～⑱）を有すると同様の状態にあり、当該国際意匠登録出願に係る願書及び図面の記載を総合的に判断したとしても、結果として具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せない場合、意匠が具体的なものとは認められない。

なお、意匠が具体的なものであることについてのその他の判断基準は、第２部「意匠登録の要件」第１章「工業上利用することができる意匠」21.1.2「意匠が具体的なものであること」を参照されたい。

113.1.3　工業上利用することができるものであること

工業上利用することができるものであることについては、第２部「意匠登録の要件」第１章「工業上利用することができる意匠」21.1.3「工業上利用することができるものであること」を参照されたい。

113.2　新規性

113.2.1　意匠法第３条第１項第１号

意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠

113.2.1.1　意匠登録出願前について

意匠登録出願前とは、日単位で判断する意匠登録出願の日（意匠法第９条、意匠法第１０条等）とは異なり、意匠登録出願の時分（注）を考慮するものである。

しかしながら、国際意匠登録出願においては、ジュネーブ改正協定第１４条(1)及び意匠法第６０の６第１項の規定により出願の時が日単位

で定められ、その時分までは特定し得ないことから、国際意匠登録出願の出願日と公知の意匠が公然知られた時期として採用される日とが同日の場合には、当該公知の意匠が公然知られた時期が国際意匠登録出願の前であるとはしない。

（注）
「外国において公然知られた意匠」の場合には、当該意匠が、その国又は地域において公然知られた時間を、日本時間に換算して判断する。

なお、意匠法第３条第１項第１号の適用に関するその他の判断基準については、第２部「意匠登録の要件」第２章「新規性」22.1.1「意匠法第３条第１項第１号」を参照されたい。

113.2.2　意匠法第３条第１項第２号

意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠

113.2.2.1　意匠登録出願前について

意匠登録出願前とは、日単位で判断する意匠登録出願の日（意匠法第９条、意匠法第１０条等）とは異なり、意匠登録出願の時分（注）を考慮するものである。

しかしながら、国際意匠登録出願においては、ジュネーブ改正協定第１４条(1)及び意匠法第６０の６第１項の規定により出願の時が日単位で定められ、その時分までは特定し得ないことから、国際意匠登録出願の出願日と刊行物の頒布された時期として採用される日又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった時期として採用される日とが同日の場合には、当該刊行物の頒布された時期又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった時期が国際意匠登録出願の前であるとはしない。

（注）
「外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠」の場合には、その国又は地域において、当該意匠が記載された刊行物が頒布された時間、又は当該意匠が電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった時間を、日本時間に換算して判断する。

なお、意匠法第３条第１項第２号の適用に関するその他の判断基準については、第２部「意匠登録の要件」第２章「新規性」22.1.2「意匠法第３条第１項第２号」を参照されたい。

113.2.3　意匠法第３条第１項第３号

意匠法第３条第１項第３号については、第２部「意匠登録の要件」第２章「新規性」22.1.3「意匠法第３条第１項第３号」を参照されたい。

113.3　創作非容易性

113.3.1　意匠登録出願前について

意匠登録出願前とは、意匠法第３条第１項第１号又は第２号に規定する意匠登録出願前と同様に、意匠登録出願の時分を考慮するものであって、日単位で判断する意匠登録出願の日（意匠法第９条、意匠法第１０条等）とは異なる。

しかしながら、国際意匠登録出願においては、ジュネーブ改正協定第１４条(1)及び意匠法第６０の６第１項の規定により出願の時が日単位で定められ、その時分までは特定し得ないことから、国際意匠登録出願の出願日と公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が公然知られた時期として採用される日とが同日の場合には、当該公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が公然知られた時期が国際意匠登録出願の前であるとはしない。

また、その意匠の属する分野における通常の知識を有する者が容易に意匠の創作をすることができたか否かの判断の基準時も、意匠登録出願前である。

なお、創作非容易性の適用に関するその他の判断基準については、第２部「意匠登録の要件」第３章「創作非容易性」を参照されたい。

113.4　先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外

113.4.1　意匠法第３条の２の規定の適用に関する時期的要件

意匠法第３条の２の規定は、先願の意匠登録出願の出願日後から、その意匠登録出願に係る意匠公報（登録意匠公報、同日競願に係る協議不成立又は不能の場合の拒絶確定出願を公示する公報）の発行日（同日を含む。）までに出願された意匠登録出願に適用するものであるため（ただし書の規定を適用するものを除く。）、国際意匠登録出願の出願日と先願の意匠公報の発行日とが同日の場合には、意匠法第３条の２の規定に該当するものとして取り扱う。

なお、先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外の適用に関するその他の判断基準については、第２部「意匠登録の要件」第４章「先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外」を参照されたい。

第４章　国際意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外

114 関連条文

意匠法：第４条、第６０条の７
意匠法施行規則：第１条の２、第１条の３、様式第１、様式第１の２
ハーグ協定実施細則：第４０８節(c)

114.1　意匠法第６０条の７の規定

国際意匠登録出願についても、意匠法第４条第２項の規定の適用を受けることができるよう、国際意匠登録出願の場合に取り得る手続について規定している。

114.1.1　国際意匠登録出願の場合における意匠法第４条第２項の規定の適用を受けるための具体的な手続

（１）意匠法第４条第２項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面を国際公表があった日後意匠法施行規則第１条の２に定める３０日の期間内に特許庁長官に提出（意匠法第４条第３項、意匠法第６０条の７）、又は、国際出願においてその旨を宣言（ハーグ協定実施細則第４０８節(c)、意匠法施行規則第１９条第３項で準用する特許法施行規則第２７条の４）
（２）国際公表があった日後意匠法施行規則第１条の２に定める３０日の期間内に、公知の意匠に該当するに至った意匠が意匠法第４条第２項の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面の提出（意匠法第４条第３項、意匠法第６０条の７）
（３）意匠法施行規則第１条に規定する様式第１による新規性の喪失の例外証明書提出書の提出

なお、新規性の例外の適用に関するその他の判断基準については、第３部「新規性の喪失の例外」を参照されたい。

第５章　国際意匠登録出願に関する意匠法第５条の規定

意匠法第５条の規定の適用に関する判断基準については、第４部「意匠登録を受けることができない意匠」を参照されたい。

第６章　国際意匠登録出願に関する一意匠一出願

116　関連条文

意匠法：第７条、第６０条の６第２項、第３項
意匠法施行規則：第２条の４、第７条、様式第２備考 39、別表第一備考
ジュネーブ改正協定：第１３条(1)

116.1　意匠法第６０条の６第２項の規定

意匠法第６０条の６第２項は、二以上の意匠を包含する国際出願について、我が国においては国際登録の対象である意匠ごとにされた意匠登録出願とみなす旨を規定している。しかしながら、「国際登録の対象である意匠」とは、国際事務局の判断に基づく国際登録における意匠の単位を意味しており、我が国意匠法第７条に基づき意匠法施行規則別表第一で定める物品の区分又はそれと同程度の区分による意匠の単位を直接的に意味するものではない。

よって、国際意匠登録出願が意匠法第７条に規定する要件を満たさない場合には、意匠法第７条の拒絶理由に該当するものとして取り扱う。

116.1.1　経済産業省令で定める物品の区分

経済産業省令で定める物品の区分については、第５部「一意匠一出願」51.1.1「経済産業省令で定める物品の区分」を参照されたい。

116.1.2　意匠法第７条に規定する要件を満たさない国際意匠登録出願の例

116.1.2.1　物品の区分によらない「意匠に係る物品」の欄の記載の例

第５部「一意匠一出願」51.1.2.1「物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例」に示す「意匠に係る物品」の欄の記載は、物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分によらないものである。

ただし、国際意匠登録出願に係る願書の記載の言語は英語であるため、（５）外国文字を用いたもの、（６）日本語化されていない外国語を用いたもの、は除く。

116.1.2.2　意匠ごとに出願されていないものの例

国際意匠登録出願に係る願書及び図面の記載から総合的に判断した場合に、以下に該当する場合は、二以上の意匠を包含し、意匠ごとにした意匠登録出願と認められないものである。

（１）二以上の物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載した場合

ただし、種類全体を表す複数形の表記（例えば、「Desks」など）である場合、又は、組物の意匠の国際意匠登録出願であると認定できるものを除く。

（２）二以上の物品の図面を表示した場合（数個の物品を配列したものの場合を含む。）

ただし、組物の意匠の国際意匠登録出願であると認定できるものを除く。

116.1.2.3　部分意匠についての取扱い

部分意匠についての取扱いについては、第１１部「国際意匠登録出願」第８章「部分意匠の国際意匠登録出願」118.1.6「部分意匠の国際意匠登録出願に関する一意匠一出願」を参照されたい。

第７章　国際意匠登録出願に関する意匠法第９条の規定

意匠法第９条の規定の適用に関する判断基準については、第６部「先願」を参照されたい。

第８章　部分意匠の国際意匠登録出願

118　関連条文

意匠法：第２条第１項、第２項、第６０条の６第１項
意匠法施行規則：様式第６備考 11、備考 14、様式第８備考３
ハーグ協定共通規則：第９規則(2)(b)
ハーグ協定実施細則：第４０３節

118.1　国際意匠登録出願における部分意匠の取扱い

国際出願では、図面中には図示されるが「保護を求めないもの」について、説明において、又は、点線若しくは破線又は着色により表すことが認められている（ハーグ協定共通規則第９規則(2)(b)、ハーグ協定実施細則第４０３節）。この「保護を求めないもの」の表現は、我が国意匠法において明示的に予定されたものではないが、ジュネーブ改正協定に基づく国際登録制度の趣旨を踏まえ、「保護を求めないもの」が表された国際意匠登録出願のうち、当該「保護を求めないもの」が、意匠に係る物品のうちの「意匠登録を受けようとする部分以外の部分」（以下「その他の部分」という。）に相当し、その結果、「意匠登録を受けようとする部分」を明確に認定することができるもの、すなわち、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合について意匠登録を受けようとする出願であると認めることが適当なものについては、我が国における部分意匠の意匠登録出願として取り扱う。

118.1.1　部分意匠の国際意匠登録出願に係る願書及び図面の記載

118.1.1.1　部分意匠の国際意匠登録出願に係る願書の記載

（１）「意匠に係る物品」の欄の記載

「意匠に係る物品」の欄の記載については、第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」71.2.1「部分意匠の意匠登録出願における願書の記載事項」（２）「意匠に係る物品」の欄の記載」及び第１１部「国際意匠登録出願」第６章「国際意匠登録出願に関する一意匠一出願」を参照されたい。

（２）「意匠の説明」の欄の記載

部分意匠の国際意匠登録出願においては、図面中には図示されるが「保護を求めないもの」について、「意匠の説明」の欄に記載することができる。（ハーグ協定実施細則第４０３節）

118.1.1.2　部分意匠の国際意匠登録出願に係る図面の記載

部分意匠の国際意匠登録出願においては、図面中には図示されるが「保護を求めないもの」について、点線若しくは破線又は着色により表示することができる。（ハーグ協定実施細則第４０３節）

118.1.2　部分意匠の国際意匠登録出願に係る意匠の認定

部分意匠の国際意匠登録出願に係る意匠の認定は、以下の点に関して、国際意匠登録出願に係る願書及び図面の記載を総合的に判断して行う。

① 部分意匠の意匠に係る物品
②「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能
③「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ及び範囲
④「意匠登録を受けようとする部分」の形態

上記①～④の認定については、第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」71.3「部分意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定」及び第１１部「国際意匠登録出願」第２章「国際意匠登録出願に係る意匠の認定」112.2「国際意匠登録出願に係る意匠の認定」を参照されたい。

118.1.3　部分意匠に関する意匠登録の要件

部分意匠の国際意匠登録出願として意匠登録出願をされたもの（注）が意匠登録を受けるためには、全体意匠の国際意匠登録出願と同様に、以下のすべての要件を満たさなければならない。

（注）
部分意匠の国際意匠登録出願として意匠登録出願をされたものとは、意匠法第２条第１項において定義されている意匠に該当するか否かの判断が審査官によって未だされていないものを指す。

（１）工業上利用することができる意匠であること
（→118.1.3.1）
（２）新規性を有すること
（→118.1.3.2）
（３）創作非容易性を有すること
（→118.1.3.3）
（４）先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠でないこと
（→118.1.3.4）

118.1.3.1　工業上利用することができる意匠

部分意匠の国際意匠登録出願として意匠登録出願をされたものが、意匠法第３条第１項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当するためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

したがって、以下のいずれかの要件を満たしていないものは、意匠法第３条第１項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当しないため、意匠登録を受けることができない。

（１）意匠を構成するものであること
（→118.1.3.1.1）
（２）意匠が具体的なものであること
（→118.1.3.1.2）
（３）工業上利用することができるものであること
（→118.1.3.1.3）

118.1.3.1.1　意匠を構成するものであること

意匠を構成するものであることについては、第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」71.4.1.1「意匠を構成するものであること」を参照されたい。

118.1.3.1.2　意匠が具体的なものであること

第一に、国際意匠登録出願に係る願書の「意匠に係る物品」、「意匠の説明」の欄及び図面の記載を総合的に判断した場合に、当該国際意匠登録出願に係る意匠が我が国意匠法における部分意匠に相当することが当然に導き出されなくてはならない。

次に、全体意匠と同様に、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、国際意匠登録出願に係る願書及び図面の記載から具体的な一の意匠の内容、すなわち、以下の①から④についての具体的な内容が、直接的に導き出されなくてはならない。

① 部分意匠の意匠に係る物品
②「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能
③「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲
④「意匠登録を受けようとする部分」の形態

さらに、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態に、「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する物品を認識するのに必要な最低限の構成要素が具体的に表されていなければならない。

なお、部分意匠の国際意匠登録出願に係る願書及び図面の記載の正確性については、全体意匠に関する取扱いが適用されるため、第１１部「国際意匠登録出願」第３章「意匠登録の要件」113.1.2「意匠が具体的なものであること」を参照されたい。

（１）意匠が具体的なものと認められる場合の例

第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」71.4.1.2「意匠が具体的なものであること」（１）「意匠が具体的なものと認められる場合の例」を参照されたい。

（２）意匠が具体的なものと認められない場合の例

国際意匠登録出願に係る願書又は図面の記載が以下のような状態にあり、その願書及び図面の記載を総合的に判断しても、具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せないときは、意匠が具体的なものとは認められない。

①国際意匠登録出願に係る願書の「意匠の説明」の欄に「保護を求めないもの」を特定する方法についての記載がなく、国際意匠登録出願に係る図面の記載を総合的に判断しても、部分意匠の国際意匠登録出願であるか、全体意匠の国際意匠登録出願であるか明らかでない場合

②国際意匠登録出願に係る図面の記載に、意匠に係る物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に相当するかどうかが不明確なものが含まれており、全体意匠の国際意匠登録出願であるか部分意匠の国際意匠登録出願であるかが明確でない、又は「意匠登録を受けようとする部分」若しくは「その他の部分」の形態が明らかでない場合

③部分意匠の意匠に係る物品又は「意匠登録を受けようとする部分」の具体的な用途及び機能が明らかでない場合

④「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が表されていない場合

⑤「その他の部分」の全体の形態が表されていないか、各図が一致していないことで、意匠登録を受けようとする部分の意匠全体に占める位置、大きさ、範囲が特定できない場合

⑥「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態に、「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する物品を認識するのに必要な最低限含まれていなければならない構成要素が明確に表されていない場合

⑦「意匠登録を受けようとする部分」の形態が明らかでない場合

（ⅰ）「意匠登録を受けようとする部分」の形態が、各図不一致の場合

（ⅱ）「意匠登録を受けようとする部分」が一つの閉じられた領域でない場合

118.1.3.1.3　工業上利用することができるものであること

工業上利用できるものであることについては、第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」71.4.1.3「工業上利用することできるものであること」を参照されたい。

118.1.3.2　新規性

新規性については、第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」71.4.2「新規性」、第１１部「国際意匠登録出願」第３章「国際意匠登録出願に関する意匠登録の要件」113.2.1「意匠法第３条第１項第１号」及び113.2.2「意匠法第３条第１項第２号」を参照されたい。

118.1.3.3　創作非容易性

創作非容易性については、第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」71.4.3「創作非容易性」及び第１１部「国際意匠登録出願」第３章「国際意匠登録出願に関する意匠登録の要件」113.3「創作非容易性」を参照されたい。

118.1.3.4　先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠

先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠については、第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」71.4.4「先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠」及び第１１部「国際意匠登録出願」第３章「国際意匠登録出願に関する意匠登録の要件」113.4「先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外」を参照されたい。

118.1.4　部分意匠の国際意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外

部分意匠の国際意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外については、第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」71.5「部分意匠の意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外」及び第１１部「国際意匠登録出願」第４章「国際意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外」を参照されたい。

118.1.5　部分意匠の国際意匠登録出願に関する意匠法第５条の規定

部分意匠の国際意匠登録出願に関する意匠法第５条の規定の適用の判断基準については、第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」71.6「部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第５条の規定」を参照されたい。

118.1.6　部分意匠の国際意匠登録出願に関する一意匠一出願

部分意匠の国際意匠登録出願に関する一意匠一出願については、第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」71.7「部分意匠の意匠登録出願に関する一意匠一出願」及び第１１部「国際意匠登録出願」第６章「国際意

匠登録出願に関する一意匠一出願」(116.1.2.3「部分意匠についての取扱い」を除く。）を参照されたい。

118.1.7　組物の意匠に係る部分意匠

組物の意匠に係る部分意匠については、第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」71.8「組物の意匠に係る部分意匠」及び第１１部「国際意匠登録出願」第９章「国際意匠登録出願における組物の意匠」を参照されたい。

118.1.8　部分意匠の国際意匠登録出願に関する意匠法第９条及び第１０条の規定

部分意匠の国際意匠登録出願に関する意匠法第９条及び第１０条の規定については、第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」71.9「部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第９条及び第１０条の規定」及び第１１部「国際意匠登録出願」第７章「国際意匠登録出願に関する意匠法第９条の規定」を参照されたい。

118.1.9　部分意匠の国際意匠登録出願に関する要旨の変更

118.1.9.1　部分意匠の意匠の要旨

部分意匠の意匠の要旨については、第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」71.10.1「部分意匠の意匠の要旨」を参照されたい。

118.1.9.2　要旨を変更するものとなる補正の類型

要旨を変更するものとなる補正の類型については、第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」71.10.2「要旨を変更するものとなる補正の類型」及び第１１部「国際意匠登録出願」第１２章「国際意匠登録出願に係る願書及び図面の記載の補正」1112.2.1.2.1「要旨を変更するものとなる補正の類型」を参照されたい。

118.1.9.3　国際意匠登録出願に係る願書の記載についてした補正の具体的な取扱い

（１）「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を補充する補正

出願当初の「意匠の説明」の欄に「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載がなく、その願書及び図面の記載を総合的に判断しても、「意匠登録を受けようとする部分」が不明であって、具体的な意匠を当然に導き出すことができないときに、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を「意匠の説明」の欄に補充する補正は、要旨を変更するものである。

出願当初の「意匠の説明」の欄に「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載がない場合であっても、その願書及び図面の記載を総合的に判断して、部分意匠の国際意匠登録出願であることが明確であって、「意匠登録を受けようとする部分」を当然に導き出すことができるときに、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を「意匠の説明」の欄に補充する補正は、要旨を変更するものではない。

（２）部分意匠の国際意匠登録出願について、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を削除する補正

出願当初の願書及び図面の記載を総合的に判断して、当該国際意匠登録出願が部分意匠の国際意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるときに、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を「意匠の説明」の欄から削除して、当該国際意匠登録出願が部分意匠の意匠登録出願であるか、全体意匠の意匠登録出願であるかを不明確とする補正、又は当該国際意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」を不明確とする補正は、要旨を変更するものである。

出願当初の願書及び図面の記載を総合的に判断して、当該国際意匠登録出願が全体意匠の国際意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるときに、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を「意匠の説明」の欄から削除する補正は、要旨を変更するものではない。

118.1.9.4　国際意匠登録出願に係る図面の記載についてした補正の具体的な取扱い

（１）物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」を包含する部分意匠の国際意匠登録出願を一の「意匠登録を受けようとする部分」を有する部分意匠の国際意匠登録出願にする補正

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」を包含して、一意匠と取り扱うことのできない部分意匠の国際意匠登録出願を分割する際に、分割した新たな部分意匠の意匠登録出願における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する、もとの部分意匠の国際意匠登録出願に係る図面に表されていた当該「意匠登録を受けようとする部分」を「その他の部分」に訂正する補正は、要旨を変更するものではない。

この場合、分割を伴わずに、図面に表されている一の「意匠登録を受けようとする部分」以外のすべての「意匠登録を受けようとす

る部分」を「その他の部分」に訂正する補正も、要旨を変更するものではない。

（２）「意匠登録を受けようとする部分」の形態等を変更する補正

「意匠登録を受けようとする部分」の形態を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更する補正あるいは当該部分の形態自体は変更されていないが、「意匠登録を受けようとする部分」の当該部分意匠の意匠に係る物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲を同一の範囲を超えて変更する補正は、要旨を変更するものである。

また、出願当初の願書及び図面の記載を総合的に判断しても、「意匠登録を受けようとする部分」の形態あるいは「意匠登録を受けようとする部分」の当該部分意匠の意匠に係る物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲が不明であるときに、それらを明確なものとする補正は、要旨を変更するものである。

（３）「その他の部分」の形態を変更する補正

「その他の部分」の一部を実線に訂正することによって「意匠登録を受けようとする部分」の形態を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものとなる補正あるいは「その他の部分」の輪郭形状を変更することによって、「意匠登録を受けようとする部分」の当該部分意匠の意匠に係る物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものとなる補正は、要旨を変更するものである。

出願当初の願書及び図面の記載を総合的に判断して、当該国際意匠登録出願が部分意匠の国際意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるときに、「その他の部分」を全て実線に訂正し、その願書の記載についても必要な訂正をして当該部分意匠の国際意匠登録出願を全体意匠の国際意匠登録出願に変更する補正は、要旨を変更するものである。

（４）「保護を求めないもの」を表す破線等を削除する補正

出願当初の図面に破線等が記載されており、その願書及び図面の記載を総合的に判断して、当該破線等が部分意匠の意匠に係る物品の全体の形態に対して付加的な要素のみを「保護を求めないもの」として表していることを当然に導き出すことができないときに、当該破線等を削除する補正は、要旨を変更するものである。

出願当初の図面において破線等が記載されているが、その願書及び図面の記載を総合的に判断して、当該破線等が部分意匠の意匠に係る物品の全体の形態に対して付加的な要素のみを「保護を求めないもの」として表していることを当然に導き出すことができるときに、当該破線等を削除する補正は、要旨を変更するものではない。

118.1.10　部分意匠の国際意匠登録出願の場合の分割による新たな意匠登録出願

部分意匠の国際意匠登録出願の場合の分割による新たな意匠登録出願については、第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」71.11「部分意匠の意匠登録出願に関する分割」を参照されたい。

118.1.11　パリ条約による優先権等の主張を伴う部分意匠の国際意匠登録出願

パリ条約による優先権等の主張を伴う部分意匠の国際意匠登録出願については、第７部「個別の意匠登録出願」第１章「部分意匠」71.13「パリ条約による優先権等の主張を伴う部分意匠の意匠登録出願」及び第１１部「国際意匠登録出願」第１４章「国際意匠登録出願に関するパリ条約による優先権等の主張の手続」を参照されたい。

第９章　国際意匠登録出願における組物の意匠

119　関連条文

意匠法：第２条第１項、第８条
意匠法施行規則：第２条の４、第８条、別表第二
ジュネーブ改正協定：第５条(1)(iv)
ハーグ協定共通規則：第７規則(3)(iv)

119.1　組物の意匠とは

組物の意匠については、第７部「個別の意匠登録出願」第２章「組物の意匠」を参照されたい。

119.1.1　組物の意匠と認められる要件

国際意匠登録出願が、組物の意匠として意匠登録を受けるためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

（１）「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものであること　(→118.2.1.1.1)
（２）　構成物品が適当であること　(→118.2.1.1.2)
（３）　組物全体として統一があること　(→118.2.1.1.3)

119.1.1.1　「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものであること

「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものであること、すなわち、別表第二に掲げる組物に該当するものでなければならない。

ただし、国際意匠登録出願の場合の言語は英語であるため、「意匠に係る物品」の欄には、意匠法施行規則別表第二に掲げる組物のいずれかに相当するものが「a set of ○○」のように記載されていればよい。

「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものでない場合は、組物とは認められず、意匠法第８条の規定により拒絶の理由を通知する。

なお、組物の意匠の適用に関するその他の判断基準については、第７部「個別の意匠登録出願」第２章「組物の意匠」を参照されたい。

第１０章　国際意匠登録出願に関する意匠法第１０条の規定

意匠法第１０条の規定の適用に関する判断基準については、第７部「個別の意匠登録出願」第３章「関連意匠」を参照されたい。

第１１章　国際意匠登録出願における画像を含む意匠

1111　関連条文

意匠法：第２条第１項、第２項
意匠法施行規則：第２条、第３条、様式第２備考 40、様式第６備考 8～11、備考 14、備考 21、備考 22

1111.1　画像を含む意匠の国際意匠登録出願に係る願書及び図面の記載

1111.1.1　画像を含む国際意匠登録出願における願書の記載事項

（１）「意匠に係る物品」の欄の記載

画像を含む意匠についての国際意匠登録出願は、その創作のベースとなる物品が意匠法の対象とする物品と認められなければならない。（例えば「Graphical user interface for ○○」は意匠に係る物品に該当しない。）

「意匠に係る物品」の欄には、意匠法第７条の規定により別表第一の下欄に掲げる物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分が英語で記載されていなければならない。

例えば、ビデオディスクプレイヤーの意匠の創作において、意匠登録を受けようとする部分である画像が当該物品と同時に使用されるテレビ受像機に表示されるものであっても、権利の客体となる意匠に係る物品が当該画像を含むビデオディスクプレイヤーであることから、「意匠に係る物品」の欄には、「Video disc player」のように記載されていなければならない。

なお、画像を含む国際意匠登録出願における願書の記載事項に関するその他の判断基準については、第１１部「国際意匠登録出願」第２章「国際意匠登録出願に係る意匠の認定」112.1「国際登録簿に記録された事項と意匠登録出願の願書又は図面に記載すべき事項との対応関係」を参照されたい。

その他の画像を含む意匠に関する要件については、第７部「個別の意匠登録出願」第４章「画像を含む意匠」、全体意匠に関しては第１１部「国際意匠登録出願」第３章「意匠登録の要件」、部分意匠に関しては第１１部「国際意匠登録出願」第８章「部分意匠の国際意匠登録出願」を参照されたい。

第１２章　国際意匠登録出願に係る願書及び図面の記載の補正

1112　関連条文

意匠法：第６０条の２４、第６８条第２項
意匠法施行規則：第１５条、様式第１４
特許法：第１７条第３項、第４項、第１７条の２

1112.1　補正

補正については、第８部「願書・図面等の記載の補正」第１章「補正」を参照されたい。

1112.2　補正の却下

1112.2.1　補正の却下とは

1112.2.1.1　意匠の要旨と意匠の要旨の認定

意匠の要旨と意匠の要旨の認定については、第８部「願書・図面等の記載の補正」第２章「補正の却下」82.1.1「意匠の要旨と意匠の要旨の認定」を参照されたい。

1112.2.1.2　要旨の変更

1112.2.1.2.1　要旨を変更するものとなる補正の類型

国際意匠登録出願に係る願書又は図面の記載についてした補正が、第８部「願書・図面等の記載の補正」第２章「補正の却下」82.1.2.1.1「その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものと認められる場合」又は82.1.2.1.2「出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものと認められる場合」のいずれかに該当する場合は、出願当初の国際意匠登録出願に係る願書及び図面の記載の要旨を変更するものである。

1112.2.1.2.2　要旨を変更するものとはならない補正の類型

出願当初と補正後の各々の意匠についての比較を通じた判断において、願書及び図面の記載を総合的に判断した場合に、当該補正が第８部「願書・図面等の記載の補正」第２章「補正の却下」82.1.2.2.1「その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲のものに訂正する場合」又は82.1.2.2.2「意匠の要旨の認定に影響を及ぼさない程度の微細な部分

の記載不備を不備のない記載に訂正する場合」のいずれかに該当する場合は、当該補正は出願当初の国際意匠登録出願に係る願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものではない。

なお、国際意匠登録出願に係る願書の記載についてされた補正については、英語による記載の比較に基づいて要旨の変更か否かを判断することを原則とするが、国際出願の言語として英語以外の言語（フランス語又はスペイン語）を用いた国際意匠登録出願について、出願当初における当該国際出願の言語による記載に基づいた釈明があった場合には、要旨の変更の判断においてこれを参酌する。

第１３章　国際意匠登録出願に関する特殊な意匠登録出願

国際意匠登録出願の場合の分割による新たな意匠登録出願については、第９部「特殊な意匠登録出願」第１章「意匠登録出願の分割」及び第１１部「国際意匠登録出願」第６章「国際意匠登録出願に関する一意匠一出願」116.1.2「意匠法第７条に規定する要件を満たさない国際意匠登録出願の例」を、補正後の意匠についての新出願については、第９部「特殊な意匠登録出願」第４章「補正後の意匠についての新出願」を参照されたい。

第１４章　国際意匠登録出願に関するパリ条約による優先権等の主張の手続

1114　関連条文

意匠法：第１５条第１項、第６０条の１０
意匠法施行規則：第１２条の２
特許法：第４３条、第４３条の３
ジュネーブ改正協定：第６条
ハーグ協定共通規則：第７規則(5)(c)

1114.1　意匠法第６０条の１０の規定

国際意匠登録出願についての優先権主張については、ジュネーブ改正協定第６条(1)の規定による国際事務局経由の手続に一元化するため、本条第１項において、国際意匠登録出願には我が国特許庁に優先権主張をする場合の手続規定は適用しないこととされている。

優先権証明書の提出手続については、ジュネーブ改正協定上国際出願に伴わせる手続とされていないため、優先権証明書提出手続に係る特許法の規定が「ジュネーブ改正協定第６条(1)(a)の規定による優先権の主張をした者」についても準用されている。

なお、意匠法第１５条第１項で準用する特許法第４３条の３第２項に規定する「特定国」についての優先権の主張は、ジュネーブ改正協定第６条(1)(a)の規定では認められていないため、本条第１項の規定により、国際意匠登録出願には適用されない。

1114.1.1　パリ条約による優先権等の主張の効果

意匠法第６０条の１０第１項の規定により、国際意匠登録出願については、意匠法第１５条第１項で準用する特許法第４３条の３第２項に規定する「特定国」の国民に関するパリ条約の例による優先権の主張は認められない。

1114.1.1.1　パリ条約による優先権等を主張するための手続

パリ条約第４条D(1)の規定により国際意匠登録出願について優先権を主張しようとする者は、ジュネーブ改正協定第６条(1)(a)及び意匠法第６０条の１０第２項の規定で読み替えて準用する特許法第４３条第２項及び第３項に規定する手続をしなければならない。

1114.1.2　パリ条約による優先権等の主張の効果が認められるための要件

国内の意匠登録出願を基礎とした優先権の主張を伴う国際意匠登録出願については、当該優先権の主張の効果は認められない。

なお、パリ条約による優先権等の主張の手続に関するその他の判断基準については、第１０部「パリ条約による優先権等の主張の手続」を参照されたい。

第１２部　審査の進め方

第１章　概論

121 審査手続に関連する主な条文

意匠法第１６条（審査官による審査）
意匠法第１７条（拒絶の査定）
意匠法第１７条の２（補正の却下）
意匠法第１８条（意匠登録の査定）
意匠法第１９条において準用する特許法第５０条（拒絶理由の通知）
意匠法第１９条において準用する特許法第５２条（査定の方式）
ジュネーブ改正協定第１２条（拒絶）

121.1 審査の基本方針

審査官は、意匠登録出願について、意匠権が付与されるべきものかどうかに関わる実体的な審査を行う。審査官には、高度な専門知識のもとに、公正な判断を行うことが求められる。

審査にあたっては、特に以下の点に留意する。

（１）迅速性、的確性、公平性及び透明性を確保することに留意しつつ、審査基準等の指針に則って、統一のとれた審査をする。

（２）先行意匠調査及び登録要件等の判断に関し、審査の質の維持と一層の向上に努める。

（３）出願人及び代理人（以下単に「出願人」という。）との意思疎通の確保に留意しつつ、効率的な審査をする。

121.2 審査手順の概要

以下に審査手順の概要を示す。それぞれの手順の詳細については、「第２章 各論」を参照のこと。また、実体審査の主な流れを図に示す。

（１）意匠登録出願に係る意匠の認定（→ 122.1）

審査は、意匠登録出願に係る意匠（以下「本願意匠」という。）を認定するところから始まる。意匠の認定においては、願書の記載及び願書に添付した図面等に基づいて総合的に判断する。また、意匠法第３条第１項柱書、第７条、第８条の要件についても検討する。

（２）先行意匠調査（→ 122.2）

先行意匠調査は、本願意匠の新規性、創作非容易性等の登録要件（意匠法第３条第１項各号及び第２項、第３条の２）、先願の要件（意匠法第９条）及び関連意匠の要件（意匠法第１０条）の判断に資する ①先行意匠、②公然知られた（又は広く知られた）形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（以下、①と②を併せて「先行意匠等」という。）を発見するために行う。

（３）新規性、創作非容易性等の検討（→ 122.3）

先行意匠調査にて発見された先行意匠等の内容が、本願意匠の新規性、創作非容易性等の登録要件（意匠法第３条第１項各号及び第２項、第３条の２）、先願の要件（意匠法第９条）又は関連意匠の要件（意匠法第１０条）に関する拒絶理由を構成するものであるか否かについて検討する。

また、その他、意匠登録出願が意匠法第１７条各号に規定された拒絶理由に該当するものか否かについて検討する。

（４）拒絶理由の通知（→ 122.4、122.5）

検討の結果、拒絶理由を発見した場合は、拒絶理由を通知する（意匠法第１９条において準用する特許法第５０条）。拒絶理由は、できるだけ平明な文章で、要点をわかりやすく記載する。

国際意匠登録出願の場合には、国際事務局に対する拒絶の通報（ジュネーブ改正協定第１２条）により拒絶理由の通知を行う。

（５）意見書又は手続補正書が提出されたとき（→ 122.6）

意見書又は手続補正書が提出された場合は、意見書を精読し、意見書の内容を十分に理解した上で、意見書において主張されている各事項について検討を行い、また、手続補正書の内容を十分に検討し、先に示した拒絶理由が解消されたかどうかを判断する。

手続補正書が提出された場合は、出願当初と補正後の各々の意匠について比較し、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨が変更されていないことを確認する。

願書又は図面等に対してなされた補正が、意匠の要旨を変更するものであるときは、その補正を決定をもって却下する。

（６）査定（→ 122.7）

拒絶理由を発見しない場合は登録査定をする。意見書又は手続補正書の提出により拒絶理由が解消され、他に拒絶理由を発見しない場合は登録査定をする（意匠法第１８条）。

また、意見書又は手続補正書の内容を検討しても、通知した拒絶理由が解消されていないと判断したときは、拒絶査定をする（意匠法第１７条）。拒絶査定に際しては、通知した拒絶理由が解消されていない具体的な理由を平明な文章で記載する。

第２章　各論

122.1　意匠登録出願に係る意匠の認定

（１）全体意匠の認定（→ 第１部 第２章）

本願意匠の新規性、創作非容易性等を判断する前提として、意匠の内容を把握しなければならない。この作業を意匠の認定という。

本願意匠の認定においては、以下の点に関して、その意匠の属する分野における通常の知識（当業者の知識）に基づいて願書の記載及び願書に添付した図面等により総合的に判断する。

①　意匠に係る物品
②　意匠に係る物品の形態

意匠に係る物品については、願書の「意匠に係る物品」及び「意匠に係る物品の説明」の欄等の記載並びに願書に添付した図面等から、意匠に係る物品の用途及び機能を認定する。

意匠に係る物品の形態については、願書に添付した図面等及び願書の「意匠の説明」の欄等の記載から、意匠に係る物品全体の形態、各部の形態を認定する。

（２）部分意匠の認定（→ 71.3）

部分意匠の本願意匠の認定においては、以下の点に関して、「意匠登録を受けようとする部分」を特定したうえで、願書の記載及び願書に添付した図面等により総合的に判断する。

①　部分意匠の意匠に係る物品
②　「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能
③　「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲
④　「意匠登録を受けようとする部分」の形態

部分意匠の意匠に係る物品については、願書の「意匠に係る物品」及び「意匠に係る物品の説明」の欄等の記載並びに願書に添付した図面等から、部分意匠の意匠に係る物品の用途及び機能を認定する。

「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能については、前記認定した部分意匠の意匠に係る物品が有する用途及び機能に基づいて認定する。

「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲については、願書に添付した図面等及び願書の記載から認定する。

「意匠登録を受けようとする部分」の形態については、願書に添付した図面等及び願書の「意匠の説明」の欄等の記載から認定する。

（３）意匠の認定の際の留意事項

本願意匠の認定の際に、願書の記載又は願書に添付した図面等に記載不備を発見した場合は、当該記載不備が具体的な意匠を認定する上で合理的に善解し得るか否かを判断する。（21.1.2「意匠が具体的なものであること」参照）

なお、 出願人が創作範囲外と考える部位の開示がなされていない場合であっても、開示された範囲を部分意匠と捉えることで、一の創作の内容が特定できる場合は、意匠が具体的なものであると判断する。

122.2　先行意匠調査

先行意匠調査は、本願意匠の新規性、創作非容易性等の登録要件（意匠法第３条第１項各号及び第２項、第３条の２）、先願の要件（意匠法第９条）及び関連意匠の要件（意匠法第１０条）の判断に資する先行意匠等を発見するために行う。

なお、本願意匠の属する分野を特定することができないときは、先行意匠調査に先立ち、工業上利用することができる意匠に該当するかどうか（意匠法第３条第１項柱書）、二つ以上の意匠が包含されていないかどうか（意匠法第７条）、組物の意匠の場合は、組物の意匠と認められる要件を満たしているかどうか（意匠法第８条）について検討し、拒絶理由を発見した場合は拒絶理由を通知する。（72.1.1「組物の意匠と認められる要件」参照）

（１）参考文献

本願意匠の新規性、創作非容易性等の判断に資する先行意匠等が掲載されている審査資料を参考文献という。

本願意匠と意匠全体として又は各部の形態において共通する点が認められる先行意匠等を発見し、それが掲載されている審査資料を参考文献として記録する。

また、審査官が本願意匠及びその意匠の属する分野を理解するための参考とした先行意匠等が掲載されている審査資料がある場合には、参考文献として記録することができる。

（２）先行意匠調査手法

① 意匠登録出願では、出願人がその意匠において重要と考える形態や、その物品において重視される部分についての説明を記載することを出願人に求めていない。よって、審査官は、まず、先行意匠調査における審査資料の範囲の設定や参考文献の抽出のために、先行意匠調査に先立って、願書の記載及び願書に添付した図面等に基づき、自らその意匠の形態について注意を引く部分や注意を引く程度を推測する必要がある。その推測においては、関連意匠の意匠登録出願の場合は、

本意匠との形態上の共通点、また、意匠登録出願に特徴記載書が提出されている場合は、特徴記載書の内容も参考にする。(131.1「特徴記載書とは」参照)

② 先行意匠調査は、意匠登録出願、公知資料（国内外の図書、国内外の雑誌、国内外のカタログ、国内外の特許庁の意匠公報、インターネット上のホームページ)、公開特許公報及び登録実用新案公報等の審査資料を対象として行う。

③ 審査官としての知識、経験及び本願意匠の属する分野における過去の意匠登録出願の審査判断に基づき、調査すべき審査資料の範囲を設定し、本願意匠と関連性の高い物品分野を優先して調査を行う。通常は、願書の記載及び願書に添付した図面等から、本願意匠の意匠に係る物品が含まれる日本意匠分類を調査範囲として設定し、その日本意匠分類に属する意匠登録出願及び公知資料から調査を開始する。

④ 調査範囲を拡大するべきか否かは、調査範囲として設定した日本意匠分類の調査結果を考慮しつつ決定する。すなわち、本願意匠の意匠に係る物品が含まれる日本意匠分類に属する審査資料を調査した結果、新規性、創作非容易性等を合理的に判断するために十分な先行意匠等が発見できなかった場合において、以下の例のように、新規性、創作非容易性等の判断に資する先行意匠等が発見される可能性がある調査手法が考えられるときは、調査の迅速性と的確性の両面を考慮したうえで、もっとも効率的に先行意匠を発見することが可能と想定される調査手法を追加する。

(調査範囲拡大における先行意匠調査手法の例)

（ｉ）本願意匠の意匠に係る物品と用途（使用目的、使用状態等）及び機能に共通性がある物品が含まれる可能性がある日本意匠分類又はロカルノ協定（注）が定める意匠の国際分類（以下「国際意匠分類」という。）がある場合は、その日本意匠分類又は国際意匠分類に属する意匠登録出願及び公知資料の調査を行う。

（注）
正式には、千九百七十九年九月二十八日に修正された千九百六十八年十月八日にロカルノで署名された意匠の国際分類を定めるロカルノ協定。

（ⅱ）本願意匠の構成要素となる形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が表されている先行意匠等が含まれる可能性がある日本意匠分類又は国際意匠分類がある場合は、その日本意匠分類又は国際意匠分類に属する意匠登録出願及び公知資料の調査を行う。

（ⅲ）本願意匠が部品の意匠又は部分意匠であり、その部品又は「意匠登録を受けようとする部分」の形態が先行意匠の一部として開示された先行意匠が含まれる可能性がある物品を含む日本意匠分類又は国際意匠分類がある場合は、その日本意匠分類又は国際意匠分類に属する意匠登録出願及び公知資料の調査を行う。

（ⅳ）本願意匠の「意匠に係る物品」、「意匠に係る物品の説明」又は「意匠の説明」の欄に、その物品の特徴を表すと認められる語句が記載されている場合は、その語句を「意匠に係る物品」、「意匠に係る物品の説明」又は「意匠の説明」の欄に含む意匠登録出願及びその語句を「意匠に係る物品」に含む公知資料の調査を行う。

（ⅴ）本願意匠の意匠に係る物品に関連する特許の技術分野があり、その技術分野の公開特許公報及び登録実用新案公報等に当該物品の形態が表されている可能性がある場合は、その技術分野に属する公開特許公報及び登録実用新案公報等の調査を行う。

（ⅵ）本願意匠が創作非容易性の登録要件を満たさない可能性がある場合は、必要に応じて、創作非容易性の判断の基礎となる資料及び当業者にとってありふれた手法であること等の根拠となる資料の調査を行う。

（ⅶ）発見された先行意匠に参考文献が記録されている場合は、その先行意匠の参考文献の調査を行う。

（ⅷ）意匠登録出願の出願人が過去に意匠登録出願をしている場合は、その過去の意匠登録出願及びその参考文献の調査を行う。

（３）先行意匠調査の終了

本願意匠について、新規性、創作非容易性等を判断するのに十分な先行意匠等が発見されたとき、又は、調査範囲を拡大しても、有意義な先行意匠等を発見する可能性が非常に小さくなったときは、先行意匠調査を終了することができる。

122.3　新規性、創作非容易性等の検討

先行意匠調査にて発見された先行意匠等の内容が、本願意匠の新規性、創作非容易性等の登録要件（意匠法第３条第１項各号及び第２項、第３条の２）、先願の要件（意匠法第９条）及び関連意匠の要件（意匠法第１０条）に関する拒絶理由を構成するものであるか否かについて、以下の要領で検討する。

また、その他、意匠登録出願が意匠法第１７条各号に規定された拒絶理由に該当するものか否かについて検討する。

（１）資料の書誌的事項の確認

意匠法第３条第１項各号及び第２項の規定の適用を検討する場合には、先行意匠等の公知日と本願意匠の登録要件等の判断の基準日との関係を確認する。(意匠法第３条第１項各号及び第２項の規定の適用を検討する際には、日のみでなく時分も考慮する。)

意匠法第３条の２、第９条、第１０条の規定の適用を検討する場合には、先行意匠（先願の意匠）の登録要件等の判断の基準日と公報発行日及び出願人又は意匠権者と、本願意匠の登録要件等の判断の基準日及び出願人との関係を確認する。

（意匠法第３条の２）

24.1.6.1「意匠登録出願の出願人と先の意匠登録出願の出願人とが同一の者であること」参照

24.1.6.2「(略）先の意匠登録出願が掲載された意匠公報（略）の発行の日前に当該意匠登録出願があったこと」参照

24.1.7「意匠法第３条の２の規定の適用に関する時期的要件」参照

（意匠法第９条）

61.1.10「類似の意匠について異なった日にされた意匠登録出願の取扱い」参照

61.1.11「同一又は類似の意匠について同日にされた意匠登録出願の取扱い」参照

61.1.12「意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての新出願の意匠法第９条第１項又は第２項の規定の判断の基準日」参照

61.1.13「パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願の意匠法第９条第１項又は第２項の規定の判断の基準日」参照

（意匠法第１０条）

73.1.1.1「本意匠と同一の意匠登録出願人による意匠登録出願であること」参照

73.1.1.3「本意匠の意匠登録出願の日以後であって、本意匠に係る意匠公報（略）の発行の日前に出願された意匠登録出願であること」参照

なお、ここでいう「登録要件等の判断の基準日」とは以下のいずれかの日のことをいう。

①　出願日

②　パリ条約による優先権等の基礎となる第一国への最初の出願の日
③　分割出願、変更出願の場合のもとの出願の出願日
④　補正却下後の新出願の場合の手続補正書の提出日

発見された先行意匠が、新規性の喪失の例外（意匠法第４条第１項又は第２項）の規定の適用を受けようとする公開意匠であるときは、新規性喪失の例外の規定の適用の申請が所定の要件を満たしているか否かを確認する。（第３部「新規性の喪失の例外」参照）

（２）新規性等の判断における意匠の類否判断（→ 22.1.3）

新規性（意匠法第３条第１項各号）、先願（意匠法第９条）、先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外（意匠法第３条の２）に関する拒絶理由を検討する際の、先行意匠と本願意匠との対比及び判断は、主に以下の点に留意して行う。

①　本願意匠と拒絶理由の通知において引用する先行意匠（以下「引用意匠」という。）の類否判断は、需要者（取引者を含む）を判断主体とする。

②　本願意匠と引用意匠の意匠に係る物品の用途及び機能が同一又は類似であるか否かを判断する。この場合、物品の詳細な用途及び機能を比較した上でその類否を決するまでの必要はなく、物品の用途（使用目的、使用状態等）及び機能に共通性がある物品であれば、物品の用途及び機能に類似性があると判断するに十分である。

③　本願意匠と対比可能な程度に十分に引用意匠が表されていることを確認し、本願意匠と引用意匠を対比し、意匠に係る物品全体の形態（基本的構成態様）及び各部の形態における共通点及び差異点を認定したうえで、さらに共通点及び差異点の個別評価を以下の（ｉ）と（ⅱ）の観点から行う。

（ｉ）その形態を対比観察した場合に注意を引く部分か否かの認定及びその注意を引く程度の評価

（ⅱ）先行意匠群との対比に基づく注意を引く程度の評価

部分意匠については「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能、位置、大きさ、範囲、形態の共通点及び差異点を認定したうえで、さらに共通点及び差異点の個別評価を行う。（71.4.2.2.1「公知の意匠と部分意匠との類否判断」参照）

④　両意匠の全ての共通点及び差異点を総合的に観察した場合に、意匠全体として需要者（取引者を含む）に対して異なる美感を起こさせるか否かを判断する。

（３）創作非容易性の判断（→ 第２部 第３章）

創作非容易性（意匠法第３条第２項）の判断は、本願意匠が、先行意匠等に基づいて、容易に創作できたものであるか否かを検討することにより行う。

創作非容易性の判断は、主に以下の点に留意して行う。

①　その意匠の属する分野における通常の知識を有する者（当業者）を創作非容易性の判断主体とする。

②　創作非容易性の判断の基礎となる資料が公然知られたものであること又は広く知られたものであることを確認する。また、公然知られたものである場合は、その事実の証拠を確認する。

③　当業者にとってありふれた手法によって創作された意匠であることを示す具体的な事実の証拠を確認する。

（４）意匠法第１７条各号に該当するか否かの判断

意匠登録出願が意匠法第１７条各号に規定された拒絶理由に該当するものか否かについて検討する。例えば、意匠に不登録事由があるかどうか（意匠法第５条各号）、意匠登録出願が経済産業省令で定める物品の区分又はそれと同程度の区分によるものかどうか（意匠法第７条）について検討する。（第４部「意匠登録を受けることができない意匠」参照、第５部「一意匠一出願」参照）

122.4　拒絶理由の通知

拒絶理由を発見した場合には、出願人に対し、拒絶理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書の提出の機会を与える（意匠法第１９条において準用する特許法第５０条）。

122.4.1　拒絶理由の通知を行う際の留意事項

拒絶理由の通知を行う際には、主に以下の点に留意して、出願人が拒絶理由の主旨を明確に理解できるように具体的に指摘する。

（１）拒絶理由は、出願人が理解しやすいようにできるだけ平明な文章で、要点をわかりやすく記載する。

（２）意匠が具体的なものではなく、意匠法第３条第１項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当しないことが明らかな意匠については、願書の記載及び願書に添付した図面等における不備の箇所及びその理由を具体的に示す。（21.1.2「意匠が具体的なものであること」参照）

（３）本願意匠が意匠法第３条第１項各号、第３条の２、第９条第１項の規定に該当し、新規性、先願等の要件を満たさない場合は、拒絶理由通知書に審査判断の理由を具体的に示す。また、引用意匠の特定にあたっては、引用意匠の出典がわかる情報（文献名、発行日、号、巻、掲載頁、掲載位置等）を記載する。その際、本願意匠が部品の意匠又は部分意匠である場合は、必要に応じて対比、判断をするための引用部分を明示する。

なお、本願意匠が意匠法第３条の２の規定と意匠法第９条第１項の規定に同時に該当する場合（本願意匠と先願の意匠が同一又は類似の部分意匠であり、それぞれの出願人が同一でない場合）は、審査実務上、意匠法第３条の２の規定を適用する。（71.9.1.1「意匠法第９条第１項において類似するものと認められる部分意匠の意匠登録出願の例」参照）

（４）本願意匠が意匠法第３条第２項の規定に該当し、創作非容易性の登録要件を満たさない場合は、拒絶理由通知書に審査判断の理由を具体的に示す。その際、提示を要しないほど明らかな場合を除き、創作非容易性の判断の基礎となる資料及び当業者にとってありふれた手法によって創作された意匠であることを示す具体的な事実を提示する。（23.6「創作非容易性の判断の基礎となる資料の提示」参照、23.7「当業者にとってありふれた手法であることの提示」参照）

創作非容易性の判断の基礎となる資料の提示にあたっては、出典がわかる情報（文献名、発行日、号、巻、掲載頁、掲載位置等）を記載する。

なお、意匠法第３条第２項の規定は、本願意匠が、意匠法第３条第１項各号に規定する意匠に該当しない場合に限り適用する。（23.8「意匠法第３条第１項各号との適用関係」参照）

（５）意匠登録出願が意匠法第７条に規定する一意匠一出願の要件を満たさない場合は、拒絶理由通知書に経済産業省令で定める物品の区分又はそれと同程度の区分により意匠ごとにされているものとは認められない理由を具体的に示す。（第５部「一意匠一出願」参照）

122.4.2　出願人との意思疎通の確保

（１）審査官は、迅速、的確な審査に資すると認められる場合には、出願人との意思疎通を確保するための補助的な手段として、電話、ファクシミリ、面接等を活用し、出願人に対して丁寧でわかりやすい対応に努める。面接等は『面接ガイドライン【意匠審査編】』に基づいて行い、手続の透明性を確保すべく面接記録又は応対記録を作成する。なお、意匠登録出願に代理人がある場合は、原則として代理人と面接等を行う。

なお、意匠に係る物品全体の形態の開示がなされていない場合に開示された範囲について意匠登録を受けようとする部分意匠と捉えることで、一の創作の内容が特定できる場合等、拒絶理由に該当しない場合は、開示されていない部分等についての出願人の意図を確認したり、補正を促したりするための応対は行わない。

（２）担当審査官が変更されても、審査の継続性を維持、確保する運用が行われるようにする。もし、前任の審査官と異なる判断をする場合には、特に出願人との意思疎通に留意する。

122.5　国際意匠登録出願の場合の拒絶の通報

国際意匠登録出願が我が国の法令に基づく保護の付与のための条件を満たしていない場合、拒絶の通報を行う（ジュネーブ改正協定第１２条(1)及び(2)）。

122.5.1　拒絶の通報

拒絶の通報を行う際には、以下の点に留意する。

（１）国際意匠登録出願が我が国の法令に基づく保護の付与のための条件を満たしていない場合には、以下の場合が含まれる。

① 当該国際意匠登録出願が拒絶理由（意匠法第１７条各号）に該当する場合（国際意匠登録出願の場合の拒絶理由の通知は、拒絶の通報により行う。）

② 当該国際意匠登録出願に関する手続又は処分の確定を待つ必要がある場合

③ 当該国際意匠登録出願以外の出願に関する処分の確定を待つ必要がある場合（待ち通知）

一度拒絶の通報を行った場合、以後の手続では、拒絶理由の通知等は拒絶の通報によらず、通常の拒絶理由通知等により行う。

（２）上記（１）①～③のいずれかに該当する場合、国際公表後１２月以内に国際事務局に対して拒絶の通報を行う（ジュネーブ改正協定第１２条(2)(a)、ハーグ協定共通規則第１８規則(1)(b)）。

（３）拒絶の通報には、その根拠となる全ての理由（注）を記載する（ジュネーブ改正協定第１２条(2)(b)）。また、当該理由に対応する法令の主要な規定について言及する（ハーグ協定共通規則第１８規則(2)(iii)）。

（注）
拒絶の通報に記載すべき「全ての理由」は、拒絶の通報を行う時点で提示し得る理由であって、同時に通知することが合理的な範囲のものとする。

（４）拒絶の通報は英語で行う（ハーグ協定共通規則第６規則(3)(i)）。

122.6　意見書又は手続補正書が提出されたとき

（１）意見書又は手続補正書の内容の検討

拒絶理由を通知した後に、意見書又は手続補正書が提出された場合は、意見書を精読し、意見書の内容を十分に理解した上で、意見書において主張されている各事項について検討を行い、また、手続補正書の内容を十分に検討し、先に示した拒絶理由が解消されたかどうかを判断する。

（２）手続補正書の取扱い

願書又は図面等に対してなされた補正が、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものと認められる場合（以下①②に示す場合）には、当該補正を決定をもって却下する（意匠法第１７条の２）。補正の却下の決定は、その理由（複数ある場合はその全ての理由）を示して行う。（82.1「補正の却下とは」参照）

①　その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる意匠の同一の範囲を超えて変更する補正

②　出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとする補正

補正が、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものでない場合は、補正後の願書の記載及び願書に添付した図面等に基づいて審査を継続する。

なお、補正は、意匠登録出願が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、することができる（意匠法第６０条の２４）。（81.1.2「補正の時間的制限」参照）

（３）意見書又は手続補正書提出後の拒絶理由の通知

意見書又は手続補正書の提出により先に通知した拒絶理由は解消されたが、他に拒絶理由を発見したときは、改めて拒絶理由を通知する。

122.7　査定

122.7.1　登録査定

審査官は、意匠登録出願について拒絶理由を発見しない場合は登録査定をする。意見書又は手続補正書の提出により拒絶理由が解消され、他に拒絶理由を発見しない場合は登録査定をする（意匠法第１８条）。

登録査定に際しては、本願意匠について、拒絶理由を構成するには至らないが、以下に示す先行意匠等に該当し、審査において特に参考にしたものについては、その先行意匠等が掲載されている審査資料を参考文献として意匠公報に掲載する。

（１）本願意匠と、意匠全体として共通点が認められる先行意匠

（２）本願意匠と、形態の一部において共通点が認められる先行意匠等

122.7.2　拒絶査定

拒絶理由の通知に対する意見書及び手続補正書によっても、拒絶理由が解消しない場合は、すみやかに拒絶査定をする（意匠法第１７条）。

拒絶査定に際しては、以下の点に留意する。

（１）拒絶理由が解消されていない具体的な理由がわかるように、平明な文章で記載する。

（２）意見書において主張されている事項については、拒絶理由の主旨に添って、審査官の判断を明確に記載する。

（３）通知した拒絶理由にとらわれて、新たな先行意匠等を引用して、無理な拒絶査定をしてはならない。ただし、ありふれた態様であることや当業者にとってありふれた手法であることを補強するための先行意匠等の提示を行うことはできる。

【図】審査の主な流れ

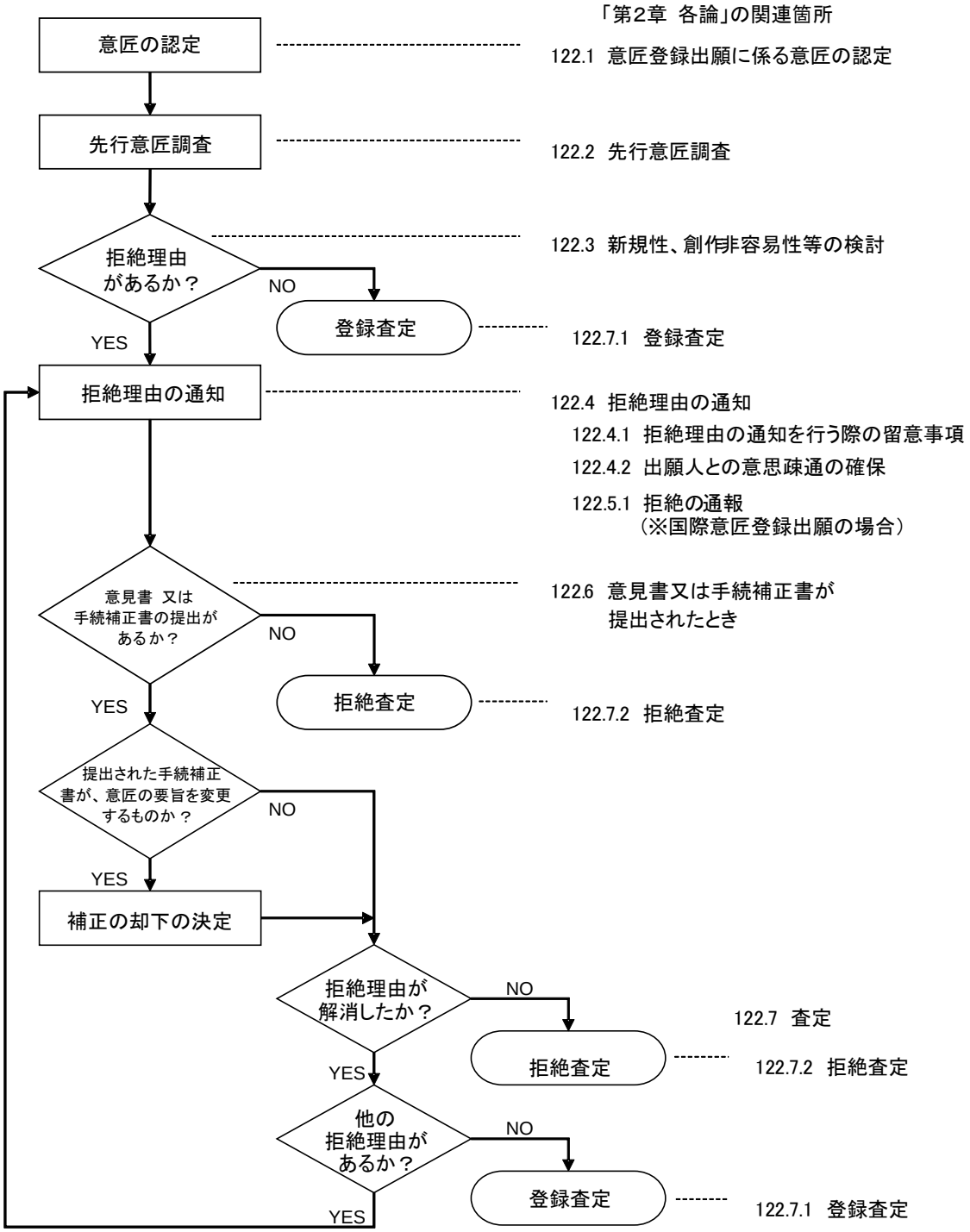
「第2章 各論」の関連箇所
意匠の認定
122.1 意匠登録出願に係る意匠の認定
先行意匠調査
122.2 先行意匠調査
拒絶理由があるか？
122.3 新規性、創作非容易性等の検討
NO
登録査定
122.7.1 登録査定
YES
拒絶理由の通知
122.4 拒絶理由の通知
122.4.1 拒絶理由の通知を行う際の留意事項
122.4.2 出願人との意思疎通の確保
122.5.1 拒絶の通報
（※国際意匠登録出願の場合）
意見書 又は手続補正書の提出があるか？
122.6 意見書又は手続補正書が提出されたとき
NO
拒絶査定
122.7.2 拒絶査定
YES
提出された手続補正書が、意匠の要旨を変更するものか？
NO
YES
補正の却下の決定
拒絶理由が解消したか？
NO
122.7 査定
拒絶査定
122.7.2 拒絶査定
YES
他の拒絶理由があるか？
NO
登録査定
122.7.1 登録査定
YES

第１３部　その他

第１章　特徴記載書

131　関連条文

意匠法施行規則

第六条　意匠登録を受けようとする者又は意匠登録出願人は、意匠登録を受けようとする意匠又は意匠登録出願に係る意匠の特徴を記載した特徴記載書を、願書を提出するとき又は事件が審査、審判若しくは再審に係属しているときは、提出することができる。

２　特徴記載書を提出するときは、様式第九によらなければならない。

３　登録意匠の範囲を定める場合においては、特徴記載書の記載を考慮してはならない。

131.1　特徴記載書とは

審査官は、意匠登録出願に係る意匠の認定（第１部「願書・図面」第２章「意匠登録出願に係る意匠の認定」参照）あるいは類否判断、拒絶の理由にその記載内容を直接の根拠として用いてはならないが、当該記載内容を見ることにより、例えば、審査における的確なサーチ範囲の決定のための参考情報となることから、審査の迅速化が期待される。

登録された場合には、意匠の特徴及び説明図の記載内容を意匠公報に掲載することにより、第三者に、その登録意匠の創作に関する出願人の主観的意図を知らせることができる。

記載内容は、意匠法第２４条に規定する登録意匠の範囲を定める基礎とはしないため、権利範囲に対しては、直接的に何ら影響を与えない。

131.1.1　提出手続

特徴記載書の提出は義務ではなく、意匠登録を受けようとする者又は意匠登録出願人の選択により提出することができる任意の手続である。

提出は、願書を提出するとき、又は出願が審査、審判若しくは再審に係属しているときに限りすることができる。

131.1.2　意匠公報への掲載

特徴記載書中の意匠の特徴及び説明図の記載内容は、出願人が提出したものを原則としてそのまま意匠公報へ掲載する。新たな特徴記載書の提出があった場合は、最新の特徴記載書の記載内容のみを掲載する。

なお、意匠法第６６条第３項の規定に基づく意匠公報（同日競願に係る協議不成立又は不能の場合の拒絶確定出願を公示する公報）には、当該記載内容を掲載しない。特徴記載書の記載中に、公報掲載が不適当な表現等を含む場合は、その部分の公報掲載をしないこととする。

別添　　組物の構成物品の例

	組物	構成物品	備考
1	一組の下着セット	ブラジャー ガードル パンティ スリップ キャミソール ペチコート ボディスーツ	
2	一組のカフスボタン及び ネクタイ止めセット	カフスボタン ネクタイ止め	
3	一組の装身具セット	ネックレス イヤリング	
4	一組の喫煙用具セット	卓上ライター 灰皿	
5	一組の美容用具セット	電気マッサージ器 電気眉毛そり器	いずれかの欄の構成物品の組み合わせ方によるもの
		電気洗顔パフ 電気吸引パター	
6	一組のひなセット	内裏びな 三人官女 五人ばやしびな 左右大臣びな	
7	一組の洗濯機器セット	電気洗濯機 衣類乾燥機	
8	一組の便所清掃用具セット	ケース付たわし 汚物入れ	
9	一組の洗面用具セット	歯ブラシ立て コップ	
10	一組の電気歯ブラシセット	電気歯ブラシ ホルダー	
11	一組のキャンプ用鍋セット	なべ フライパン	

12	一組の紅茶セット	紅茶わん及び受皿 ティーポット ミルクピッチャー 砂糖入れ	
13	一組のコーヒーセット	コーヒー茶わん 及び受皿 コーヒーポット ミルクピッチャー 砂糖入れ	
14	一組の酒器セット	グラス 氷入れ	いずれかの欄の構成物品の組み合わせ方によるもの
		グラス デカンタ	
		徳利 杯	
15	一組の食卓用皿及び コップセット	食卓用皿 コップ	
16	一組のせん茶セット	せん茶茶碗 きゅうす	
17	一組のディナーセット	肉皿 パン皿 スープ皿 紅茶わん及び受皿 大鉢 ミルクピッチャー 砂糖入れ	
18	一組の薬味入れセット	食卓塩振り こしょう振り	いずれかの欄の構成物品の組み合わせ方によるもの
		しょう油つぎ ソースつぎ	
19	一組の飲食用ナイフ、 フォーク及び スプーンセット	ナイフ フォーク スプーン	
20	一組のいすセット	いす　（二以上）	
21	一組の応接家具セット	テーブル 安楽いす	

22	一組の屋外用いす及び テーブルセット	屋外用いす 屋外用テーブル	
23	一組の玄関収納セット	下駄箱 収納棚	
24	一組の収納棚セット	収納棚　（二以上）	
25	一組の机セット	机 脇机	
26	一組のテーブルセット	テーブル　（二以上）	
27	一組の天井灯セット	天井灯 天井灯用つり飾り	
28	一組のエアーコン ディショナーセット	エアーコンディショナー エアーコンディショナー室外機	
29	一組の洗面化粧台セット	洗面化粧台 化粧鏡 収納棚	
30	一組の台所セット	流し台 調理台 ガス台 収納棚	
31	一組の便器用付属品セット	便蓋カバー 便座カバー 便所用マット	
32	一組の紅茶セットおもちゃ	各構成物品は上記おもちゃでない組物にそれぞれ準ずる。	
33	一組のコーヒーセット おもちゃ		
34	一組のディナーセット おもちゃ		
35	一組の薬味入れセット おもちゃ		
36	一組のナイフ、フォーク 及びスプーンセット おもちゃ		
37	一組のゴルフクラブセット	ゴルフクラブ （二以上）	
38	一組のドラムセット	ドラム シンバル	

39	一組の事務用具セット	はさみ ペーパーナイフ ペーパーカッター 定規 ステープラー	
40	一組の筆記具セット	シャープペンシル ボールペン 万年筆 マーキングペン	
41	一組の自動車用 エアスポイラーセット	自動車用空気整流器 （二以上）	
42	一組の自動車用 シートカバーセット	シートカバー （二以上）	
43	一組の自動車用 フロアマットセット	フロアマット （二以上）	
44	一組の自動車用 ペダルセット	アクセルペダル ブレーキペダル	
45	一組の自動二輪車用 カウルセット	カウル　（二以上）	
46	一組の自動二輪車用 フェンダーセット	フロントフェンダー リアフェンダー	
47	一組の車載用経路誘導機 セット	車載用経路誘導機本体 モニターテレビ受像機	
48	一組のオーディオ機器 セット	チューナー アンプ スピーカーボックス	
49	一組の車載用オーディオ 機器セット	車載用チューナー 車載用アンプ スピーカーボックス	
50	一組のスピーカー ボックスセット	スピーカーボックス （二以上）	
51	一組のテレビ受像機セット	テレビ受像機 テレビ台	
52	一組の光ディスク再生機 セット	モニターテレビ 受像機 光ディスク再生機	

53	一組の電子計算機セット	電子計算機 電子計算機用データ表示機又は データ出力機	いずれかの欄の構成物品の組み合わせ方によるもの
		電子計算機用データ表示機付き 電子計算機 電子計算機用 キーボード又は データ入力機	
		電子計算機用 キーボード付き 電子計算機 電子計算機用 データ表示機	
		電子計算機 （二以上（複数の筐体により構成されたもの））	
		電子計算機 データ入出力用 補助機	
54	一組の自動販売機セット	自動販売機 （二以上）	
55	一組の医療用エックス線撮影機セット	エックス線撮影機 医療用ベッド	
56	一組の門柱、門扉及びフェンスセット	門柱 門扉 フェンス	